

令和2年度

三重県産業廃棄物実態調査業務報告書

(平成30年度実績)

令和2年8月

三 重 県

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
1. 調査対象期間	1
2. 調査対象廃棄物	1
3. 調査対象業種	3
4. 調査対象区域	4
5. 発生量及び処理状況の流れ	6
第3節 調査の方法	8
1. 調査方法の概要	8
2. 標本調査について	9
第4節 調査結果の利用上の留意事項	13
1. 産業廃棄物の種類の区分について	13
2. 委託中間処理後の残さ量について	13
3. 建設業の地域別発生量について	13
4. 単位と数値に関する処理	13
5. 農業、鉱業の取り扱い	14
第5節 調査結果	14
1. 回収結果	14
第2章 調査結果	16
第1節 結果の概要	16
第2節 排出・搬出状況	17
1. 種類別の排出状況	17
2. 業種別の排出・搬出状況	18
3. 地域の排出状況	19
第3節 処理状況	20
1. 発生から処理・処分までの流れ	20
2. 自己中間処理状況	23
3. 委託処理状況	24
4. 再生利用状況	25
5. 最終処分状況	26
第4節 業種別の調査結果	27
1. 建設業	27

2. 製造業	29
3. 電気・水道業	31
4. 情報通信業	33
5. 運輸業	35
6. 卸・小売業	37
7. 物品賃貸業	39
8. 学術研究・専門サービス業	41
9. 宿泊業・飲食業	43
10. 生活関連サービス業	45
11. 教育、学習支援業	47
12. 医療・福祉	49
13. 複合サービス事業	51
14. サービス業	53
第3章 産業廃棄物発生量等の比較と将来の見込み	55
第1節 前回調査との比較	55
1. 発生・排出状況の比較	55
2. 再生利用量の比較	56
3. 最終処分量の比較	56
4. 処理状況の比較	57
第2節 将来の見込み	58
1. 排出量の将来予測	58
2. 処理量の将来予測	60
第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物	61
第1節 農業	61
第2節 鉱業	61
第3節 農業、鉱業を含めた排出量等	63
1. 発生から処理・処分までの流れ	63
2. 農業、鉱業を含めた総排出量	64
3. 農業、鉱業を含めた再生利用量	65
4. 農業、鉱業を含めた最終処分量	66
第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(排出事業者対象)	67
第1節 調査概要	67
第2節 意識調査回答の概要	67

第3節 意識調査の集計結果	68
1 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等	68
2 産業廃棄物の適正処理への取組	82
3 産業廃棄物処理体制の整備	97
4 不法投棄を許さない社会をつくる取組	101
5 三重県の廃棄物関連施策	105
第6章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(処理業者対象)	115
第1節 調査概要	115
第2節 意識調査回答の概要	115
第3節 意識調査の集計結果	115
1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類	115
2 今後の廃棄物処理事業	116
3 産業廃棄物の適正処理に係る取組	122
4 災害、事故等に備えた措置	133
5 三重県の廃棄物関連施策	134

第 1 章 調査の概要

第 1 節 調査の目的

本調査は、三重県内の事業所に対して、産業廃棄物の発生から処理、処分に関する状況や取組を総合的に調査し状況把握を行うとともに、産業廃棄物の減量化やリサイクルの取組状況や意識調査についても取りまとめることによって、産業廃棄物に関する実態を把握することを目的とした。

なお、本調査の結果は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 に規定する都道府県廃棄物処理計画の策定のための基礎資料として活用する。

第 2 節 調査に関する基本的事項

1. 調査対象期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）とし、図表 1-1 及び図表 1-2 に示す分類に区分した。

また、水銀使用製品産業廃棄物については、個別に区分することとした。

表 1-2-1 調査対象廃棄物（その 1）

産業廃棄物の分類 () 内は、細区分。
<ul style="list-style-type: none">・ 燃え殻（水銀含有、その他）・ 汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、下水汚泥、水銀含有）・ 廃油（一般廃油（動物性油脂等、植物性油脂）、廃溶剤、固形油、油泥）・ 廃酸（水銀含有、その他）・ 廃アルカリ（水銀含有、その他）・ 廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ、石綿含有）・ 紙くず（紙くず、建設工事紙くず）・ 木くず（木くず、建設工事木くず）・ 繊維くず（繊維くず、建設工事繊維くず）・ 動植物性残さ・ ゴムくず・ 金属くず・ ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず (ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、石綿含有)・ 鉱さい（廃砂、水銀含有、その他）・ がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、石綿含有、その他）・ ばいじん（水銀含有、その他）・ 家畜ふん尿、家畜の死体、動物系固形不要物・ 13号廃棄物
<ul style="list-style-type: none">・ 水銀使用製品産業廃棄物

表 1-2-2 調査対象廃棄物（その 2）

特別管理産業廃棄物の分類
<ul style="list-style-type: none">・ 廃油（引火性廃油）・ 廃酸（pH が 2.0 以下のもの）・ 廃アルカリ（pH が 12.5 以上のもの）・ 感染性産業廃棄物・ 特定有害産業廃棄物（PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃石綿、その他）・ 廃水銀等

また、調査に当たって、有償物・副産物、発生時の廃棄物の種類等については、下記に示す取扱いをした。

- (1) 法令上廃棄物とならない有償物も今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、今回の調査対象に含めた。
- (2) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条で、産業廃棄物となる業種が指定されている。このため、指定された業種以外の事業所から発生した紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物については、原則として事業系一般廃棄物とし、調査対象から除外した。ただし、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは、産業廃棄物として取り扱われるため、パレットに係る木くずはすべての業種で産業廃棄物として集計した。
- (3) 酸性又はアルカリ性の排水であって、これを公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥（沈でん物）を調査対象廃棄物とし、脱水前の量を発生量とした。
- (4) 自社で廃棄物を焼却処理した場合は、焼却処理前の廃棄物を発生量とし、焼却処理後は自己中間処理後量として計上した。

3. 調査対象業種

調査対象業種は、「日本標準産業分類（総務省）」（平成25年10月改定版）の業種区分を基本とし、表1-2-3に示す業種を調査対象とした。

また、調査対象業種の名称については、本報告書では略称で統一し表記した。

表1-2-3 調査対象業種一覧

業種名	略称
農林業	農林業
農業	農業
林業	林業
漁業	漁業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
家具・装備品製造業	家具・装備品
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品等
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報通信機器
輸送用機械器具製造業	輸送機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業
電気業	電気業
ガス業	ガス業
熱供給業	熱供給業
水道業	水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業、郵便業	運輸・郵便業
卸売業、小売業	卸・小売業
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	飲食・宿泊
生活関連サービス業、娯楽業	生活関連・娯楽
教育、学習支援業	教育・学習支援
医療、福祉	医療、福祉
複合サービス事業	複合サービス事業
サービス業(他に分類されないもの)	サービス
公務	公務

4. 調査対象区域

調査対象区域は、三重県全域とした。なお、本調査では産業廃棄物の発生等の地域特性を把握するため、県内を表 1-2-4 に示す 9 地域に区分した。

表 1-2-4 調査対象地域区分表

地 域 名	市 町 村 名
桑名・員弁地域	桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町
四日市地域	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山地域	鈴鹿市、亀山市
津地域	津市
松阪地域	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、玉城町、南伊勢町、度会町、志摩市、大紀町
伊賀地域	伊賀市、名張市
尾鷲地域	尾鷲市、紀北町
熊野地域	熊野市、御浜町、紀宝町

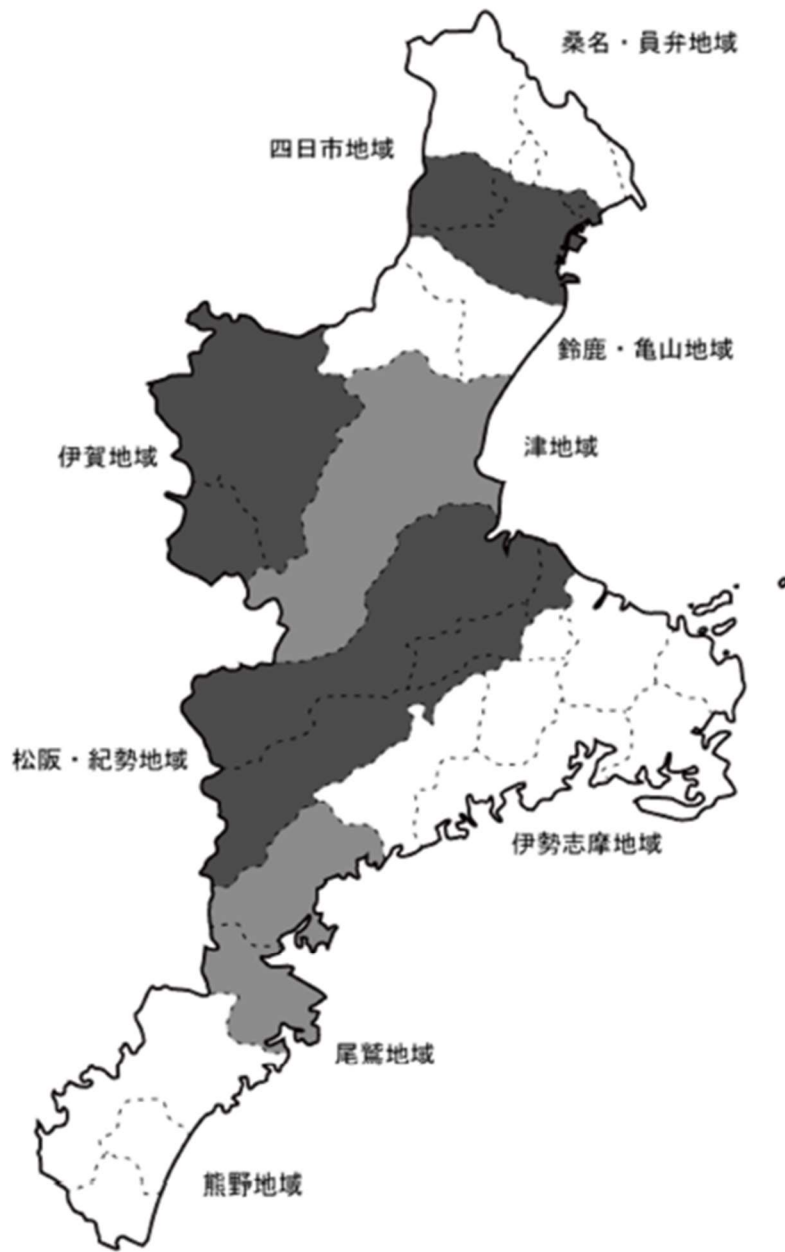


图 1-2-1 三重県地域区分图

5. 発生量及び処理状況の流れ

調査の集計結果は、図 1-2-2 に示す発生量及び処理状況の流れ図に示した項目により取りまとめた。

なお、図 1-2-2 に示した各項目の用語の定義は、表 1-2-5 に示すとおりである。

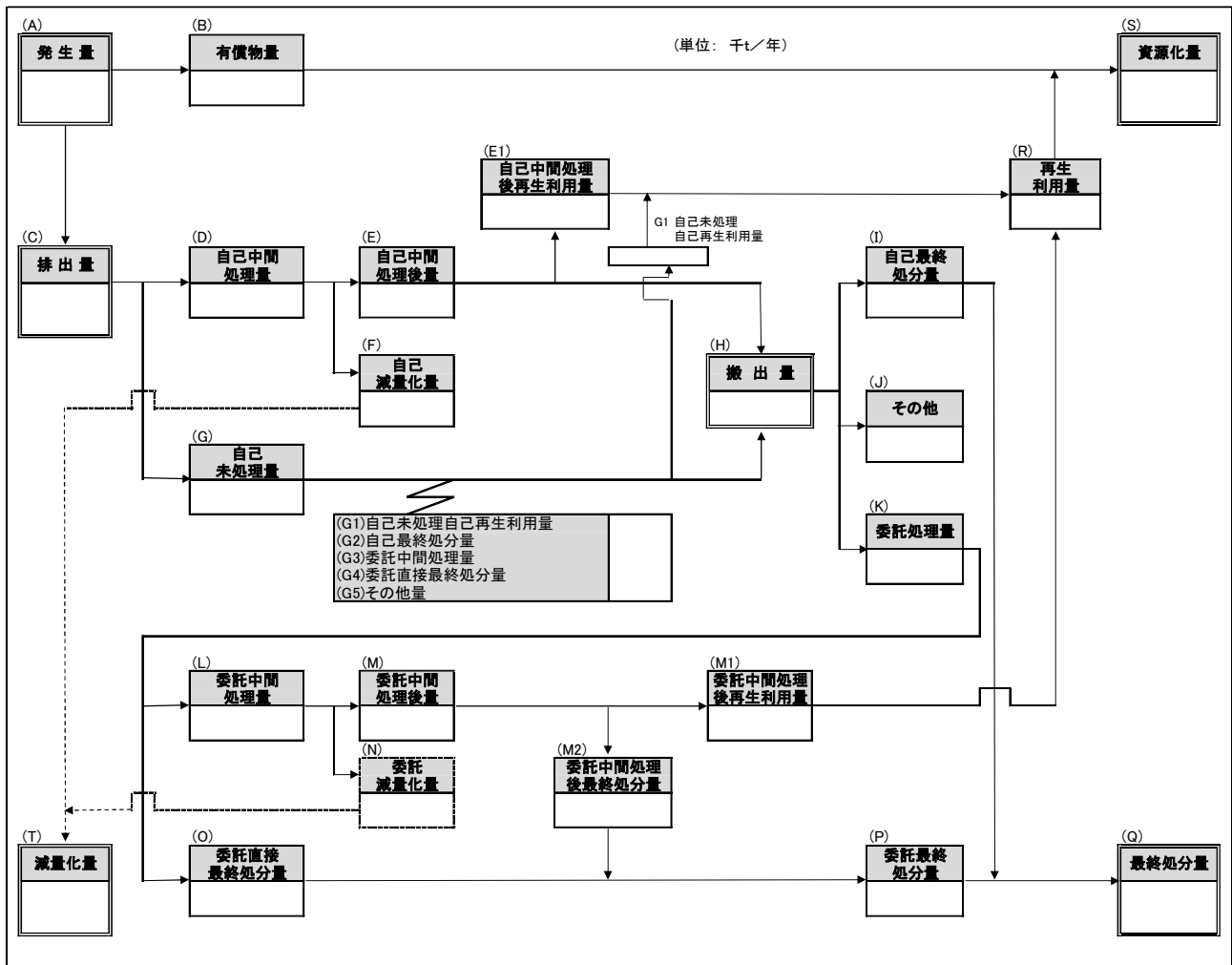


図 1-2-2 発生量及び処理状況の流れ図

表 1-2-5 「発生量及び処理状況の流れ図」に係る用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量(他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C) 排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	(C)の排出量のうち、排出事業者自らが中間処理した廃棄物量で処理前の量
(G) 自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己未処理自己最終処分量	(I)の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分した量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	(L)の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理した量
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	(O)の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) 自己未処理その他量	(J)のその他量のうち、自己未処理のその他量
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理した後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し、または他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量
(H) 搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他量及び(K)の委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	事業場内等に保管されている量等
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を他者に委託した量
(L) 委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用しまたは他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者または処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者または処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1. 調査方法の概要

本調査は、郵送によるアンケート調査をベースとしており、アンケート調査によって得られた産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容（集計値）と産業廃棄物の発生量に関連した指標（活動量指標：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行うものである。

なお、調査対象者の選定にあたっては、平成29年次事業所母集団データベース、事業所・企業統計データを基に、業種別、従業者規模別等に事業所を層別し、表1-3-2に示す方法で調査対象事業所を選定した。産業廃棄物処分業者に関しては、県が保有する名簿を使用した。

表1-3-1 調査方法の概要

業種	調査方法			備考
	全数調査	標本調査	資料調査	
農業			○	
鉱業、採石業、砂利採取業	○			
電気・ガス・熱供給・水道業	○			
医療・福祉（病院）	○			
上記以外業種	○	○		一定規模以上は全数調査。 一定規模未満は標本調査。

注1) 全数調査とは、産業廃棄物の発生量及び処理状況の実態をより正確に把握するため、特定の業種あるいは事業所等を調査対象として全数を抽出・回収し、その発生量及び処理状況の実績量を把握する方法。

注2) 標本調査とは、標本調査対象業種に分類される事業所から一部の調査事業所を抽出し、抽出された排出事業所からのアンケート調査に基づいて産業廃棄物の実態を把握する方法。

2. 標本調査について

(1) 標本抽出方法

標本の抽出に当たっては、表 1-3-2 に示す標本抽出方法に基づき、平成 29 年次事業所母集団データベースから該当事業所を有意に抽出した。

なお、無作為抽出については、全数抽出対象事業所（平成 30 年度多量排出事業者を含む）を選定した後、全体として対象事業者が 6,000 社前後となるよう抽出した。業種間の割り振りについては、産業廃棄物関連データ（平成 30 年度実績：多量排出事業者の産業廃棄物処理実施状況報告書等）をもとに、産業廃棄物の排出量の多い業種（寄与率が高い）を考慮し抽出した。

表 1-3-2 標本抽出方法

業種	標本抽出方法等
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所母集団データベースに登録された事業所を全数抽出
建設業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金 1 千万円以上：全数抽出 ・ 資本金 500 万円以上 1 千万円未満：無作為抽出 ・ 県外に本社を有す企業（ゼネコン）については、（社）日本建設業団体連合会会員名簿及び日本土木工業会会員名簿より抽出 ただし、平成 30 年度多量排出事業者については、全数抽出
製造業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数 30 人以上：全数抽出 ・ 従業者数 30 人未満：無作為抽出 ただし、平成 30 年度多量排出事業者については、全数抽出
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所母集団データベースに登録された事業所を全数抽出
医療・福祉	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院：全数抽出 ・ 病院以外：無作為抽出
上記以外業種	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数 30 人以上は全数抽出 ・ 従業者数 30 人未満は無作為抽出 ただし、平成 30 年度多量排出事業者については、全数抽出

(2) 標本抽出結果

(1) に基づき抽出した結果は表 1-3-3 のとおり 6,109 件であった。また、産業廃棄物処分業者は 246 件であった。

表 1-3-3 標本抽出結果

業種	多量排出事業者	一定規模以上全数抽出事業者	無作為抽出事業者
鉱業、採石業、砂利採取業	5	37	0
建設業	239	1,231	502
製造業	210	975	69
電気・ガス・熱供給・水道業	43	99	0
医療・福祉	21	95	26
上記以外業種	5	2,482	70
計	523	4,919	667

(3) アンケート調査項目

アンケート調査の項目は、活動量指標（製造品出荷額等）と廃棄物の排出量及び処理状況に関するものとし、具体的には表 1-3-4 に示す内容とした。なお、調査票の形式は、各業種で排出される廃棄物や処理状況の特性を考慮して、次の 3 種類の調査票を作成した。

- 建設業
- 医療・福祉
- 製造業等（上記以外の業種）

実際に調査に使用した各種調査票については、本報告書巻末に掲載したとおりである。また、本調査では、実態調査に加え、意識調査も実施し、排出事業者の産業廃棄物に関する意識・課題の把握に努めた。

表 1-3-4 調査項目

調査項目	内容
事業所の属性 (実態調査)	事業所名、所在地、代表者名、事業内容、業種名等
事業活動量 (実態調査)	建設業：元請工事件数、元請完成工事高（三重県内）及び地域ごとの割合 製造業：従業者数、製造品出荷額等 医療業：従業者数、病床数 上記以外の業種：従業者数
産業廃棄物の発生量及び処理の状況 (実態調査)	○発生状況 産業廃棄物の名称、分類、種類別の年間発生量、水銀使用製品産業廃棄物であるか否か ○自己中間処理状況 中間処理方法、中間処理後量 ○自己処分、再生利用、業者等委託状況 ・自己処分 自社処分場で埋立処分、自社で再生利用、売却、自社で保管 ・委託処理 処理業者に焼却・中和等の中間処理を委託、 処理業者に直接埋立処分を委託 廃品回収業者（専ら再生業者）で再利用、 市町村で処理 その他 ・委託処理に関するその他の事項 委託中間処理方法（1～3次処理）、資源化用途、中間処理又は再生利用先の名称・所在市町村名、直接埋立処分又は中間処理後埋立処分先の名称・所在市町村名 ※上記の調査により、県内発生産業廃棄物における埋立処分量について、県内・県外での埋立処分量を集計・算出するものとする。
事業者の廃棄物処理に関する取組み状況と意識（排出事業者意識調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量抑制の実施状況 ・中間処理（減量化）の実施状況 ・再生利用の実施状況 ・廃棄物の将来動向 ・電子マニフェストシステム、優良産 廃処理業者の活用状況 ・その他県の制度に関する調査 ・その他要望等
廃棄物処理の今後の取組に関する（産業廃棄物処理業者調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の廃棄物処理事業について ・産業廃棄物の適正処理に係る取組 ・災害、事故等に備えた措置 ・県の制度に関する調査 ・その他要望等

(4) アンケート送付数

アンケート調査の送付種類と件数は、表 1-3-5 のとおりであった。

表 1-3-5 アンケート送付数

調査項目	排出事業者	産業廃棄物 処分業者
実態調査	6,109	—
排出事業者意識調査	6,109	—
産業廃棄物処理業者意識調査	—	246

(5) 発生原単位の作成と調査対象全体の発生量の推計方法

①発生原単位の算出

発生原単位とは、活動量指標単位当たりの産業廃棄物発生量を示すものであり、アンケート調査によって得られた標本の業種別、種類別の集計産業廃棄物量と、業種別の集計活動量指標から、図 1-3-1 に示す A 式によって算出する。

②調査対象全体の発生量の推計方法

①で算出された発生原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、図 1-3-1 に示す B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

①発生原単位の算出		
A 式	$\alpha = W / O$	α : 産業廃棄物の発生原単位 W : 標本に基づく集計産業廃棄物発生量 O : 標本に基づく集計活動量指標
②調査対象全体の発生量の推計方法		
B 式	$W' = \alpha \times O'$	W' : 調査当該年度の推計産業廃棄物発生量 O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図 1-3-1 発生原単位と発生量の推計方法

(6) 活動量指標

母集団（県全体）の推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1-3-6 業種別の活動量指標

業種	活動量指標	出典
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告 (国土交通省総合政策局)
製造業	製造品出荷額等	事業所母集団データベース (総務省統計局)
医療・福祉 (病院)	病床数	医療施設調査病院報告書 (厚生労働省統計情報部)
上記以外業種	従業者数	事業所母集団データベース (総務省統計局)

第4節 調査結果の利用上の留意事項

本調査結果を利用する際の留意事項については、以下のとおりである。

1. 産業廃棄物の種類の区分について

本報告書では、産業廃棄物の種類を次に示す3段階で設定し、表記している。

1段階	発生時点の種類
2段階 (自己処理後)	排出事業場で中間処理され、変化した処理後の種類 例1；木くず→(焼却)→[燃え殻] 例2；廃酸→(中和)→[汚泥] 注) 1段階時点の種類と事業場の中間処理方法を用いて推定した。
3段階 (委託処理後)	委託中間処理により、変化した処理後の種類 注) 2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

なお、解析等の都合上、中間処理後も廃棄物の種類を変化させずに集計した場合(例：発生時の種類のまま；木くず→(焼却)→木くず)は、図表中に「種類別：無変換」と表記した。

2. 委託中間処理後の残さ量について

委託中間処理後の残さ量は、産業廃棄物の種類ごとに、委託中間処理方法による残さ率から電算処理を行い算出した。

3. 建設業の地域別発生量について

建設業における地域別の産業廃棄物の発生量については、アンケートで得られた工事現場ごとの発生量の割合を基に、県全体の推計値を按分することにより算出した。

4. 単位と数値に関する処理

(1) 単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを明らかにするため、図表の単位は「千t/年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」で記述している。

(2) 報告書における数値の処理

本文に記載されている千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で合計と個々の数値の計とが一致しないものがある。

なお、本文の図表及び巻末統計表の「空欄」は、該当値がないものを示し、「0」は単位未満のものを示す。

また、2章4節に関しては10千t/年未満のものは小数点第1位まで、1千t/年未満のものは小数点第2位まで表記している。

5. 農業、鉱業の取り扱い

農業、鉱業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況は他業種と異なり、農業からの家畜ふん尿は農地還元、鉱業からの砂利洗浄汚泥は砂利採取跡地への埋め戻しをする等、産業廃棄物の中間処理あるいは最終処分といった処理体系に区分することが困難であるため、第2章から第3章までの内容から除いている。

第5節 調査結果

1. 回収結果

第3節2(2)に基づき抽出した6,109事業所に郵送した結果、事業所閉鎖等によりあて先不明で調査票が返戻となった事業所が240件あり、実抽出数は、5,869件であった。

回収された調査票は、2,776件（回収率47.3%）となっている。また、処理業者への意識調査の回収率は62.3%（宛先不明2件、回収事業所152件）となっている。

標本の抽出及び回収結果は、表1-5-1に示すとおりである。

表 1-5-1 標本抽出・回収結果

	(A) 調査対象事 業所数	(B) 抽出事 業所数	(C) 抽出率 (B)÷(A)	(D) 回収事業所 数	(E) 宛先不明等	(F) 回収率 (D)/(B-E)	(G) 有効調 査票数	(H) 集計活動量 指標	(I) 母集団の活 動量指標	(J) 指標力 パー率 (H)/(I)	(K) 集計廃棄物 量 (千t)	(L) 推計廃棄物 量 (千t)	(M) 指標力 パー率 (K)/(L)
合計	77,771	6,109	7.9%	2,776	240	47.3%	2,782	-	-	-	5,683	7,538	75.4%
鉱業・採石業・砂利採取業	42	42	100.0%	25	1	61.0%	25	0	0	95.1%	858	902	95.1%
建設業	8,217	1,972	24.0%	891	88	47.3%	881	52,612	93,586	56.2%	853	1,517	56.2%
製造業	7,716	1,254	16.3%	688	21	55.8%	694	688,208	1,118,445	61.5%	2,847	3,792	75.1%
食料品	919	158	17.2%	75	3	48.4%	78	28,944	50,778	57.0%	186	252	73.9%
飲料・飼料	268	19	7.1%	10	0	52.6%	9	2,794	9,003	31.0%	61	66	92.2%
繊維	355	25	7.0%	10	0	40.0%	10	2,550	5,021	50.8%	4	6	69.6%
木材	405	13	3.2%	4	1	33.3%	4	2,250	7,690	3.2%	1	18	5.8%
家具	362	16	4.4%	8	0	50.0%	8	2,249	3,819	58.9%	15	17	86.8%
ハルブ・紙	130	17	13.1%	10	0	58.8%	10	5,294	9,025	58.7%	328	560	58.7%
印刷	287	23	8.0%	8	1	36.4%	8	874	3,295	26.5%	4	9	44.4%
化学	175	76	43.4%	56	1	74.7%	57	102,884	127,116	80.9%	684	798	85.7%
石油・石炭	33	9	27.3%	9	0	100.0%	8	48,460	53,107	91.3%	33	35	95.9%
プラスチック	389	95	24.4%	46	2	49.5%	47	31,763	53,000	59.9%	27	45	59.9%
ゴム	113	41	36.3%	18	0	43.9%	19	14,382	22,031	65.3%	37	47	80.0%
皮革	4	2	50.0%	0	1	0.0%	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	563	98	17.4%	72	1	74.2%	73	16,924	27,049	62.6%	530	618	85.7%
鉄鋼	193	23	11.9%	9	0	39.1%	10	1,434	12,708	11.3%	16	54	29.3%
非鉄金属	102	28	27.5%	18	0	64.3%	18	38,859	44,443	87.4%	111	114	97.3%
金属	892	125	14.0%	72	0	57.6%	73	21,195	41,446	51.1%	59	115	51.1%
はん用機器	260	57	21.9%	27	2	49.1%	30	19,013	40,584	46.8%	52	112	46.8%
生産用機器	656	72	11.0%	40	0	55.6%	39	10,162	32,202	31.6%	4	14	31.6%
業務用機器	89	22	24.7%	11	0	50.0%	11	15,308	17,419	87.9%	9	10	87.9%
電子部品	166	76	45.8%	47	3	64.4%	44	93,008	210,710	44.1%	524	667	78.6%
電気機器	349	87	24.9%	48	5	58.5%	48	43,965	72,095	61.0%	15	24	61.0%
情報通信機器	16	8	50.0%	6	0	75.0%	5	4,548	13,946	32.6%	0	1	32.6%
輸送機器	556	142	25.5%	75	1	53.2%	76	177,739	252,336	70.4%	134	190	70.4%
その他	434	22	5.1%	9	0	40.9%	9	5,607	9,623	58.3%	13	22	58.3%
電気・水道業	142	142	100.0%	93	11	71.0%	95	-	-	-	1,055	1,055	100.0%
電気業	56	56	100.0%	24	5	47.1%	24	-	-	-	43	43	100.0%
ガス業	13	13	100.0%	9	1	75.0%	9	-	-	-	0	0	100.0%
熱供給業	2	2	100.0%	2	0	100.0%	2	-	-	-	1	1	100.0%
上下水道業	19	19	100.0%	17	1	94.4%	17	-	-	-	152	152	100.0%
下水道業	52	52	100.0%	41	4	85.4%	43	-	-	-	859	859	100.0%
情報通信業	467	48	10.3%	25	2	54.3%	25	2,168	5,181	41.8%	0	0	53.3%
通信業	42	7	16.7%	4	1	66.7%	4	279	776	36.0%	0	0	36.0%
放送業	35	10	28.6%	6	0	60.0%	6	684	961	71.2%	0	0	71.2%
情報サービス業	235	23	9.8%	12	0	52.2%	12	1,168	2,659	43.9%	0	0	43.9%
インターネットサービス業	44	4	9.1%	1	1	33.3%	1	1	175	0.6%	-	0	-
文字情報等製作業	111	4	3.6%	2	0	50.0%	2	36	611	5.9%	-	0	-
運輸業	1,969	438	22.2%	206	14	48.6%	212	15,779	45,797	34.5%	7	17	42.4%
鉄道業	80	38	47.5%	24	3	68.6%	27	2,078	3,882	53.5%	0	1	53.5%
道路旅客運送業	153	43	28.1%	16	1	38.1%	16	1,343	4,059	33.1%	0	0	33.1%
道路貨物運送業	1,252	280	22.4%	128	10	47.4%	128	8,526	27,757	30.7%	3	9	30.7%
その他の運輸業	484	77	15.9%	38	0	49.4%	41	3,832	10,099	37.9%	4	6	58.3%
卸・小売業	20,136	766	3.8%	287	38	39.4%	279	21,601	147,002	14.7%	4	26	15.8%
各種商品卸売業	30	3	10.0%	2	0	66.7%	2	29	174	16.6%	0	0	16.6%
各種商品小売業	53	28	52.8%	12	0	42.9%	14	3,427	3,997	85.7%	1	1	85.7%
機械器具小売業	2,661	48	1.8%	27	0	56.3%	28	3,217	14,920	21.6%	1	6	21.6%
その他の卸・小売業	17,392	687	4.0%	246	38	37.9%	235	14,928	127,910	11.7%	2	19	11.7%
物品賃貸業	3,938	45	1.1%	19	1	43.2%	20	1,587	13,605	11.7%	0	3	11.7%
物品賃貸業	3,877	13	3.4%	5	1	41.7%	5	116	3,183	3.6%	0	1	3.6%
その他の物品賃貸業	3,551	32	0.9%	14	0	43.8%	15	1,471	10,423	14.1%	0	2	14.1%
学術研究・専門サービス業	2,804	87	3.1%	54	4	65.1%	52	4,598	18,411	25.0%	3	13	25.0%
学術研究・専門サービス業	2,804	87	3.1%	54	4	65.1%	52	4,598	18,411	25.0%	3	13	25.0%
宿泊業・飲食業	9,662	426	4.4%	68	26	17.0%	85	6,699	75,932	8.8%	1	12	5.7%
宿泊業	854	102	11.9%	32	2	32.0%	32	2,983	12,967	23.0%	0	1	23.0%
飲食店	7,832	290	3.7%	29	23	10.9%	45	3,381	54,956	6.2%	0	6	4.2%
持ち帰り等サービス	976	34	3.5%	7	1	21.2%	8	335	8,009	4.2%	0	4	4.2%
生活関連サービス業	7,005	201	2.9%	60	13	31.9%	60	3,522	38,993	9.0%	0	5	8.1%
洗濯業等	5,388	40	0.7%	12	1	30.8%	13	648	15,676	4.1%	0	3	4.1%
その他の生活関連サービス	1,617	161	10.0%	48	12	32.2%	47	2,874	23,317	12.3%	0	3	12.3%
教育・学習支援業	2,567	104	4.1%	66	1	64.1%	59	6,636	40,898	16.2%	2	10	16.2%
教育・学習支援業	2,567	104	4.1%	66	1	64.1%	59	6,636	40,898	16.2%	2	10	16.2%
医療・福祉	5,960	119	2.0%	72	3	62.1%	74	-	-	-	5	9	57.6%
病院	93	93	100.0%	57	1	62.0%	58	11,791	19,720	59.8%	5	9	59.8%
病院以外の医療業	3,202	13	0.4%	7	1	58.3%	8	168	23,971	0.7%	0	0	16.1%
上記以外の医療・福祉	2,665	13	0.5%	8	1	66.7%	8	162	62,689	0.3%	0	0	0.3%
複合サービス事業	692	27	3.9%	17	0	63.0%	18	4,022	8,351	48.2%	0	0	48.2%
複合サービス事業	692	27	3.9%	17	0	63.0%	18	4,022	8,351	48.2%	0	0	48.2%
サービス業	6,454	438	6.8%	205	17	48.7%	203	-	-	-	47	177	26.5%
自動車整備業	942	10	1.1%	4	1	44.4%	4	607	3,637	16.7%	0	1	16.7%
上記以外のサービス業	5,512	428	7.8%	201	16	48.8%	199	15,009	56,455	26.6%	47	176	26.6%

(活動量指標の内容) 建設業：元請完成工事高(千万円) 製造業：製造品出荷額(千万円) 病院：病床数(床) その他業種：従業者数(人)

	(A) 調査対象事 業所数	(B) 抽出事 業所数	(C) 抽出率 (B)÷(A)	(D) 回収事業所 数	(E) 宛先不明等	(F) 回収率 (D)/(B-E)
処理業者意識調査	246	246	100.0%	152	2	62.3%

第2章 調査結果

平成30年度に三重県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理状況の概要は、以下のとおりである。

第1節 結果の概要

平成30年度の1年間に三重県内で生じた産業廃棄物等の発生量は6,636千トンであり、有償物量の220千トン(発生量の3.3%)を除いた産業廃棄物の排出量は6,416千トン(96.7%)となっている。

排出量のうち、脱水や焼却など中間処理された量は6,309千トン(排出量の98.3%)、中間処理を経ず直接再生利用された量は26千トン(0.4%)、直接最終処分された量は81千トン(1.3%)等となっている。一方、中間処理による減量化量は3,854千トン(60.1%)で、再生利用量は2,228千トン(34.7%)、最終処分量は334千トン(5.2%)となっている。

これらを発生量ベースで捉えると、再生利用された量は2,228千トン、有償物量が220千トンで合わせた資源化量は2,448千トン(発生量の36.9%)である。結果的に334千トン(5.0%)が最終処分されている。なお、事業場内での保管等その他量は、未処理及び中間処理後を合わせて1千トン未満(0.0%)となっている。

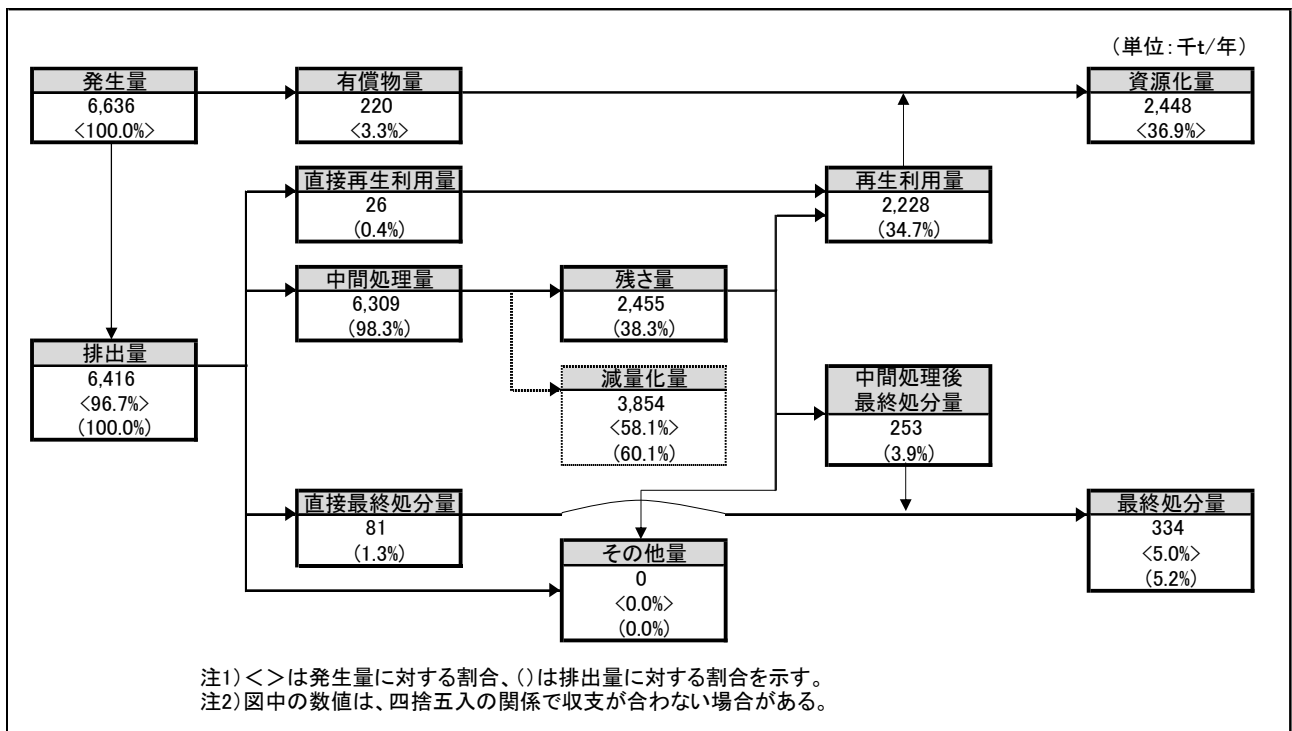


図 2-1-1 発生及び処理状況の概要

第2節 排出・搬出状況

1. 種類別の排出状況

業種別の排出・搬出状況は、図 2-2-1～3 に示すとおりである。

排出量(6,416千トン)を種類別にみると、汚泥が4,097千トン(63.9%)で最も多く、次いで、がれき類1,165千トン(18.2%)となっている。

搬出量(2,779千トン)を種類別にみると、がれき類1,044千トン(37.6%)で最も多く、次いで、汚泥が768千トン(27.6%)、廃プラスチック類が174千トン(6.3%)、ガラスくず等が138千トン(5.0%)、木くずが118千トン(4.2%)、廃アルカリが100千トン(3.6%)等となっており、これら6種類で搬出量の84.3%を占めている。

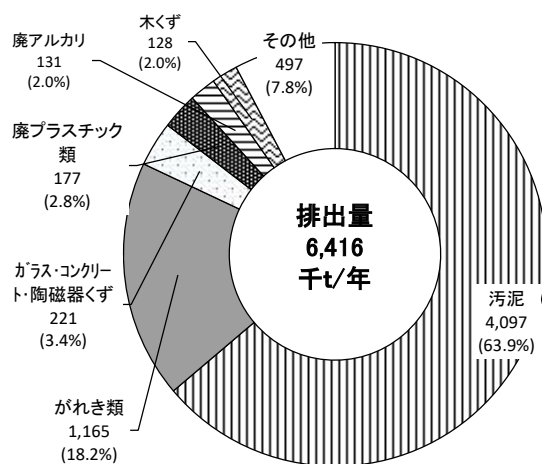


図 2-2-1 種類別の排出量

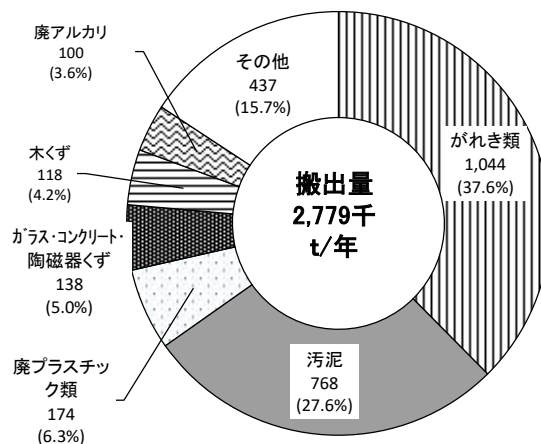
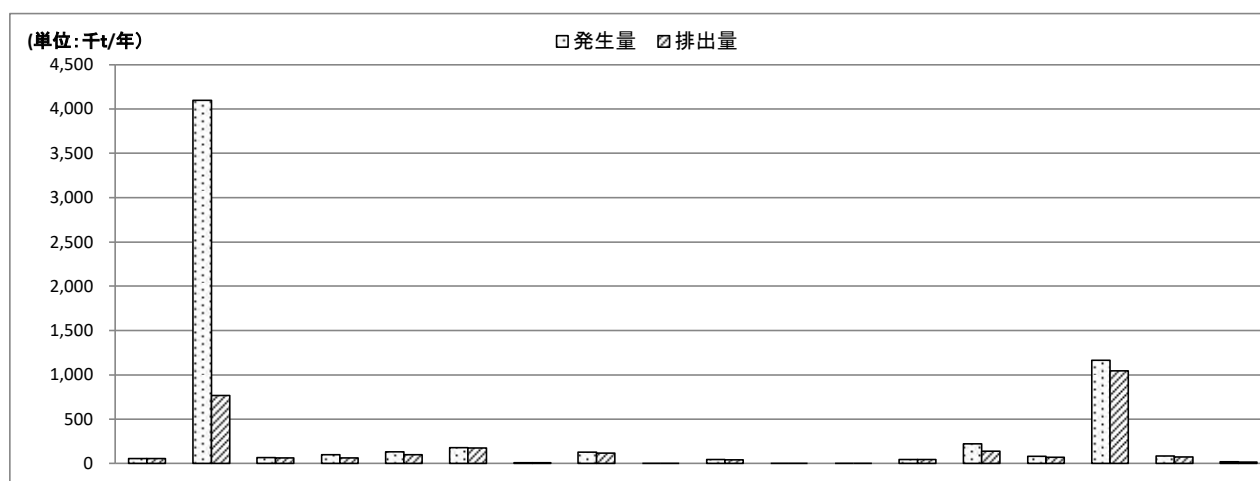


図 2-2-2 種類別の搬出量



項目	合計	発生量																			排出量																		
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不燃物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物																				
排出量	6,416	56	4,097	65	96	131	177	8	128	1	42	0	1	45	221	80	1,165	86	18																				
	(100.0%)	(0.9%)	(63.9%)	(1.0%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.8%)	(0.1%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(3.4%)	(1.2%)	(18.2%)	(1.3%)	(0.3%)																				
搬出量	2,779	55	768	61	62	100	174	8	118	1	41	0	1	44	138	72	1,044	74	18																				
	(100.0%)	(2.0%)	(27.6%)	(2.2%)	(2.2%)	(3.6%)	(6.3%)	(0.3%)	(4.2%)	(0.0%)	(1.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.6%)	(5.0%)	(2.6%)	(37.6%)	(2.7%)	(0.6%)																				

図 2-2-3 種類別の排出量、搬出量

2. 業種別の排出・搬出状況

業種別の排出・搬出状況は、図 2-2-4～6 に示すとおりである。

排出量(6,416 千トン)を業種別にみると、製造業が 3,593 千トン(56.0%)で最も多く、次いで、建設業が 1,515 千トン(23.6%)、電気・水道業が 1,055 千トン(16.4%)を占めており、この3業種で全排出量の約 96.0%になっている。

搬出量(2,779 千トン)を業種別にみると、建設業が 1,381 千トン(49.7%)で最も多く、次いで製造業が 1,128 千トン(40.6%)、電気・水道業が 148 千トン(5.3%)等となっており、これら3業種で搬出量の 95.6%を占めている

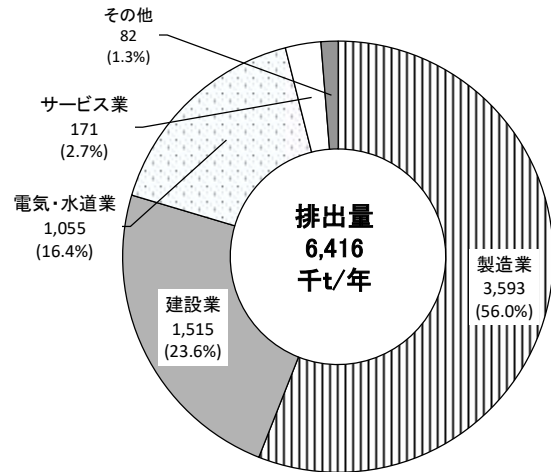


図 2-2-4 業種別の排出量

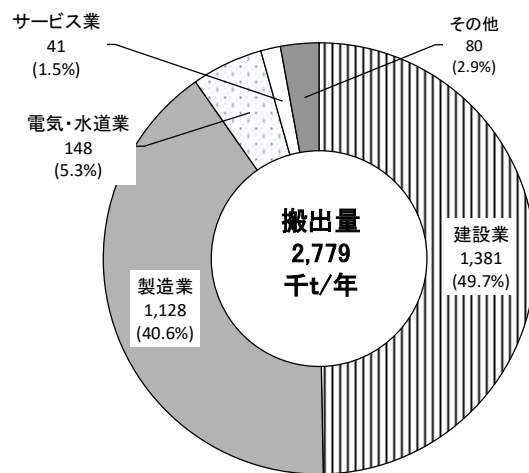
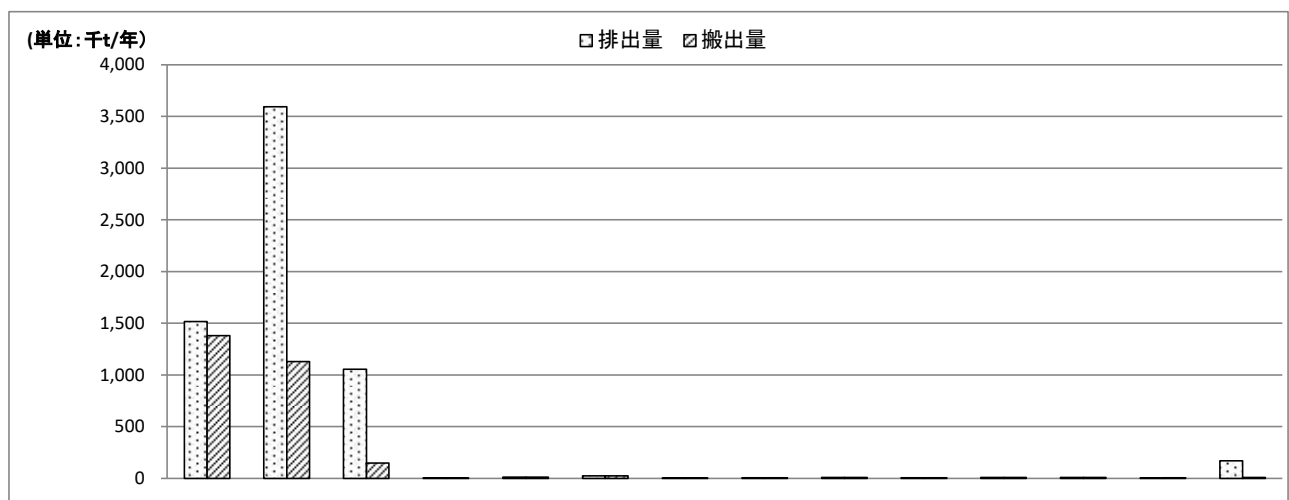


図 2-2-5 業種別の搬出量



項目	合計	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品賃貸業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	教育、学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業
排出量	6,416 (100.0%)	1,515 (23.6%)	3,593 (56.0%)	1,055 (16.4%)	0 (0.0%)	13 (0.2%)	25 (0.4%)	3 (0.0%)	4 (0.1%)	11 (0.2%)	5 (0.1%)	10 (0.2%)	9 (0.1%)	0 (0.0%)	171 (2.7%)
搬出量	2,779 (100.0%)	1,381 (49.7%)	1,128 (40.6%)	148 (5.3%)	0 (0.0%)	12 (0.4%)	25 (0.9%)	3 (0.1%)	4 (0.2%)	11 (0.4%)	5 (0.2%)	10 (0.3%)	11 (0.4%)	5 (0.2%)	10 (0.3%)

図 2-2-6 業種別の排出量、搬出量

3. 地域の排出状況

地域別の排出・搬出状況は、図 2-2-7～9 に示すとおりである。

排出量(6,416 千トン)を地域別にみると、四日市地域が 2,603 千トン(40.6%)で最も多く、次いで、伊賀地域が 596 千トン

(9.3%)、津地域が 593 千トン (9.2%) となっており、以下は、熊野地域、桑名・員弁地域、伊勢志摩地域、松阪・紀勢地域、鈴鹿・亀山地域、尾鷲地域の順となっている。

搬出量(2,779 千トン)を業種別にみると、四日市地域が 974 千トン (35.1%) で最も多く、次いで桑名・員弁地域が 364 千トン (13.1%)、鈴鹿・亀山地域が 330 千トン (11.9%) となっており、以下は、津地域、松阪・紀勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、熊野地域、尾鷲地域となっている。

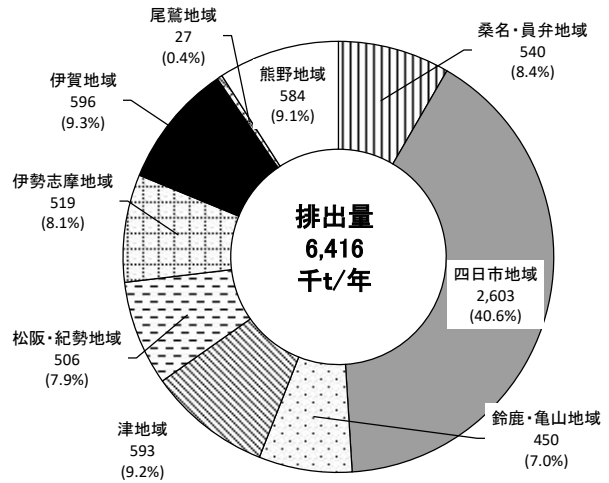


図 2-2-7 地域別の排出量

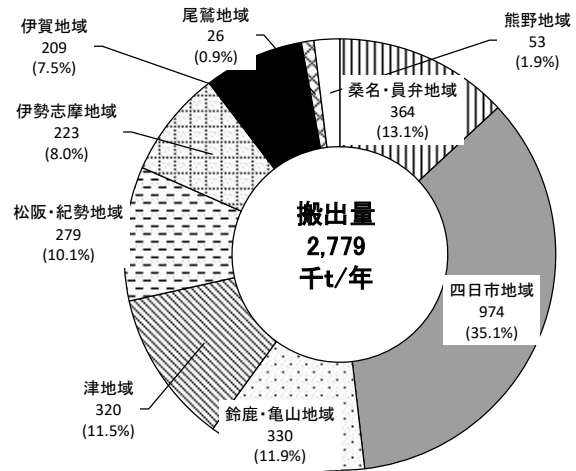


図 2-2-8 地域別の搬出量

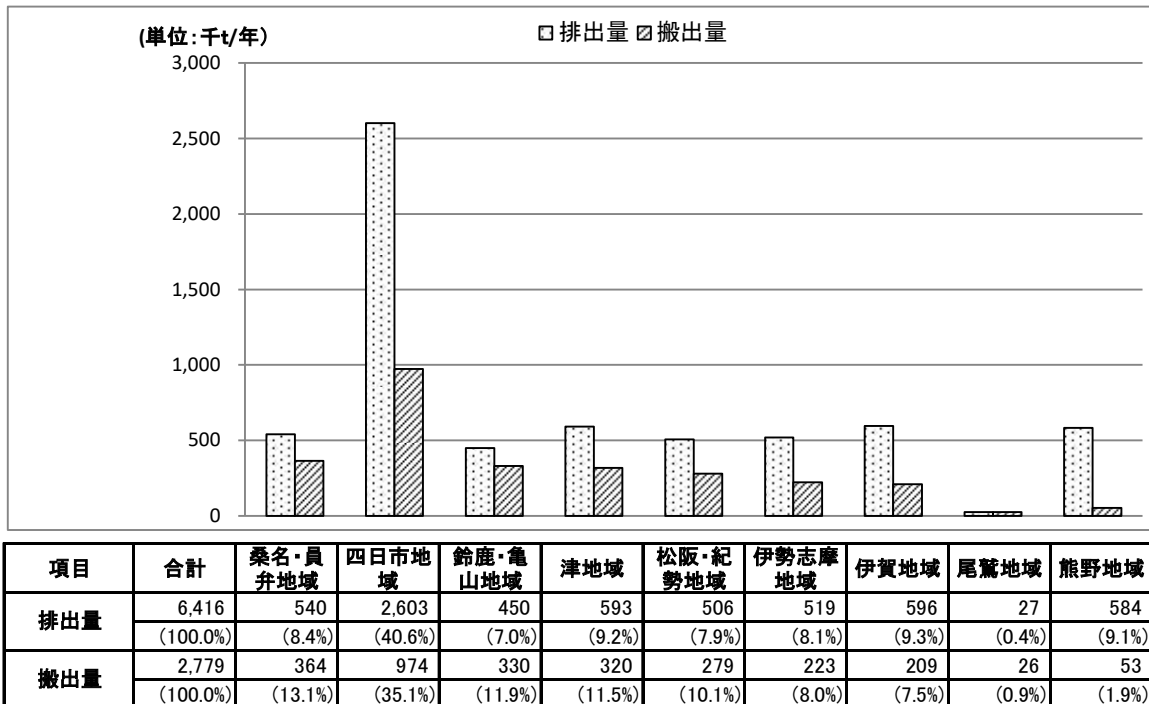


図 2-2-9 地域別の排出量、搬出量

廃プラスチック類の発生・排出から処理・処分の流れは、図 2-3-2 に示すとおりである。平成 30 年度の処理・処分状況を概要で見ると、排出量 177 千トンのうち、再生利用量は 109 千トン（排出量の 61.8%）、最終処分量は 31 千トン（17.7%）、その他量は 1 千トン未満となっている。

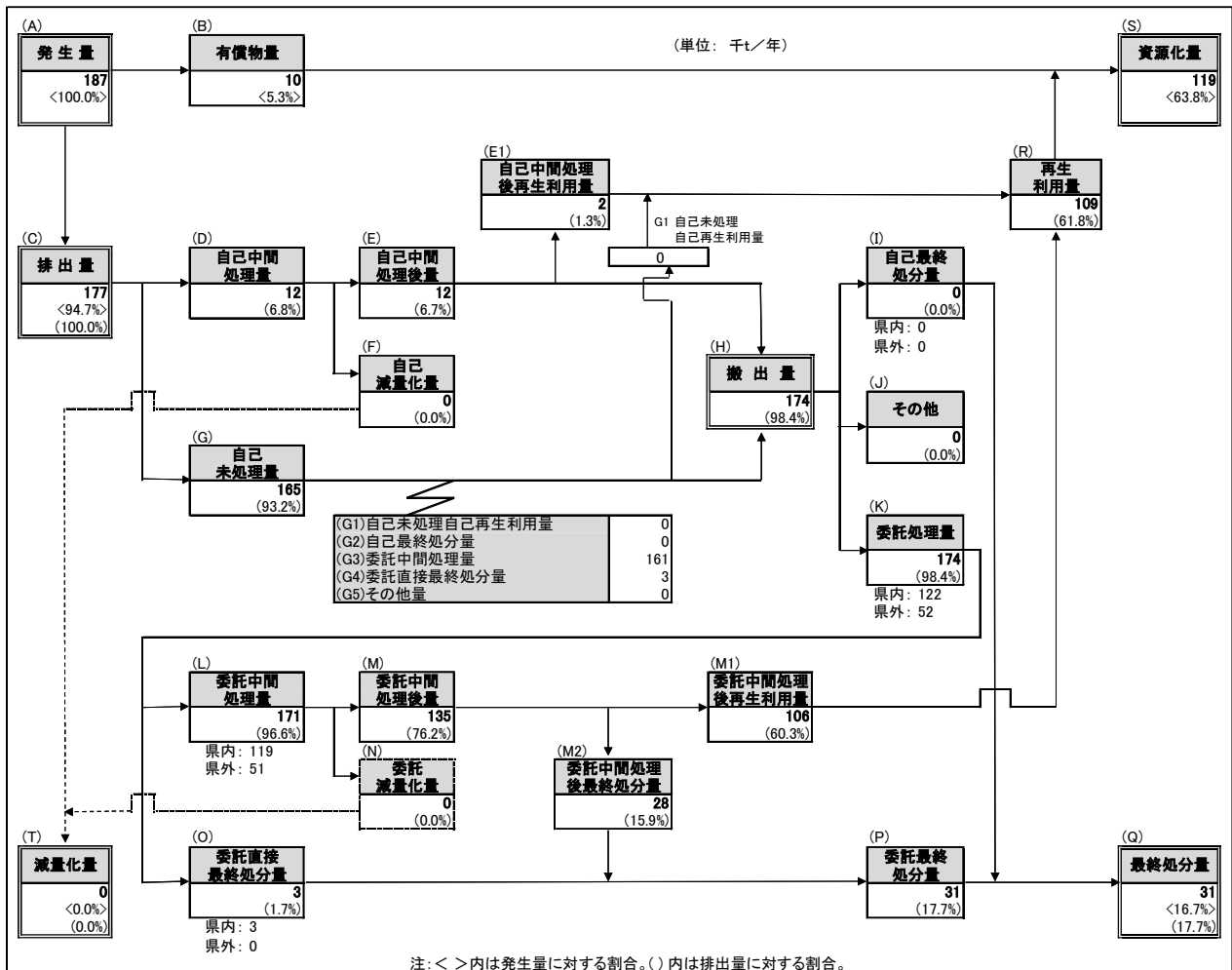


図 2-3-2 廃プラスチック類の発生から処理・処分までの流れ

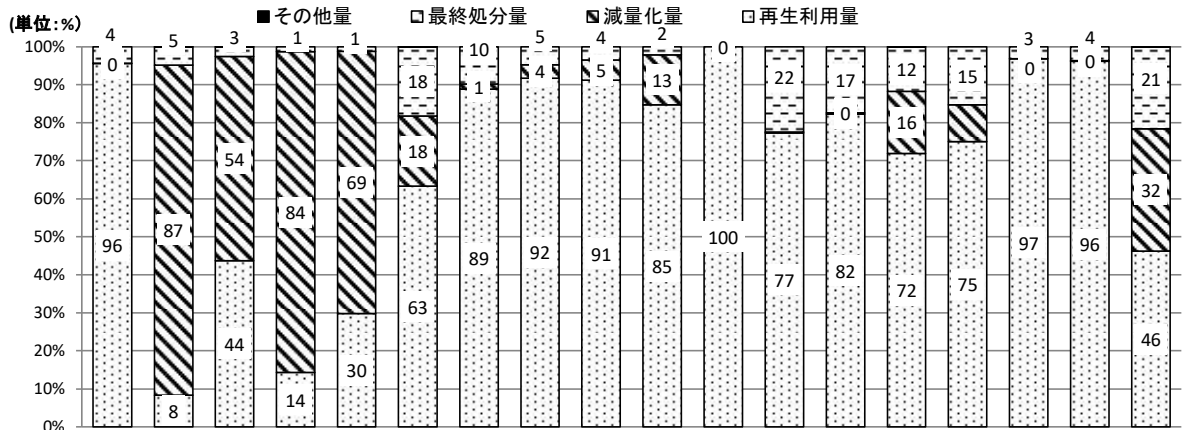


図 2-3-3 排出量に対する資源化量、減量化量、最終処分量等の種類別構成比
「種類別：無変換」

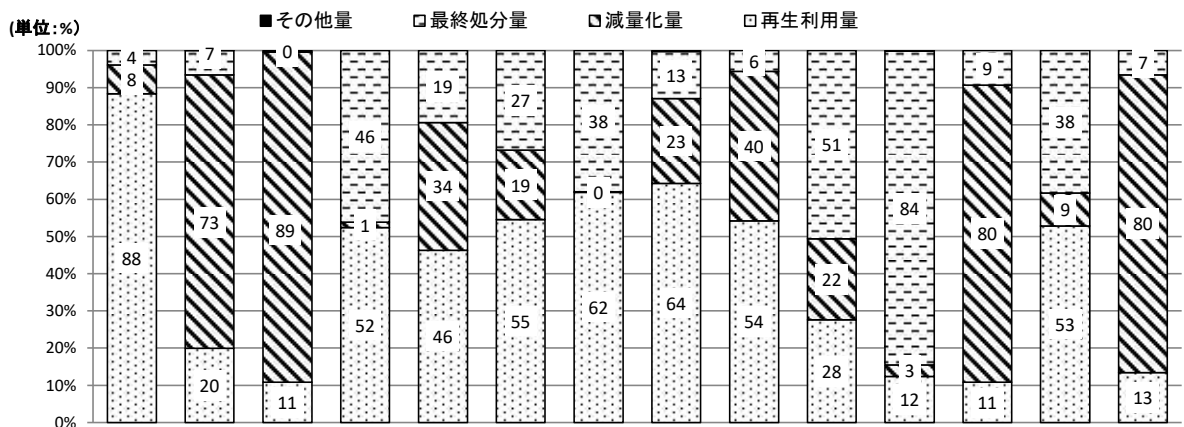


図 2-3-4 排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量等の業種別構成比

2. 自己中間処理状況

自己中間処理量は 4,075 千トンとなっており、排出量 6,416 千トンの 63.5% を占めている。

自己中間処理量を種類別にみると、図 2-3-5 に示すとおり、汚泥が 3,692 千トン(90.6%)で最も多く、次いで、がれき類が 169 千トン(4.1%)、ガラスくず等が 95 千トン(2.3%)、廃酸が 35 千トン(0.9%)などとなっている。

また、排出量に対する自己中間処理量の割合（自己中間処理率）及び自己中間処理量に対する自己減量化量の割合(自己減量化率)についてみると、図 2-3-6 に示すとおりである。

自己中間処理率が高い種類は、汚泥（90.1%）、ガラスくず等(43.0%)、廃酸(36.3%)等となっており、自己減量化率が高い種類では、鉍さい（97.3%）、廃酸(96.8%)、燃え殻（95.0%）、等となっている。

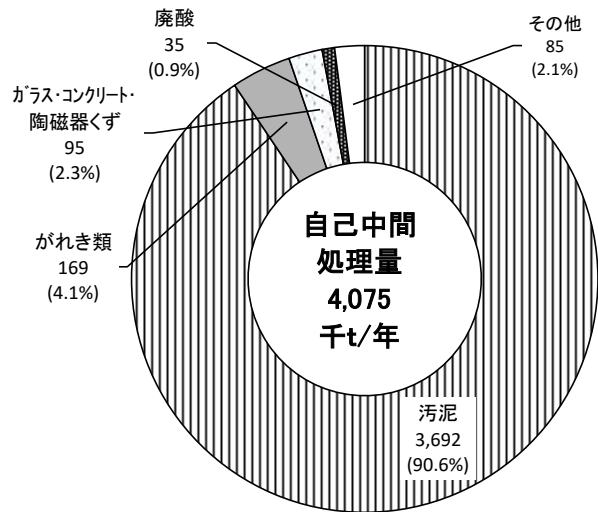


図 2-3-5 種類別自己中間処理量

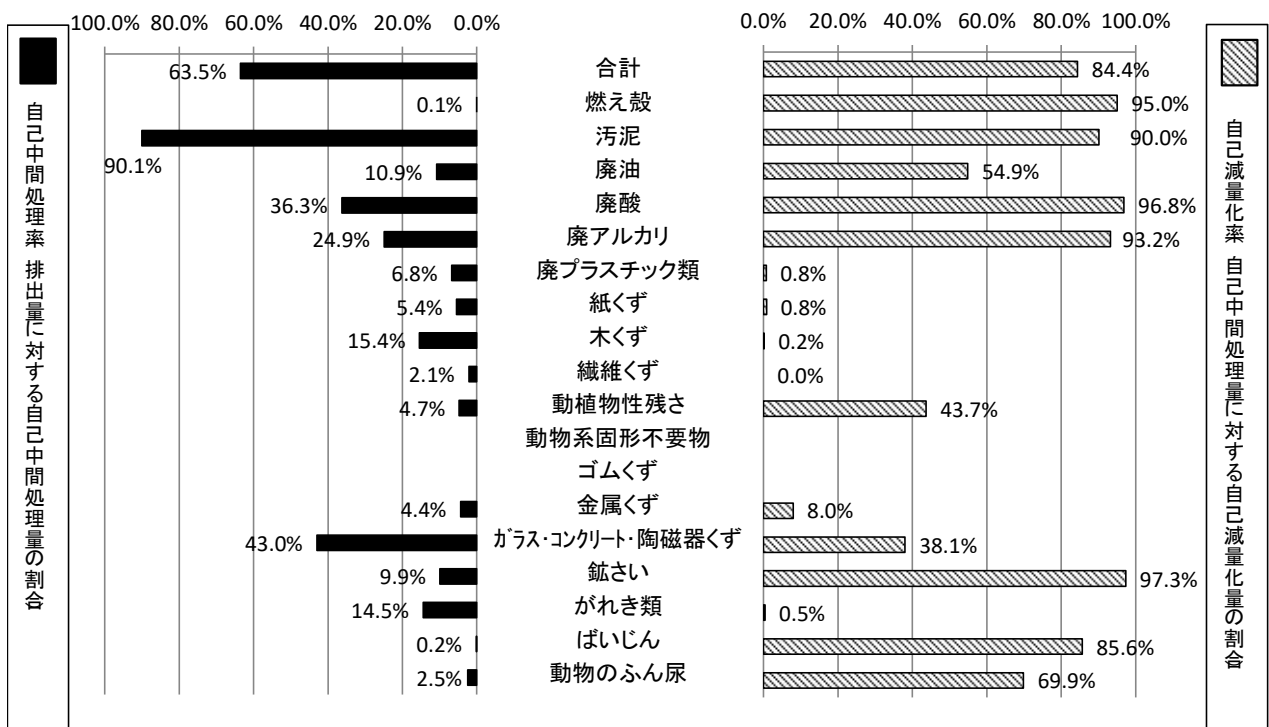


図 2-3-6 自己中間処理率と自己減量化率

3. 委託処理状況

処理業者等によって処理(中間処理、最終処分を含む)された委託処理量は、2,745千トンであり、排出量の42.8%を占めている。

委託処理量を種類別にみると、図2-3-7、8に示すとおり、がれき類が1,044千トン(38.0%)で最も多く、次いで汚泥が727千トン(26.5%)、廃プラスチック類が174千トン(6.3%)等となっている。

また、委託処理量を処理方法別にみると、中間処理量は2,583千トンで排出量の(40.3%)、直接最終処分量は161千トン(2.5%)となっている。

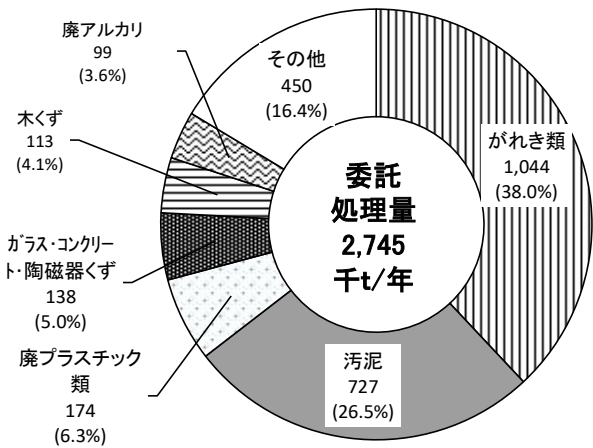
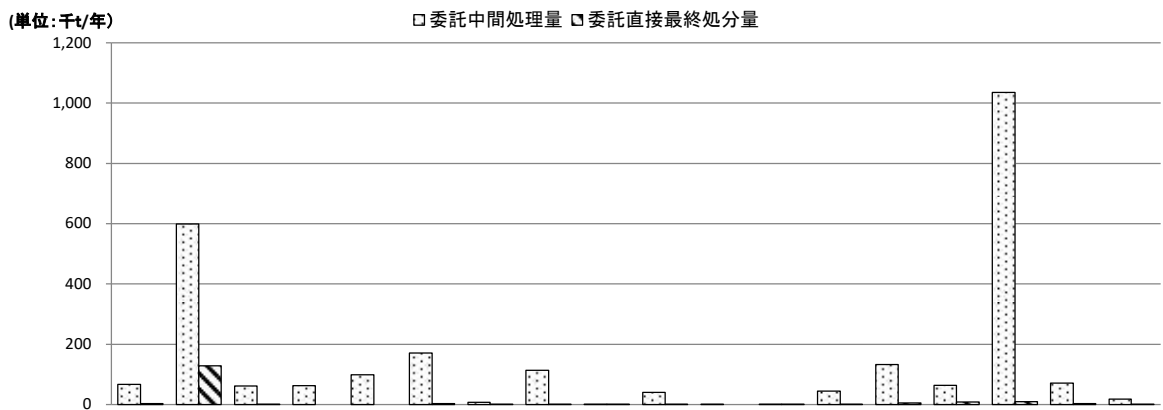


図 2-3-7 種類別委託処理量



項目	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	紙さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
委託処理量	2,745	69	727	61	62	99	174	8	113	1	41	0	1	44	138	72	1,044	74	18
委託中間処理量	2,583	66	599	61	62	99	171	8	113	1	40	0	0	44	132	64	1,035	71	17
委託直接最終処分量	161	3	129	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	5	8	9	3	1

図 2-3-8 種類別の委託処理量の内訳

4. 再生利用状況

再生利用量は 2,228 千トンとなっており、排出量の 34.7% を占めている。

種類別にみると、図 2-3-9 に示すとおりがれき類が 1,128 千トン(50.6%)で最も多く、次いで、汚泥 344 千トン(15.4%)、ガラスくず等が 159 千トン(7.1%)、木くず等が 118 千トン(5.3%)、廃プラスチック類 109 千トン(4.9%) となっている。

また、業種別にみると図 2-3-10 に示すとおり建設業の 1,338 千トン (60.1%) と製造業の 718 千トン (32.2%) で全体の約 92.3% を占めている。

再生利用量は、自己中間処理後再生利用量 173 千トン、委託中間処理後再生利用量 2,028 千トン、自己未処理自己再生利用量 26 千トンに区分される。

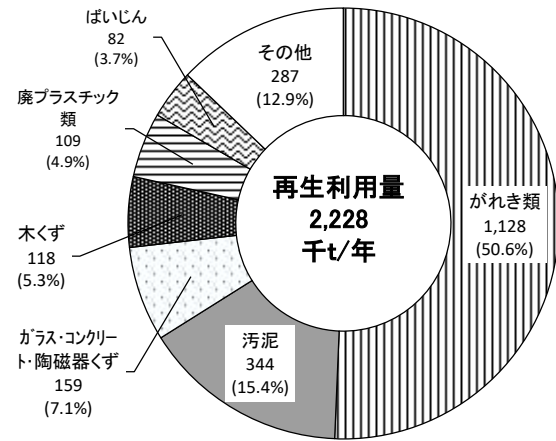


図 2-3-9 種類別の再生利用量

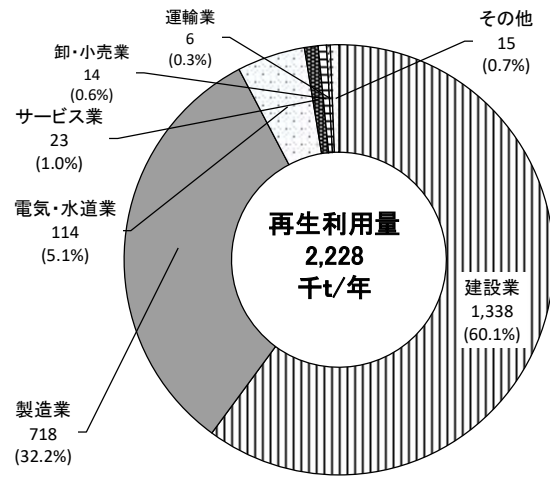


図 2-3-10 業種別の再生利用量

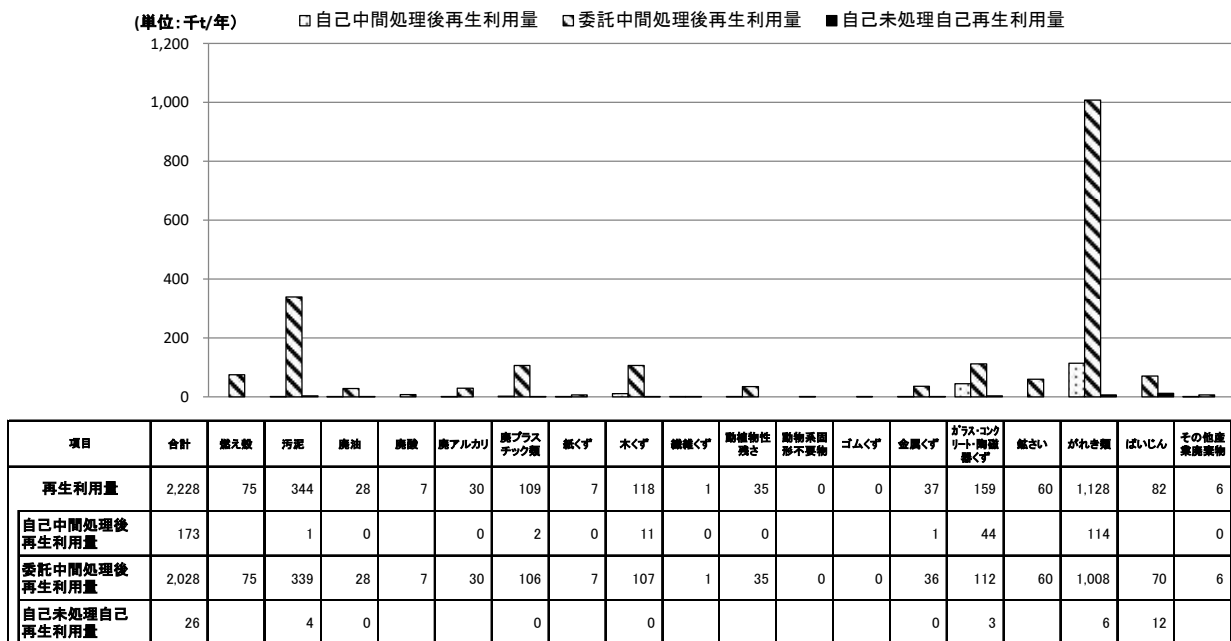


図 2-3-11 種類別の再生利用量の内訳

5. 最終処分状況

最終処分量は 334 千トンとなっており、排出量の 5.2% を占めている。

種類別にみると、図 2-3-12 に示すとおり汚泥が 197 千トン(58.9%)で最も多く、次いで、がれき類 36 千トン(10.8%)、廃プラスチック類が 31 千トン(9.3%)、ガラスくず等が 26 千トン(7.7%)、燃え殻 14 千トン(4.3%) となっている。

また、業種別にみると図 2-3-13 に示すとおり製造業の 236 千トン (70.5%) と建設業の 59 千トン (17.7%) で全体の約 88.2% を占めている。

最終処分量 334 千トンの処分先を主体別にみると、図 2-3-14 に示すとおり業者等による委託最終処分量が 300 t (約 90.0%) とそのほとんどを占めている。

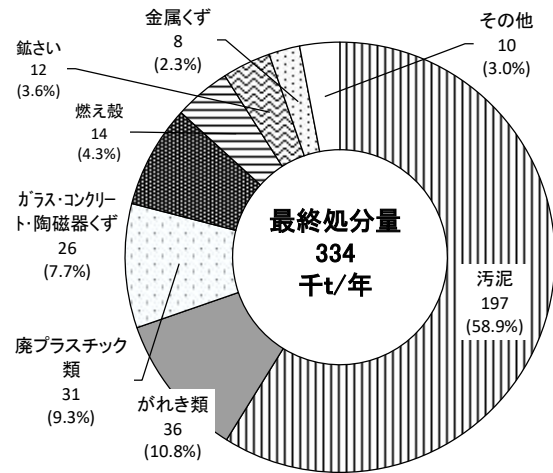


図 2-3-12 種類別の最終処分量

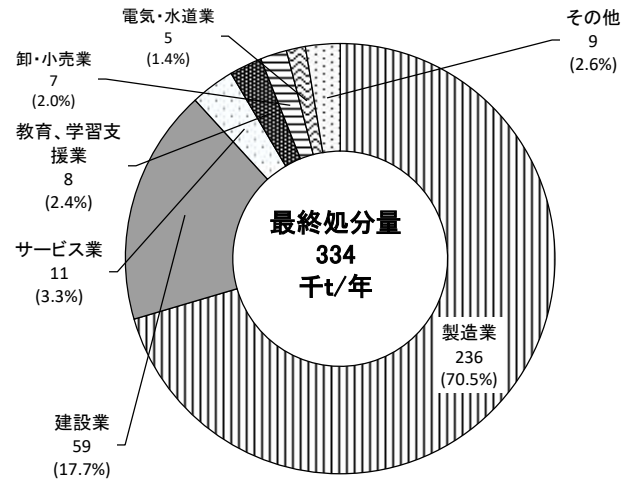


図 2-3-13 業種別の最終処分量

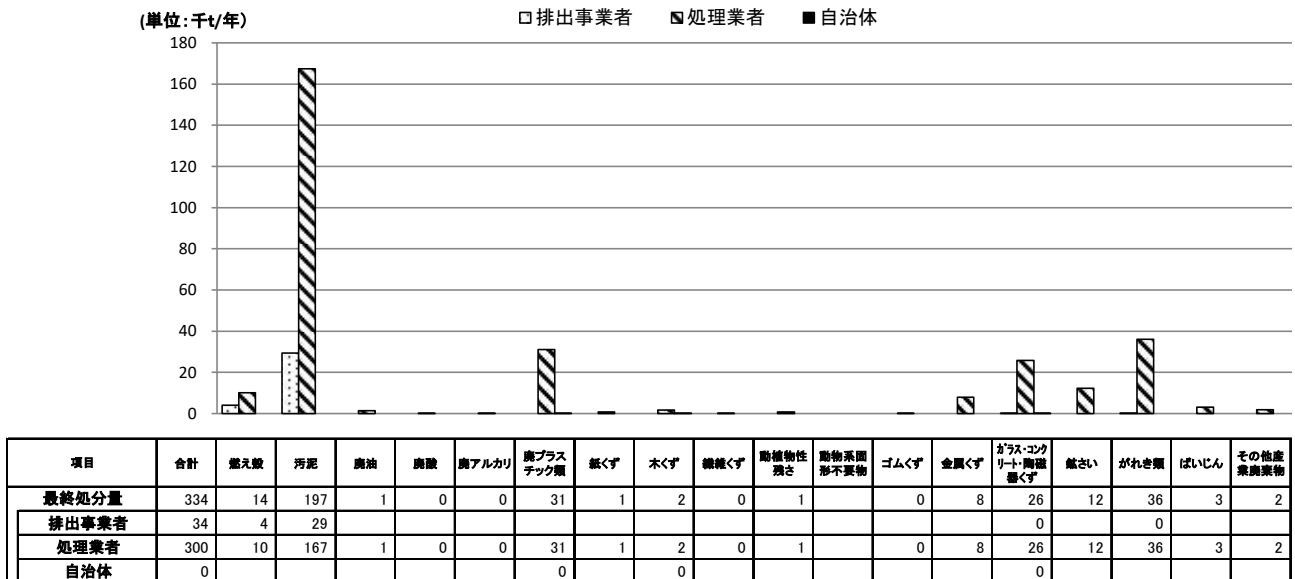


図 2-3-14 種類別・処分主体別の最終処分量の内訳

第4節 業種別の調査結果

1. 建設業

建設業からの排出量は1,515千トンとなっており、県全体の排出量の24.7%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-1に示すようにがれき類が1,137千トン(75.0%)で最も多く、次いで汚泥200千トン(13.2%)、木くず103千トン(6.8%)、ガラスくず等31千トン(2.0%)となっている。

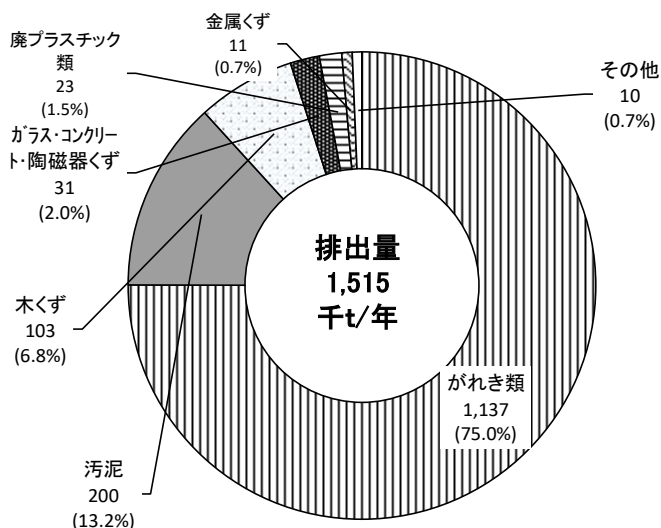


図2-4-1 建設業の種類別排出量

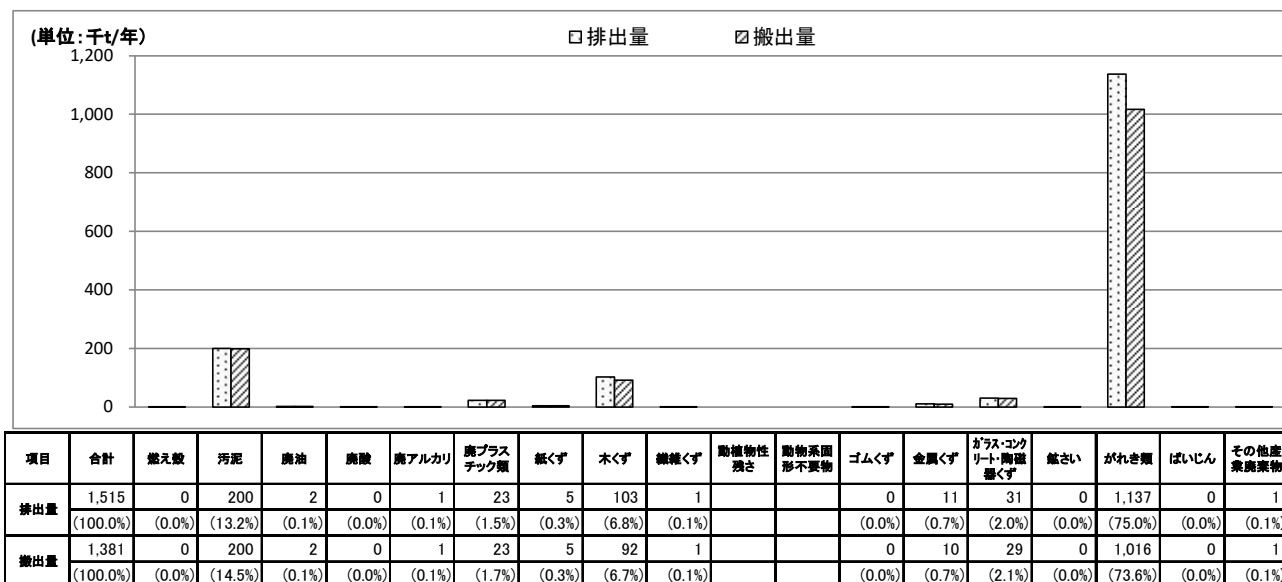


図2-4-2 建設業の種類別排出量、搬出量

2. 製造業

製造業からの排出量は 3,593 千トンと
なっており、県全体の排出量の 56.0%
を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-4 に
示すように汚泥が 2,751 千トン(76.6%)
で最も多く、次いでガラスくず等 187
千トン(5.2%)、廃プラスチック類 112
千トン(3.1%)、廃アルカリ 108 千トン
(3.0%) となっている。

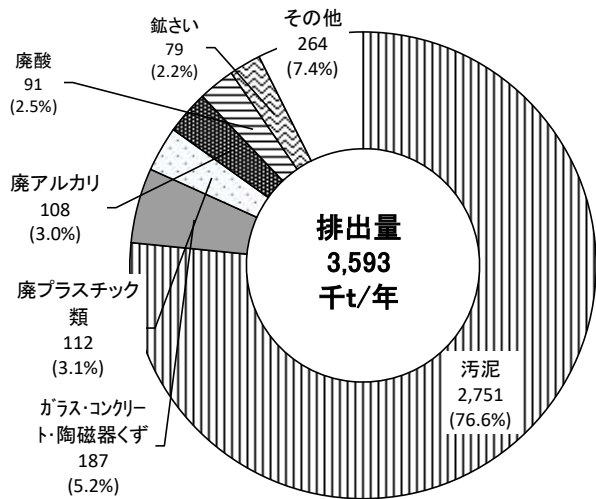


図 2-4-4 製造業の種類別排出量

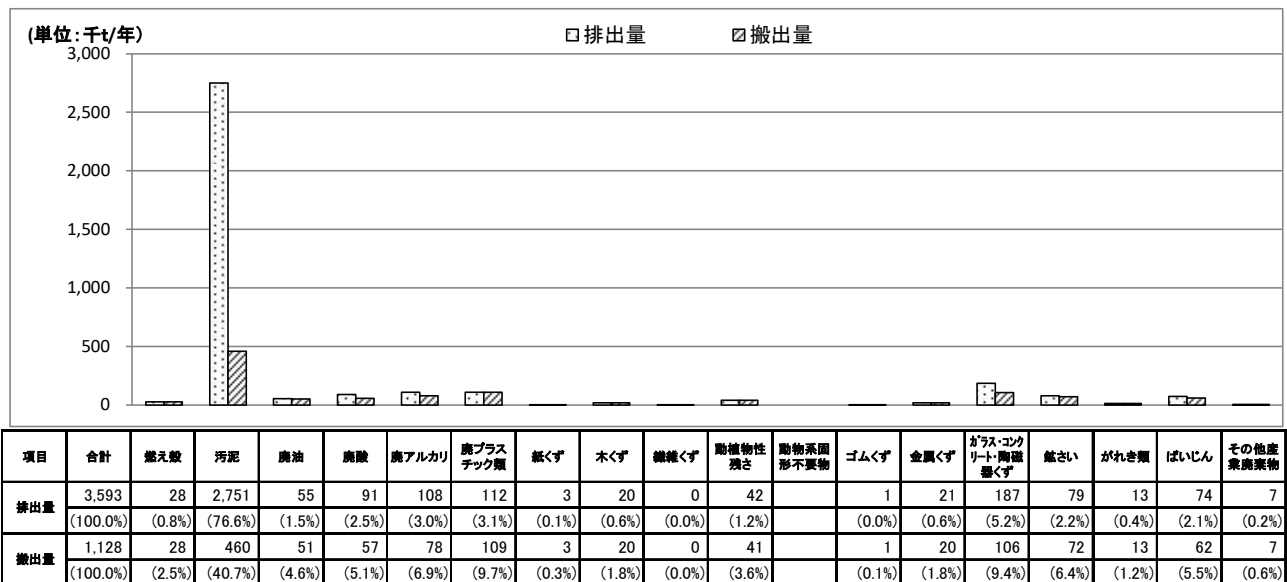


図 2-4-5 製造業の種類別排出量、搬出量

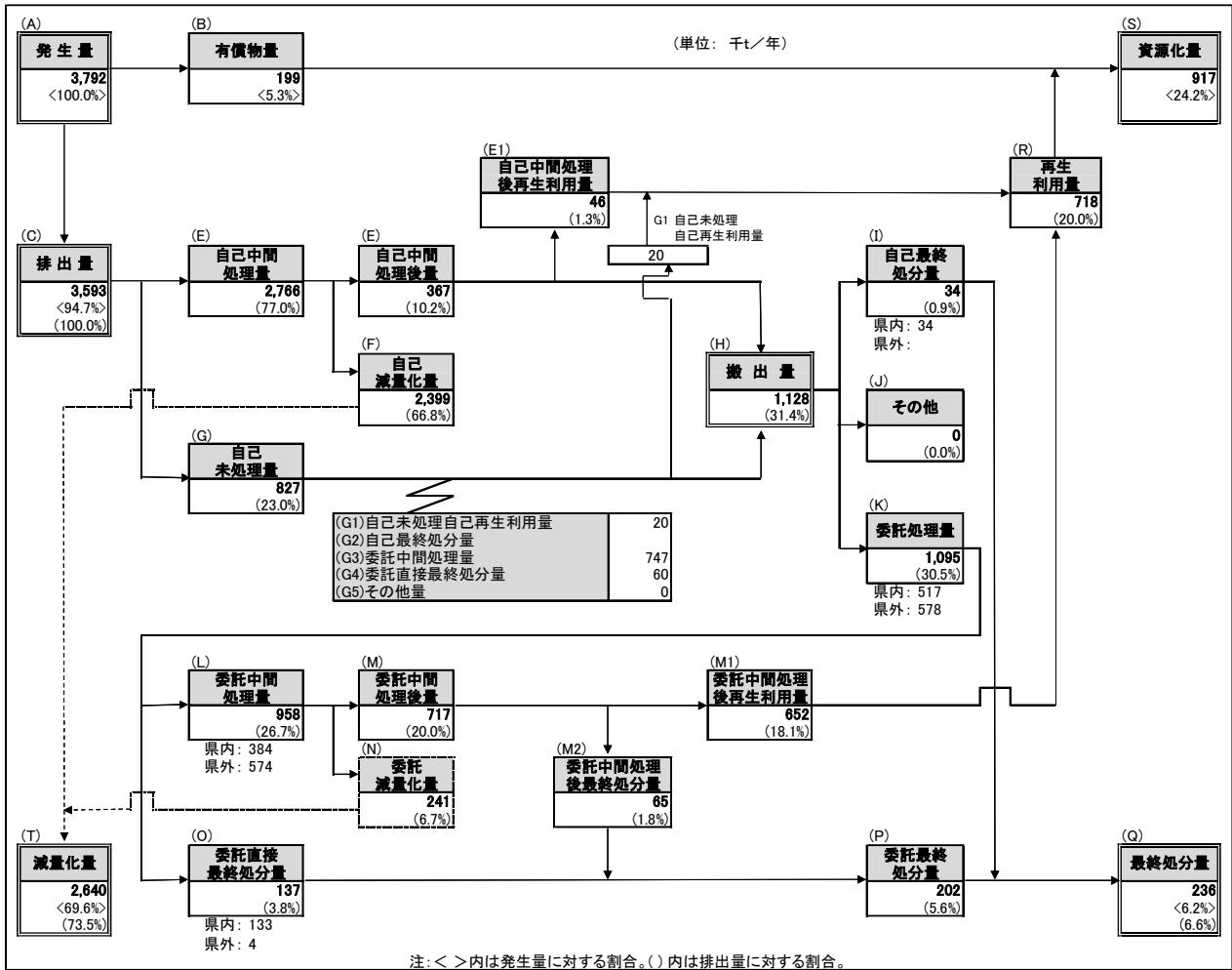


図 2-4-6 製造業からの排出及び処理状況

3. 電気・水道業

電気・水道業からの排出量は 1,055 千トンとなっており、県全体の排出量の 16.4%を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-7 に示すように汚泥が 993 千トン(94.1%)とほとんど占めている。

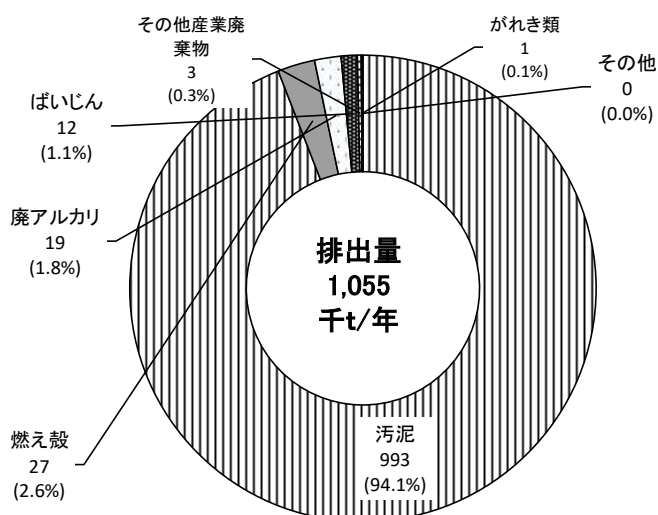


図 2-4-7 電気・水道業の種類別排出量

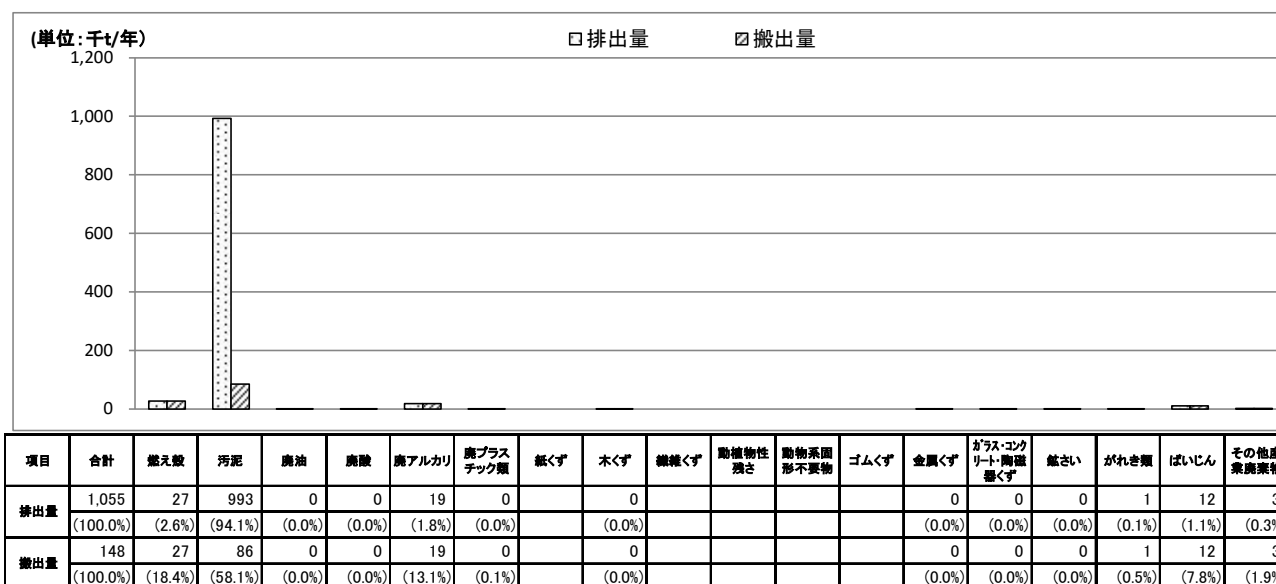


図 2-4-8 電気・水道の種類別排出量、搬出量

4. 情報通信業

情報通信業からの排出量は0.27千トンとなっており、県全体の排出量の0.01%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-10に示すように金属くずが0.15千トン(54.9%)で最も多く、次いで廃プラスチック類0.07千トン(26.0%)となっている。

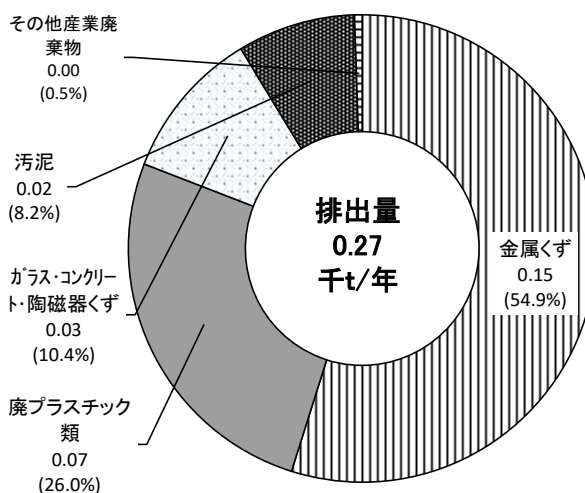


図2-4-10 情報通信業の種類別排出量

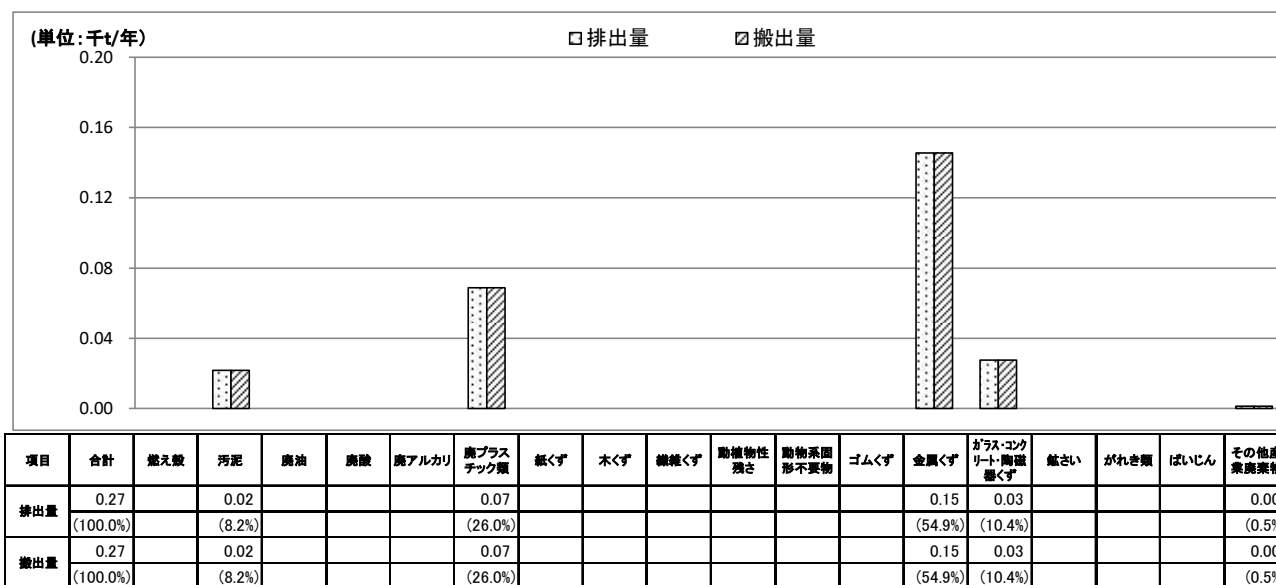


図2-4-11 情報通信業の種類別排出量、搬出量

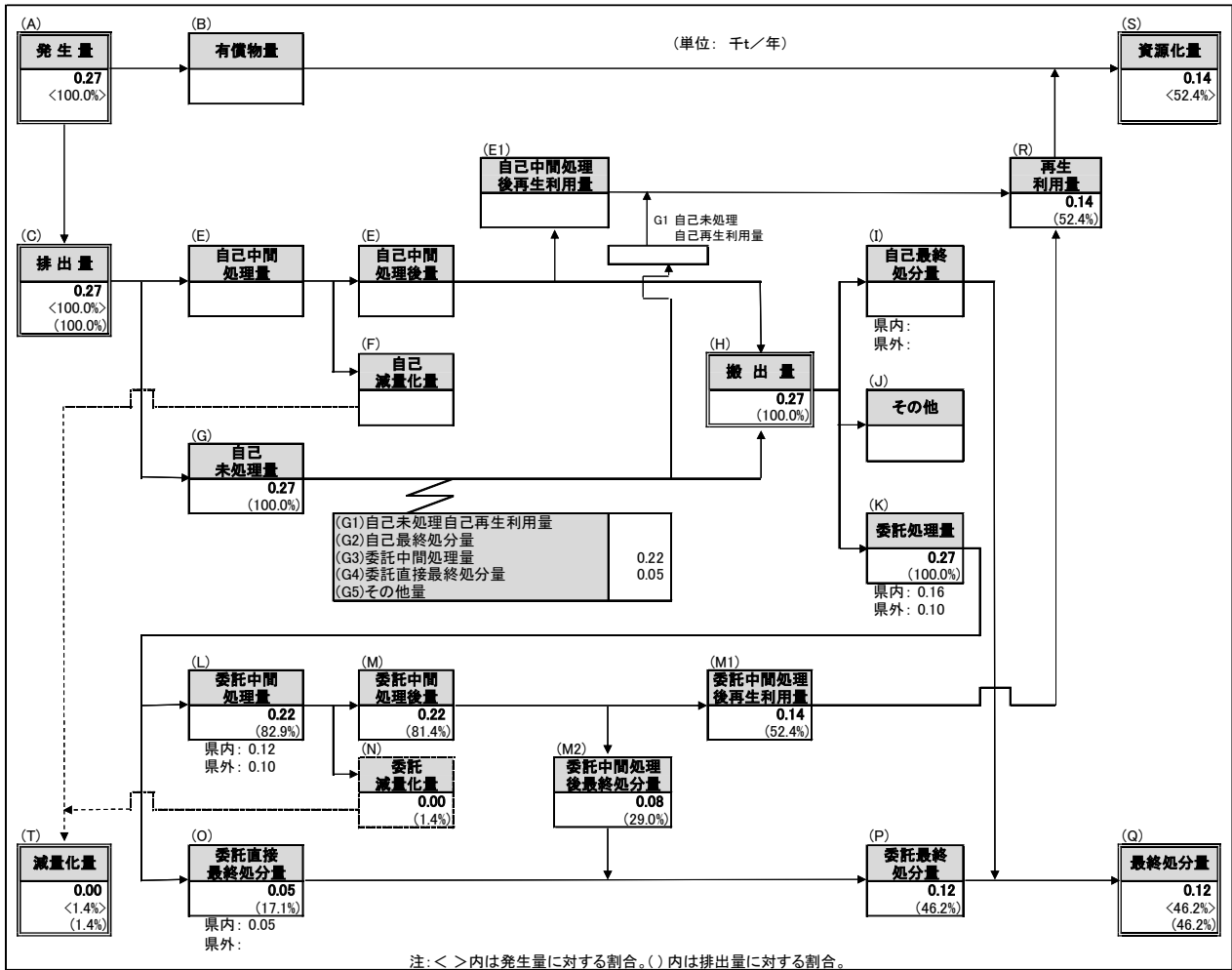


図 2-4-12 情報通信業からの排出及び処理状況

5. 運輸業

運輸業からの排出量は13.5千トンとなっており、県全体の排出量の0.2%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-13に示すように廃プラスチック類が3.8千トン(28.4%)で最も多く、次いで汚泥2.5千トン(18.9%)、木くず2.1千トン(15.8%)、廃油2.0千トン(15.1%)となっている。

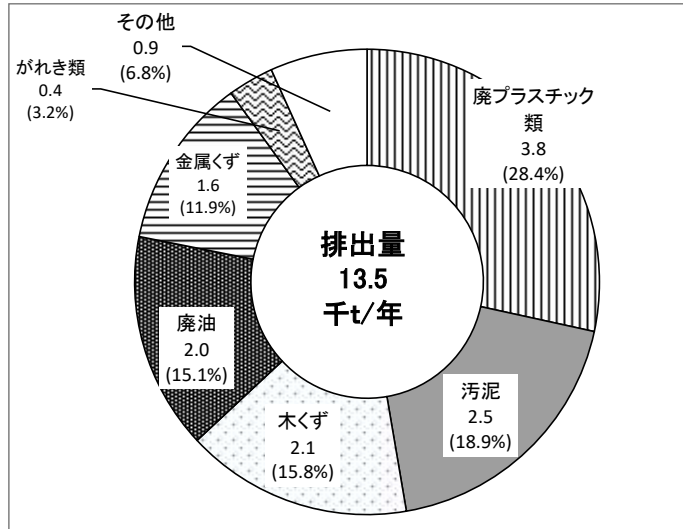


図2-4-13 運輸業の種類別排出量

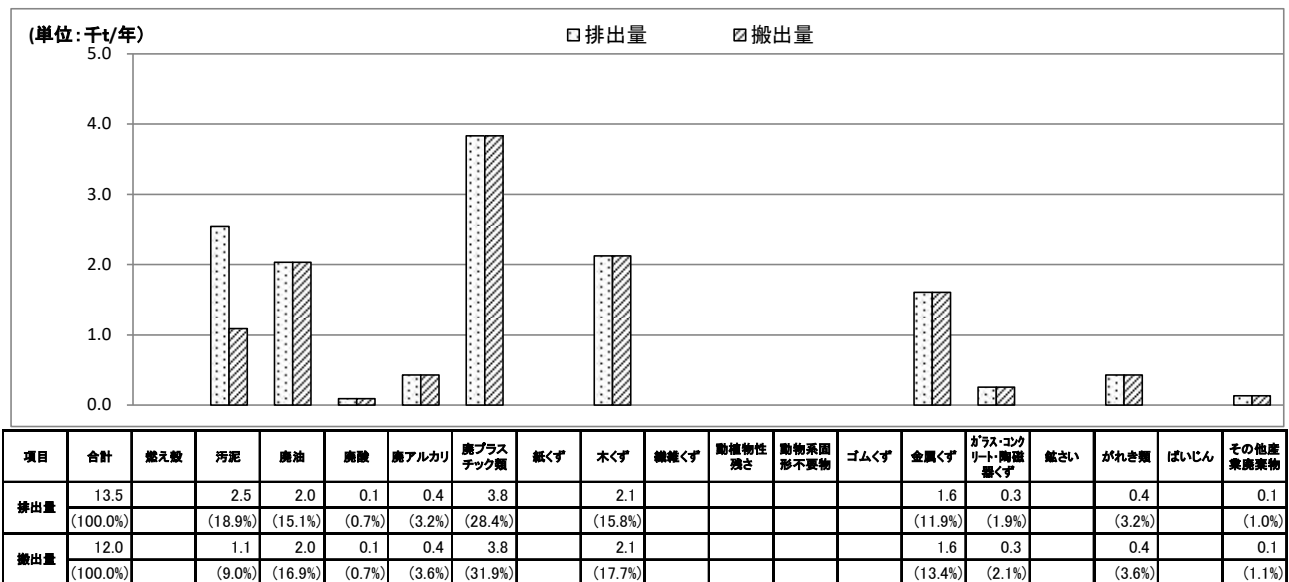


図2-4-14 運輸業の種類別排出量、搬出量

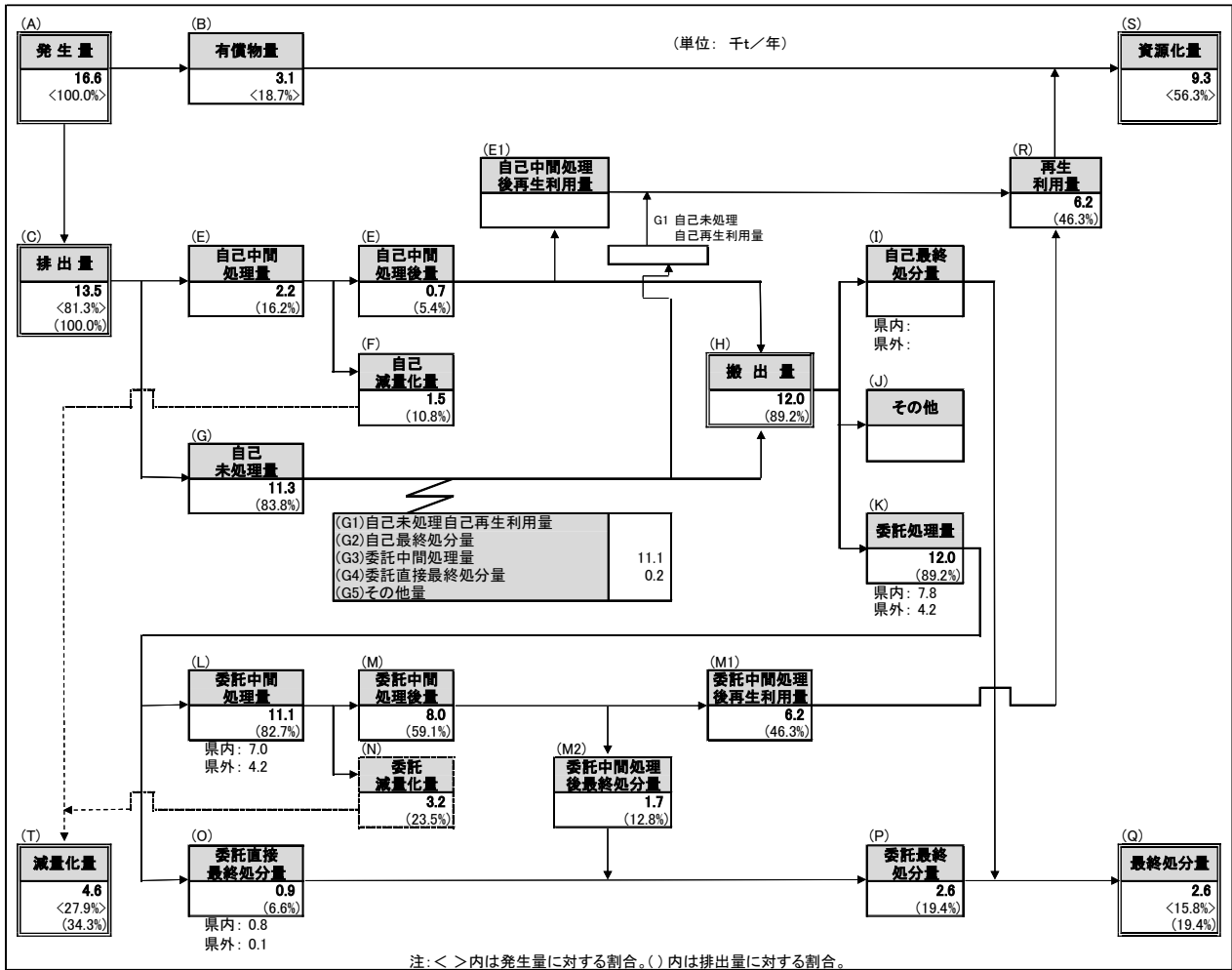


図 2-4-15 運輸業からの排出及び処理状況

6. 卸・小売業

卸・小売業からの排出量は 25.0 千トンとなっており、県全体の排出量の 0.4% を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-16 に示すように廃プラスチック類が 13.0 千トン(51.9%)で最も多く、次いで汚泥 3.0 千トン(12.2%)、金属くず 2.8 千トン(11.2%)、がれき類 1.8 千トン(7.3%) となっている。

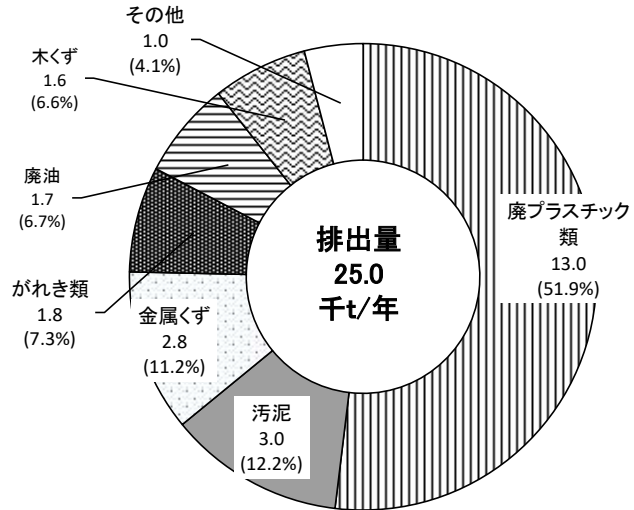


図 2-4-16 卸・小売業の種類別排出量

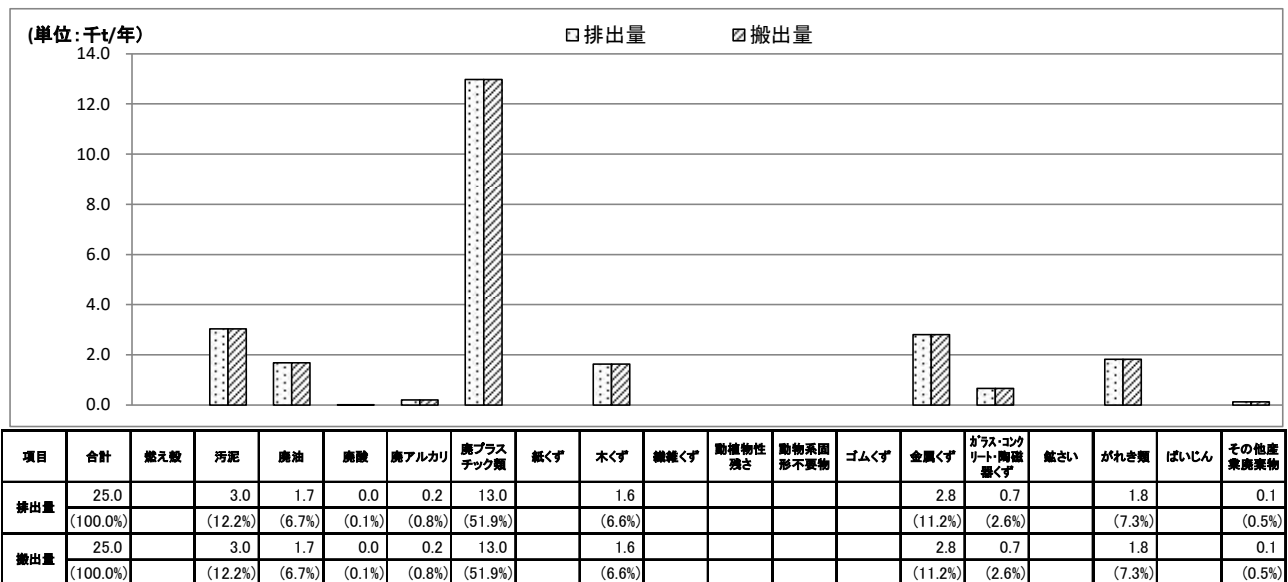


図 2-4-17 卸・小売業の種類別排出量、搬出量

7. 物品賃貸業

物品賃貸業からの排出量は2.6千トンとなっており、県全体の排出量の0.1%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-19に示すようにがれき類が1.2千トン(46.4%)で最も多く、次いで廃プラスチック類0.9千トン(33.0%)となっている。

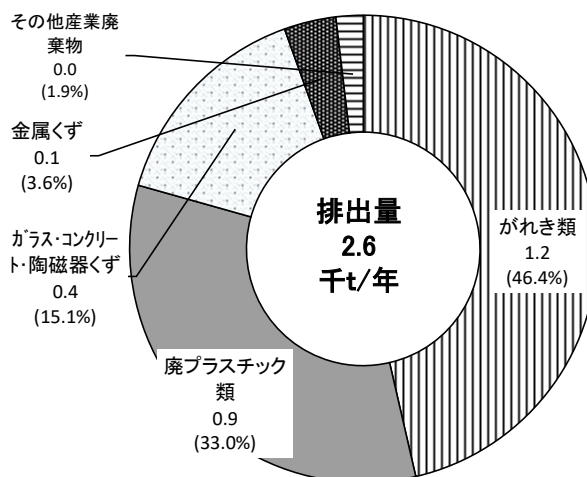


図 2-4-19 物品賃貸業の種類別排出量

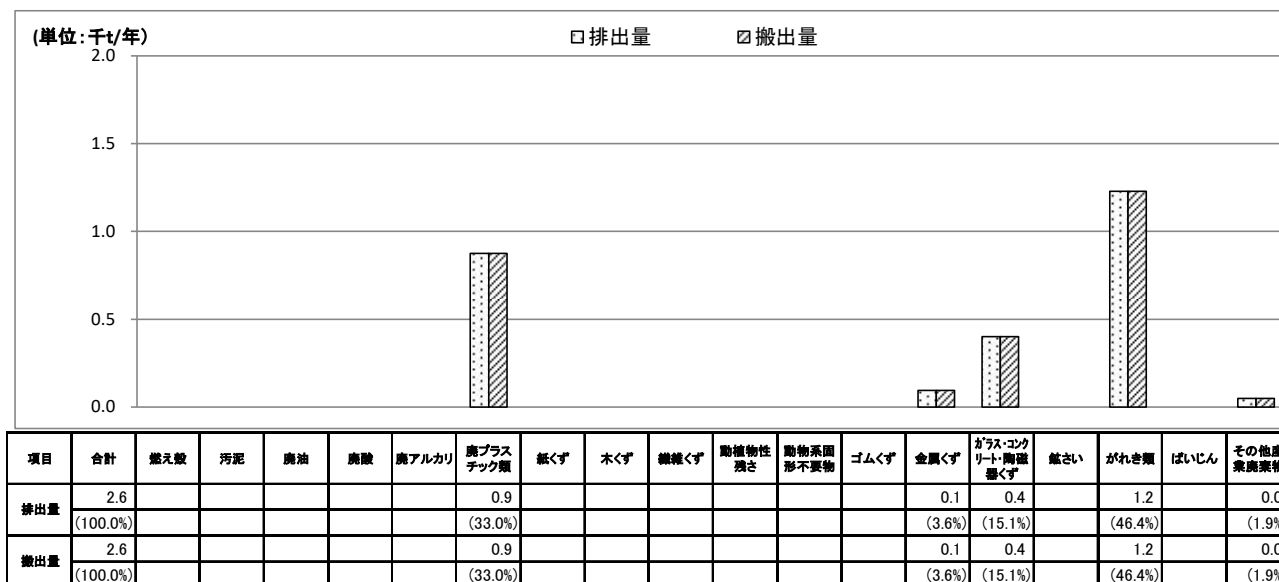


図 2-4-20 物品賃貸業の種類別排出量、搬出量

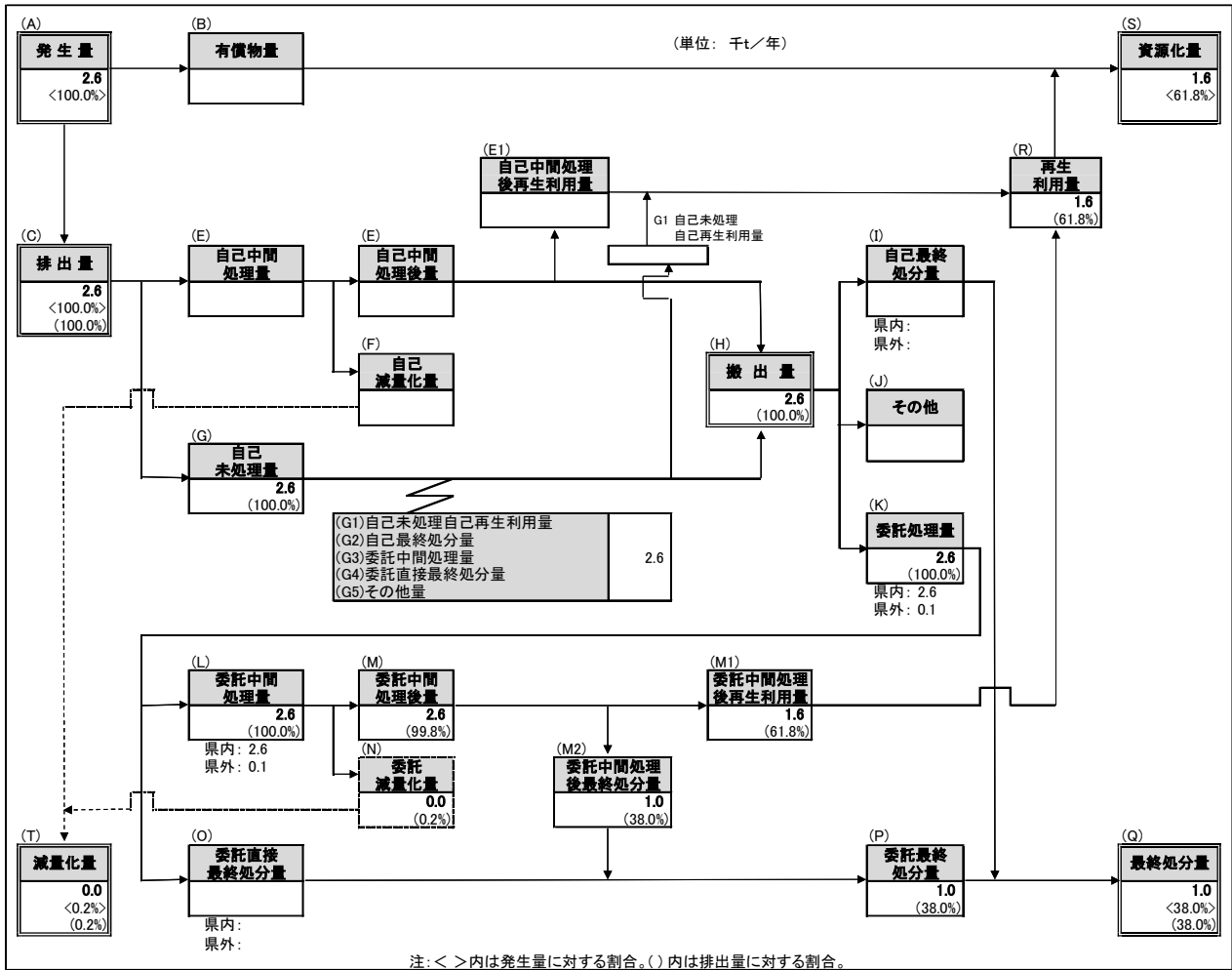


図 2-4-21 物品質貸業からの排出及び処理状況

8. 学術研究・専門サービス業

学術研究・専門サービス業からの排出量は4.5千トンとなっており、県全体の排出量の0.1%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-22に示すように廃プラスチック類が2.4千トン(53.1%)で最も多く、次いで金属くず0.7千トン(15.8%)となっている。

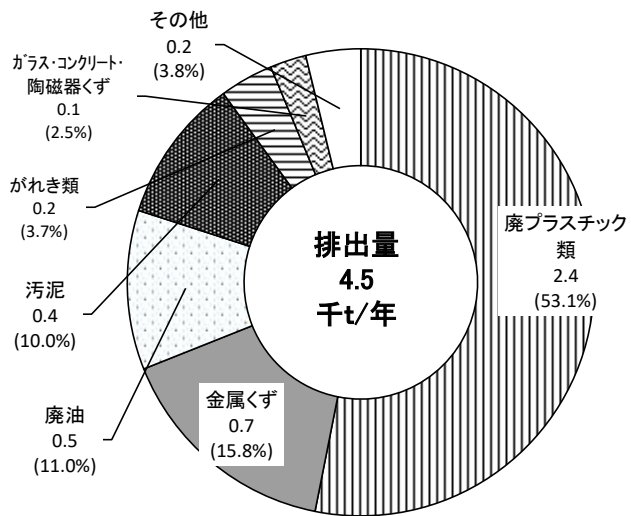


図2-4-22 学術研究・専門サービス業の種別別排出量

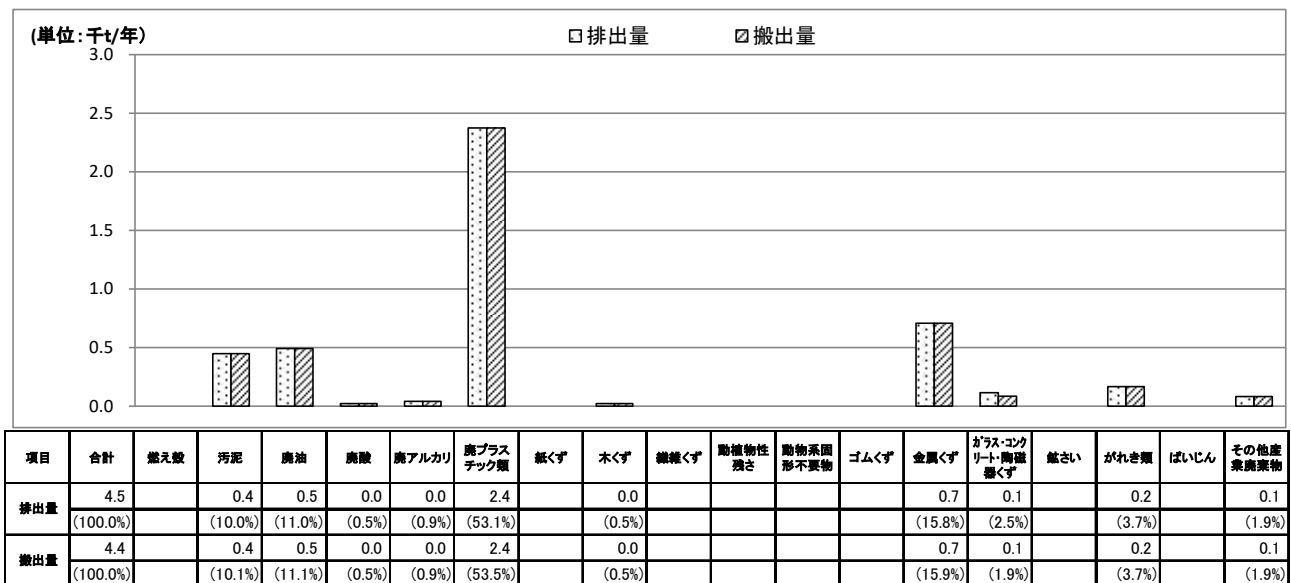


図2-4-23 学術研究・専門サービス業の種別別排出量、搬出量

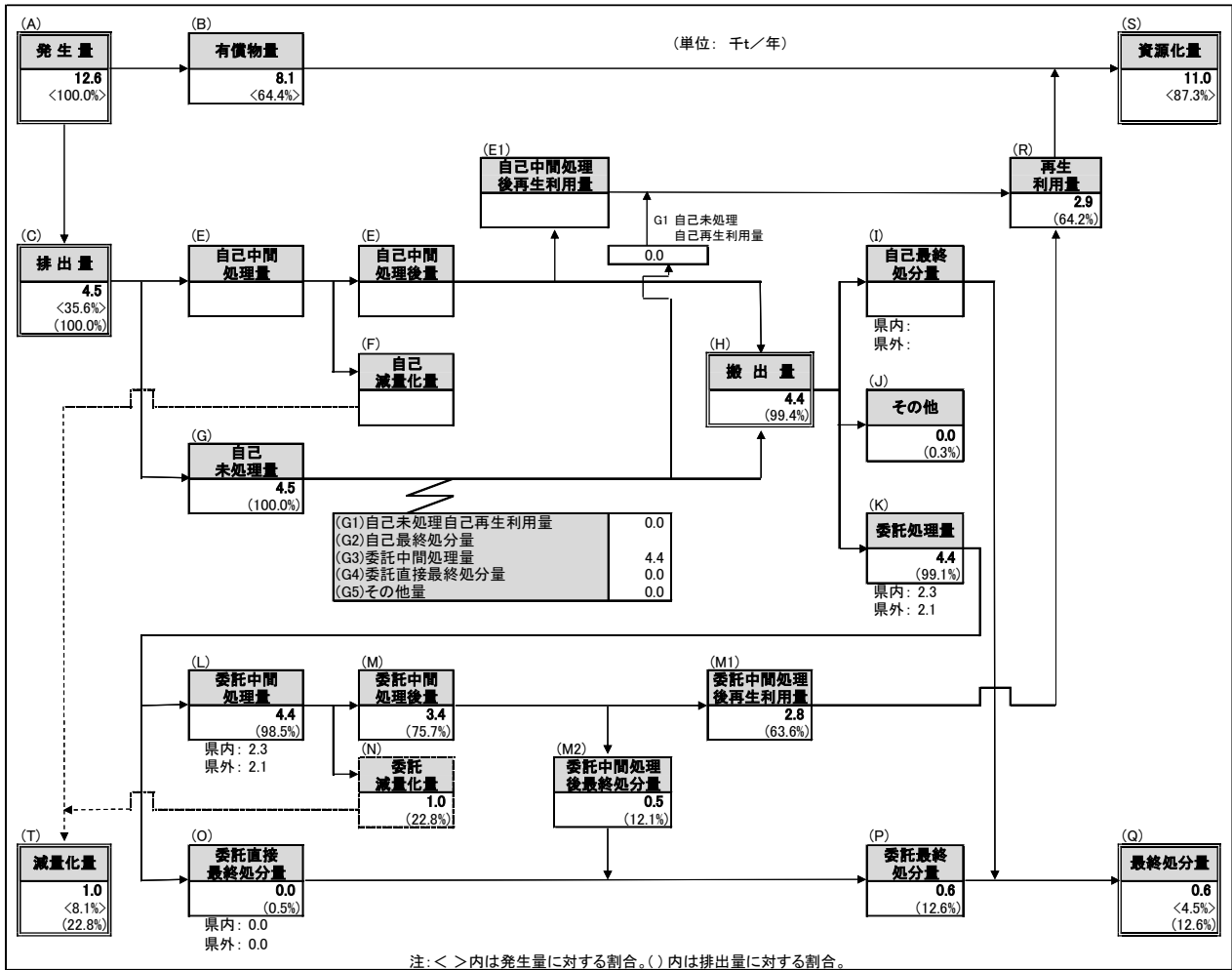


図 2-4-24 学術研究・専門からの排出及び処理状況

9. 宿泊業・飲食業

宿泊業・飲食業からの排出量は 11.1 千トンとなっており、県全体の排出量の 0.2% を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-25 に示すように汚泥が 6.0 千トン(53.7%)で最も多く、次いで廃油 3.2 千トン(28.7%)、廃プラスチック類が 1.4 千トン(13.0%) となっている。

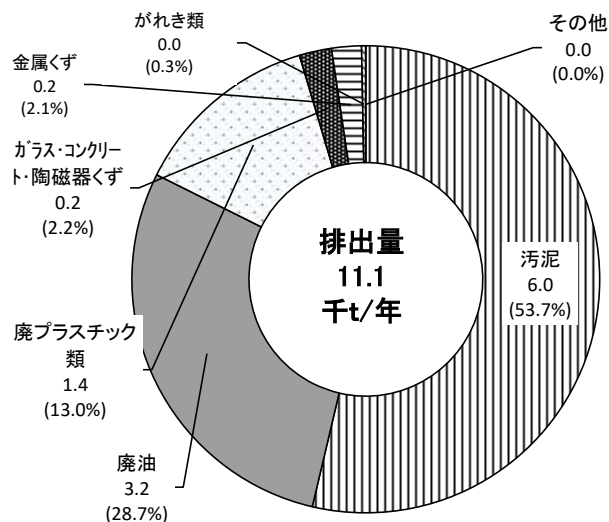


図 2-4-25 宿泊業・飲食業の種類別排出量

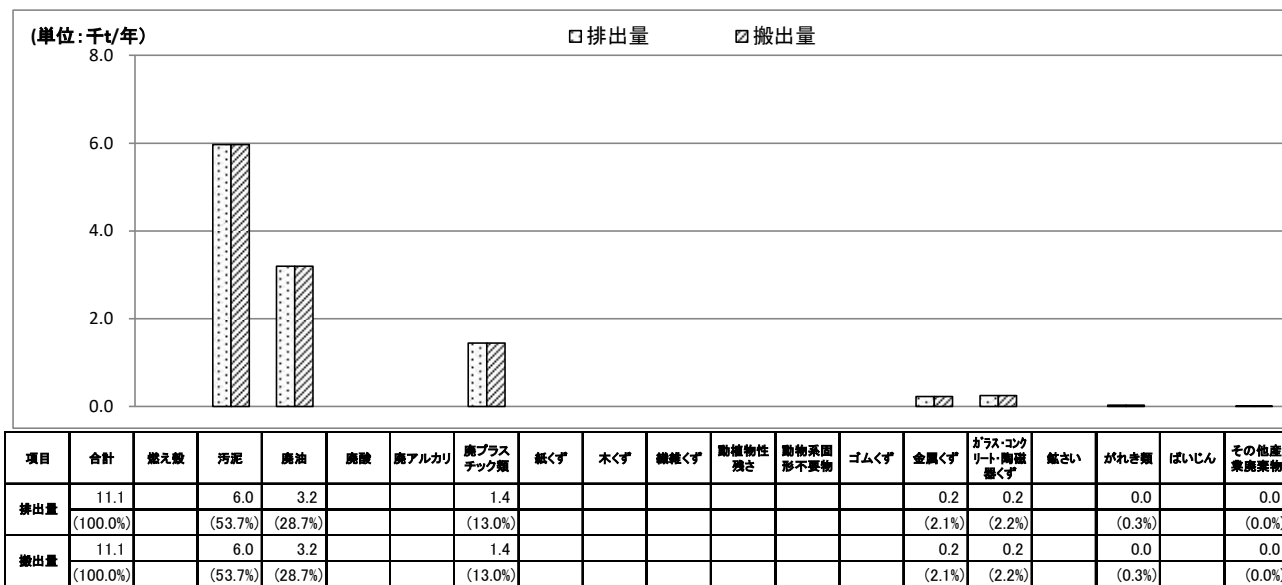


図 2-4-26 宿泊業・飲食業の種類別排出量、搬出量

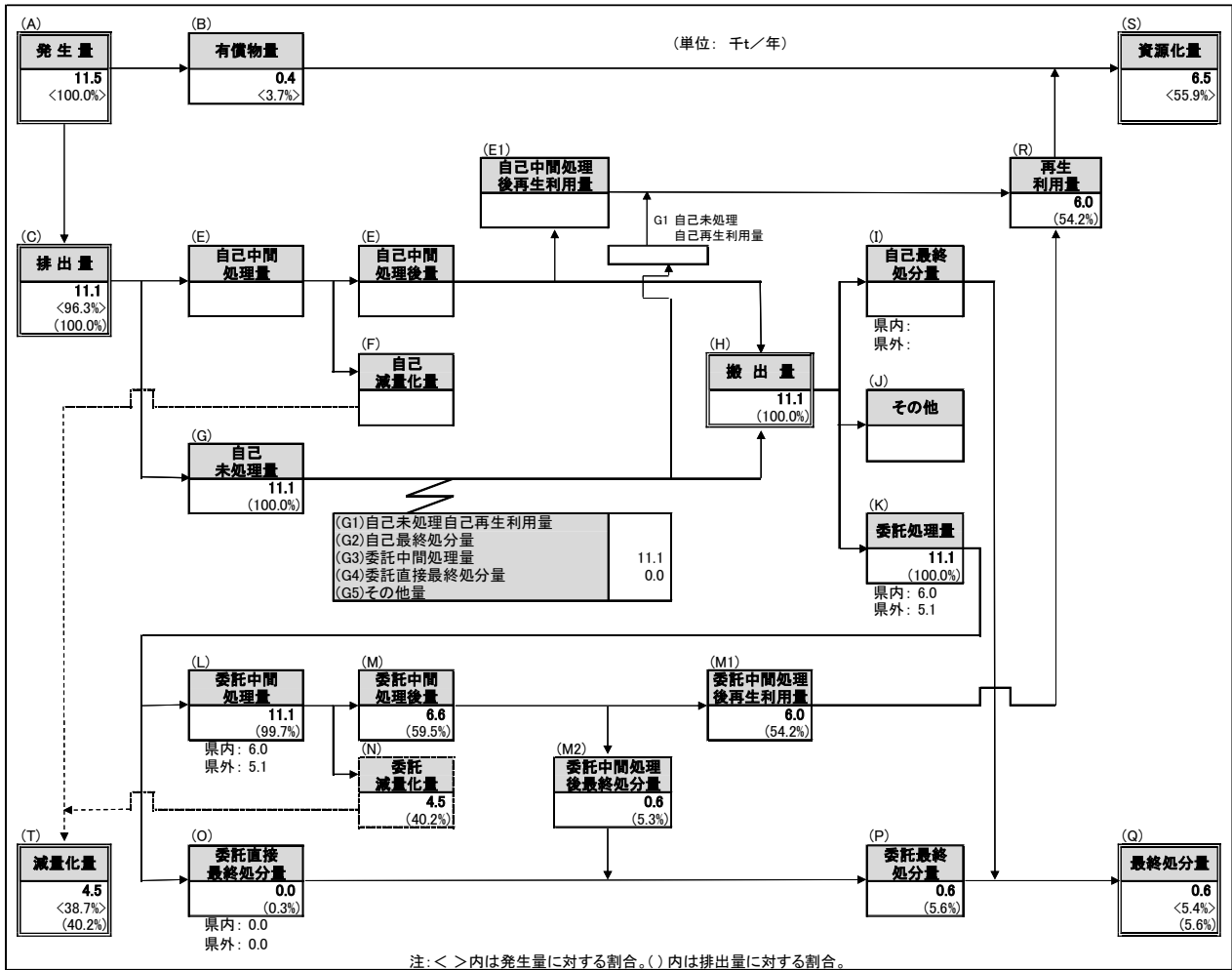


図 2-4-27 宿泊業・飲食業からの排出及び処理状況

10. 生活関連サービス業

生活関連サービス業からの排出量は5.4千トンとなっており、県全体の排出量の0.1%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-28に示すようにがれき類が1.5千トン(28.7%)で最も多く、次いで廃プラスチック類1.5千トン(27.9%)、汚泥1.3千トン(24.7%)、金属くず0.7千トン(13.2%)となっている。

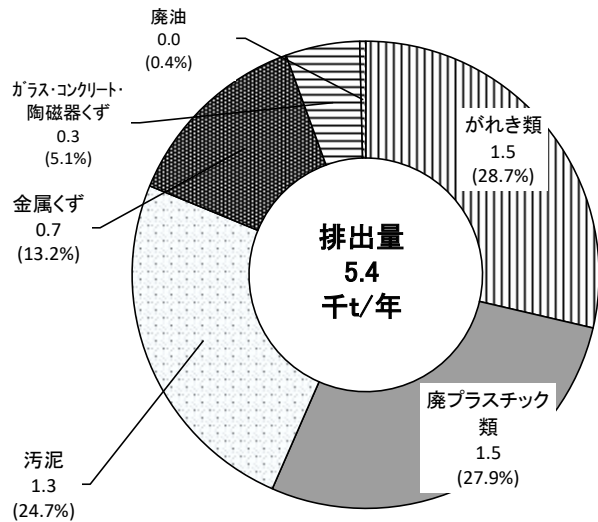


図 2-4-28 生活関連サービス業の種類別排出量

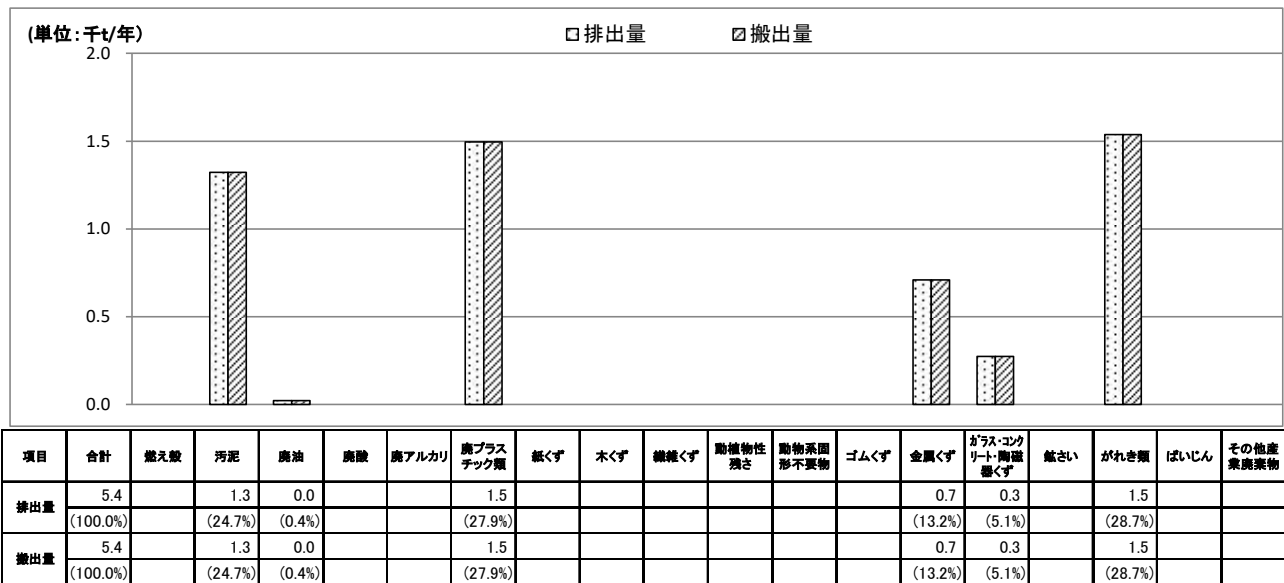


図 2-4-29 生活関連サービス業の種類別排出量、搬出量

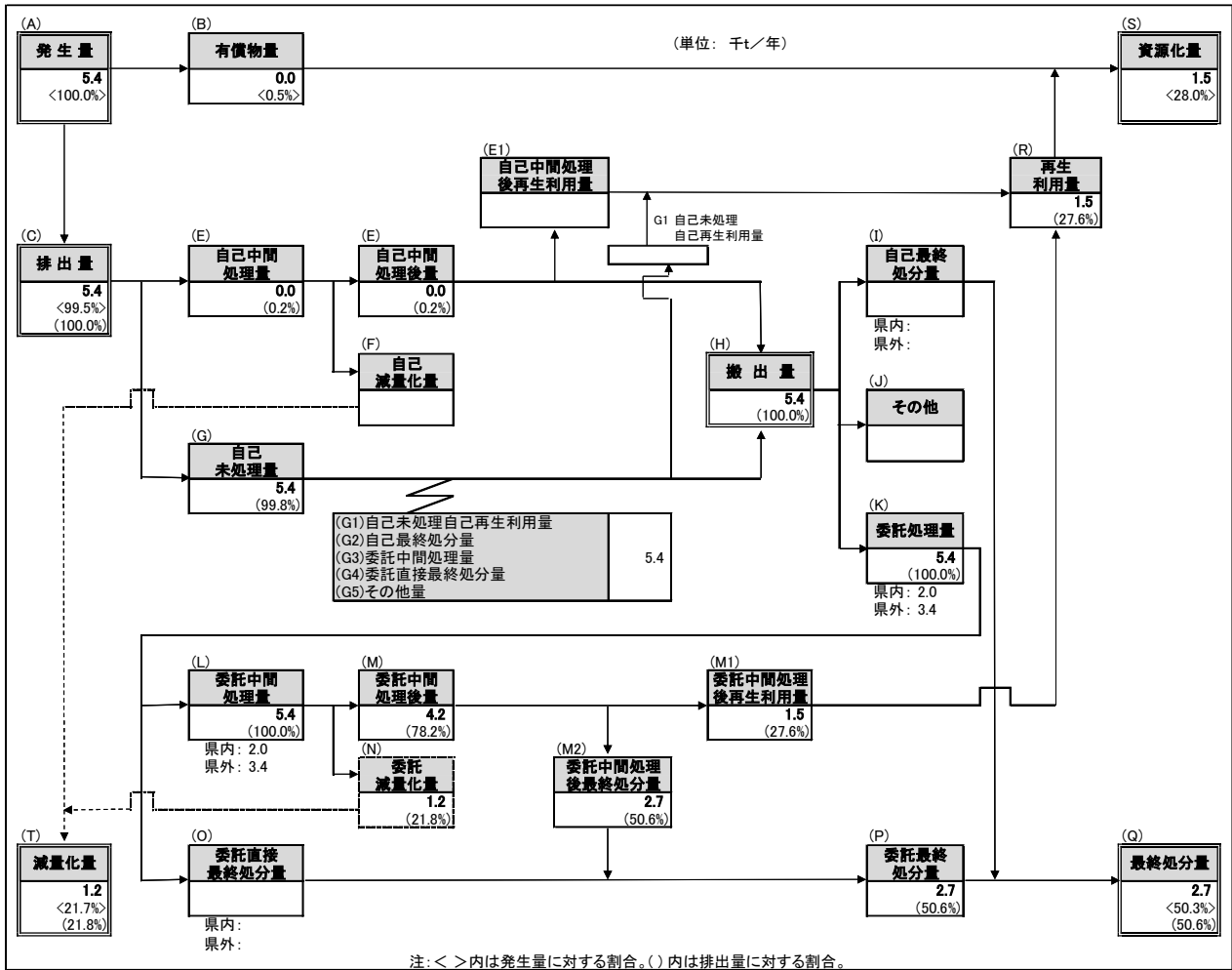


図 2-4-30 生活関連サービス業からの排出及び処理状況

11. 教育、学習支援業

教育、学習支援業からの排出量は 9.7 千トンとなっており、県全体の排出量の 0.2% を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-31 に示すように金属くずが 4.7 千トン (48.4%) で最も多く、次いで廃プラスチック類 4.1 千トン (41.9%) となっている。

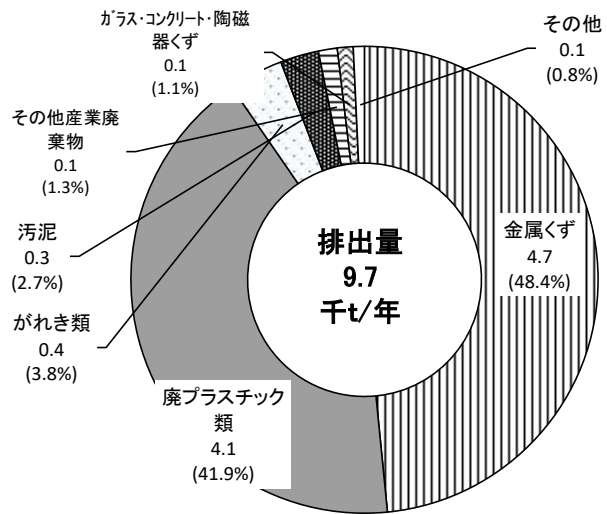


図 2-4-31 教育、学習支援業の種類別排出量

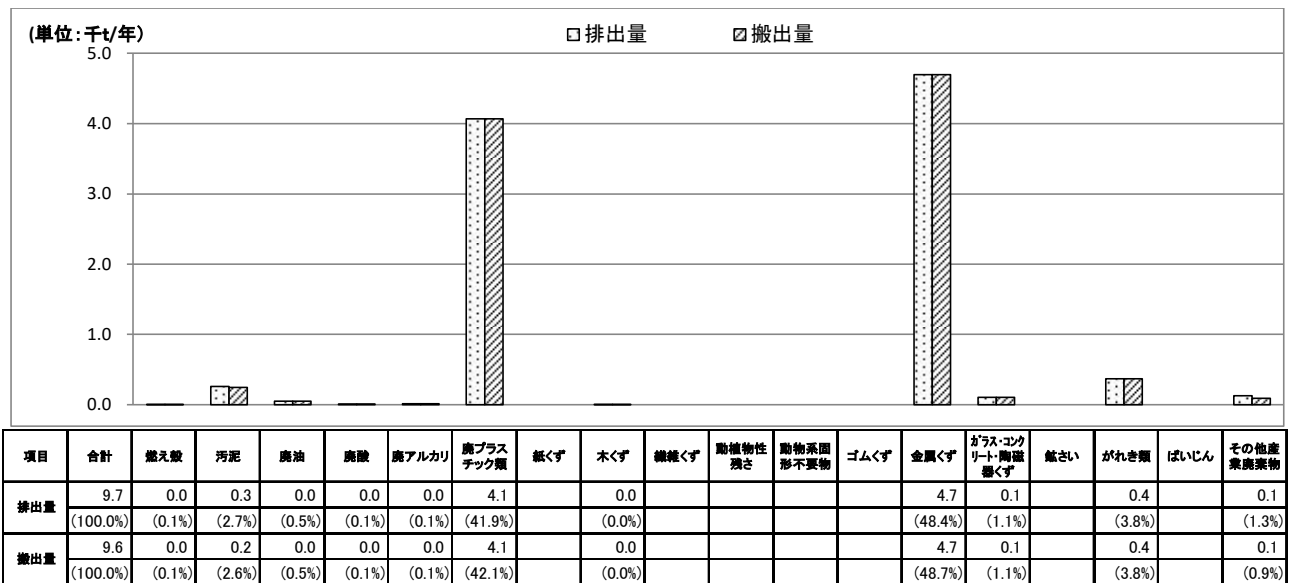


図 2-4-32 教育、学習支援業の種類別排出量、搬出量

12. 医療・福祉

医療・福祉からの排出量は9.5千トンとなっており、県全体の排出量の0.1%を占めている。

排出量を種類別にみると、図2-4-34に示すようにその他産業廃棄物が6.8千トン(72.0%)で最も多く、次いで廃プラスチック類2.1千トン(22.6%)となっている。

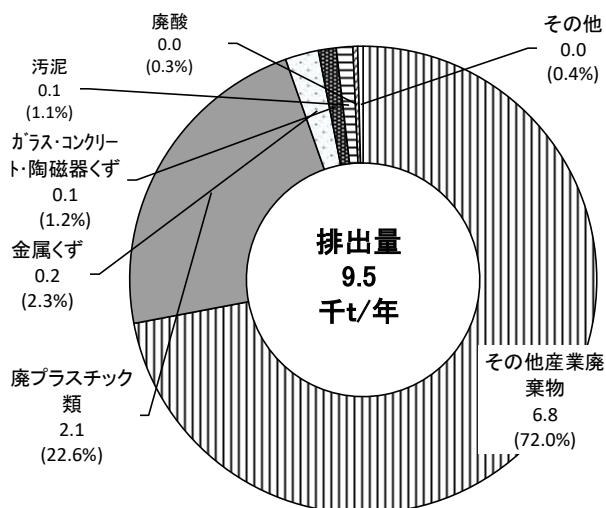


図2-4-34 医療・福祉の種類別排出量

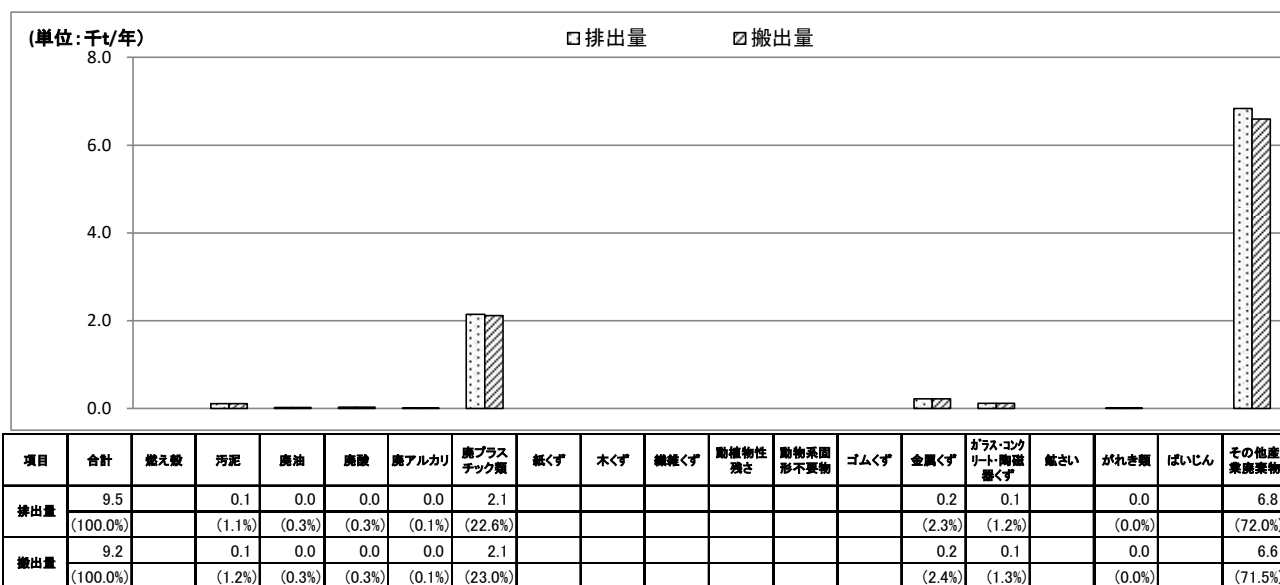


図2-4-35 医療・福祉の種類別排出量、搬出量

13. 複合サービス事業

複合サービス事業からの排出量は 0.35 千トンとなっており、県全体の排出量の 0.01% を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-37 に示すように廃プラスチック類が 0.23 千トン(63.6%)で最も多く、次いで金属くず 0.12 千トン(33.8%)となっている。

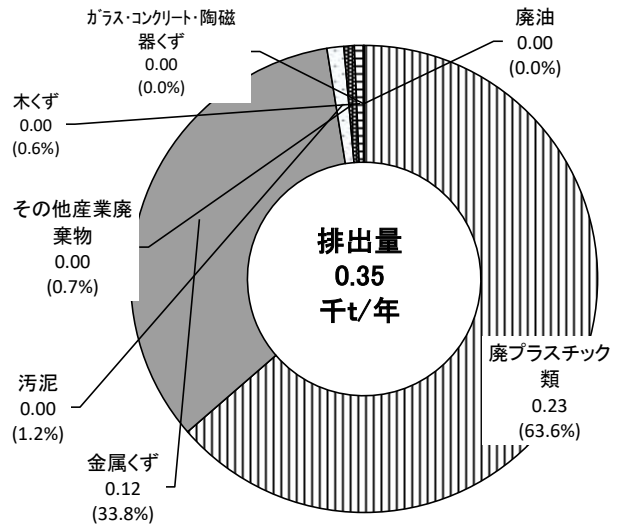


図 2-4-37 複合サービス事業の種類別排出量

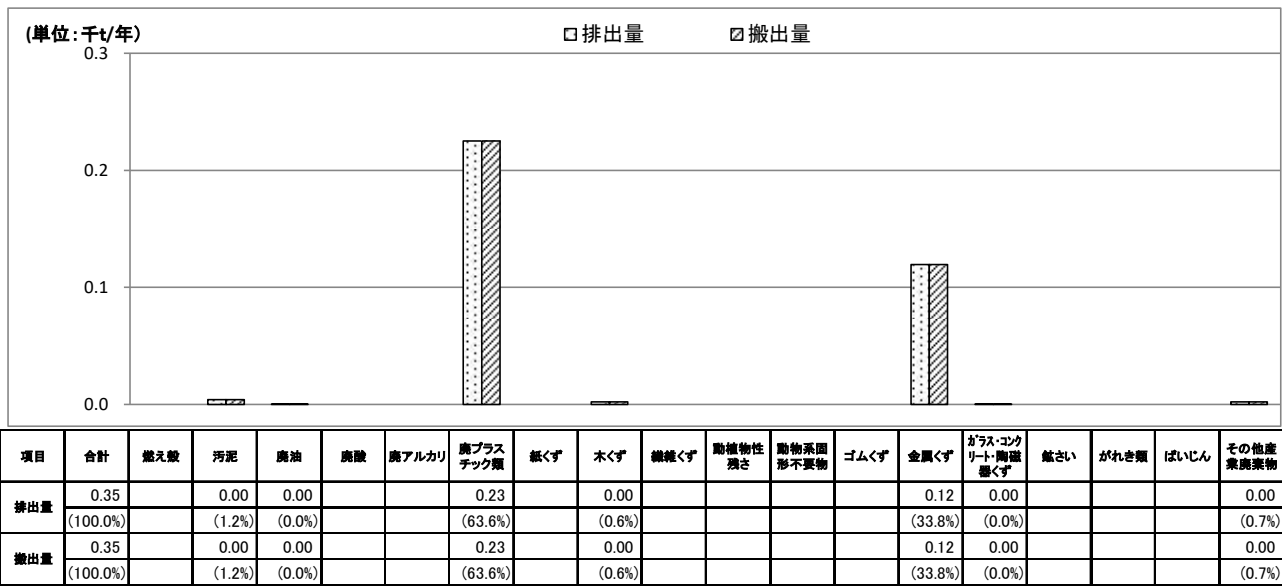


図 2-4-38 複合サービス事業の種類別排出量、搬出量

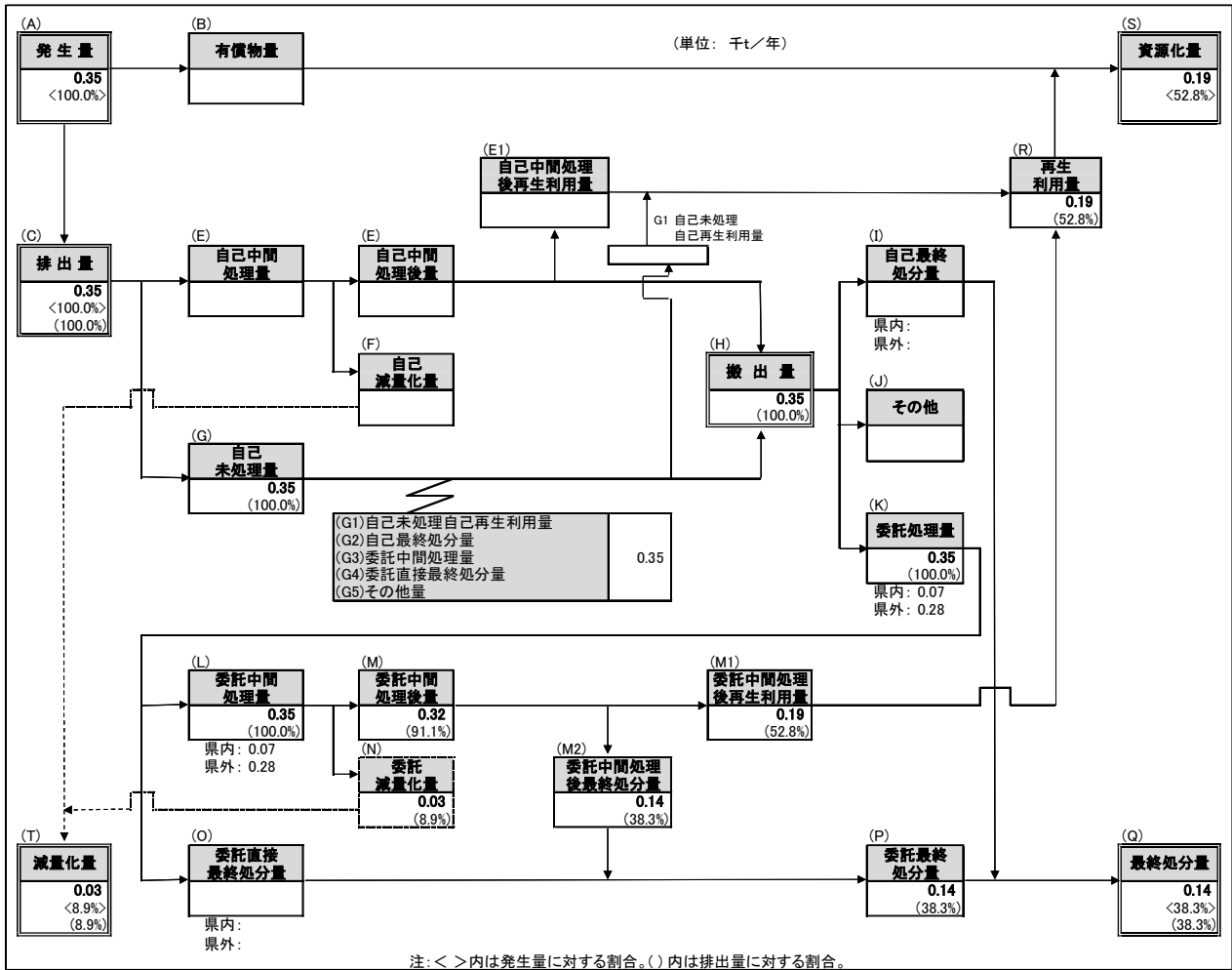


図 2-4-39 複合サービス事業からの排出及び処理状況

14. サービス業

サービス業からの排出量は 171 千トンとなっており、県全体の排出量の 2.7%を占めている。

排出量を種類別にみると、図 2-4-40 に示すように汚泥が 139 千トン(81.6%)で最も多く、次いで廃プラスチック類 12 千トン(6.9%)、がれき類 8 千トン(4.9%)、廃酸 5 千トン(2.7%)となっている。

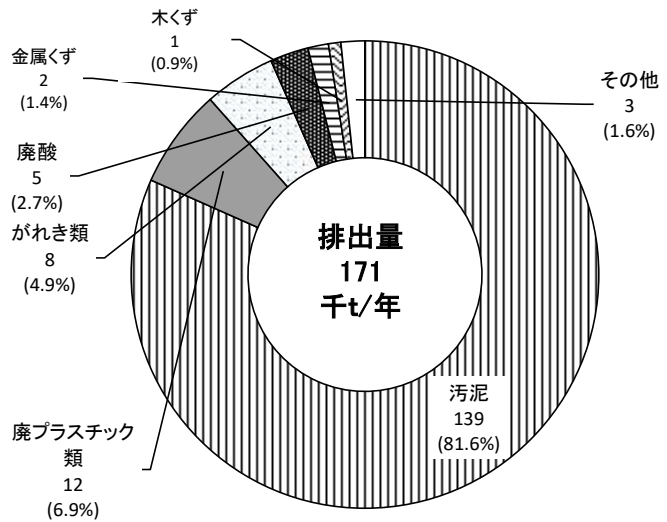


図 2-4-40 サービス業の種類別排出量

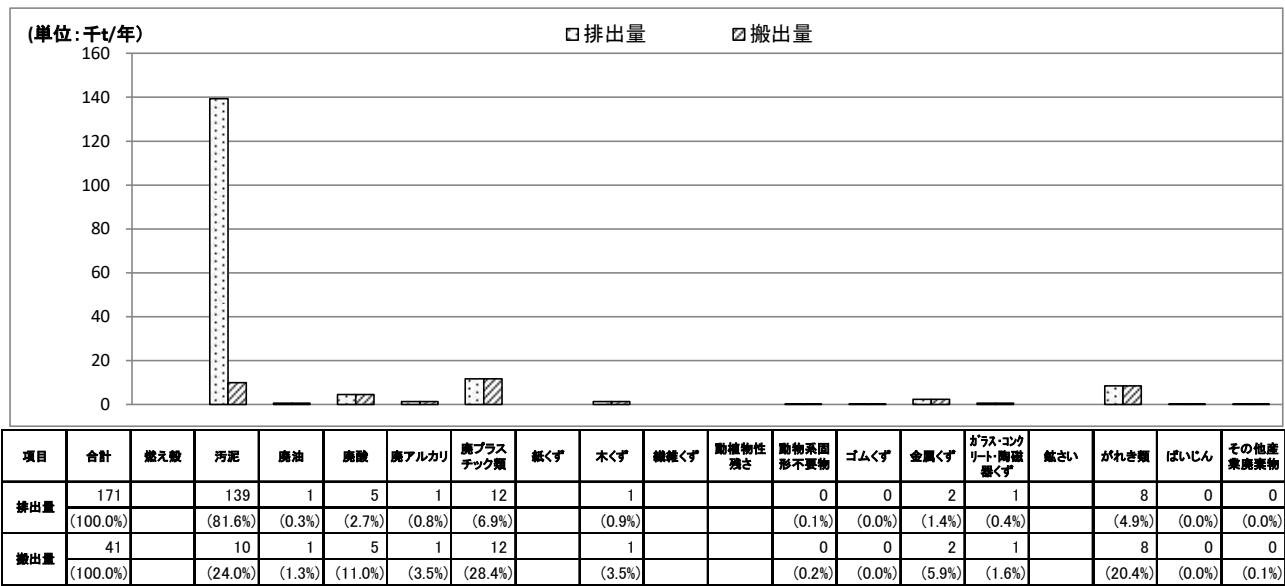


図 2-4-41 サービス業の種類別排出量、搬出量

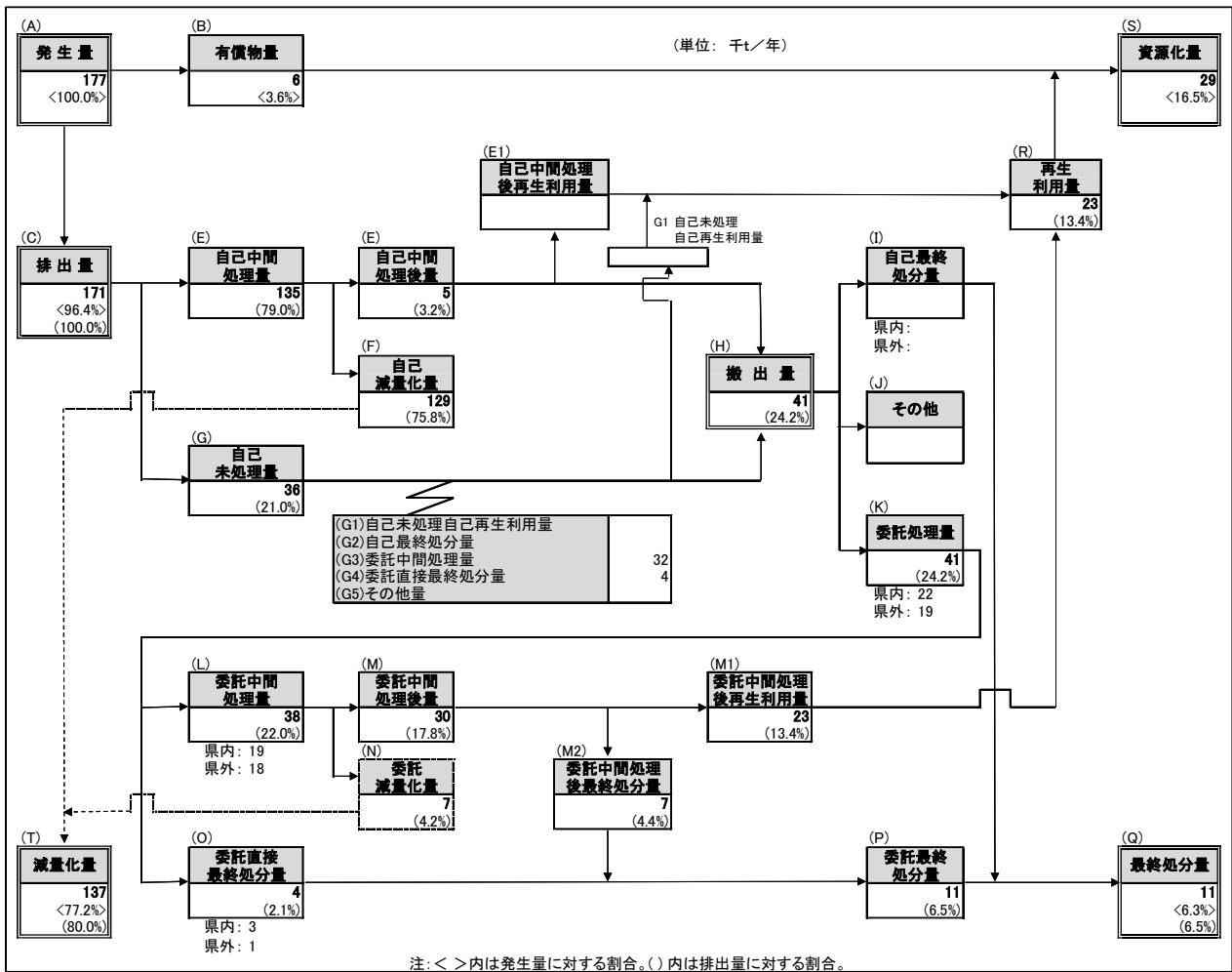


図 2-4-42 サービス業からの排出及び処理状況

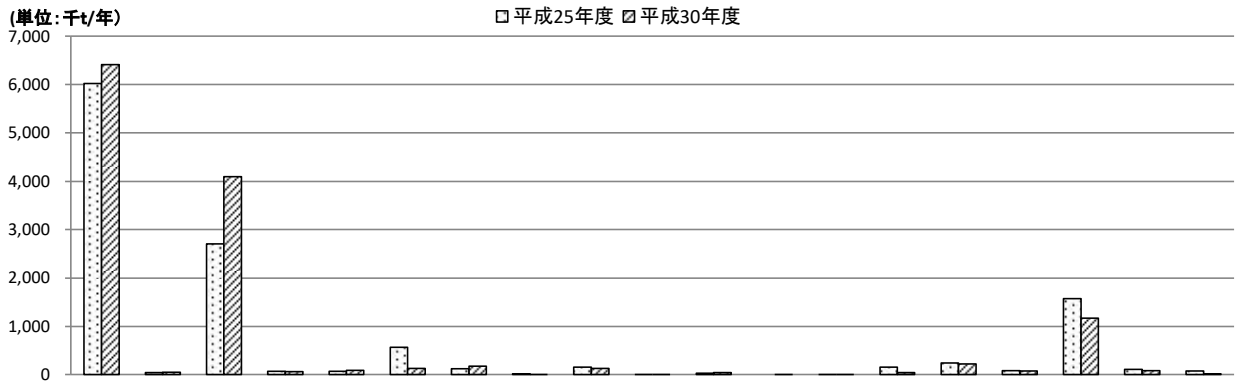
第3章 産業廃棄物発生量等の比較と将来の見込み

第1節 前回調査との比較

1. 発生・排出状況の比較

排出量を前回調査（平成25年度）と比較すると、図3-1-1～2に示すとおりである。この5年間で、排出量は6.5%増加している。

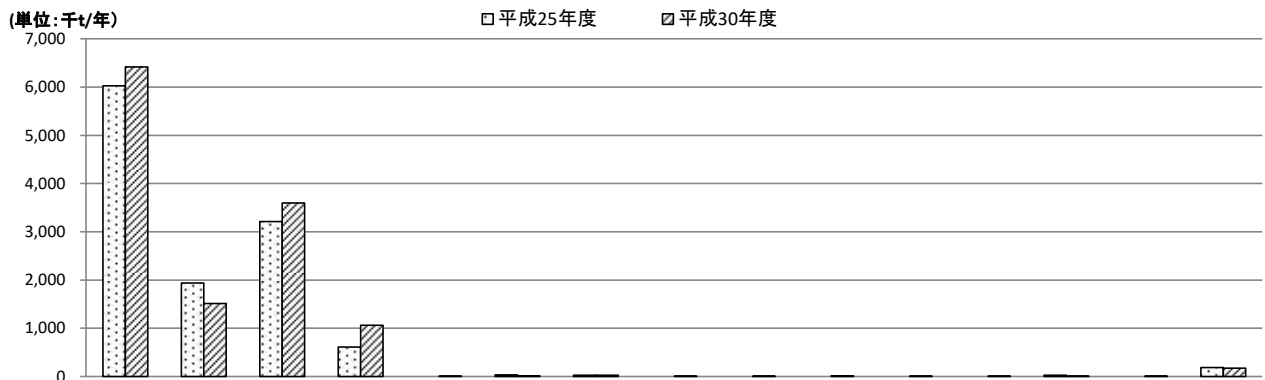
種類別に見ると、汚泥の増加の影響が大きい。



項目	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・セラミックス類	磁器・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
平成25年度	6,022 (100.0%)	41 (0.7%)	2,707 (45.0%)	68 (1.1%)	69 (1.1%)	563 (9.3%)	123 (2.0%)	18 (0.3%)	154 (2.6%)	4 (0.1%)	35 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	153 (2.5%)	244 (4.1%)	86 (1.4%)	1,572 (26.1%)	107 (1.8%)	79 (1.3%)	
平成30年度	6,416 (100.0%)	56 (0.9%)	4,097 (63.9%)	65 (1.0%)	96 (1.5%)	131 (2.0%)	177 (2.8%)	8 (0.1%)	128 (2.0%)	1 (0.0%)	42 (0.7%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	45 (0.7%)	221 (3.4%)	80 (1.2%)	1,165 (18.2%)	86 (1.3%)	18 (0.3%)	
増減量	394	15	1,390	-3	27	-432	54	-10	-26	-3	7	0	0	-108	-23	-6	-407	-21	-61	
増減率(%)	6.5	35.4	51.3	-4.1	39.4	-76.7	43.6	-57.1	-16.6	-70.8	19.2	-	-	-70.4	-9.5	-7.3	-25.9	-19.8	-76.8	

図3-1-1 種類別排出量の比較

業種別に見ると、製造業、電気・水道業の増加の影響が大きい。



項目	合計	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品買受業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業
平成25年度	6,022 (100.0%)	1,938 (32.2%)	3,209 (53.3%)	607 (10.1%)	0 (0.0%)	30 (0.5%)	26 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (0.4%)	0 (0.0%)	188 (3.1%)
平成30年度	6,416 (100.0%)	1,515 (23.6%)	3,593 (56.0%)	1,055 (16.4%)	0 (0.0%)	13 (0.2%)	25 (0.4%)	3 (0.0%)	4 (0.1%)	11 (0.2%)	5 (0.1%)	10 (0.2%)	9 (0.1%)	0 (0.0%)	171 (2.7%)
増減量	394	-423	384	448	0	-17	-1	3	4	11	5	10	-14	0	-17
増減率(%)	6.5	-21.8	12.0	73.8	-	-55.1	-3.9	-	-	-	-	-	-58.7	-	-9.2

図3-1-2 業種別排出量の比較

2. 再生利用量の比較

再生利用量を前回調査（平成 25 年度）と比較すると、図 3-1-3 に示すとおりである。この 5 年間で、再生利用量は 183 千トン、7.6% 減少している。また、再生利用率も平成 25 年度の 40.0% から平成 30 年度の 34.7% と 5.3% 減少している。

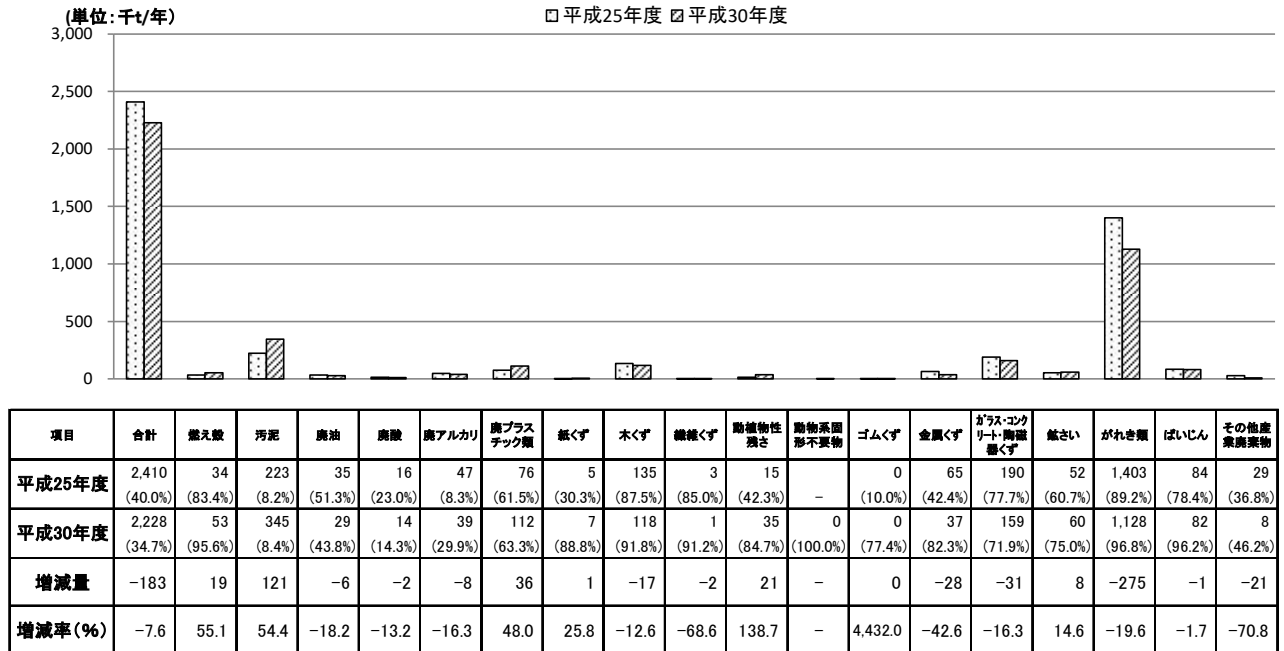


図 3-1-3 種類別再生利用量の比較「種類別：無変換」

3. 最終処分量の比較

最終処分量を前回調査（平成 25 年度）と比較すると、図 3-1-4 に示すとおりである。この 5 年間で、最終処分量は 30 千トン、10.0% 増加している。また、最終処分率も平成 25 年度の 5.0% から平成 30 年度の 5.2% と 0.2% 増加している。

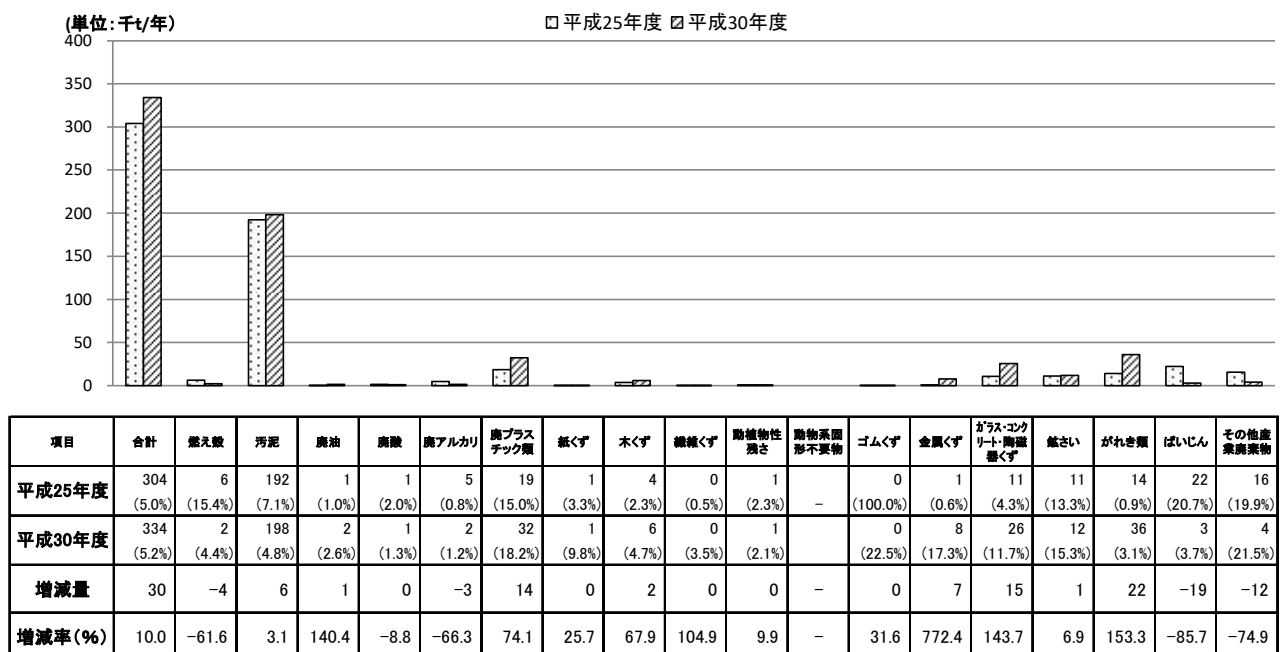


図 3-1-4 種類別最終処分量の比較「種類別：無変換」

4. 処理状況の比較

発生量、排出量を前回調査（平成25年度）と比較すると、表3-1-1、図3-1-5に示すとおりである。

表 3-1-1 処理状況の比較

(単位:千t/年)

項目	平成25年度	平成30年度	増減量	増減率(%)
排出量	6,022 (84.6%)	6,416 (100.0%)	394	6.5%
再生利用量	2,411 (33.9%)	2,228 (34.7%)	-183	-7.6%
減量化量	3,306 (46.5%)	3,854 (60.1%)	548	16.6%
最終処分量	304 (4.3%)	334 (5.2%)	30	10.0%
その他量	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	-3.9%

※千トン未満を四捨五入して表示しているため、合計や増減量が単純計算と一致しないものがある。

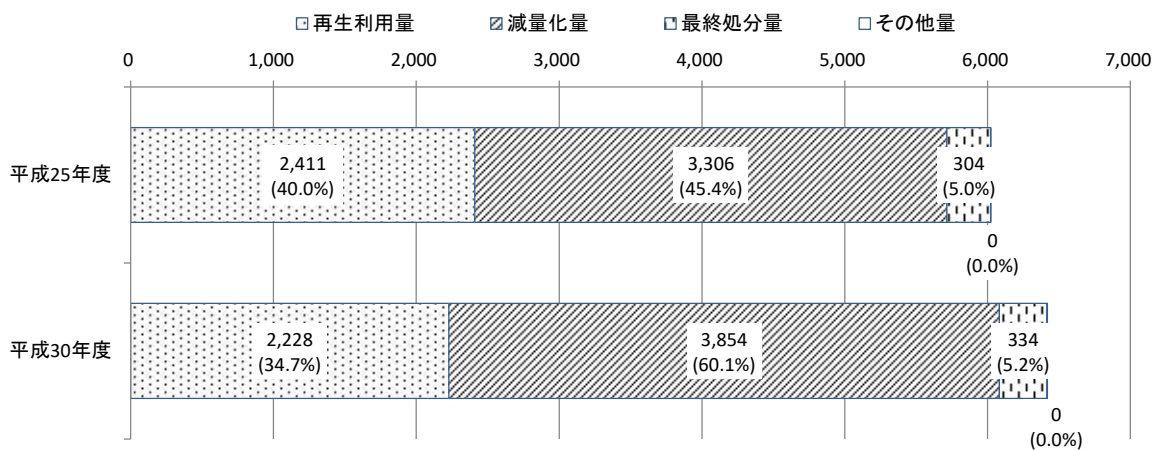


図 3-1-5 処理・処分状況の比較

第2節 将来の見込み

将来予測は、排出原単位及び処理形態が将来にわたり一定であると仮定して、各種経済指標等を将来推計し、推測した経済指標に平成30年の原単位を乗じて排出量等を予測した。

1. 排出量の将来予測

業種別の将来予測方法は表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 業種別の将来予測方法

業種	各種経済指標の将来予測方法
建設業	過去5年間の元請完成工事高に基づき（増加傾向）、将来の活動量指標を予測した。
製造業	過去5年間の製造品出荷額に基づき（減少傾向）、将来の活動量指標を予測した。
電気・水道業	国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来推計人口に基づき（減少傾向）、将来の活動量指標を予測した。
その他	業種別に過去3ヶ年（平成26年、26年、28年）の従業者数に基づいた回帰式により、将来の活動量指標を予測した（従業者数は経済センサス調査を出典としている。経済センサスは、最近では上記の3ヶ年で調査されている）

その結果、排出量は減少する予測となり、全体で見ると令和7年度が6,237千トン（平成30年度比2.8%減）、令和12年度が6,121千トン（平成30年度比4.6%減）となっている。業種別にみると、製造業と電気・水道業が減少し、建設業は増加している。

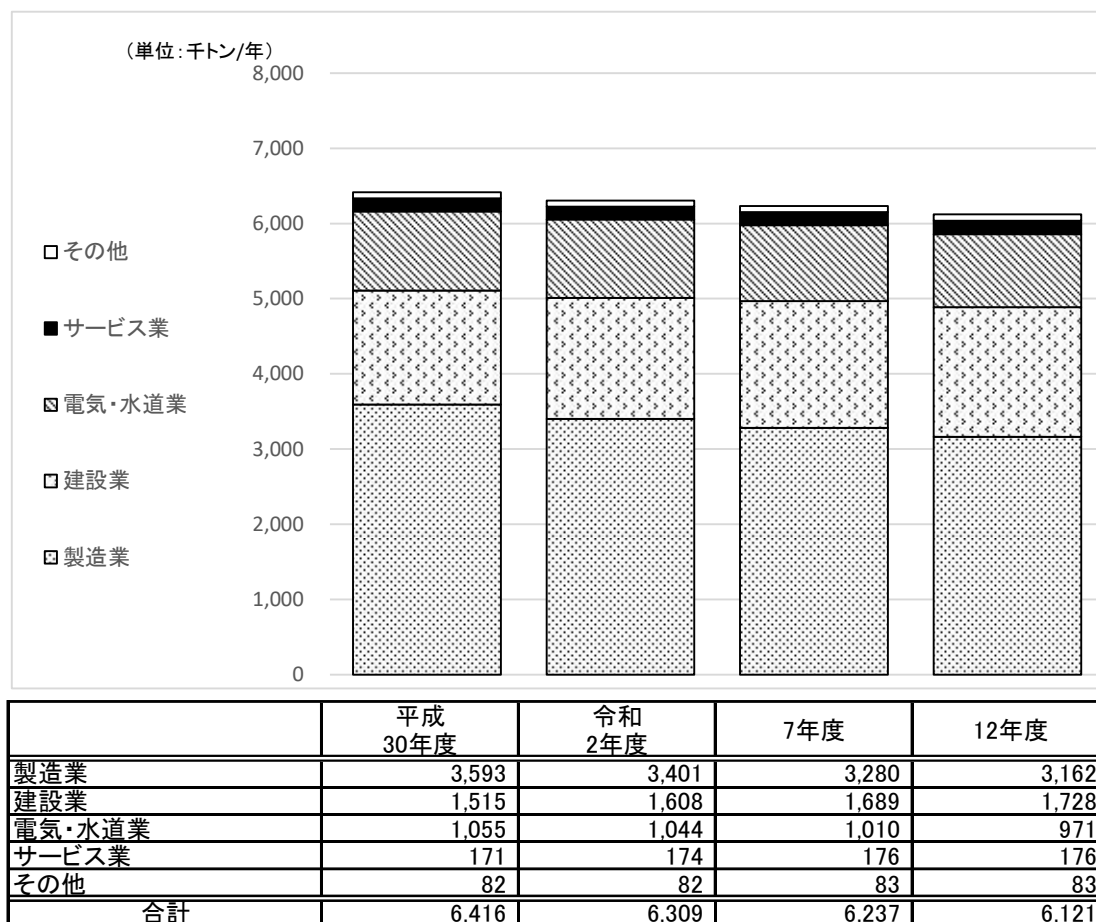
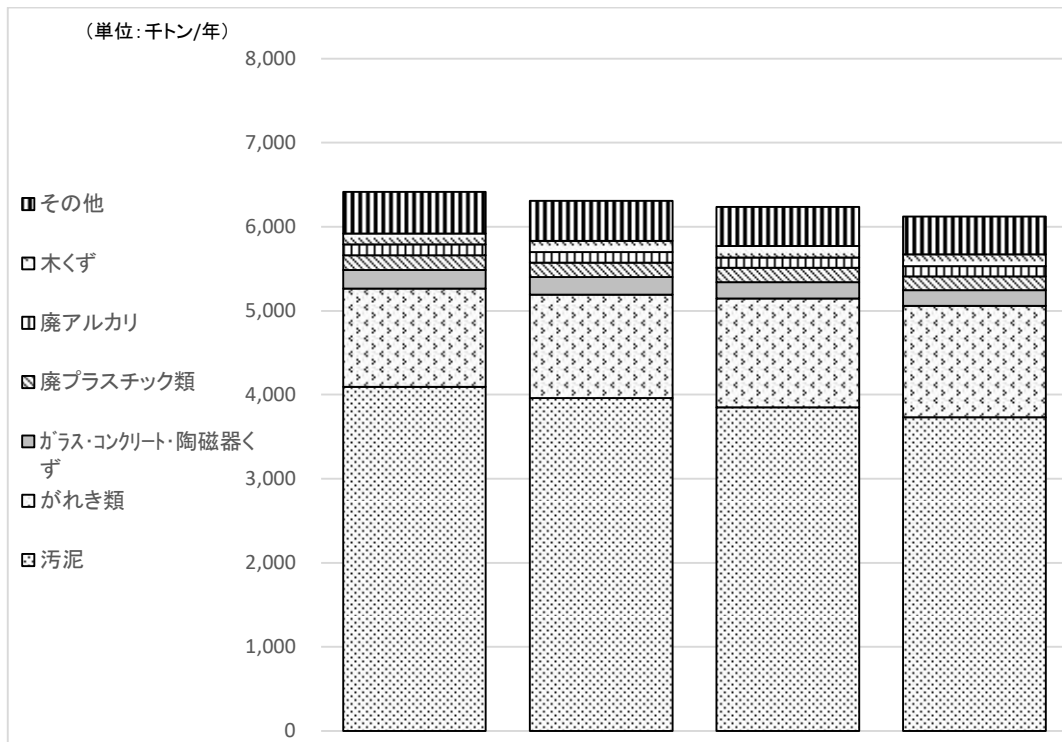


図3-2-1 業種別排出量の将来見込み



	平成30年度	令和2年度	7年度	12年度
汚泥	4,097	3,958	3,852	3,735
がれき類	1,165	1,234	1,294	1,323
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	221	207	196	186
廃プラスチック類	177	173	171	168
廃アルカリ	131	125	122	118
木くず	128	133	138	140
その他	497	478	465	452
合計	6,416	6,309	6,237	6,121

図 3-2-2 種類別排出量の将来見込み

2. 処理量の将来予測

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し、算出した。結果は図 3-2-3 のとおりである。

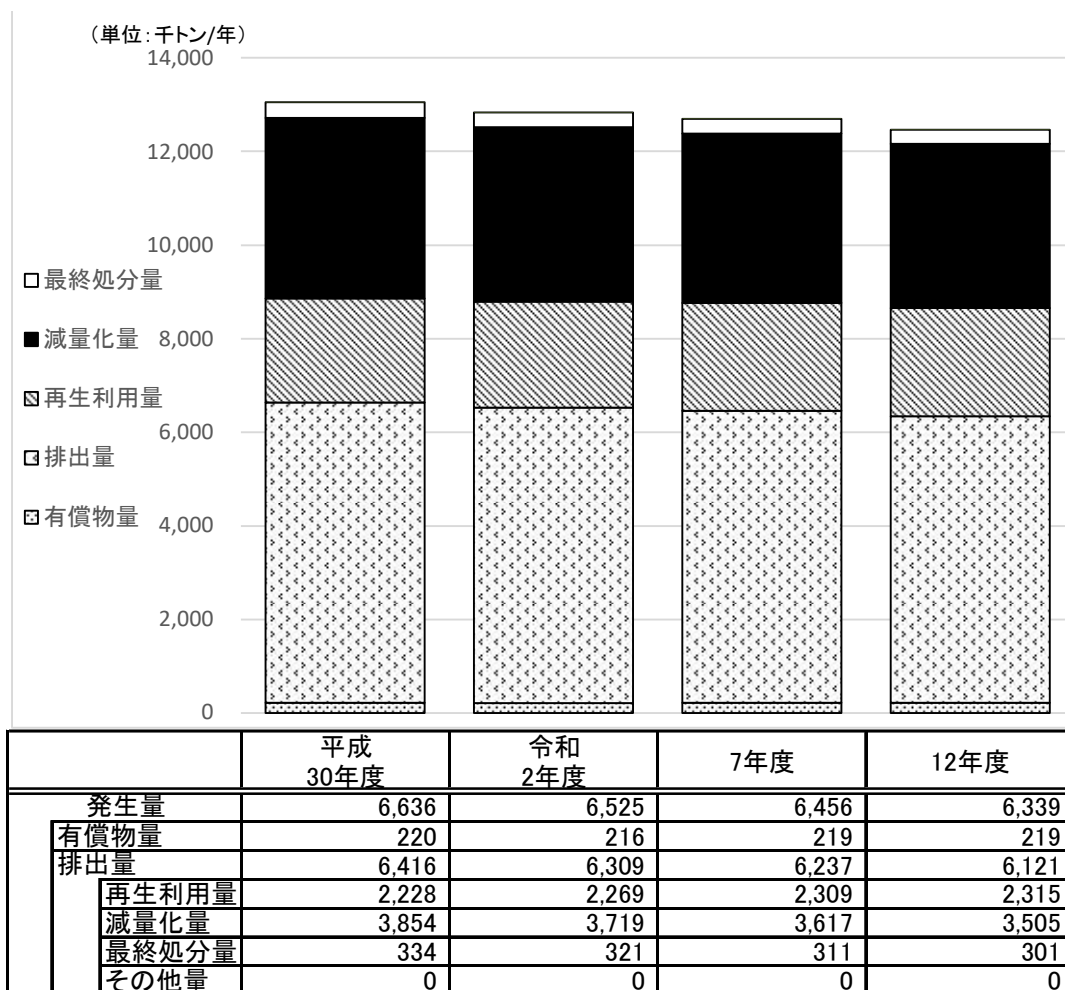


図 3-2-3 処理量の将来見込み

第4章 農業、鉱業を含めた産業廃棄物

第1節 農業

農業からの産業廃棄物は、関係部門の資料を基に畜産農業からの動物のふん尿及び施設園芸農業からの廃プラスチック類について調査を実施した。

結果は表 4-1-1～3 のとおりである。

表 4-1-1 農業からの産業廃棄物

対象物	関連資料の出典等	排出量
動物のふん尿	※活動量:「都道府県別家畜・鶏飼養頭羽数」 （「日本統計年鑑」総務省統計局）による 「食鳥流通統計調査」 （農林水産省資料）による ※ふん尿発生原単位:「堆肥化施設設計マニュアル」 （中央畜産会）による	972
農業系廃プラスチック類	※発生量:農業用廃プラスチックに関する調査による	0.39
合計		972

表 4-1-2 動物のふん尿

(単位:千t/年)			
減量化量	最終処分量	再生利用量	合計
73	0	898	972

表 4-1-3 農業系廃プラスチック類

(単位:千t/年)				
再生処理	埋立処理	焼却処理	その他	合計
0.29	0.03	0.01	0.06	0.39

第2節 鉱業

鉱業からの排出量は 902 千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図 4-2-1 に示すように汚泥が 743 千トンと全体の約 80%を占めている。

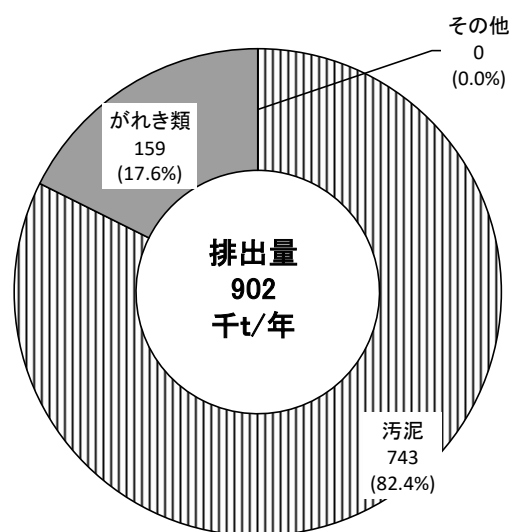


図 4-2-1 鉱業の種類別排出量

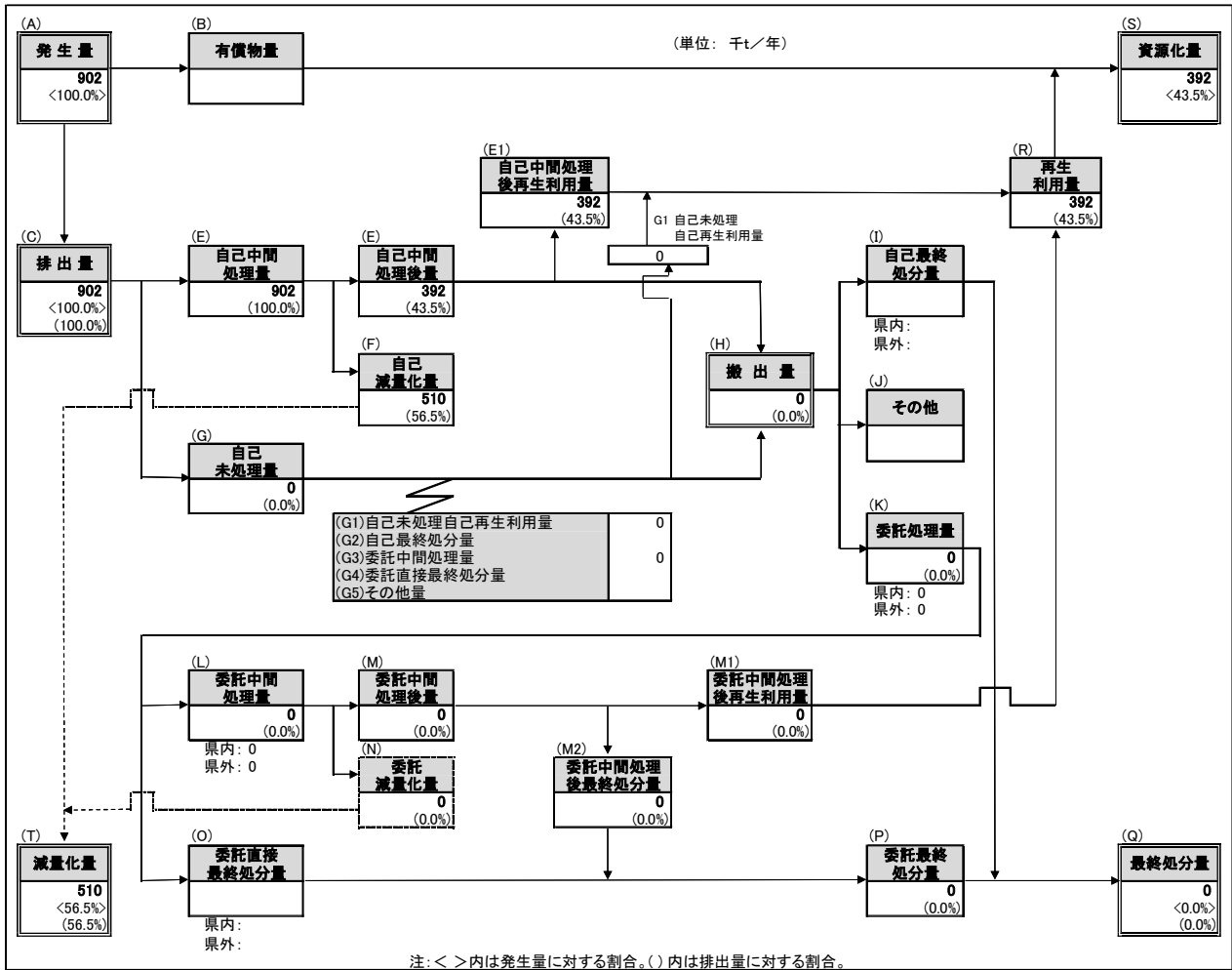


図 4-2-2 鉱業からの排出及び処理状況

2. 農業、鉱業を含めた総排出量

農業、鉱業を含めた産業廃棄物の総排出量は、8,290千トンとなっている。

業種別種類別の排出量は、表 4-3-1 に示すとおりである。

表 4-3-1 農業、鉱業を含めた総排出量

	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品賃貸業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	教育、学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	農業	鉱業	計
燃え殻	0	28	27								0					0	56
汚泥	200	2,751	993	0	3	3		0	6	1	0	0	0	139		743	4,840
廃油	2	55	0		2	2		0	3	0	0	0	0	1		0	65
廃酸	0	91	0		0	0		0			0	0		5			96
廃アルカリ	1	108	19		0	0		0			0	0		1			131
廃プラスチック類	23	112	0	0	4	13	1	2	1	1	4	2	0	12	0	0	177
紙くず	5	3															8
木くず	103	20	0		2	2		0			0		0	1			128
繊維くず	1	0															1
動植物性残さ		42															42
動物系固形不要物															0		0
ゴムくず	0	1												0			1
金属くず	11	21	0	0	2	3	0	1	0	1	5	0	0	2		0	45
ガラスくず等	31	187	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1			221
鉱さい	0	79	0														80
がれき類	1,137	13	1		0	2	1	0	0	2	0	0		8		159	1,324
ばいじん	0	74	12											0			86
動物のふん尿															972		972
その他産業廃棄物	1	7	3	0	0	0	0	0	0		0	7	0	0			18
計	1,515	3,593	1,055	0	13	25	3	4	11	5	10	9	0	171	972	902	8,290

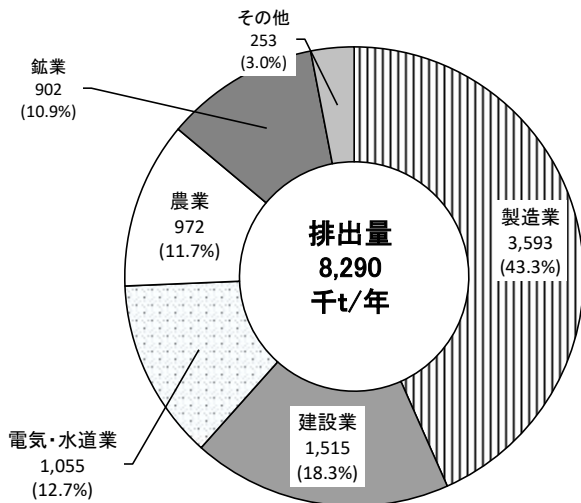


図 4-3-2 排出量の業種別割合

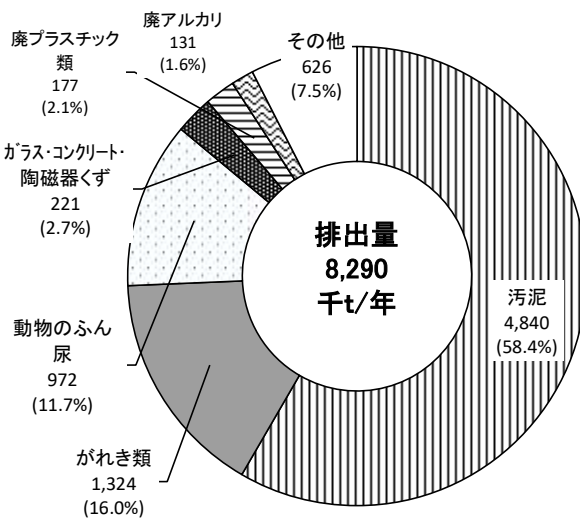


図 4-3-3 排出量の種類別割合

3. 農業、鉱業を含めた再生利用量

農業、鉱業を含めた産業廃棄物の再生利用量は、3,518 千トンとなっている。
業種別種類別の排出量は、表 4-3-2 に示すとおりである。

表 4-3-2 農業、鉱業を含めた再生利用量

	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品賃貸業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	教育、学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	農業	鉱業	計
燃え殻	0	46	29		0	0		0	0		0	0		0		0	75
汚泥	78	192	71		0	0		0	2	0	0	0		1		233	577
廃油	0	23	0		0	1		0	3	0		0		0		0	28
廃酸	0	7				0		0				0		0		0	7
廃アルカリ	0	27	2			0		0			0			0		0	30
廃プラスチック類	15	69	0	0	2	9	0	2	1	1	0	0	0	9	0	0	109
紙くず	4	3															7
木くず	100	14	0		1	0		0			0		0	1			118
繊維くず	1	0															1
動植物性残さ		35															35
動物系固形不要物														0			0
ゴムくず	0	0												0			0
金属くず	10	20	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	2		0	37
ガラスくず等	22	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			159
鉱さい	0	60	0														60
がれき類	1,107	10	1		0	1	1	0	0		0			8		159	1,287
ばいじん		73	9														82
動物のふん尿															898		898
その他産業廃棄物	0	3	3	0	0	0	0	0			0	0		0			6
計	1,338	718	114	0	6	14	2	3	6	1	1	1	0	23	898	392	3,518

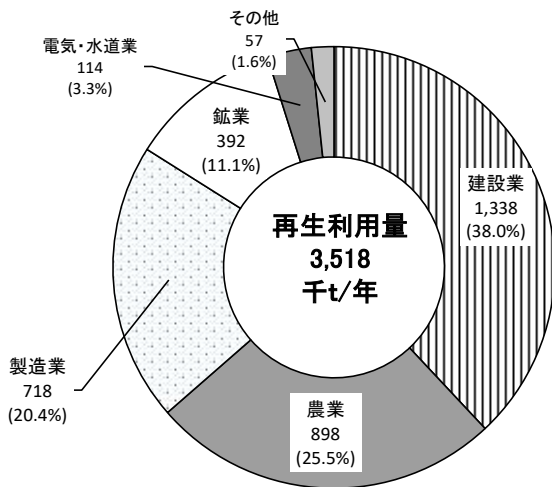


図 4-3-4 再生利用量の業種別割合

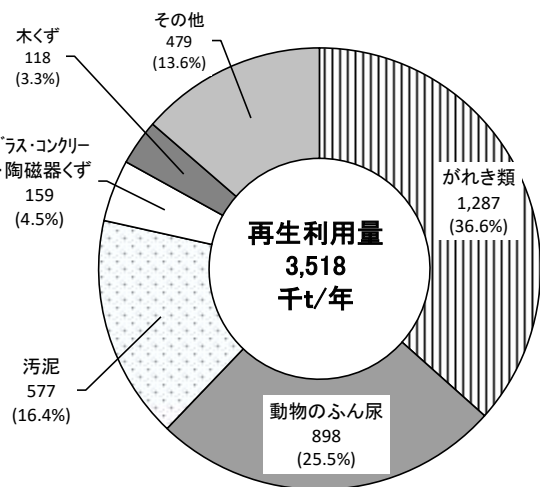


図 4-3-5 再生利用量の種類別割合

4. 農業、鉱業を含めた最終処分量

農業、鉱業を含めた産業廃棄物の最終処分量は、335千トンとなっている。

業種別種類別の排出量は、表 4-3-3 に示すとおりである。

表 4-3-3 農業、鉱業を含めた最終処分量

	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	物品賃貸業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業	生活関連サービス業	教育、学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	農業	鉱業	計
燃え殻	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	14
汚泥	11	176	1	0	1	1		0	0		0	0		7			197
廃油	0	1	0		0	0			0			0	0	0			1
廃酸		0	0														0
廃アルカリ		0				0											0
廃プラスチック類	7	12	0	0	1	3	1	0	0	0	4	0	0	3	0	0	31
紙くず	1	0															1
木くず	1	1			0												2
繊維くず	0																0
動植物性残さ		1															1
動物系固形不要物																	
ゴムくず	0	0															0
金属くず	1	1	0	0	0	1		0	0	0	4	0	0	0			8
ガラスくず等	8	16	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			26
鉱さい	0	12															12
がれき類	30	3			0	1	0	0		2		0	0	0			36
ばいじん	0	1	2														3
動物のふん尿																0	0
その他産業廃棄物	1	1	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0			2
計	59	236	5	0	3	7	1	1	1	3	8	1	0	11	0	0	335

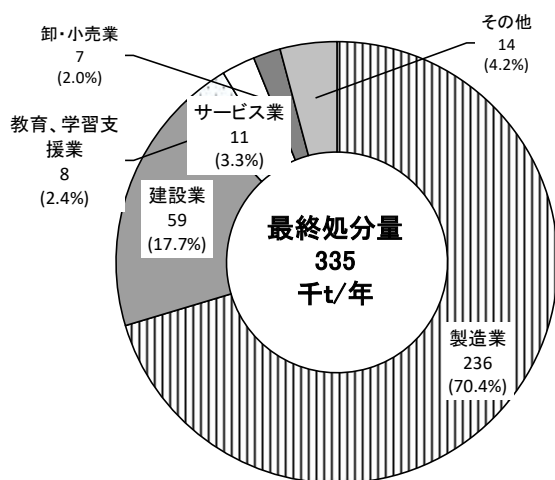


図 4-3-6 最終処分量の業種別割合

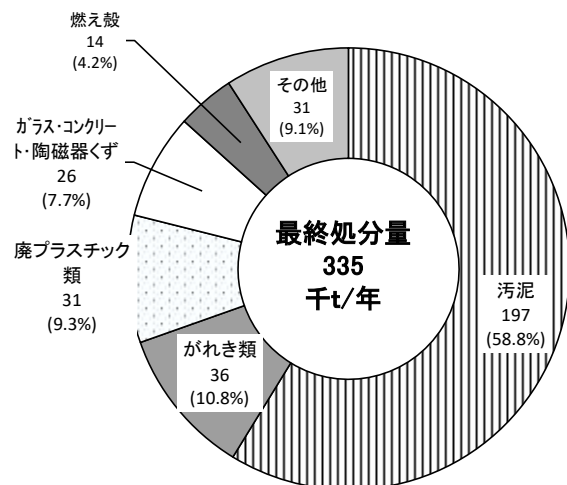


図 4-3-7 最終処分量の種類別割合

第5章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(排出事業者対象)

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、排出事業者に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記す。

第1節 調査概要

設問は、下記の5項目について調査した。

1. 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル（再利用・再生利用）への取組等
2. 産業廃棄物の適正処理への取組
3. 産業廃棄物処理体制の整備
4. 不法投棄を許さない社会をつくる取組
5. 三重県の廃棄物関連施策

※調査に関する注意事項

調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。

また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

設問によっては、業種別の割合を表している箇所があるが、集計の都合上業種を8業種にまとめている。業種の区分を下記に記す。

集計表記業種	業種名
建設業	建設業
製造業	製造業
電気・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
運輸業	運輸業・郵便局
卸・小売業	卸売業・小売業
医療・福祉	医療・福祉
サービス業	学術研究・専門・技術サービス業 宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業 複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの）
その他	鉱業・採石業・砂利採取業 不動産業・物品賃貸業 教育・学習支援業

第2節 意識調査回答の概要

本調査は発送数が6,109通、回答数が2,776通、有効回答数が2,536通、回答率は41.5%となっている。

第3節 意識調査の集計結果

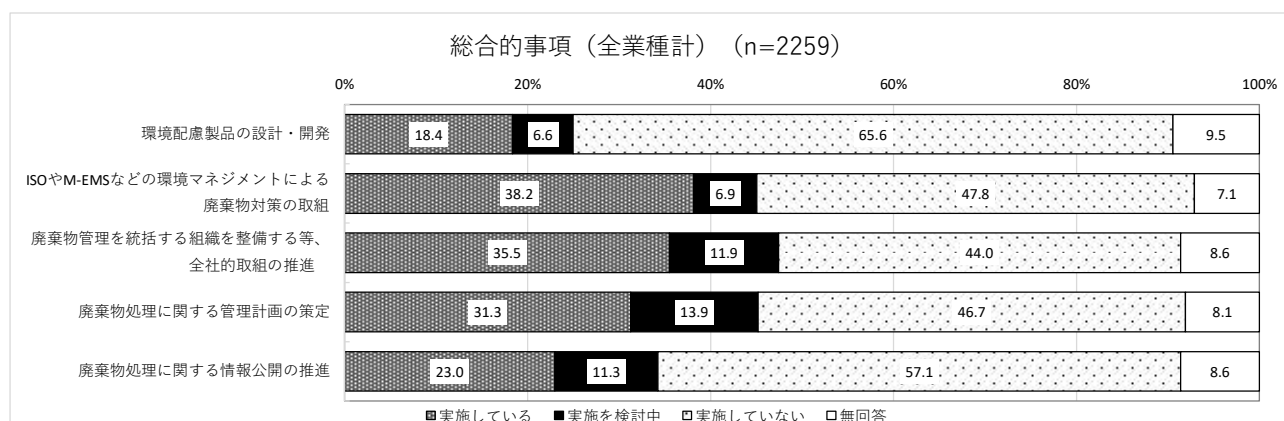
1 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

(1) 取組の状況

1-(1) 貴事業所において、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルにどのように取り組んでいますか。以下の取組内容ごとに、それぞれ実施状況としてあてはまるものに○を付けてください。

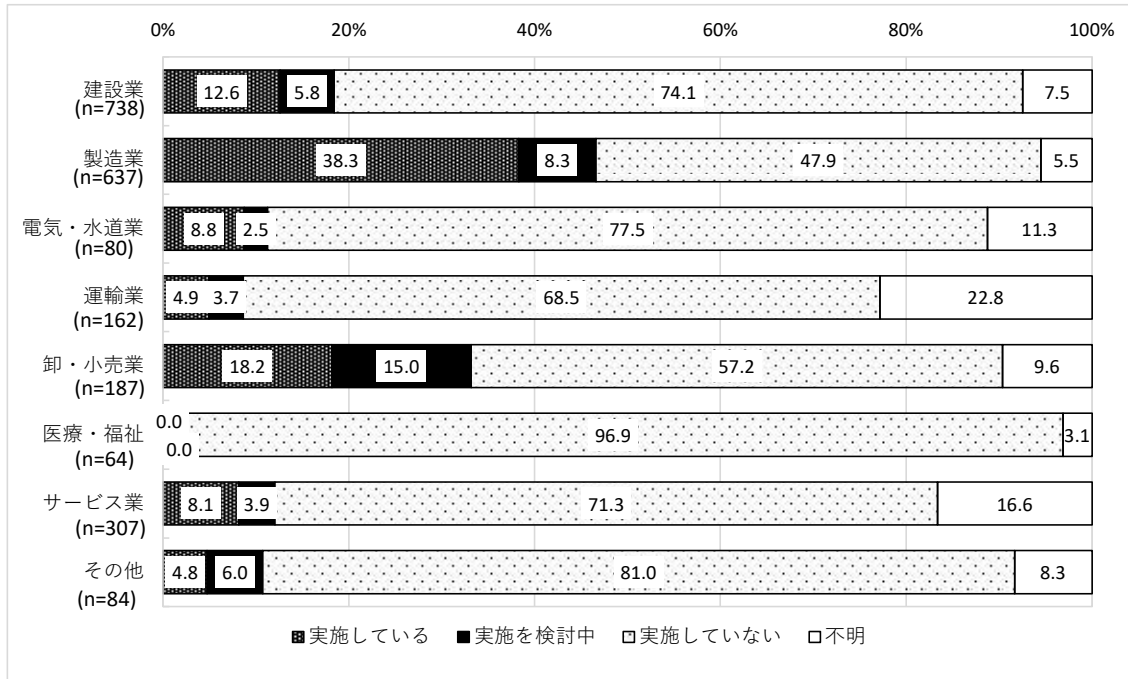
<総合的事項>

- ・総合的事項で最も取り組まれている事項は「ISOやM-EMSなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組」で38.2%となっている。
- ・「実施を検討中」が最も多い事項は「廃棄物処理に関する管理計画の策定」が13.9%となっている。



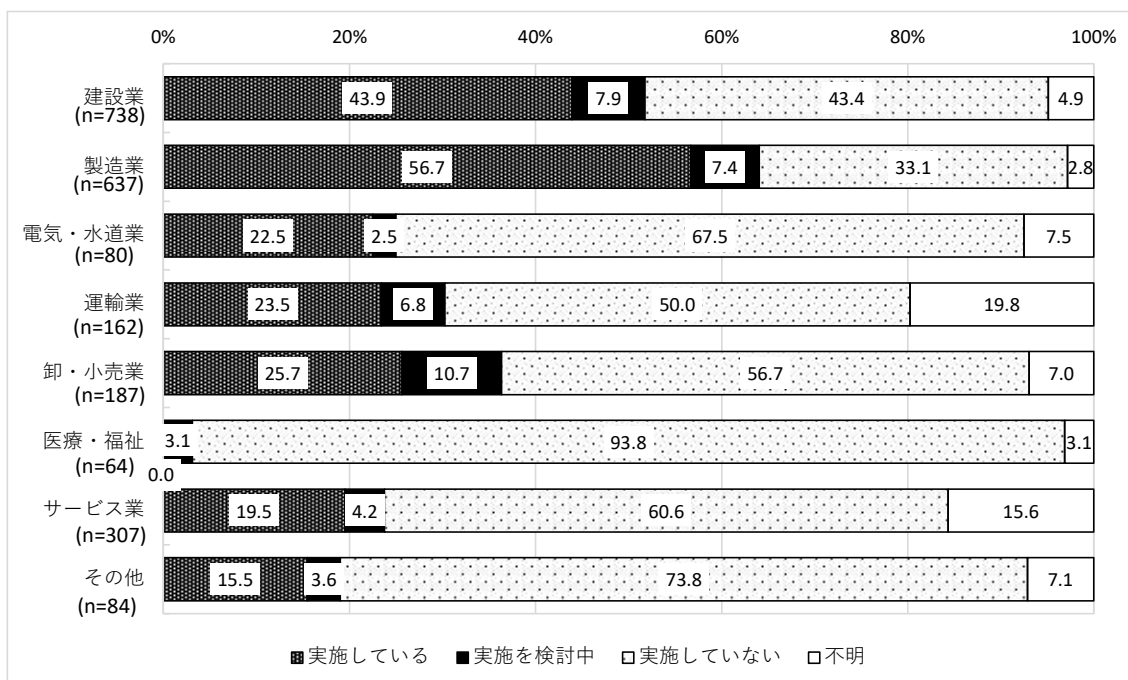
○環境配慮製品の設計・開発

- ・「環境配慮製品の設計・開発」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で38.3%となっている。
- ・「実施を検討中」は「卸・小売業」で最も高く15.0%となっている。



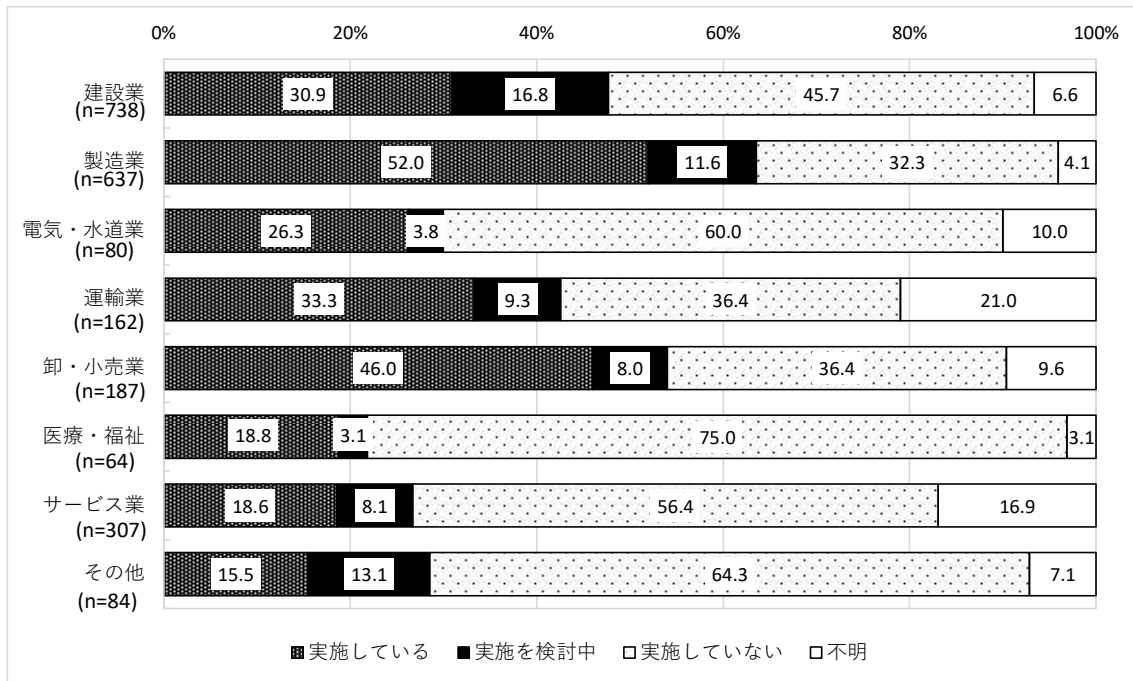
○ISO や M-EMS などの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組

- ・「ISO や M-EMS などの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で56.7%となっている。
- ・「実施を検討中」は「卸・小売業」で最も高く10.7%となっている。



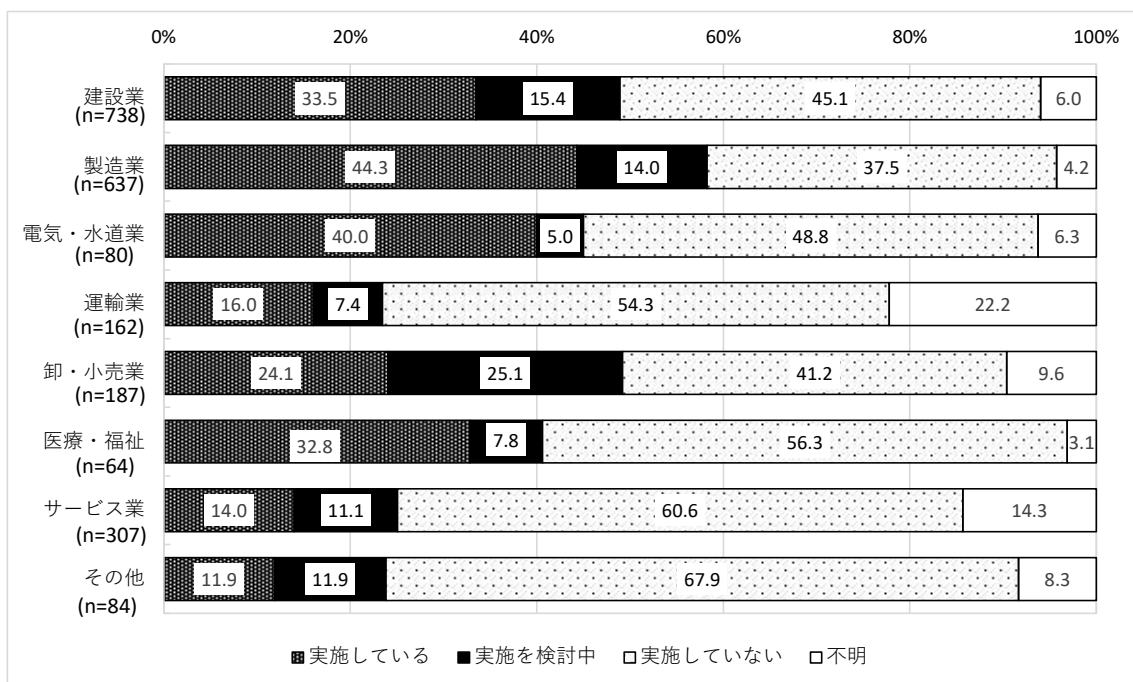
○廃棄物管理を統括する組織を整備する等、全社的取組の推進

- ・「廃棄物管理を統括する組織を整備する等、全社的取組の推進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で52.0%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く16.8%となっている。



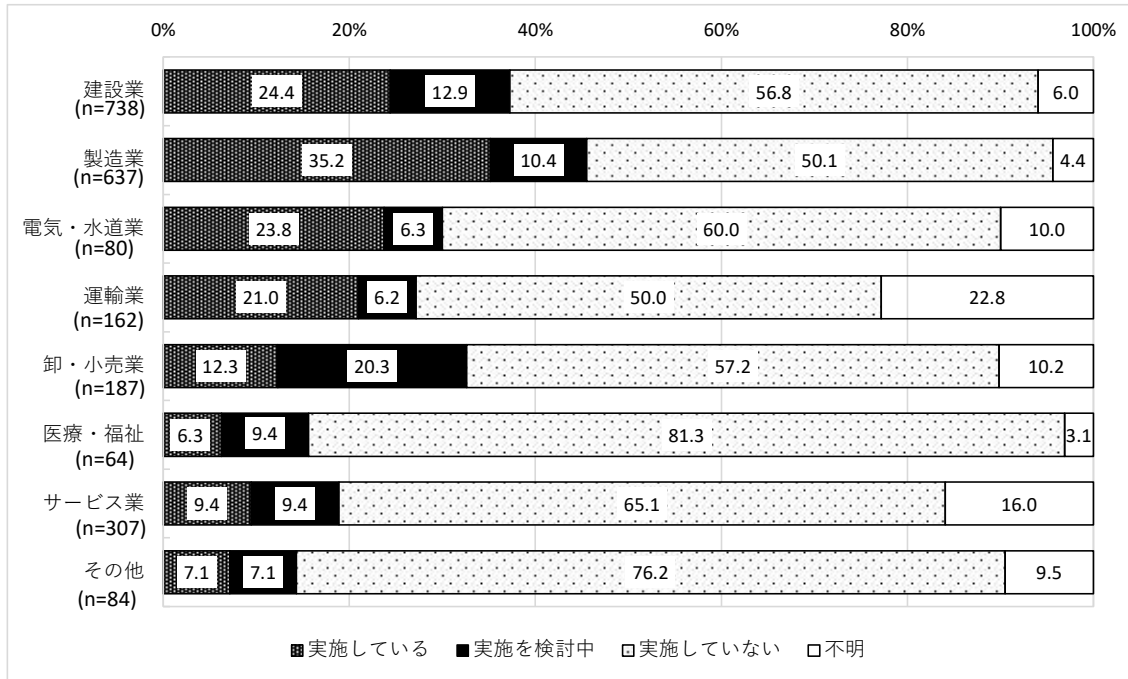
○廃棄物処理に関する管理計画の策定

- ・「廃棄物処理に関する管理計画の策定」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で44.3%となっている。
- ・「実施を検討中」は「卸・小売業」で最も高く25.1%となっている。



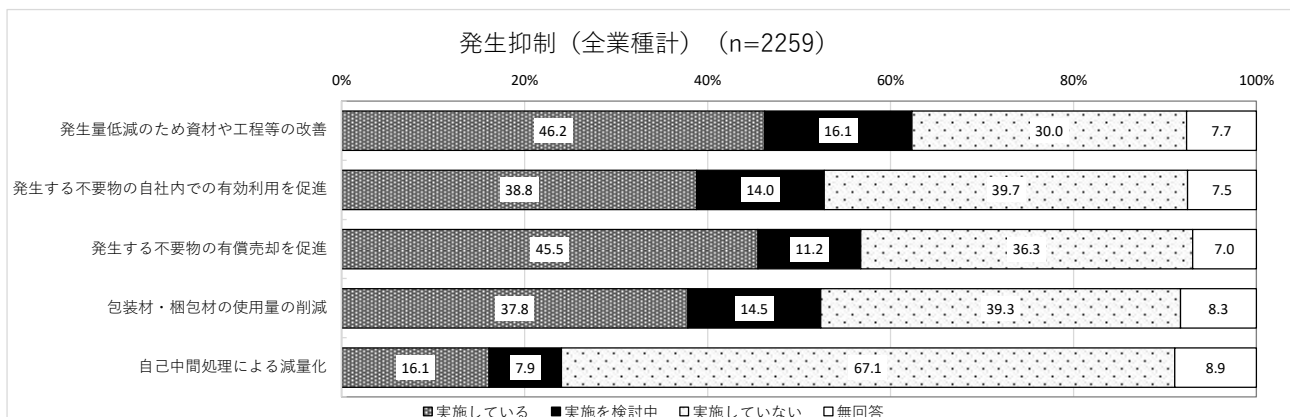
○廃棄物処理に関する情報公開の推進

- ・「廃棄物処理に関する情報公開の推進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で35.2%となっている。
- ・「実施を検討中」は「卸・小売業」で最も高く20.3%となっている。



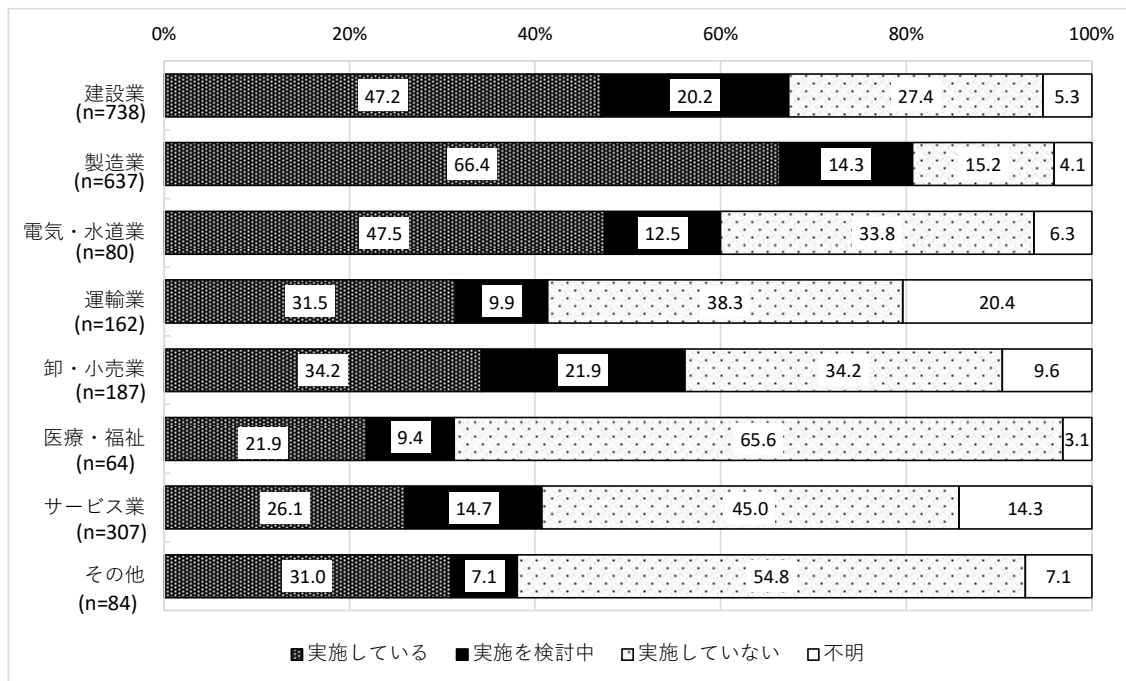
<発生抑制>

- ・発生抑制で最も取り組まれている事項は「発生量低減のため資材や工程等の改善」で46.2%となっている。
- ・「実施を検討中」が最も多い事項は「発生量低減のため資材や工程等の改善」が16.1%となっている。



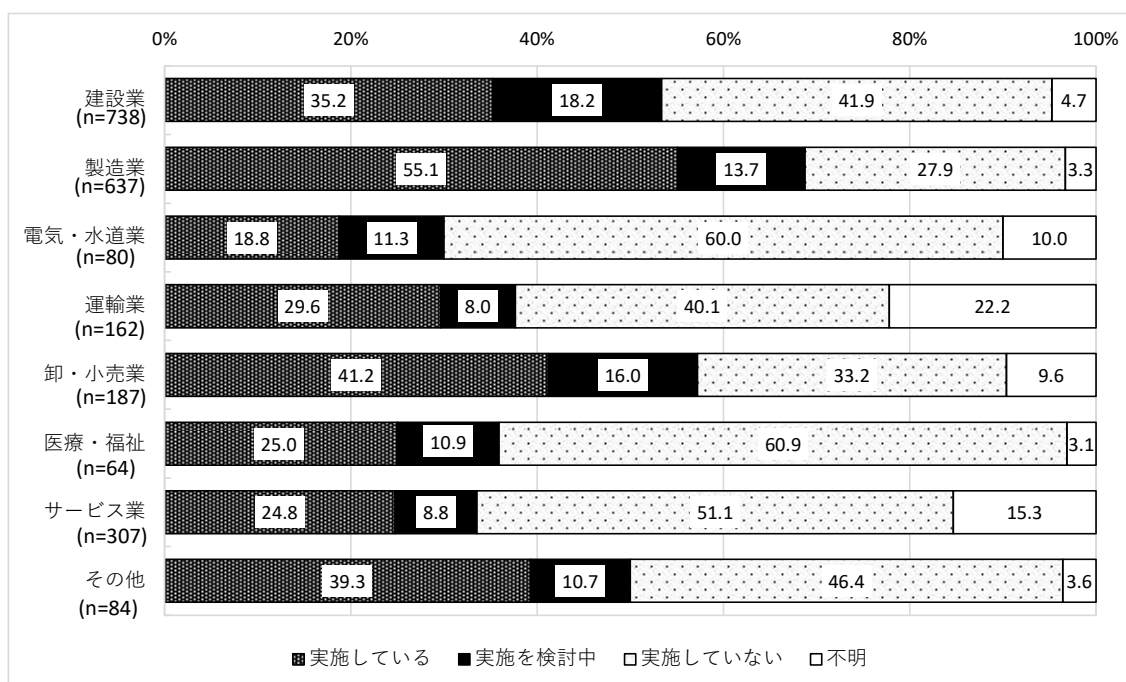
○発生量低減のため資材や工程等の改善

- ・「発生量低減のため資材や工程等の改善」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で66.4%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く20.2%となっている。



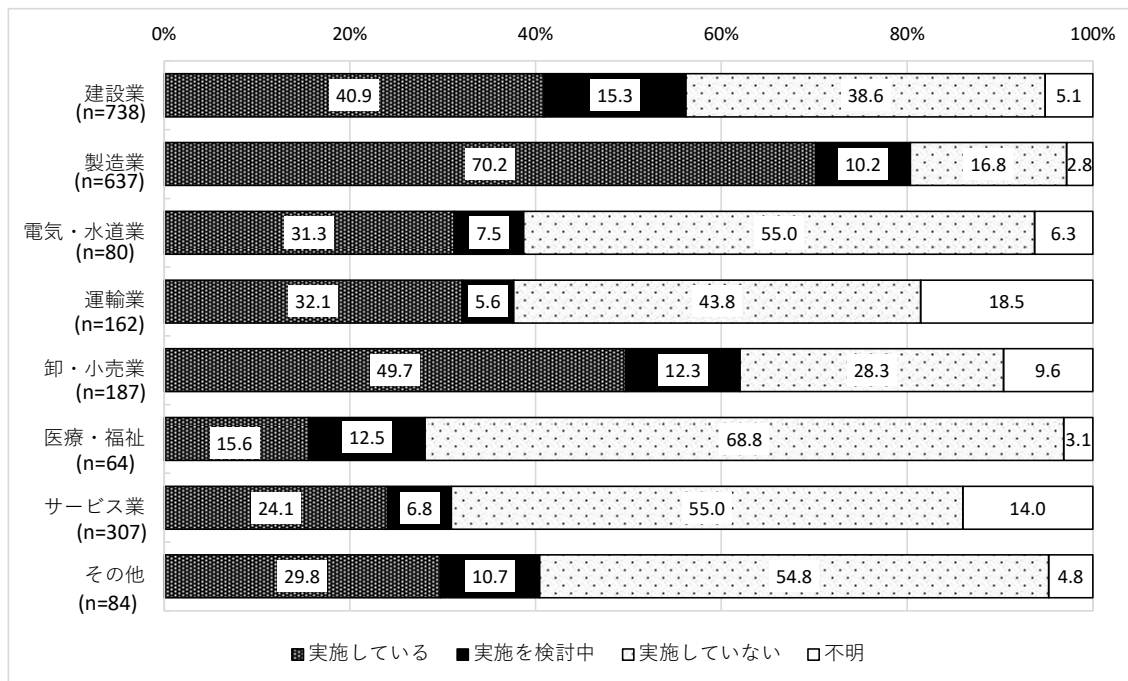
○発生する不要物の自社内での有効利用を促進

- ・「発生する不要物の自社内での有効利用を促進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で55.1%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く18.2%となっている。



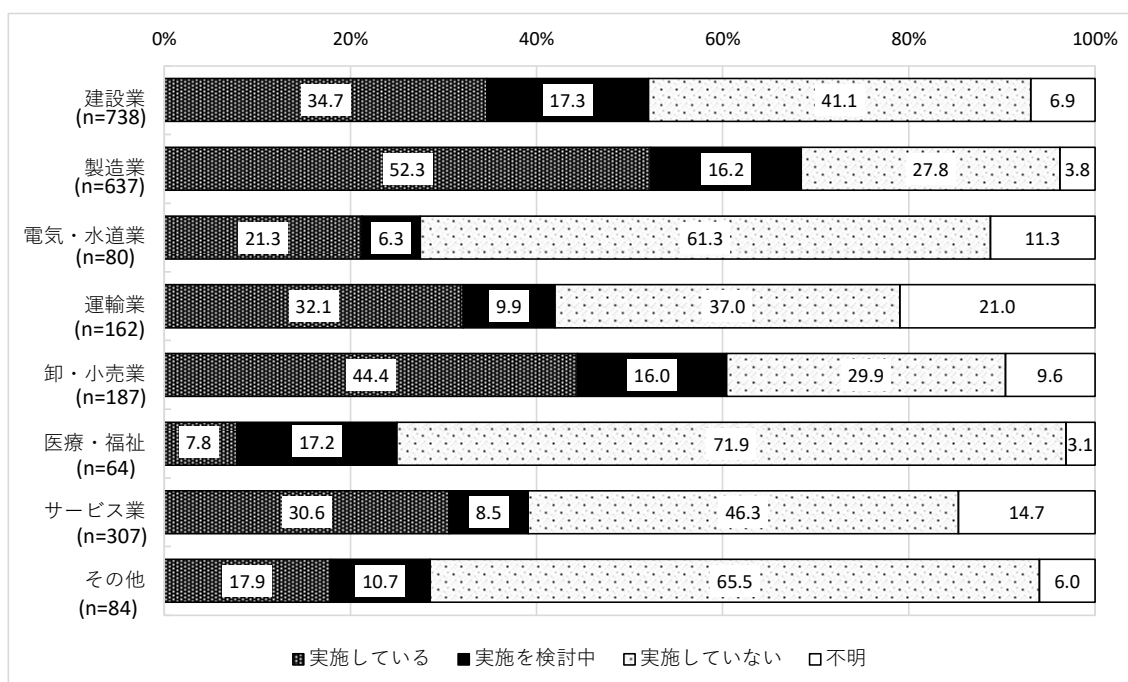
○発生する不要物の有償売却を促進

- ・「発生する不要物の有償売却を促進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で70.2%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く15.3%となっている。



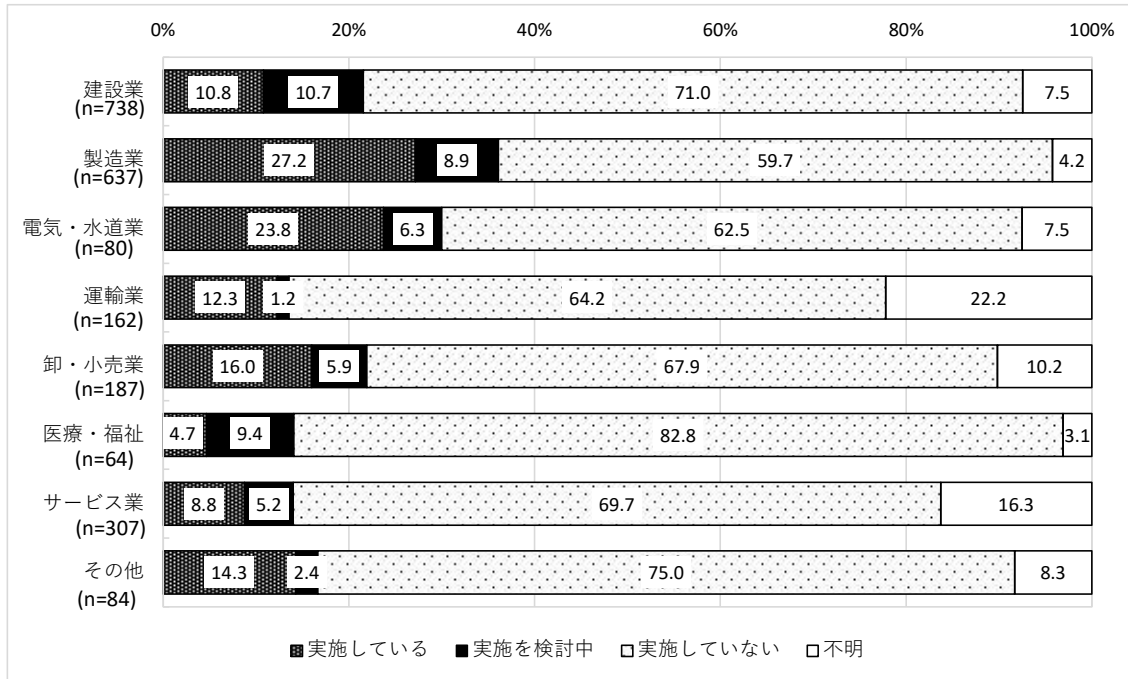
○包装材・梱包材の使用量の削減

- ・「包装材・梱包材の使用量の削減」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で52.3%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く17.3%となっている。



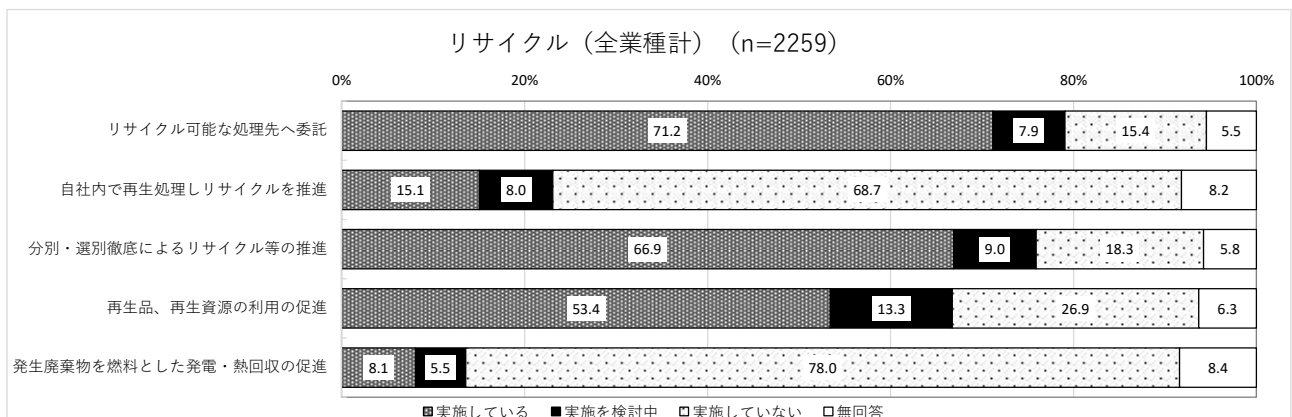
○自己中間処理による減量化

- ・「自己中間処理による減量化」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で27.2%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く10.7%となっている。



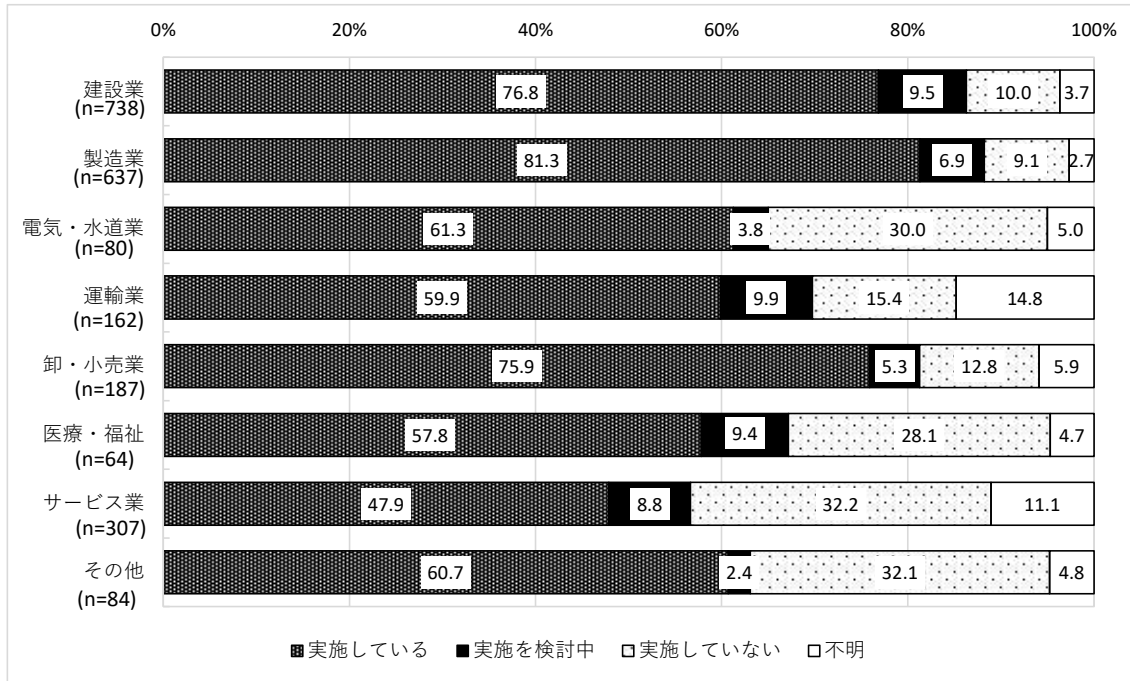
<リサイクル>

- ・リサイクルで最も取り組まれている事項は「リサイクル可能な処理先へ委託」で71.2%となっている。
- ・「実施を検討中」が最も多い事項は「再生品、再生資源の利用の促進」が13.3%となっている。



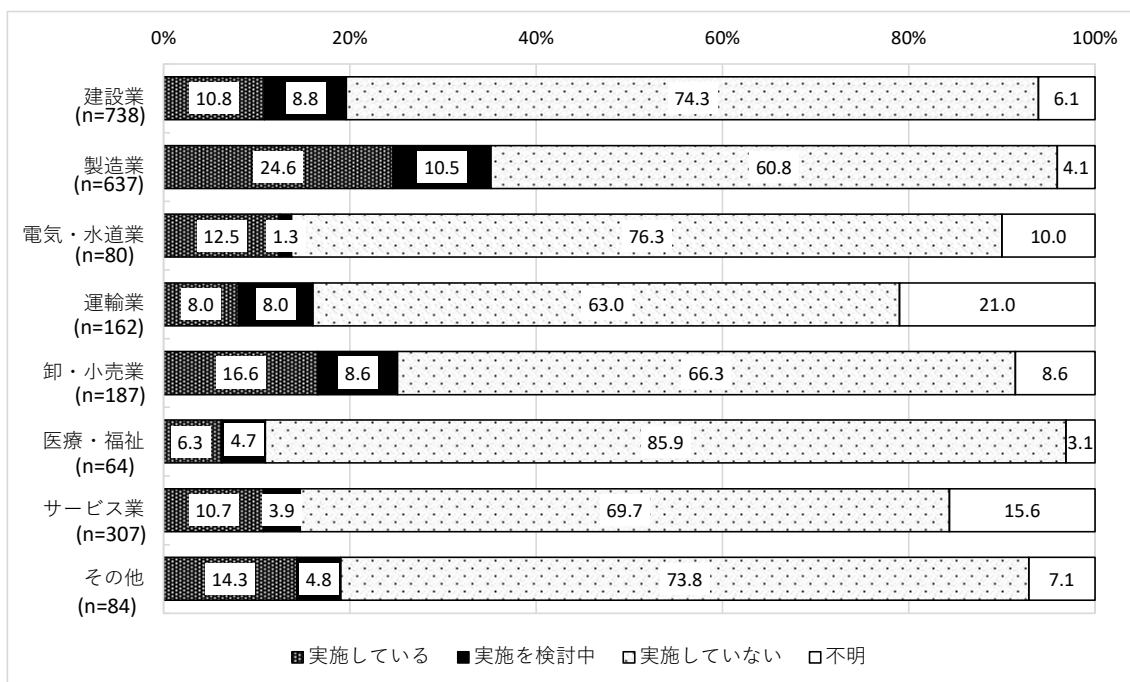
○リサイクル可能な処理先へ委託

- ・「リサイクル可能な処理先へ委託」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で81.3%となっている。
- ・「実施を検討中」は「運輸業」で最も高く9.9%となっている。



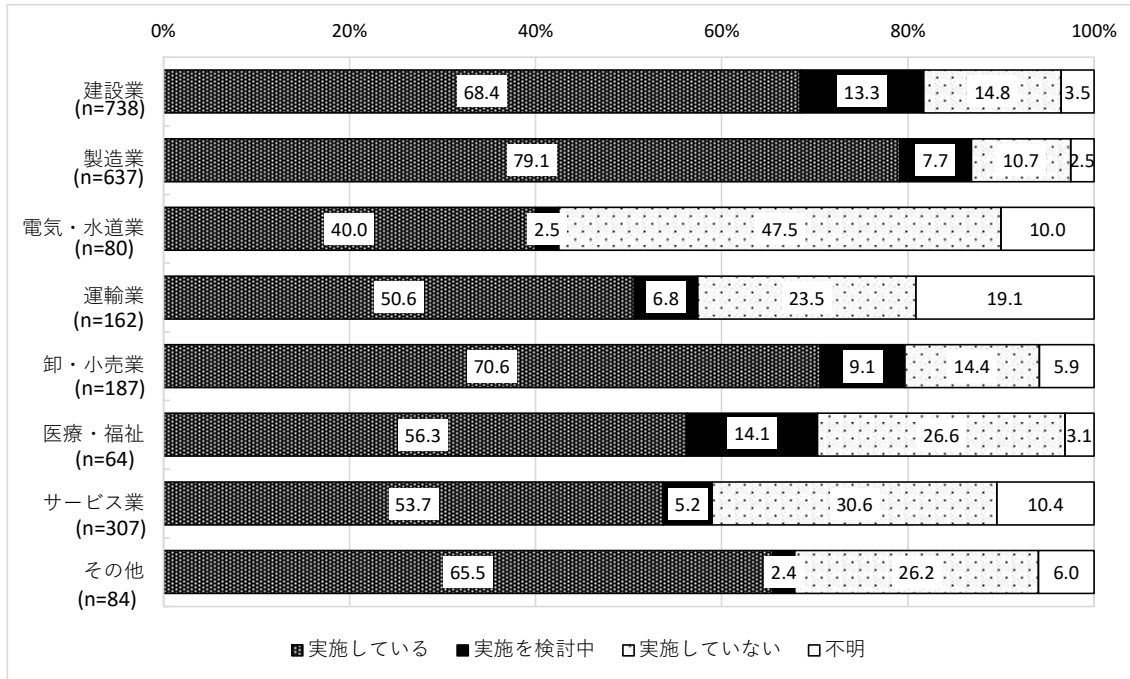
○自社内で再生処理しリサイクルを推進

- ・「自社内で再生処理しリサイクルを推進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で24.6%となっている。
- ・「実施を検討中」は「製造業」で最も高く10.5%となっている。



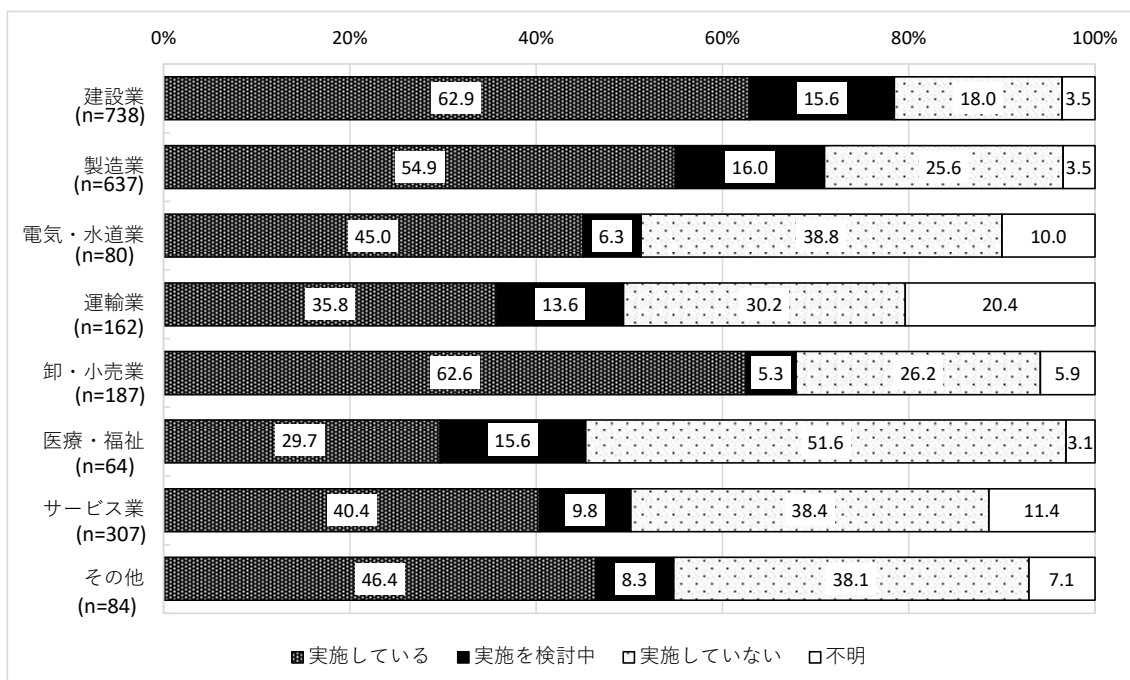
○分別・選別徹底によるリサイクル等の推進

- ・「分別・選別徹底によるリサイクル等の推進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」79.1%となっている。
- ・「実施を検討中」は「医療・福祉」で最も高く14.1%となっている。



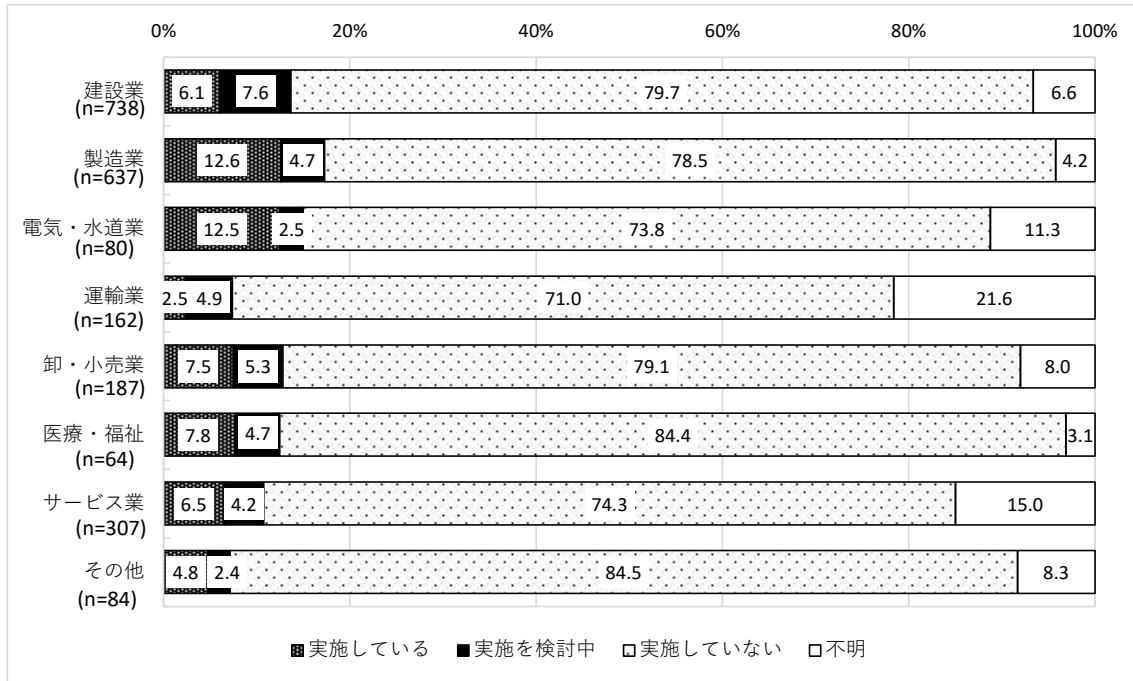
○再生品、再生資源の利用の促進

- ・「再生品、再生資源の利用の促進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「建設業」で62.9%となっている。
- ・「実施を検討中」は「製造業」で最も高く16.0%となっている。



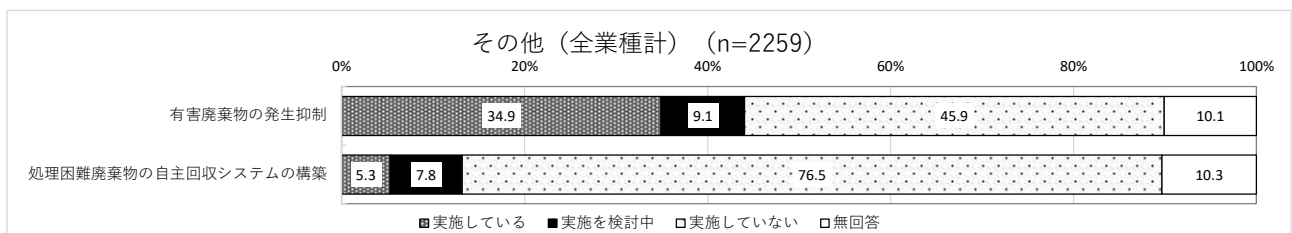
○発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進

- ・「発生廃棄物を燃料とした発電・熱回収の促進」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で12.6%となっている。
- ・「実施を検討中」は「建設業」で最も高く7.6%となっている。



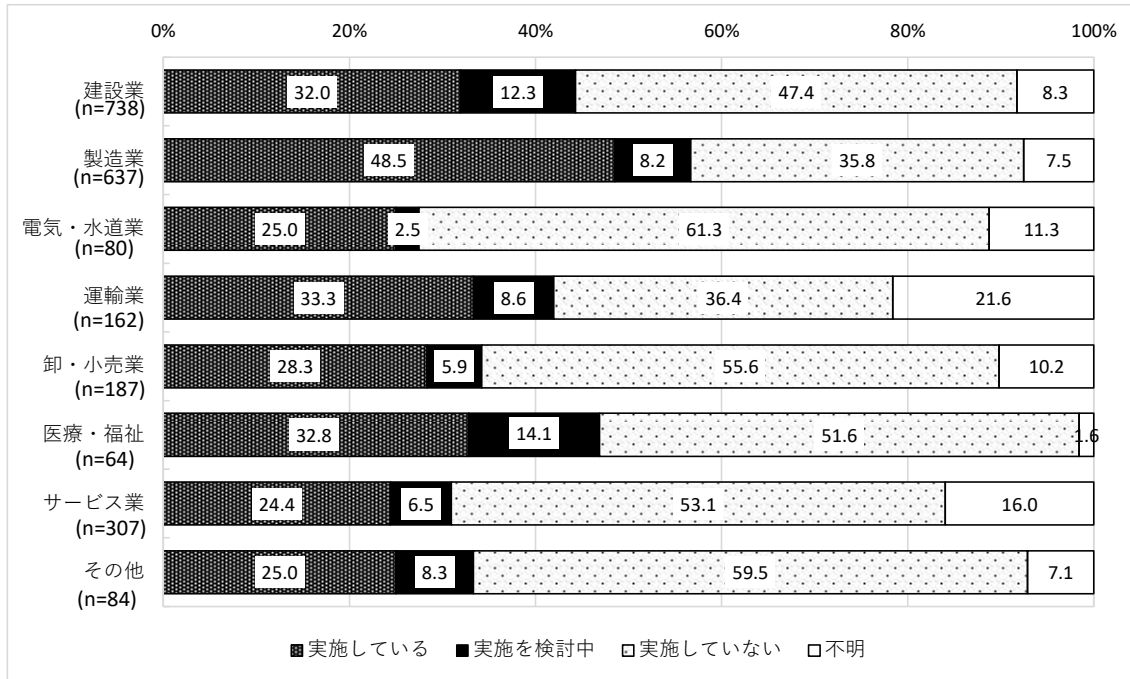
<その他>

- ・その他で最も取り組まれている事項は「有害廃棄物の発生抑制」で34.9%となっている。
- ・「実施を検討中」が最も多い事項は「有害廃棄物の発生抑制」が9.1%となっている。



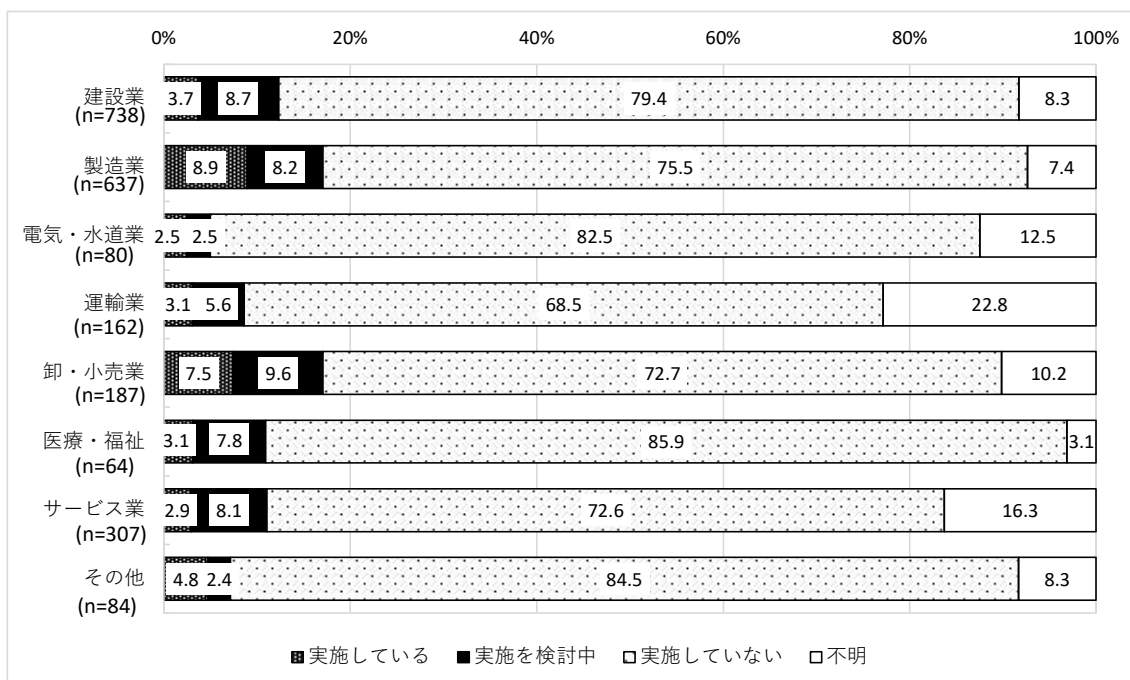
○有害廃棄物の発生抑制

- ・「有害廃棄物の発生抑制」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で48.5%となっている。
- ・「実施を検討中」は「医療・福祉」で最も高く14.1%となっている。



○処理困難廃棄物の自主回収システムの構築

- ・「処理困難廃棄物の自主回収システムの構築」をすでに実施している事業所が最も高い業種は「製造業」で8.9%となっている。
- ・「実施を検討中」は「卸・小売業」で最も高く9.6%となっている。

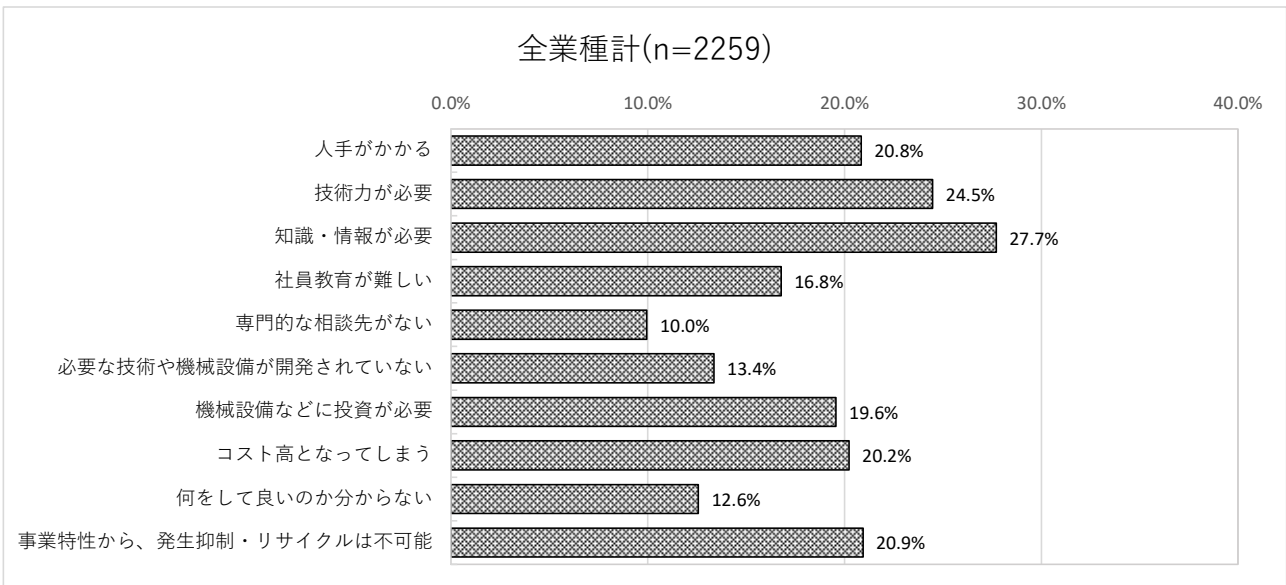


(2) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

1 - (2) 「発生量の抑制」「リサイクル率の向上」「最終処分量削減」の取組を進めるうえでの課題は何ですか。それぞれ特に課題と思うものに2つまで○を付けてください。

○発生量の抑制

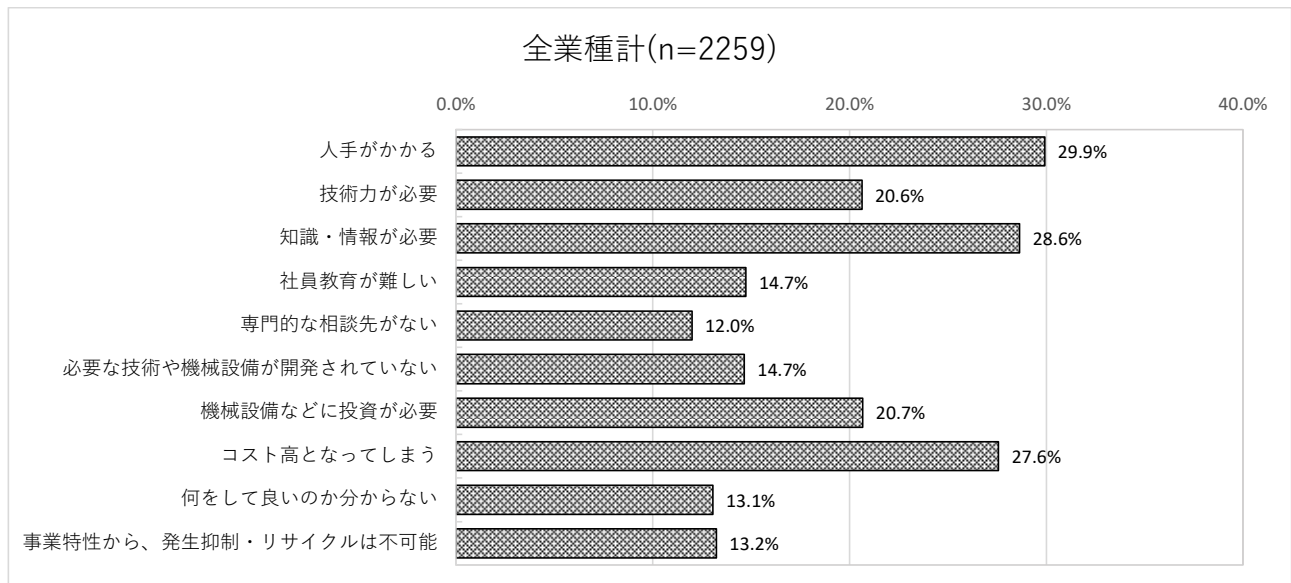
- ・発生量の抑制の課題は「知識・情報が必要」が27.7%で最も高くなっている。
- ・「知識・情報が必要」と考える業種は「卸・小売業」が32.6%で最も高くなっている。



業種大分類	業種数	人手がかかる	技術力が必要	知識・情報が必要	社員教育が難しい	専門的な相談先がない	設備が開発されていない	必要な技術や機械設備に投資が必要	コスト高になってしまう	何をして良いのか分からない	事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能	無回答
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
全業種計	2259	20.8	24.5	27.7	16.8	10.0	13.4	19.6	20.2	12.6	20.9	17.0
建設業	738	18.6	15.4	22.3	10.7	6.6	8.7	8.4	15.1	9.4	19.3	10.7
製造業	637	11.8	23.6	17.4	9.9	5.8	10.2	23.2	14.6	5.7	10.3	6.8
電気・水道業	80	12.0	17.0	18.0	6.0	6.0	16.0	15.0	21.0	9.0	20.0	17.0
運輸業	162	27.0	24.0	33.0	26.0	31.0	21.0	19.0	40.0	15.0	26.0	5.2
卸・小売業	187	49.0	56.0	61.0	42.0	26.0	31.0	21.0	33.0	34.0	31.0	3.7
医療・福祉	64	20.0	9.0	13.0	18.0	5.0	5.0	9.0	12.0	10.0	29.0	5.0
サービス業	307	46.0	47.0	87.0	57.0	29.0	34.0	46.0	44.0	52.0	56.0	8.1
その他	84	13.0	10.0	17.0	24.0	4.0	6.0	16.0	10.0	13.0	15.0	18.0

○リサイクル率向上

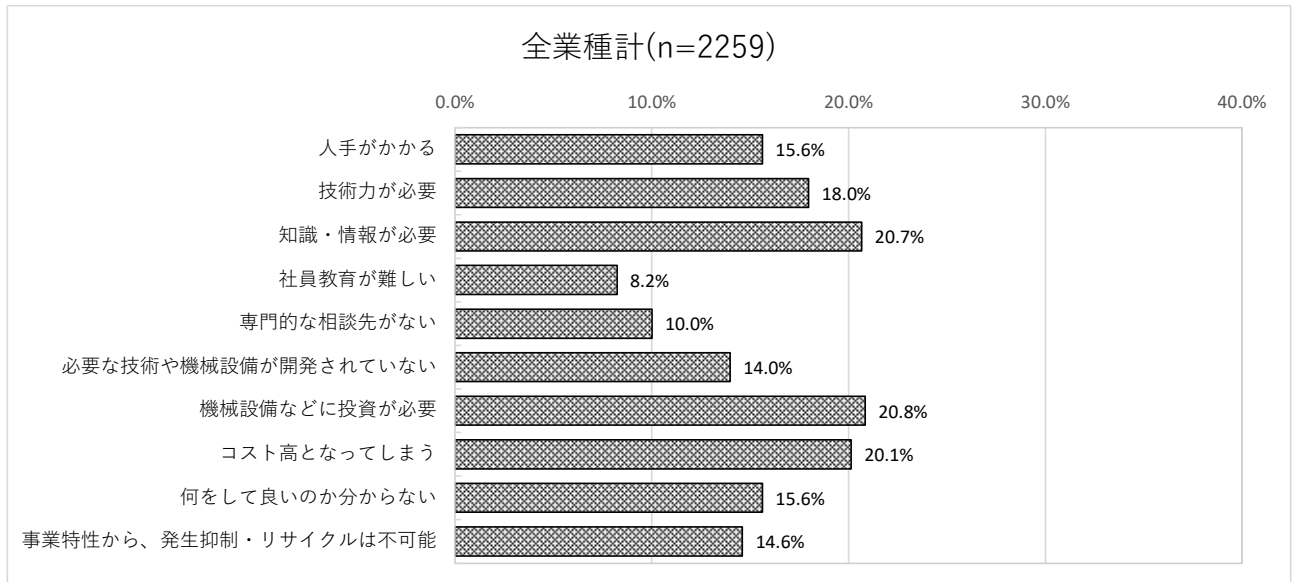
- ・リサイクル率向上の課題は「人手がかかる」が29.9%で最も高くなっている。
- ・「人手がかかる」と考える業種は「卸・小売業」が42.2%で最も高くなっている。



		人手がかかる	技術力が必要	知識・情報が必要	社員教育が難しい	専門的な相談先がない	設備が開発されていない	必要な技術や機械設備に投資が必要	コスト高になってしまう	何をしても良いのか分からない	事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能	無回答	
		2259 100.0	676 29.9	466 20.6	647 28.6	333 14.7	271 12.0	331 14.7	467 20.7	623 27.6	295 13.1	299 13.2	427 18.9
業種大分類	建設業	738 100.0	243 32.9	172 23.3	223 30.2	117 15.9	79 10.7	131 17.8	167 22.6	215 29.1	104 14.1	104 14.1	118 16.0
	製造業	637 100.0	191 30.0	154 24.2	197 30.9	107 16.8	97 15.2	102 16.0	172 27.0	190 29.8	62 9.7	79 12.4	77 12.1
	電気・水道業	80 100.0	14 17.5	22 27.5	19 23.8	6 7.5	11 13.8	15 18.8	15 18.8	21 26.3	15 18.8	15 18.8	23 28.8
	運輸業	162 100.0	49 30.2	20 12.3	44 27.2	23 14.2	17 10.5	17 10.5	21 13.0	42 25.9	20 12.3	19 11.7	53 32.7
	卸・小売業	187 100.0	79 42.2	28 15.0	44 23.5	25 13.4	19 10.2	18 9.6	23 12.3	55 29.4	20 10.7	10 5.3	38 20.3
	医療・福祉	64 100.0	12 18.8	10 15.6	27 42.2	10 15.6	5 7.8	7 10.9	12 18.8	18 28.1	15 23.4	21 32.8	6 9.4
	サービス業	307 100.0	71 23.1	53 17.3	74 24.1	33 10.7	35 11.4	35 11.4	46 15.0	64 20.8	46 15.0	37 12.1	92 30.0
	その他	84 100.0	17 20.2	7 8.3	19 22.6	12 14.3	8 9.5	6 7.1	11 13.1	18 21.4	13 15.5	14 16.7	20 23.8

○最終処分量削減

- ・最終処分量削減の課題は「機械設備などに投資が必要」が20.8%で最も高くなっている。
- ・「機械設備などに投資が必要」と考える業種は「医療・福祉」が26.6%で最も高くなっている。



		人手がかかる	技術力が必要	知識・情報が必要	社員教育が難しい	専門的な相談先がない	設備が開発されにくい	必要な技術や機械設備などに投資が必要	コスト高となってしまう	何をしても良いのかわからない	発生抑制・リサイクルは不可能	事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能	無回答
全業種計		2259 100.0	353 15.6	406 18.0	467 20.7	186 8.2	226 10.0	316 14.0	471 20.8	455 20.1	353 15.6	330 14.6	558 24.7
業種大分類	建設業	738 100.0	137 18.6	129 17.5	169 22.9	70 9.5	84 11.4	128 17.3	163 22.1	157 21.3	129 17.5	143 19.4	159 21.5
	製造業	637 100.0	81 12.7	133 20.9	136 21.4	51 8.0	67 10.5	93 14.6	163 25.6	139 21.8	90 14.1	72 11.3	124 19.5
	電気・水道業	80 100.0	10 12.5	16 20.0	18 22.5	3 3.8	5 6.3	8 10.0	8 10.0	8 10.0	11 13.8	15 18.8	31 38.8
	運輸業	162 100.0	32 19.8	16 9.9	28 17.3	14 8.6	9 5.6	14 8.6	16 9.9	31 19.1	20 12.3	15 9.3	66 40.7
	卸・小売業	187 100.0	41 21.9	33 17.6	36 19.3	16 8.6	16 8.6	28 15.0	45 24.1	42 22.5	27 14.4	15 8.0	45 24.1
	医療・福祉	64 100.0	10 15.6	15 23.4	13 20.3	6 9.4	6 9.4	5 7.8	17 26.6	14 21.9	14 21.9	19 29.7	5 7.8
	サービス業	307 100.0	36 11.7	47 15.3	49 16.0	17 5.5	30 9.8	28 9.1	43 14.0	51 16.6	50 16.3	40 13.0	106 34.5
	その他	84 100.0	6 7.1	17 20.2	18 21.4	9 10.7	9 10.7	12 14.3	16 19.0	13 15.5	12 14.3	11 13.1	22 26.2

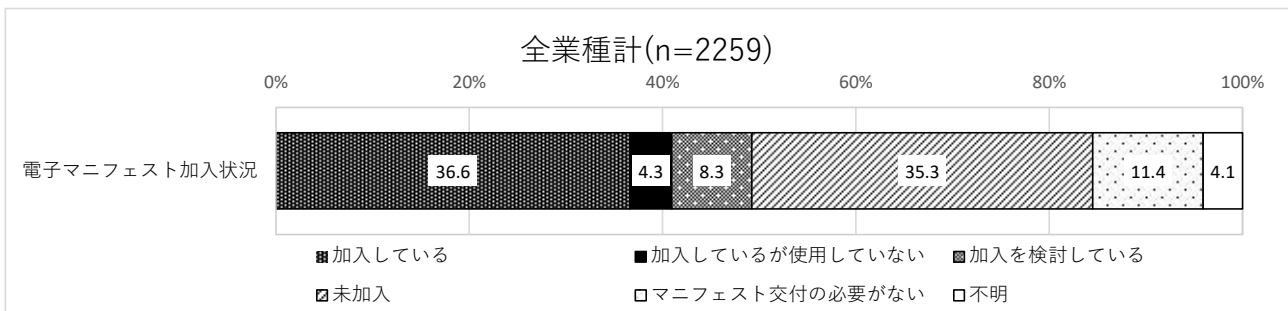
2 産業廃棄物の適正処理への取組

(1) 電子Manifestoの利用

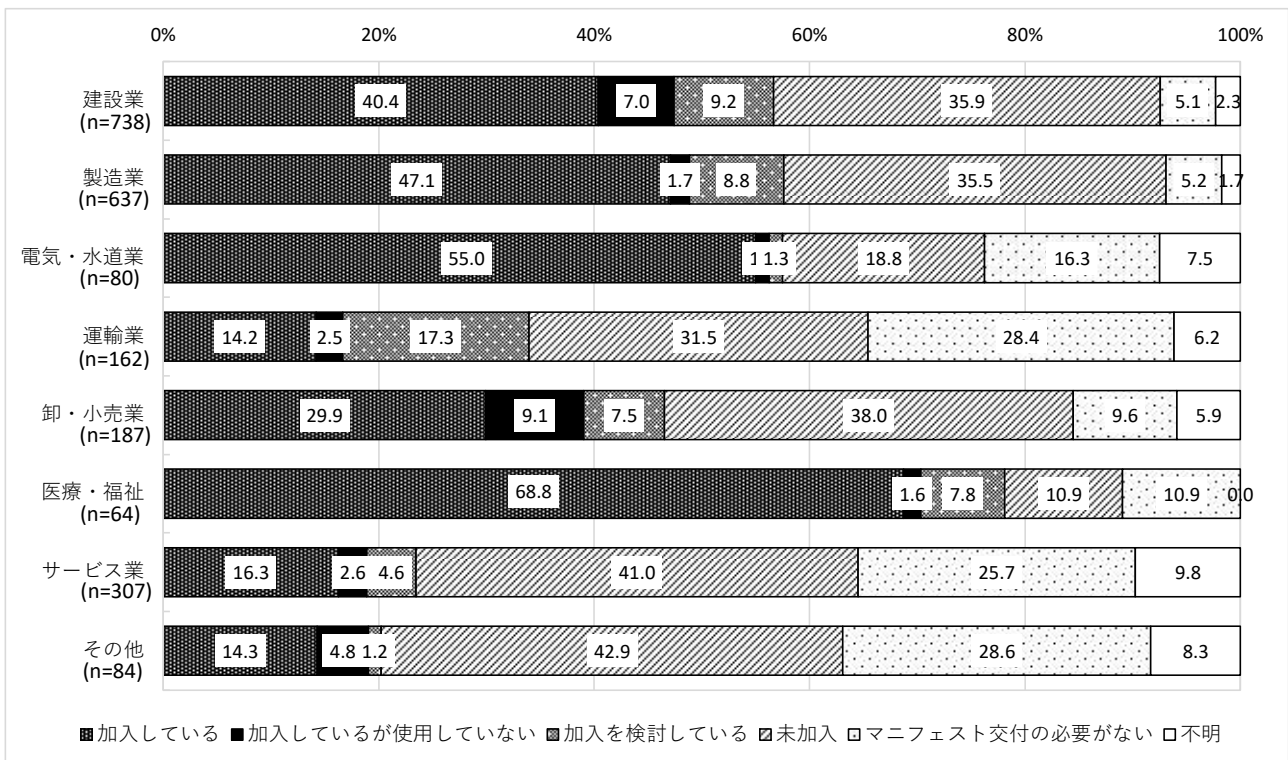
1) 電子Manifestoシステムへの加入状況

2-(1)-1) 電子Manifestoシステムに加入していますか。あてはまるものに○を付けてください。

- ・電子Manifestoの加入状況は「加入している」、「加入しているが使用していない」を合わせて40.9%となっている。
- ・「加入を検討している」を合わせると49.2%となっている。



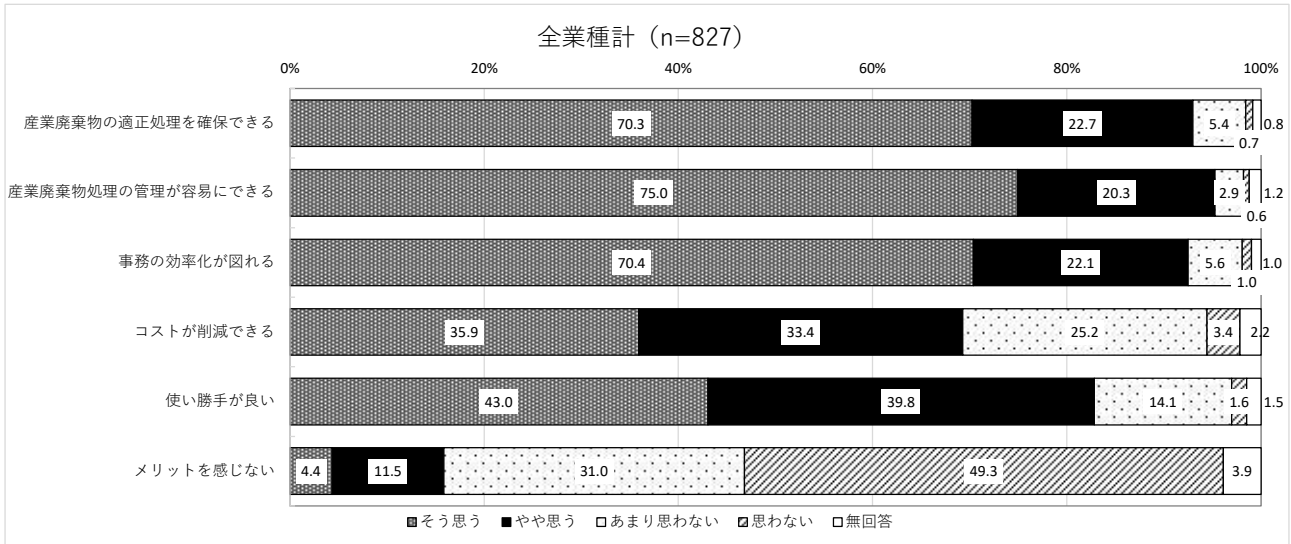
- ・電子Manifestoに加入している割合が最も高いのは「医療・福祉」で68.8%となっている。



2) 利用のメリット（電子マニフェスト加入事業所のみ）

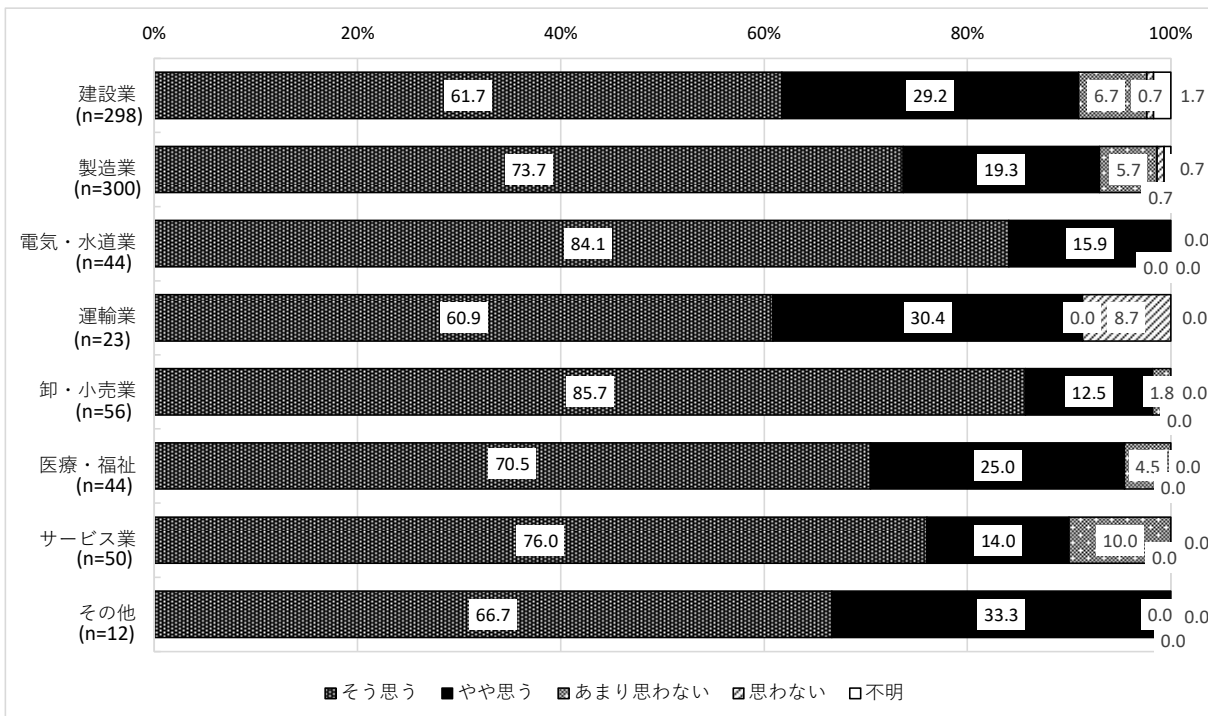
2-(1)-2) 電子マニフェストを利用した感想として、以下の項目それぞれについて、あてはまるものに○を付けてください。

- 電子マニフェスト利用のメリットは、「産業廃棄物の適正処理を確保できる」、「産業廃棄物の管理が容易にできる」、「事務の効率化が図れる」が、7割を超えている。



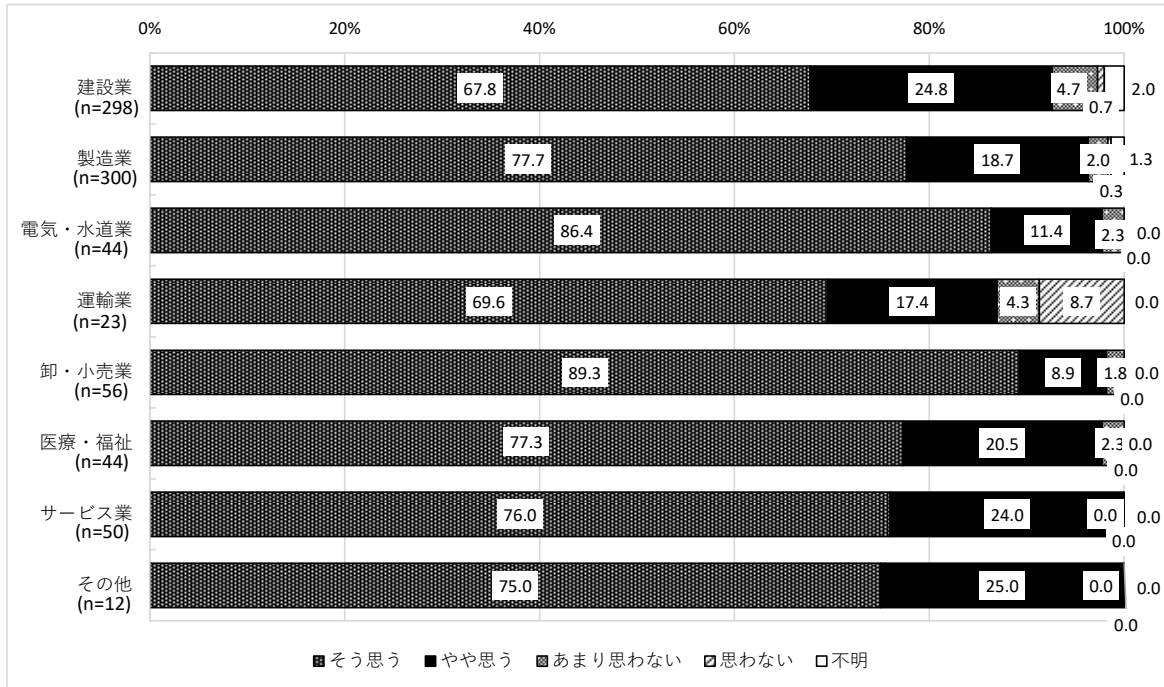
○産業廃棄物の適正処理を確保できる

- 「産業廃棄物の適正処理を確保できる」と回答したのは、「卸・小売業」が85.7%、「電気・水道業」が84.1%と高い割合となっている。
- 全業種6割以上が、「産業廃棄物の適正処理を確保できる」と回答している。



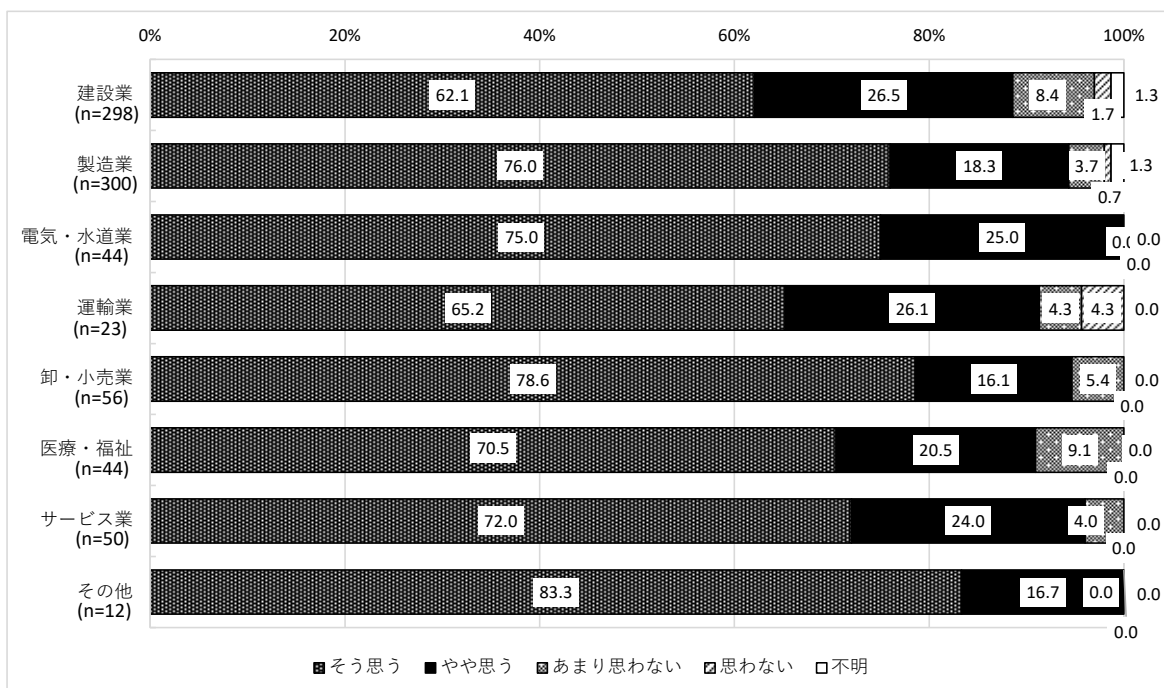
○産業廃棄物処理の管理が容易にできる

- ・「産業廃棄物処理の管理が容易にできる」と回答したのは、「卸・小売業」が 89.3%、「電気・水道業」が 86.4%と高い割合となっている。
- ・全業種 6 割以上が「産業廃棄物処理の管理が容易にできる」と回答している。



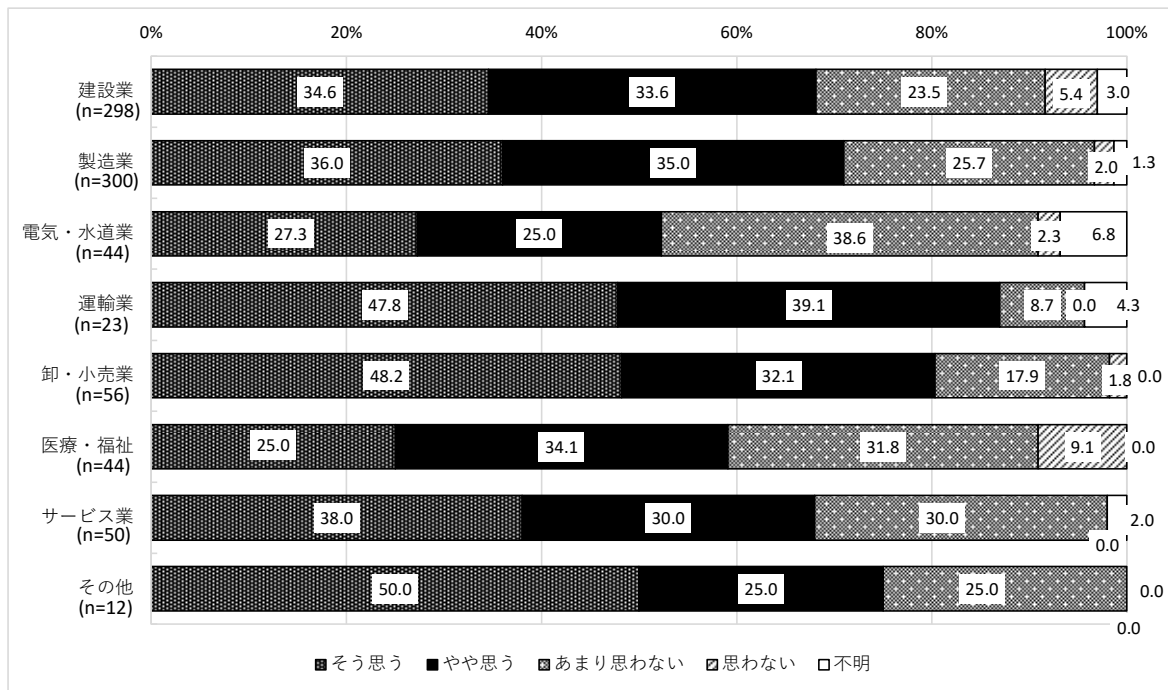
○事務の効率化が図れる

- ・「事務の効率化が図れる」と回答したのは、「その他」が 83.3%、「卸・小売業」が 78.6%と高い割合となっている。
- ・全業種 6 割以上が「事務の効率化が図れる」と回答している。



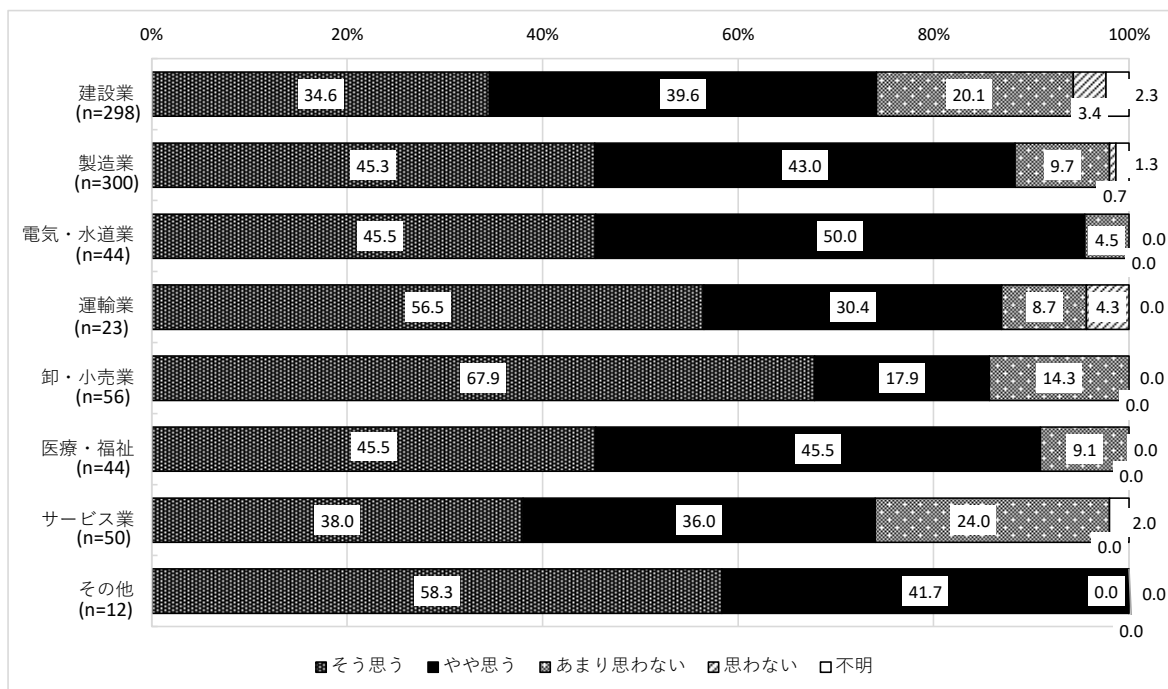
○コストが削減できる

- ・「コストが削減できる」と回答したのは、「その他」が 50.0%、「卸・小売業」が 48.2%と高い割合となっている。



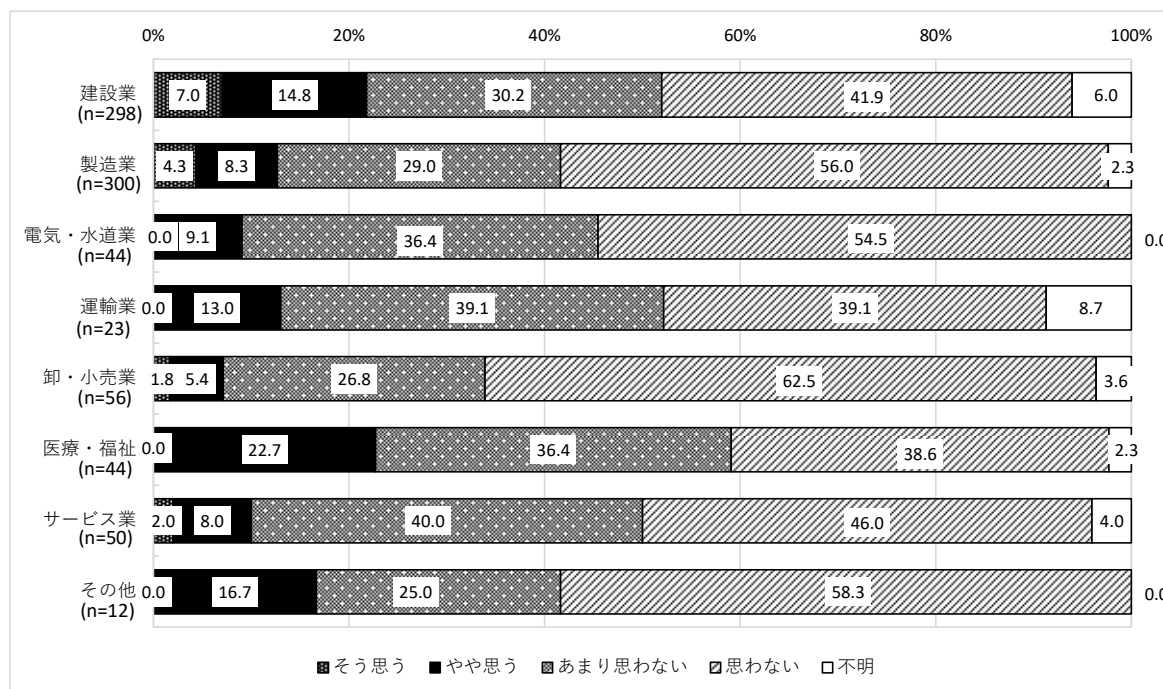
○使い勝手が良い

- ・「使い勝手が良い」と回答したのは、「卸・小売業」が 67.9%、「その他」が 58.3%と高い割合となっている。



○メリットを感じない

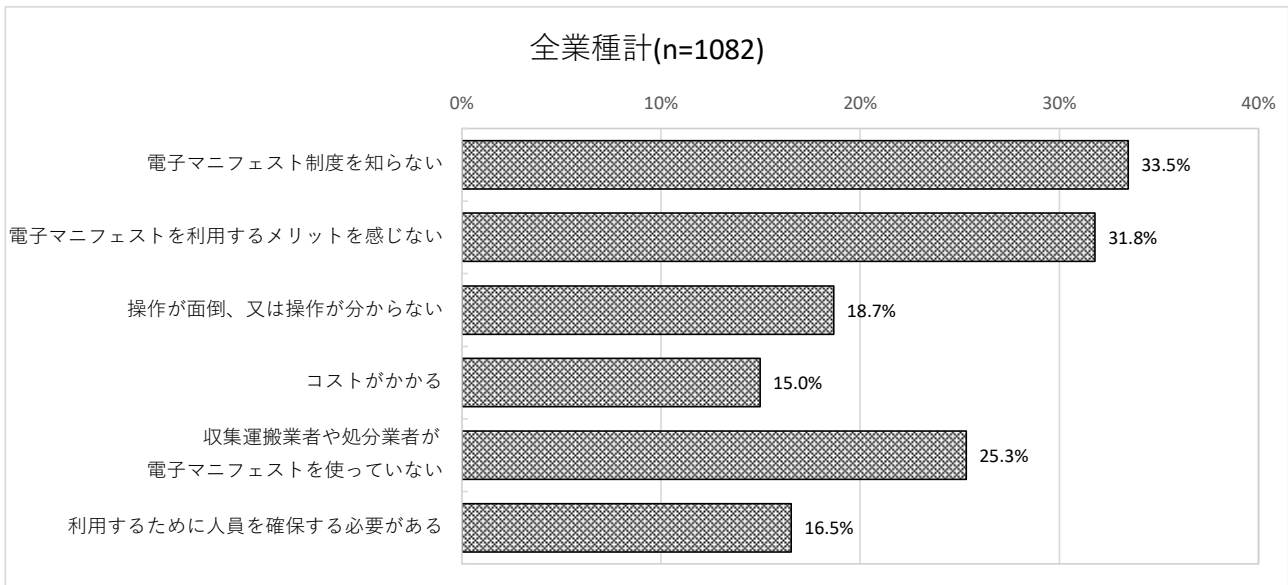
- ・「メリットを感じない」と回答したのは、「建設業」が7.0%、「製造業」が4.3%と高い割合となっている。



3) 加入していない、使用していない理由（電子マニフェスト未加入事業所のみ）

2 - (1) - 3) 電子マニフェストシステムに未加入、または使用していない事業所に伺います。加入しない、使用しない理由は何ですか。以下のあてはまる全てに○を付けてください。

- ・加入していない、使用していない理由は、「電子マニフェスト制度を知らない」が 33.5%、「電子マニフェストを利用するメリットを感じない」が 31.8%と高くなっている。
- ・「電子マニフェスト制度を知らない」と回答した業種は「サービス業」が 54.1%で最も高くなっている。

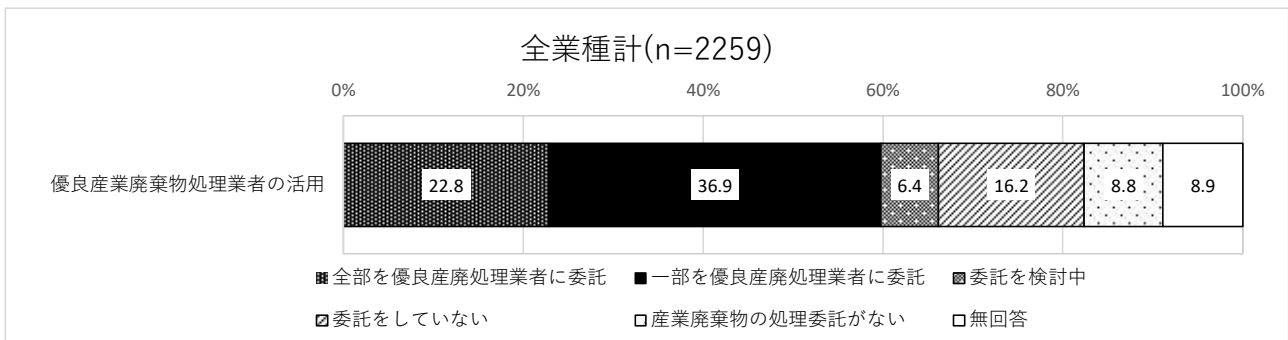


業種別	合計	電子マニフェスト制度を知らない	電子マニフェストを利用するメリットを感じない	操作が面倒、又は操作が分からない	コストがかかる	収集運搬業者や処分業者が電子マニフェストを使っていない	利用するために人員を確保する必要がある	無回答
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
全体	1082	362	344	202	162	274	179	101
	100.0	33.5	31.8	18.7	15.0	25.3	16.5	9.3
建設業	385	89	134	100	64	109	96	27
	100.0	23.1	34.8	26.0	16.6	28.3	24.9	7.0
製造業	293	93	113	49	42	81	38	19
	100.0	31.7	38.6	16.7	14.3	27.6	13.0	6.5
電気・水道業	17	1	12	0	5	2	0	2
	100.0	5.9	70.6	0.0	29.4	11.8	0.0	11.8
運輸業	83	24	19	11	7	16	5	25
	100.0	28.9	22.9	13.3	8.4	19.3	6.0	30.1
卸・小売業	102	52	13	22	21	29	21	7
	100.0	51.0	12.7	21.6	20.6	28.4	20.6	6.9
医療・福祉	13	1	6	3	5	1	0	3
	100.0	7.7	46.2	23.1	38.5	7.7	0.0	23.1
サービス業	148	80	36	13	13	28	15	14
	100.0	54.1	24.3	8.8	8.8	18.9	10.1	9.5
その他	41	22	11	4	5	8	4	4
	100.0	53.7	26.8	9.8	12.2	19.5	9.8	9.8

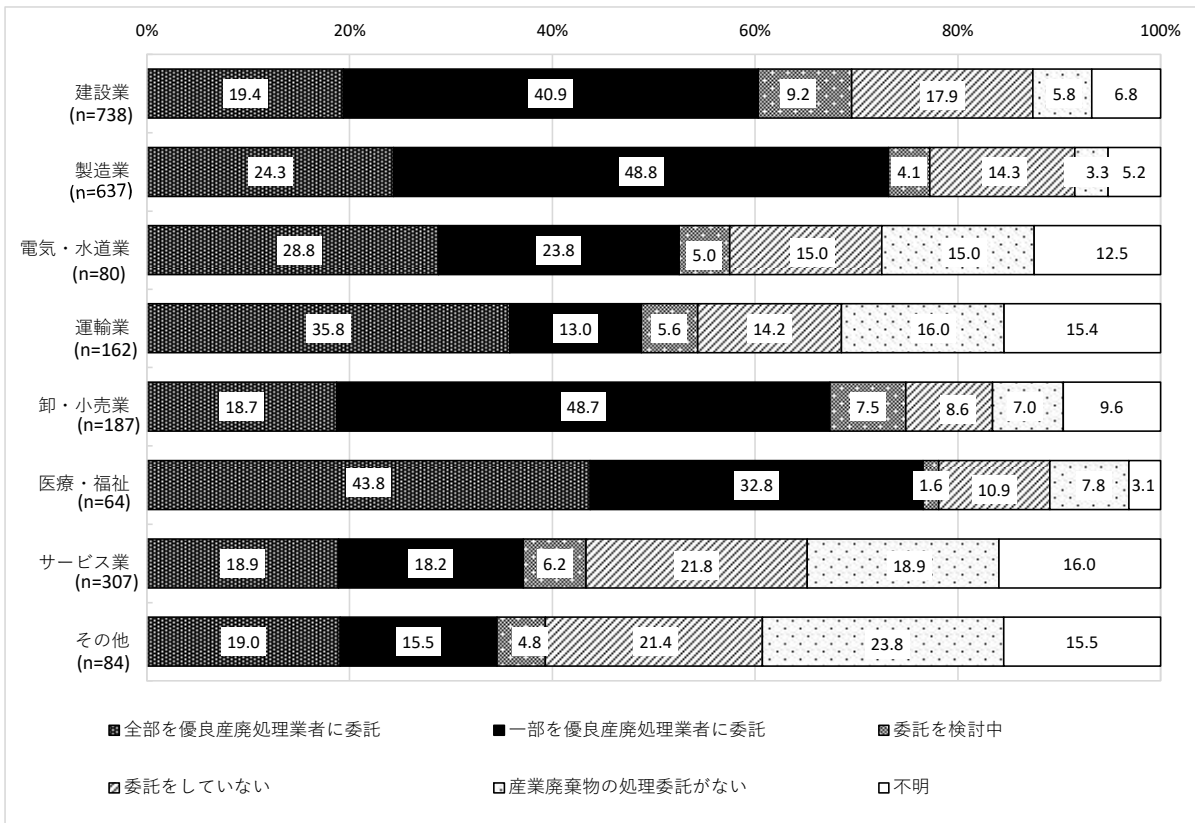
(2) 優良産業廃棄物処理業者の活用

2-(2) 県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良産業廃棄物処理業者（通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした産業廃棄物処理業者で、県が法に基づき審査し認定）の活用を促進する取組を行っているところですが、貴事業所において優良産業廃棄物処理業者をどの程度活用していますか。下表のあてはまるものに○を付けてください。

- ・優良産業廃棄物処理業者の活用は「一部を優良産廃処理業者に委託」が最も高く 36.9% となっている。



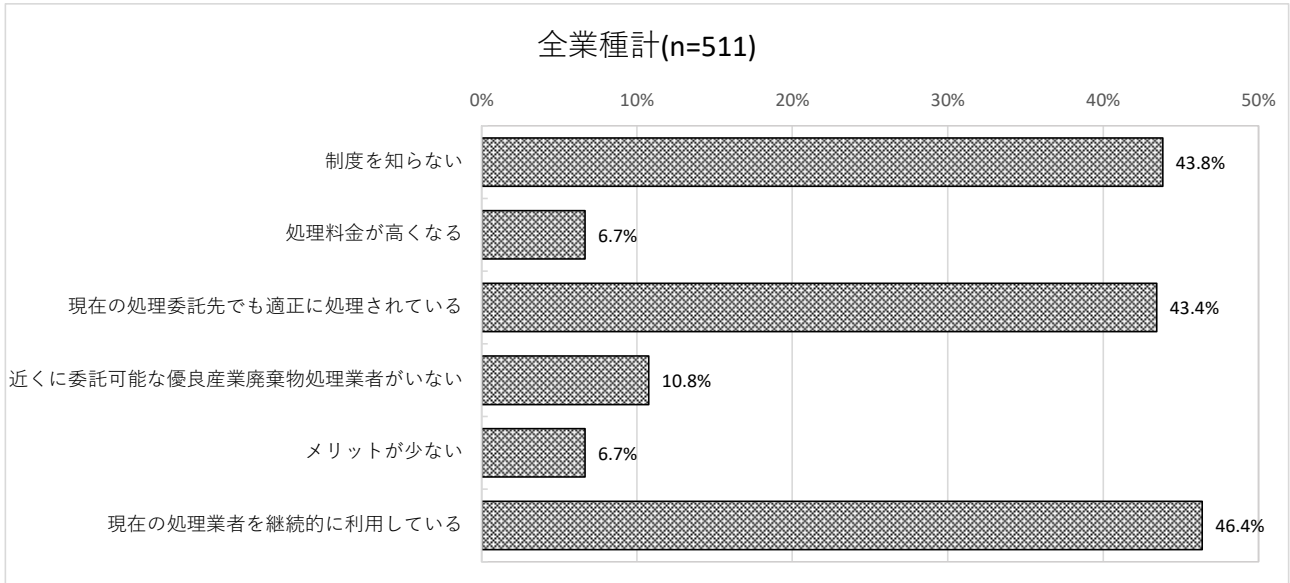
- ・「全部を優良産廃処理業者に委託」と回答したのは、「医療・福祉」が最も高く 43.8% となっている。
- ・「一部を優良産廃処理業者に委託」と回答したのは、「製造業」が最も高く 48.8% となっている。



(3) 未活用の理由（「委託を検討中」、「委託していない」と回答した事業所のみ）

2-(3) 優良産業廃棄物処理業者を活用していない理由は何ですか。以下のあてはまる全てに○を付けてください。

- ・未活用の理由は、「現在の処理業者を継続的に利用している」が46.4%で最も高くなっている。
- ・「現在の処理業者を継続的に利用している」と回答した事業所は「建設業」が50.5%で最も高くなっている。

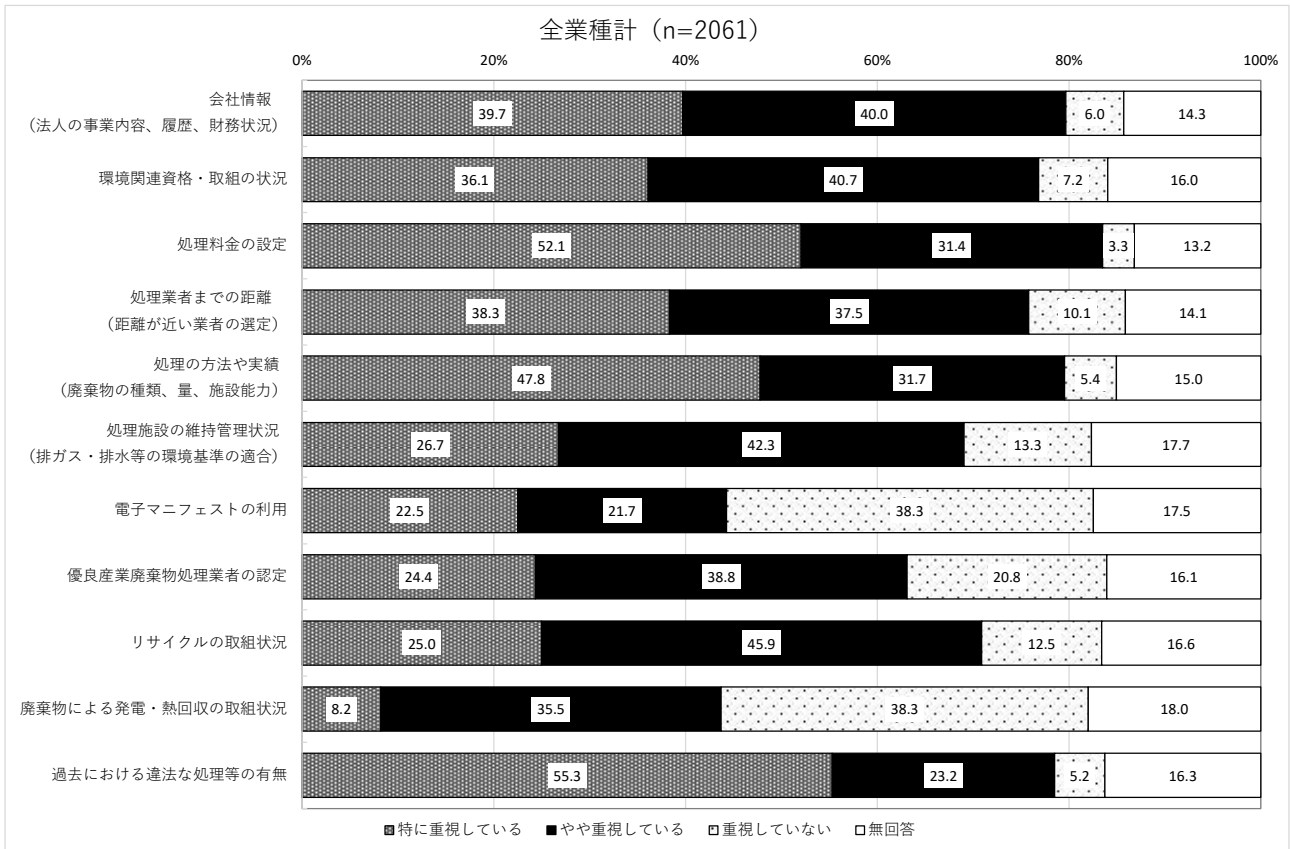


		合計	制度を知らない	処理料金が高くなる	現在の処理委託先でも適正に処理されている	近くに委託可能な優良産業廃棄物処理業者がない	メリットが少ない	現在の処理業者を継続的に利用している	無回答
全体		511 100.0	224 43.8	34 6.7	222 43.4	55 10.8	34 6.7	237 46.4	25 4.9
業種別	建設業	200 100.0	84 42.0	12 6.0	88 44.0	32 16.0	12 6.0	101 50.5	5 2.5
	製造業	117 100.0	59 50.4	11 9.4	56 47.9	11 9.4	8 6.8	58 49.6	1 0.9
	電気・水道業	16 100.0	4 25.0	0 0.0	8 50.0	6 37.5	5 31.3	8 50.0	2 12.5
	運輸業	32 100.0	13 40.6	2 6.3	14 43.8	0 0.0	2 6.3	14 43.8	1 3.1
	卸・小売業	30 100.0	13 43.3	2 6.7	12 40.0	2 6.7	1 3.3	8 26.7	5 16.7
	医療・福祉	8 100.0	0 0.0	0 0.0	4 50.0	0 0.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5
	サービス業	86 100.0	42 48.8	6 7.0	32 37.2	2 2.3	3 3.5	36 41.9	5 5.8
	その他	22 100.0	9 40.9	1 4.5	8 36.4	2 9.1	2 9.1	9 40.9	5 22.7

(4) 処理業者の選定

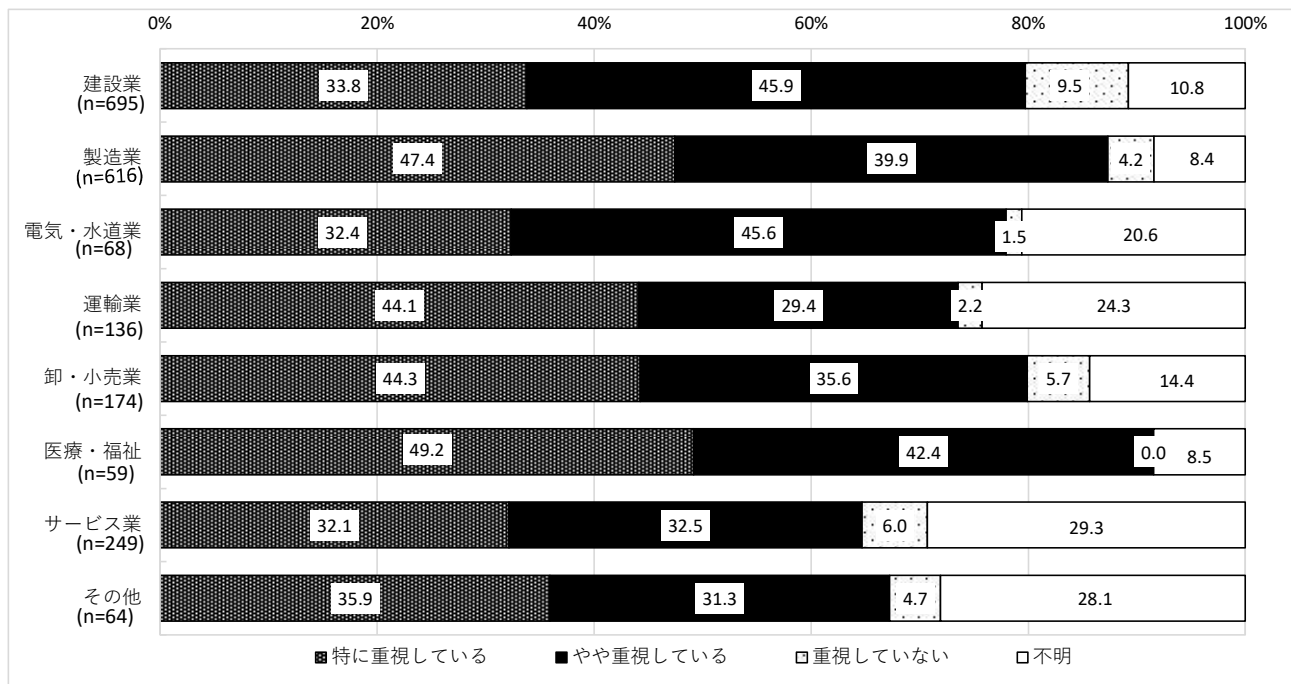
2-(4) 産業廃棄物処理業者（中間処理・最終処分）の選定にあたって、次の項目をどの程度重視していますか。下表の項目ごとに、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

- ・ 処理業者の選定で特に重視しているのは、「過去における違法な処理等の有無」が最も高く 55.3%となっている。



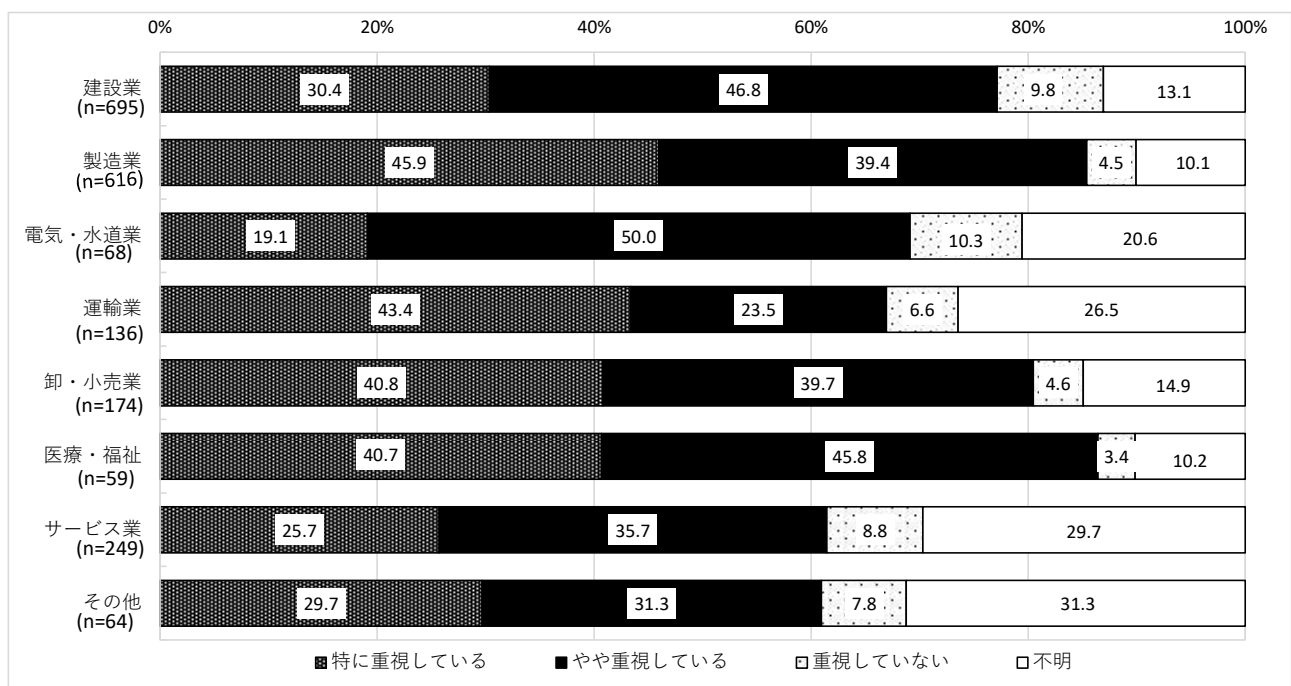
○会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）

- 「会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が49.2%、「製造業」が47.4%と高い割合となっている。



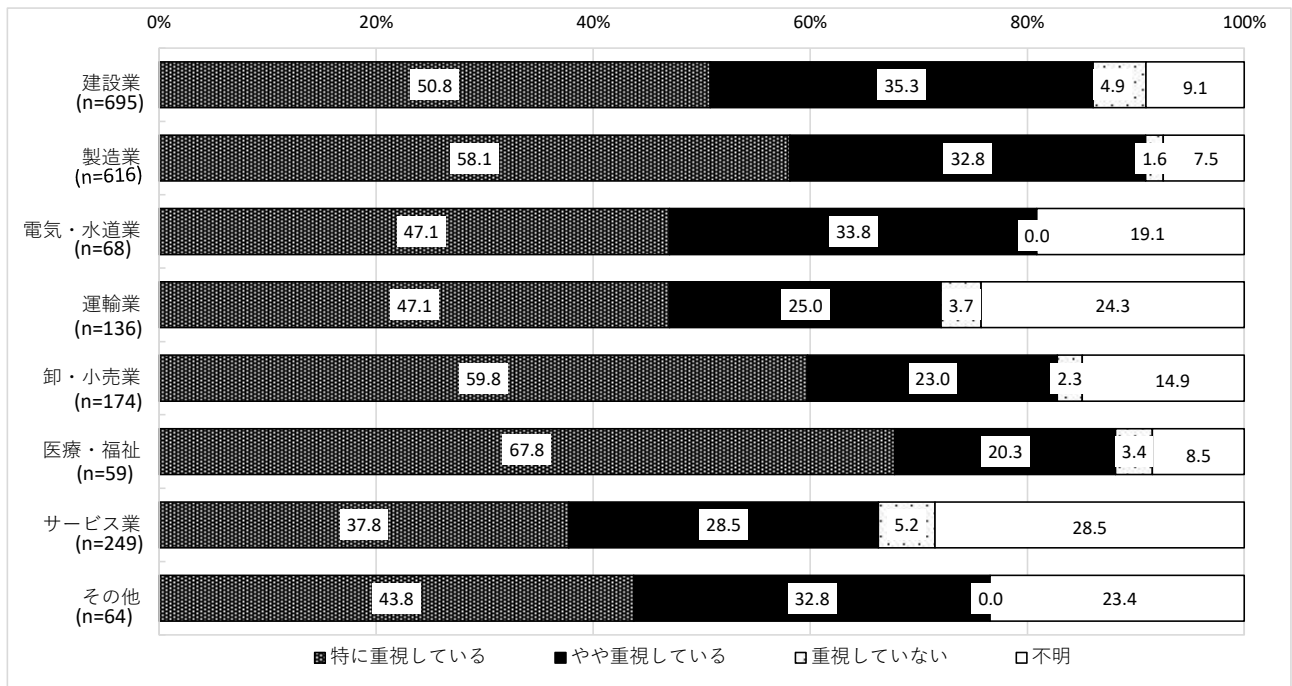
○環境関連資格・取組の状況

- 「環境関連資格・取組の状況」を特に重視していると回答したのは、「製造業」が45.9%、「運輸業」が43.4%と高い割合となっている。



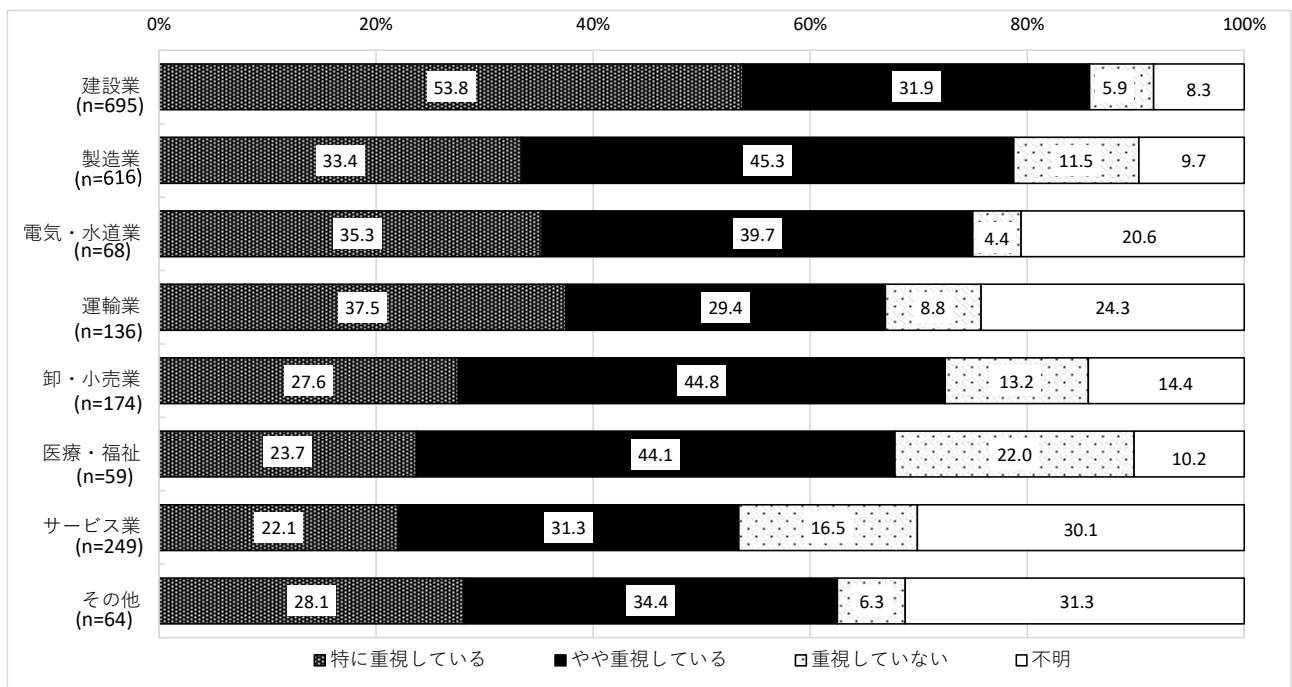
○処理料金の設定

- 「処理料金の設定」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が67.8%、「卸・小売業」が59.8%と高い割合となっている。



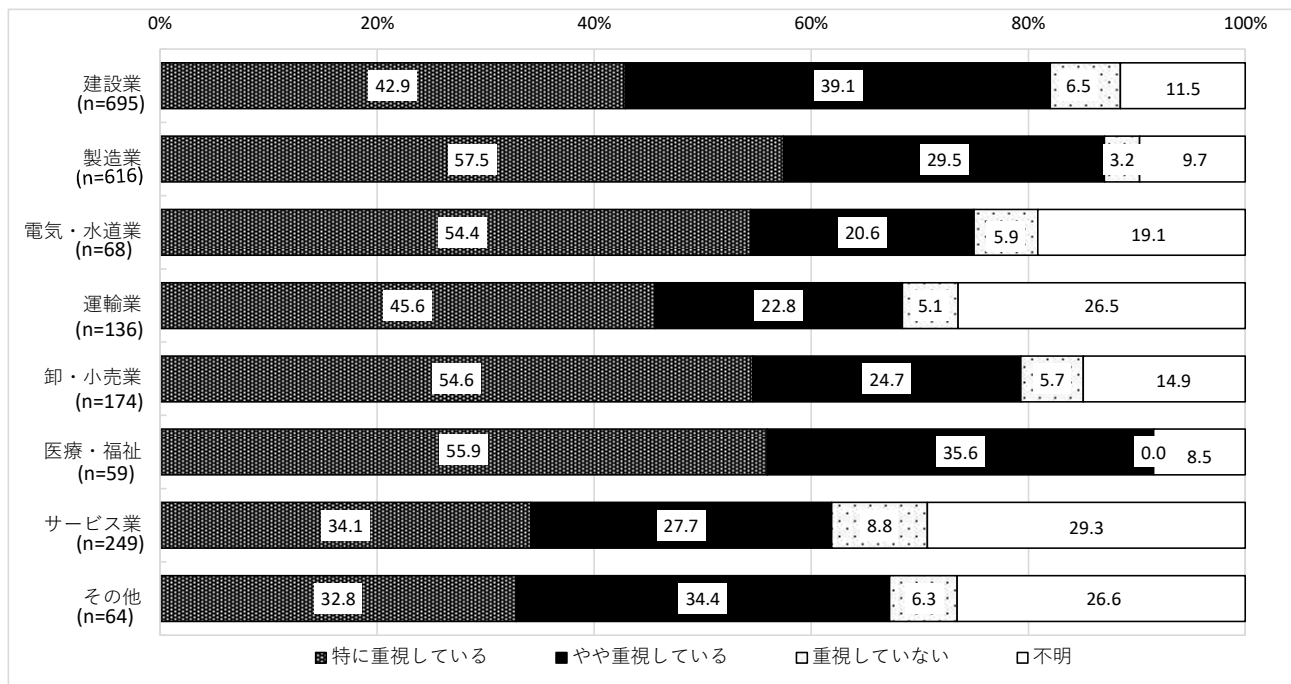
○処理業者までの距離（距離が近い業者の選定）

- 「処理業者までの距離（距離が近い業者の選定）」を特に重視していると回答したのは、「建設業」が53.8%、「運輸業」が37.5%と高い割合となっている。



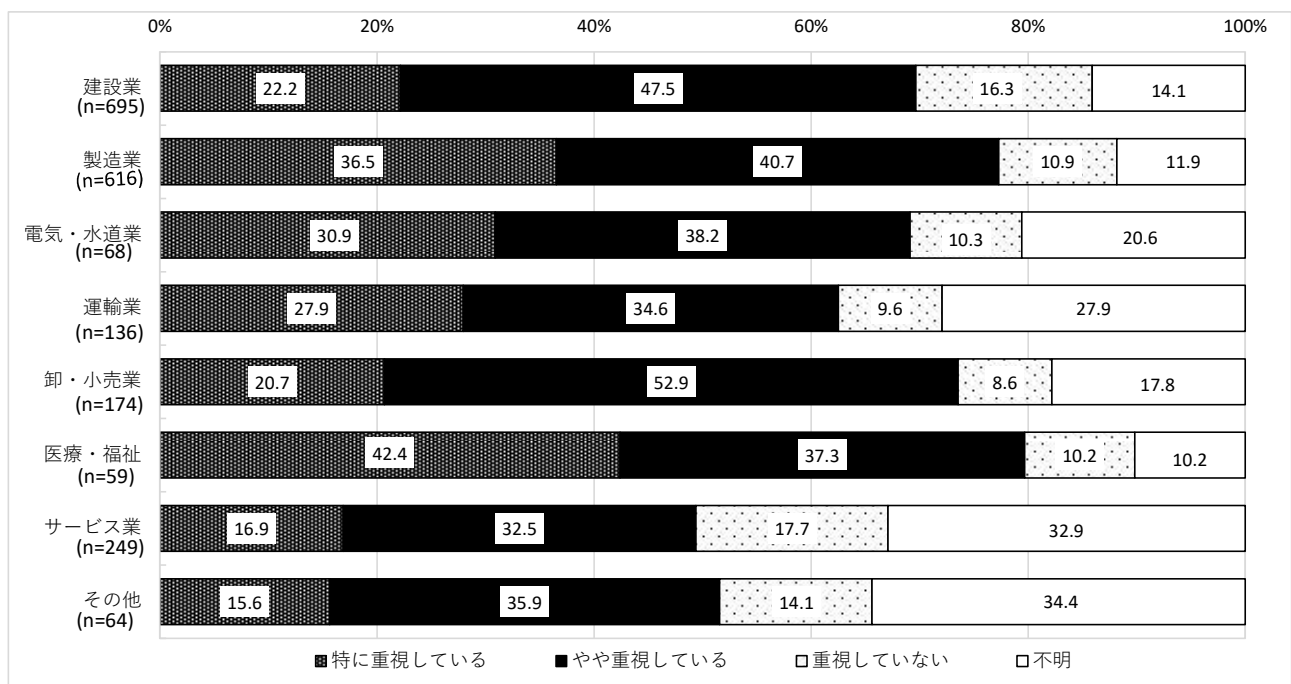
○処理の方法や実績（廃棄物の種類、量、施設能力）

- 「処理の方法や実績（廃棄物の種類、量、施設能力）」を特に重視していると回答したのは、「製造業」が 57.5%、「医療・福祉」が 55.9%と高い割合となっている。



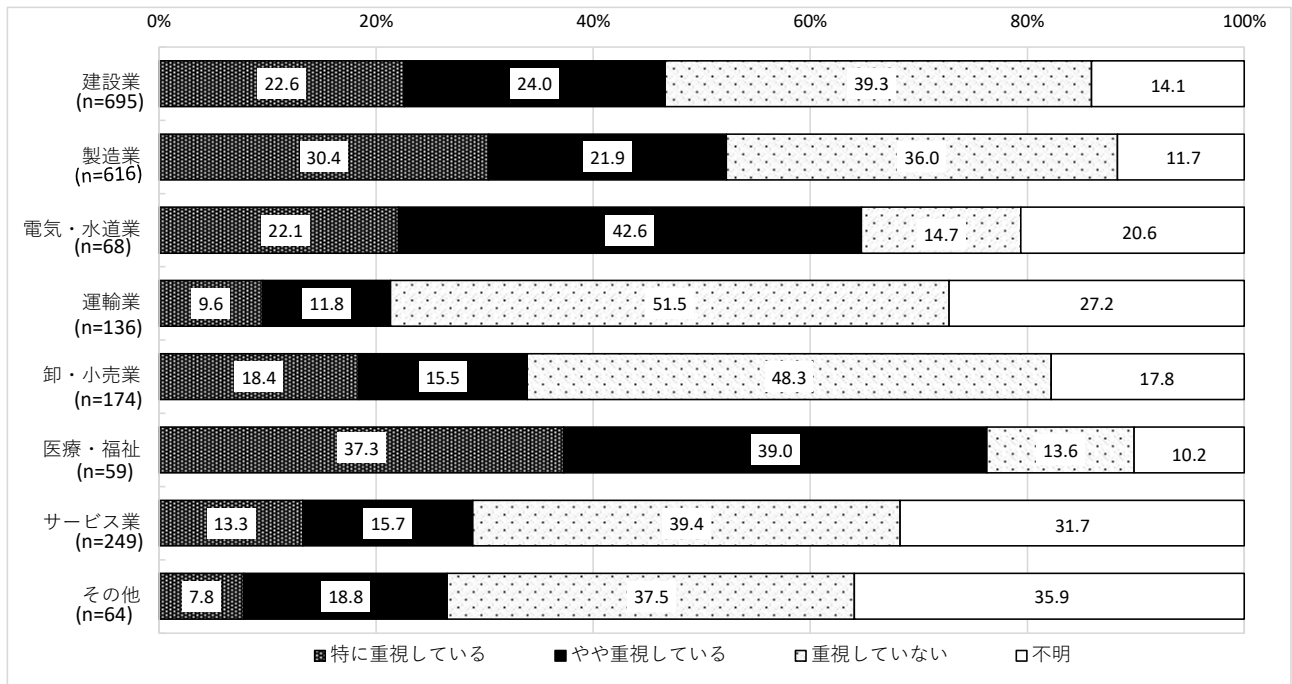
○処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）

- 「処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が 42.4%、「製造業」が 36.5%と高い割合となっている。



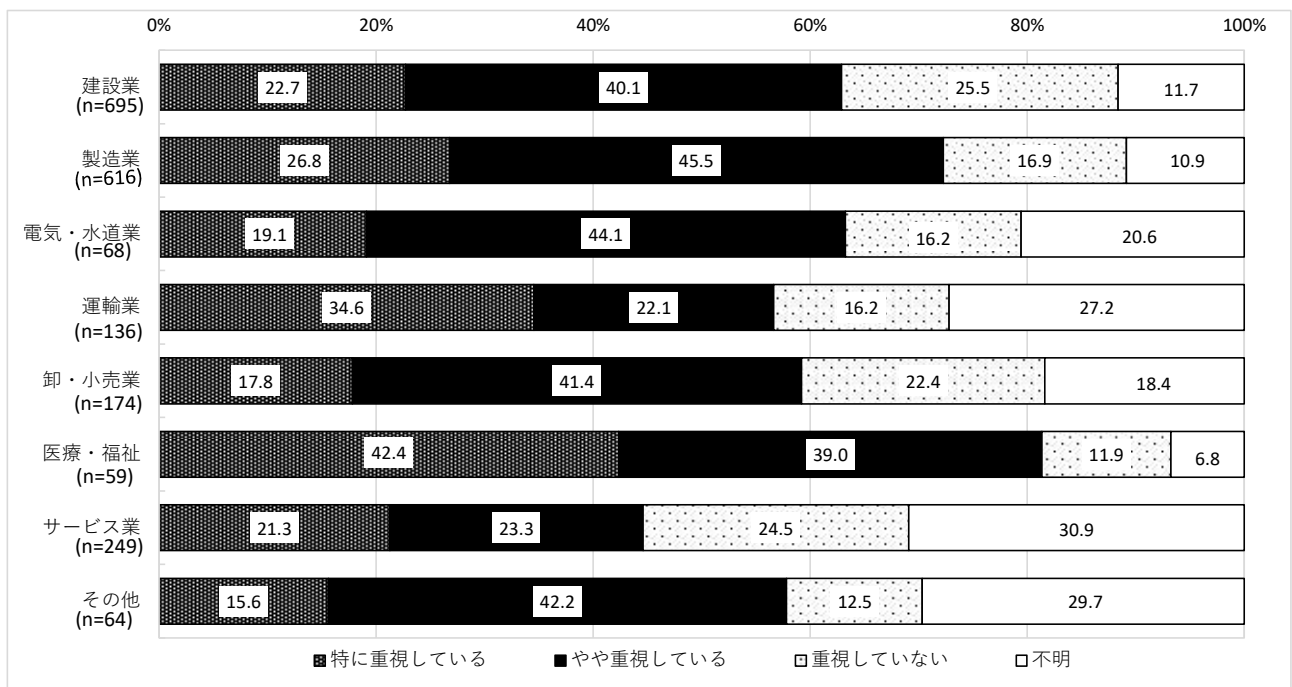
○電子 manifests の利用

- 「電子 manifests の利用」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が 37.3%、「製造業」が 30.4%と高い割合となっている。



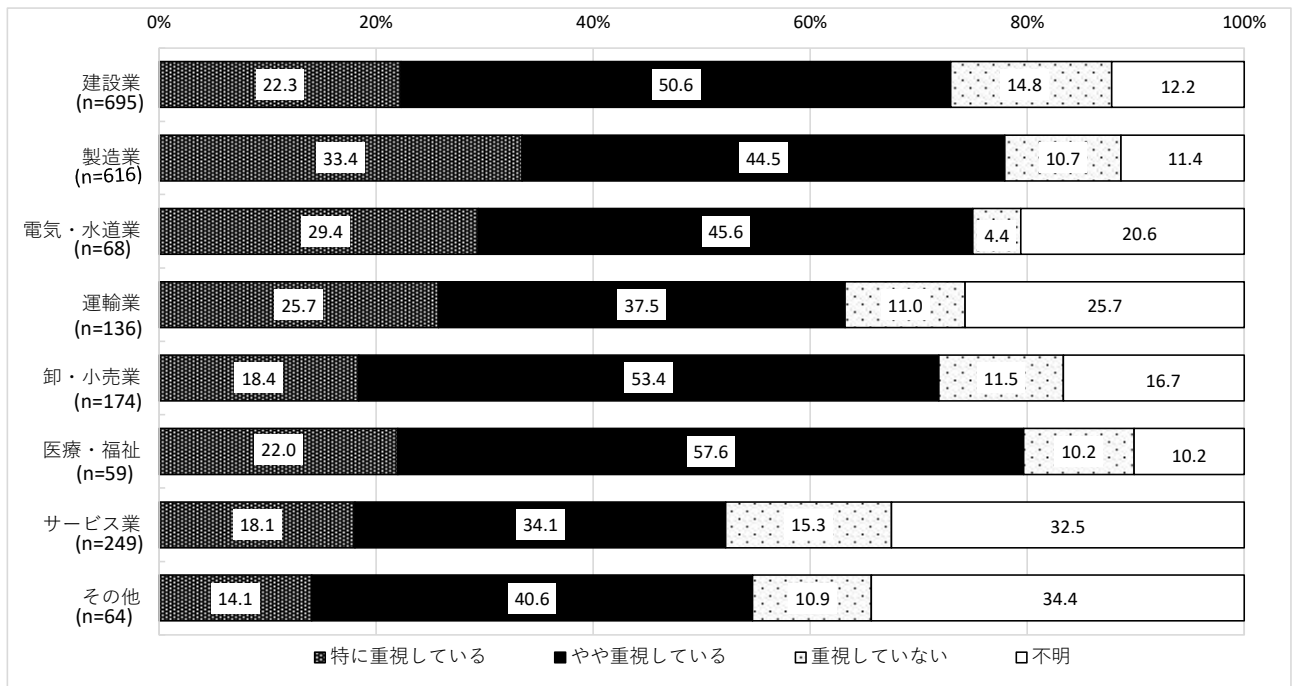
○優良産業廃棄物処理業者の認定

- 「優良産業廃棄物処理業者の認定」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が 42.4%、「運輸業」が 34.6%と高い割合となっている。



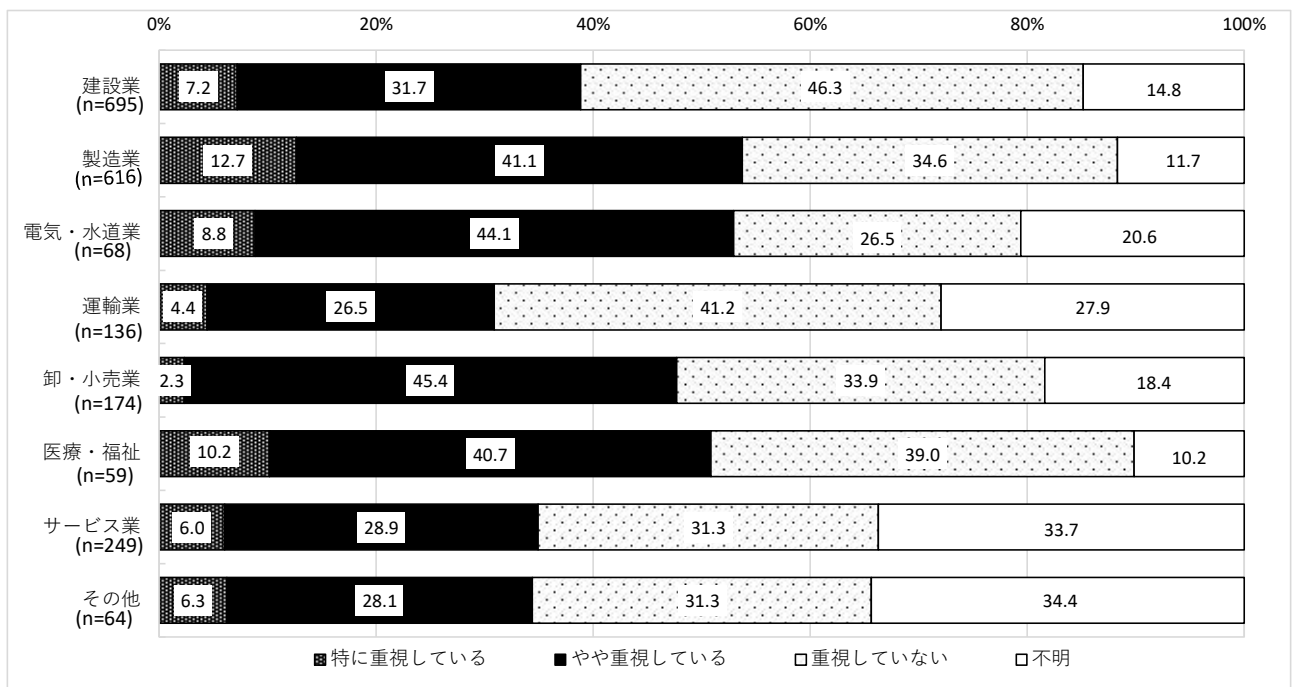
○リサイクルの取組状況

- ・「リサイクルの取組状況」を特に重視しているとは回答したのは、「製造業」が33.4%、「電気・水道業」が29.4%と高い割合となっている。



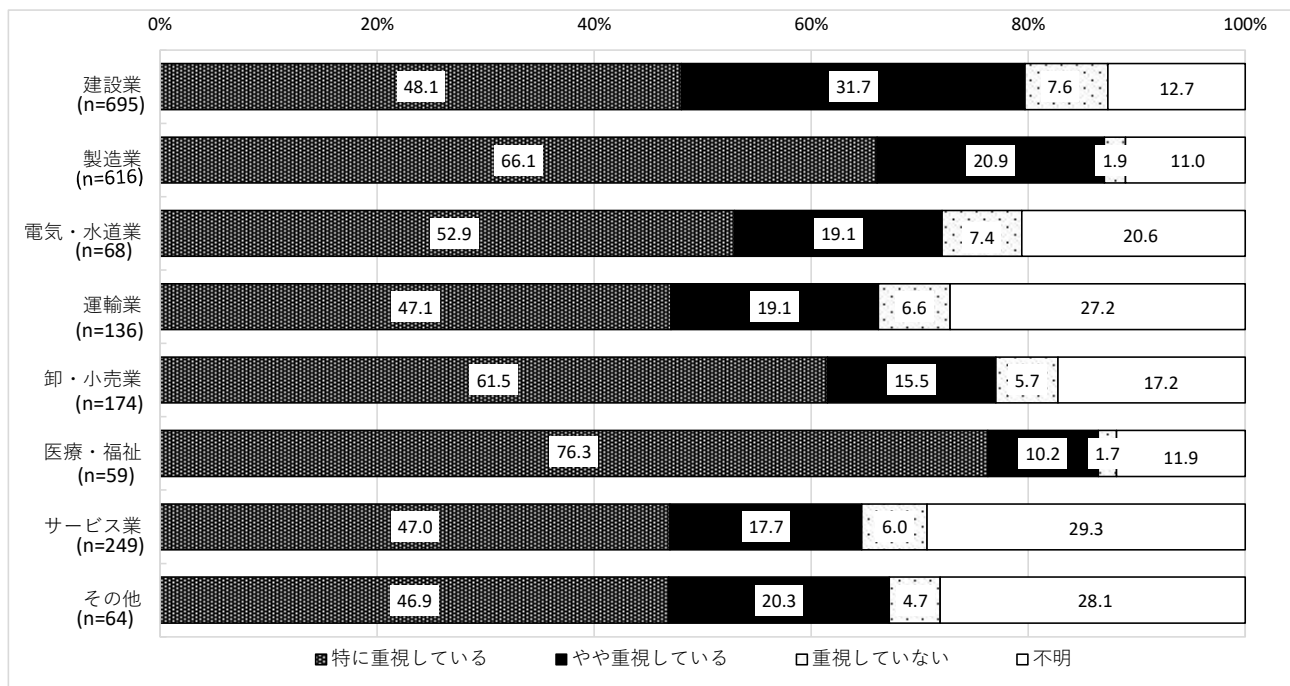
○廃棄物による発電・熱回収の取組状況

- ・「廃棄物による発電・熱回収の取組状況」を特に重視しているとは回答したのは、「製造業」が12.7%、「医療・福祉」が10.2%と高い割合となっている。



○過去における違法な処理等の有無

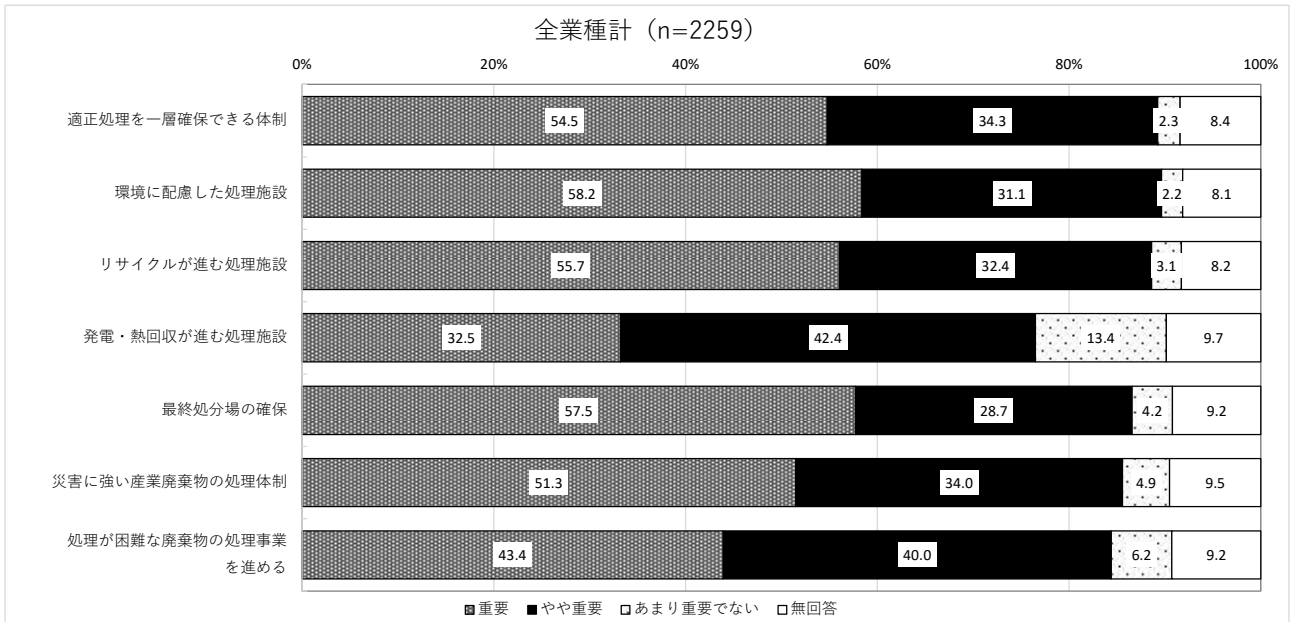
- ・「過去における違法な処理等の有無」を特に重視していると回答したのは、「医療・福祉」が76.3%、「製造業」が66.1%と高い割合となっている。



3 産業廃棄物処理体制の整備

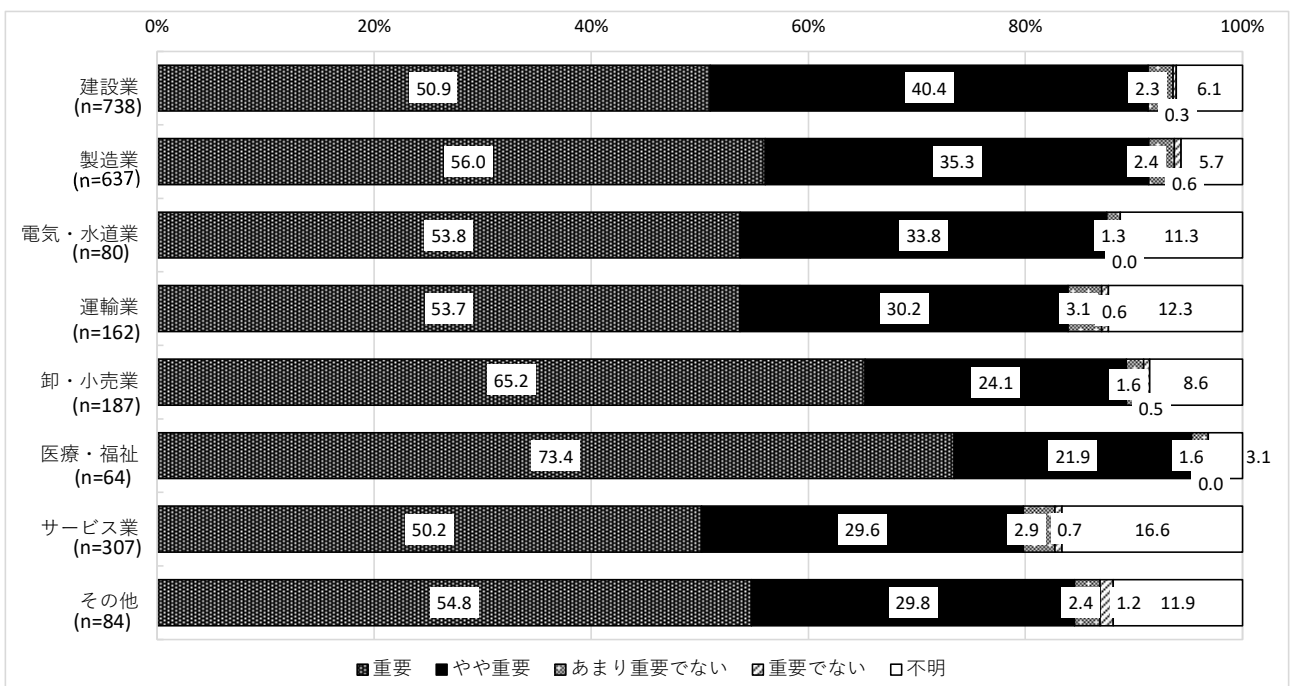
3 県内の産業廃棄物の処理体制には、どのようなことが望まれますか。各項目ごとに、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

- 産業廃棄物処理体制の整備について望むことは「環境に配慮した処理施設」が 58.2%、「最終処分場の確保」が 57.5%と高くなっている。



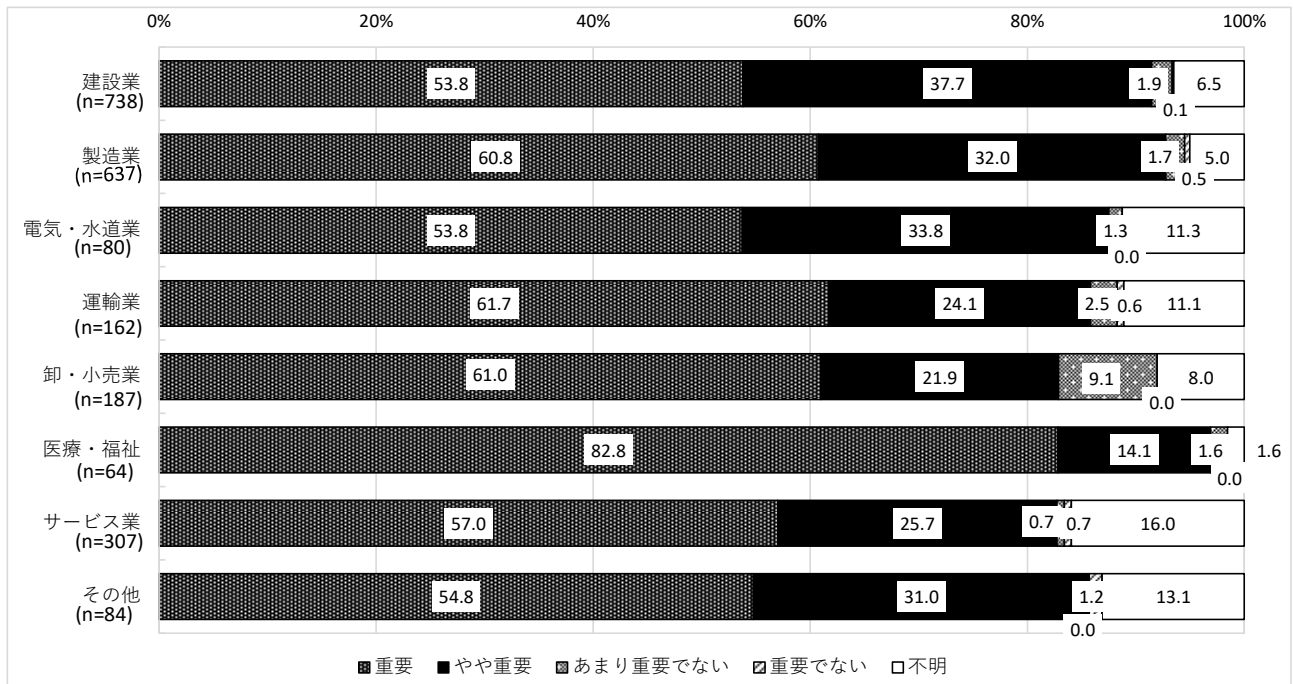
○適正処理を一層確保できる体制

- 「適正処理を一層確保できる体制」が重要と回答したのは「医療・福祉」が最も高く 73.4%、「卸・小売業」が 65.2%と高い割合となっている。



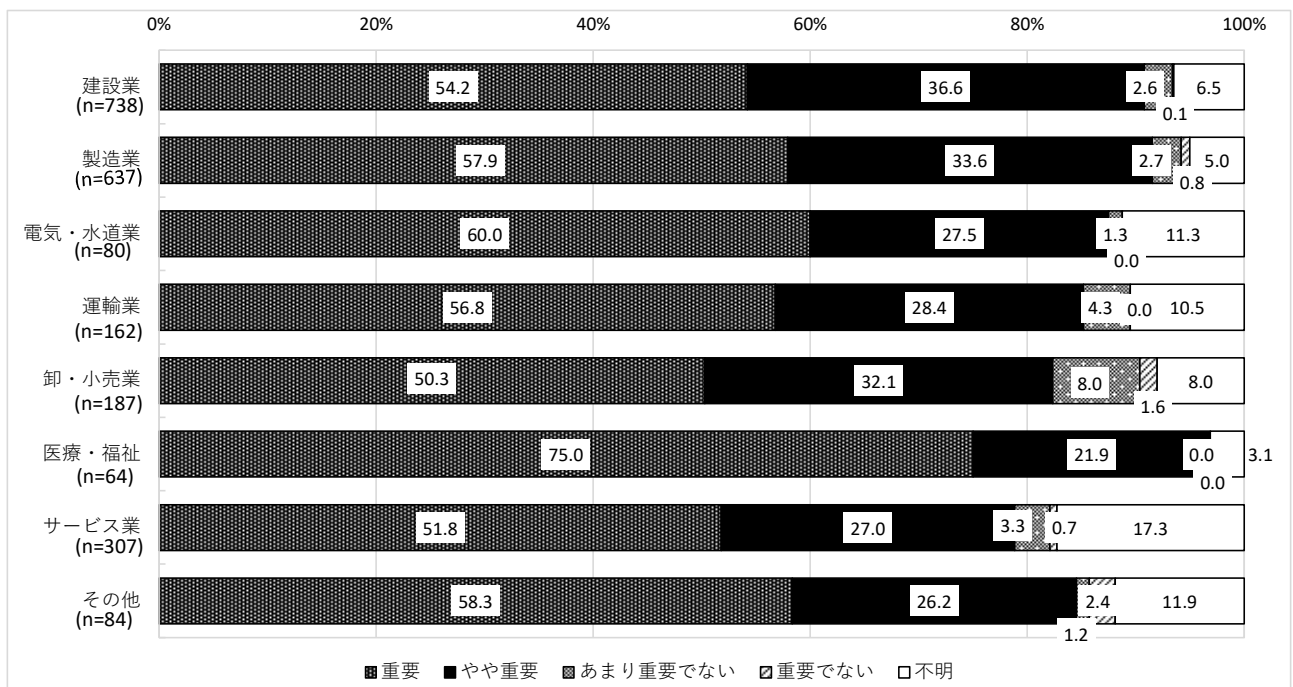
○環境に配慮した処理施設

- ・「環境に配慮した処理施設」が重要と回答したのは「医療・福祉」が最も高く82.8%、「運輸業」が61.7%と高い割合となっている。



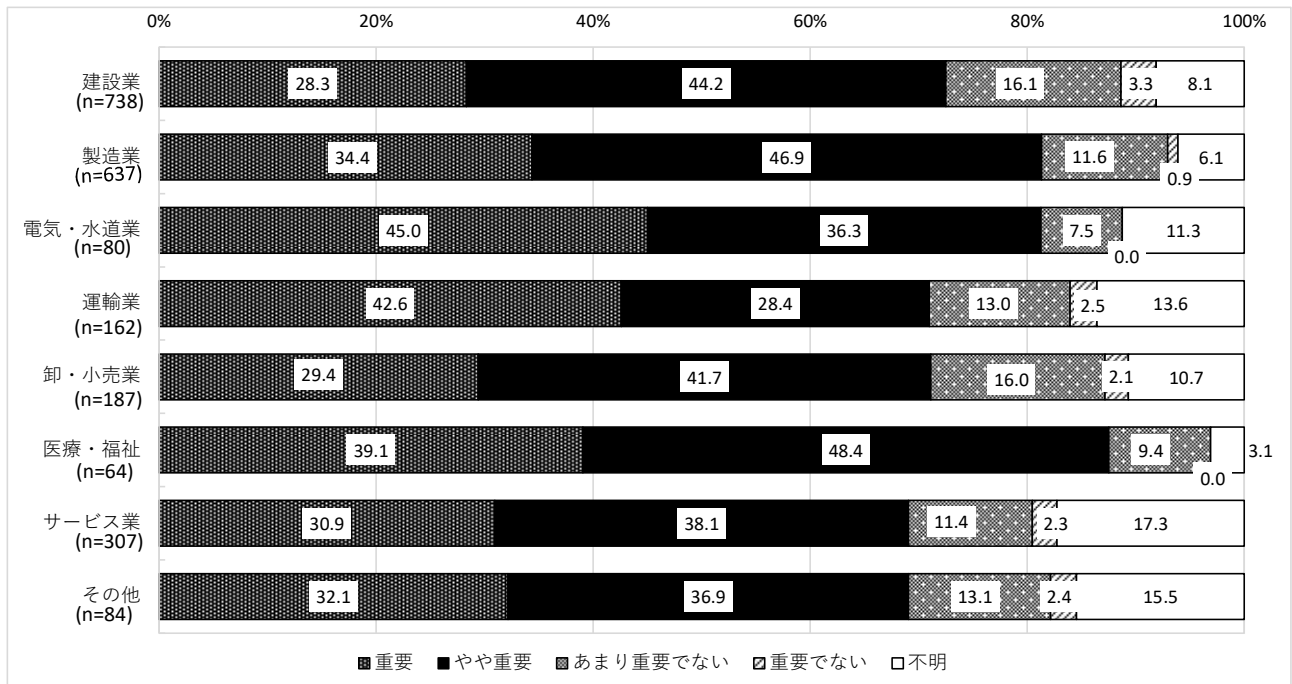
○リサイクルが進む処理施設

- ・「リサイクルが進む処理施設」が重要と回答したのは「医療・福祉」が最も高く75.0%、「電気・水道業」が60.0%と高い割合となっている。



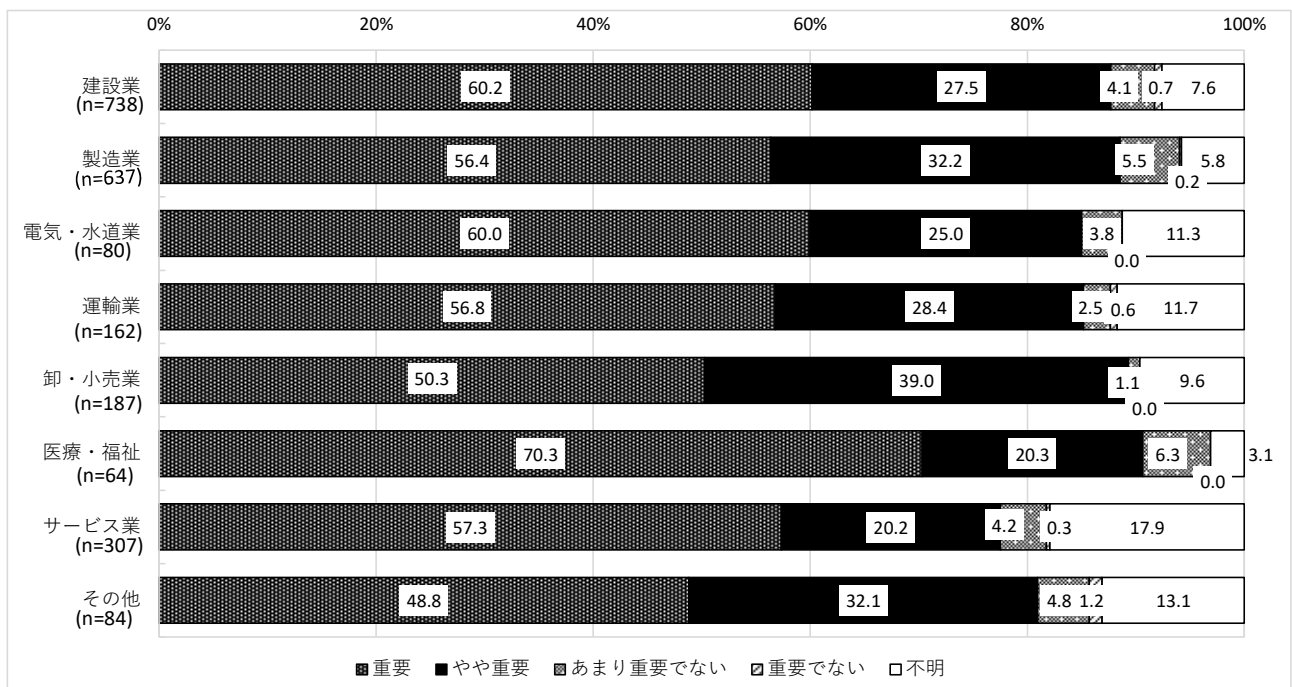
○発電・熱回収が進む処理施設

- ・「発電・熱回収が進む処理施設」が重要と回答したのは「電気・水道業」が最も高く45.0%、「運輸業」が42.6%と高い割合となっている。



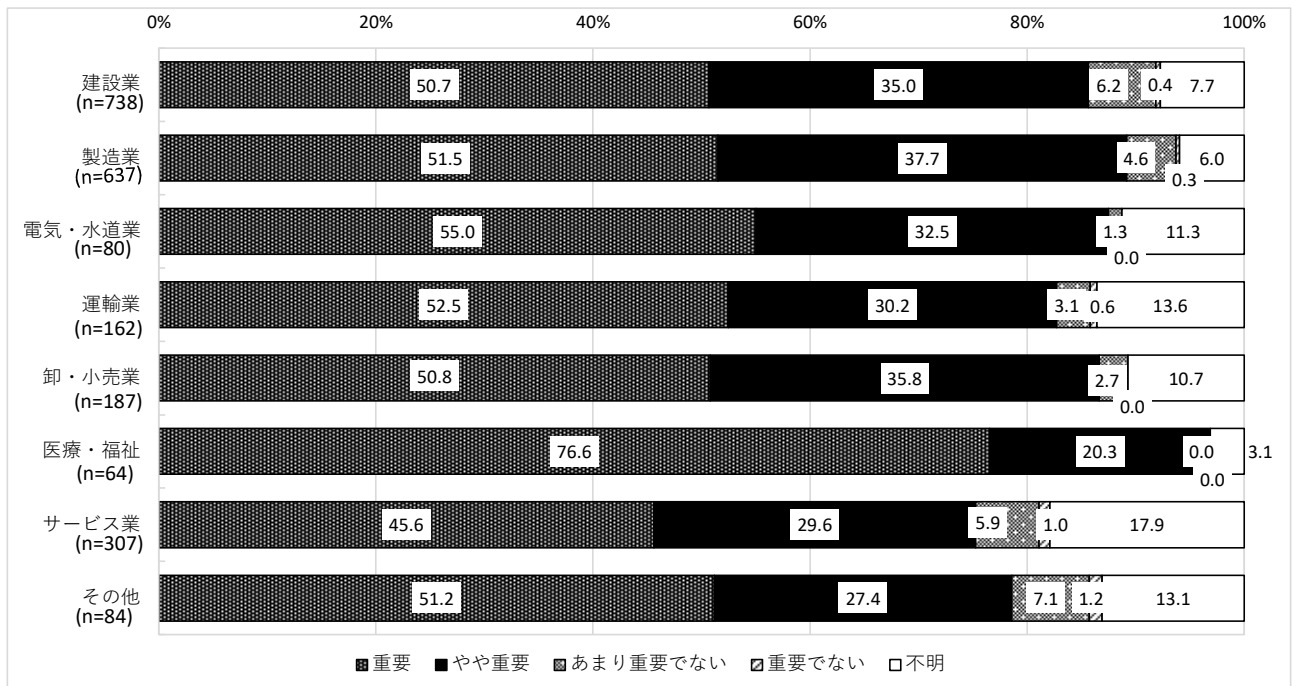
○最終処分場の確保

- ・「最終処分場の確保」が重要と回答したのは「医療・福祉」が最も高く70.3%、「建設業」が60.2%と高い割合となっている。



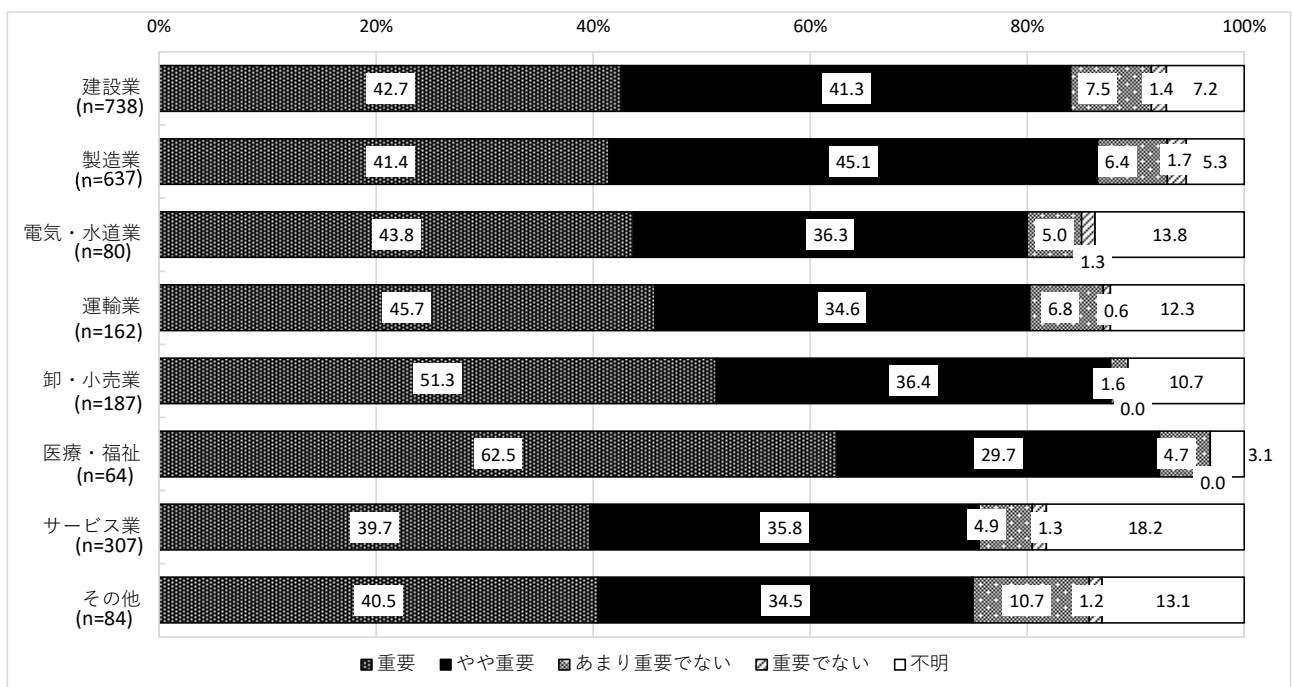
○災害に強い産業廃棄物の処理体制

- ・「災害に強い産業廃棄物の処理体制」が重要と回答したのは「医療・福祉」が最も高く76.6%、「電気・水道業」が55.0%と高い割合となっている。



○処理が困難な廃棄物の処理事業を進める

- ・「処理が困難な廃棄物の処理事業を進める」が重要と回答したのは「医療・福祉」で62.5%、「卸・小売業」が51.3%と高い割合となっている。

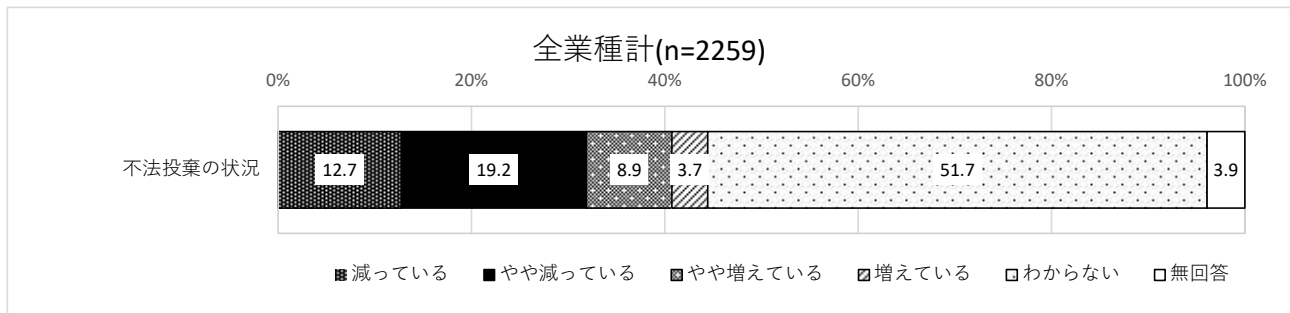


4 不法投棄を許さない社会をつくる取組

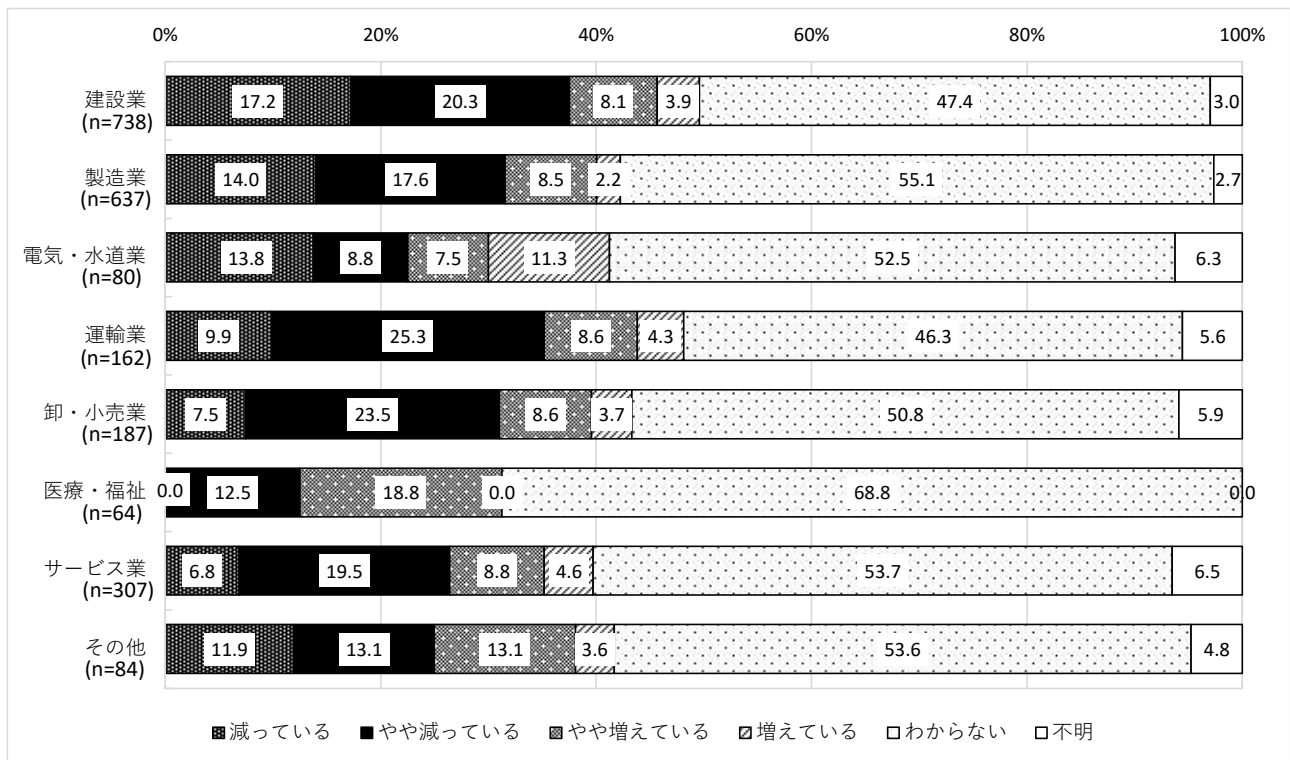
<不法投棄の状況（5年程度前との比較）>

4 三重県では近年、産業廃棄物不法投棄発見件数が増加傾向にあります。身のまわりの不法投棄の状況をどのように感じますか。あてはまるものに○を付けてください。

- ・不法投棄の状況については「わからない」が 51.7%、「やや減っている」が 19.2%と高くなっている。



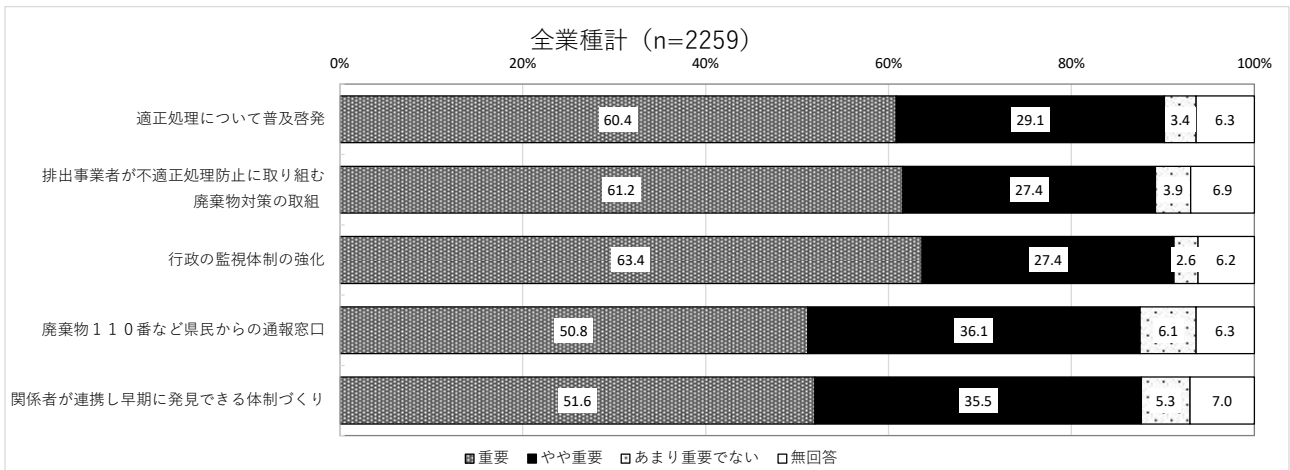
- ・「減っている」と回答したのは、「建設業」が最も高く 17.2%となっている。
- ・「やや減っている」と回答したのは、「運輸業」が最も高く 25.3%となっている。



＜不法投棄を許さない社会づくりのための重要事項＞

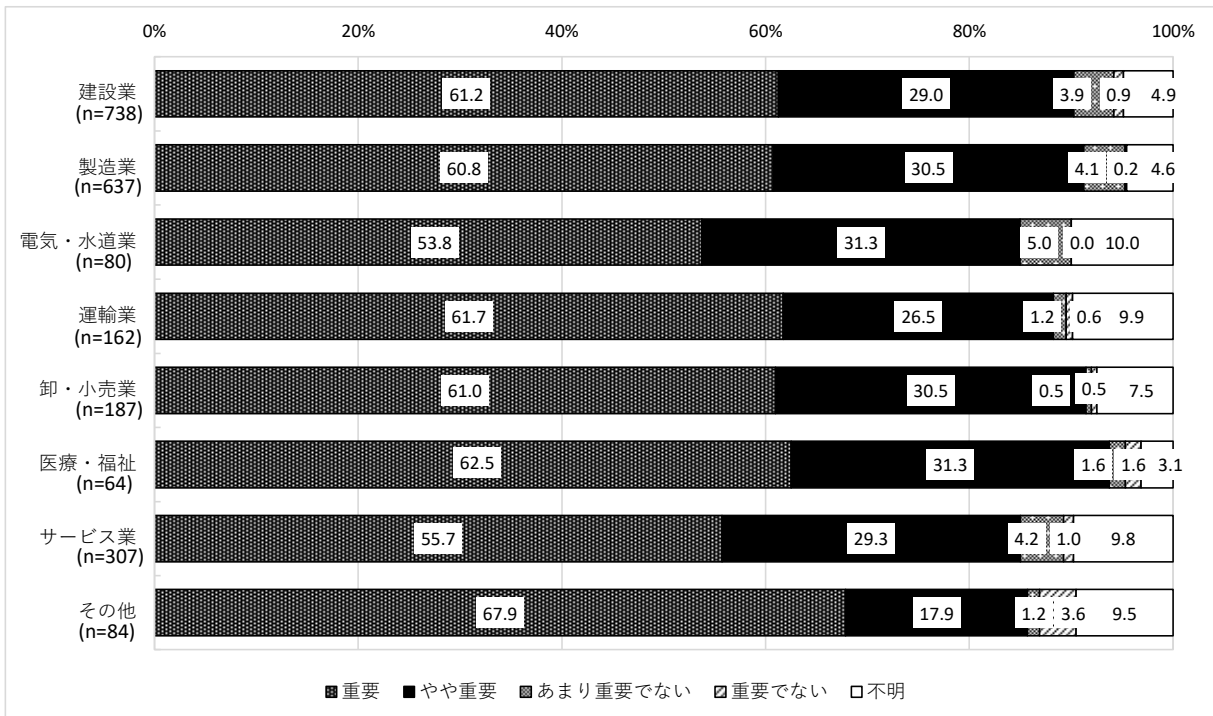
4 不法投棄を許さない社会づくりを進めていくために、どのようなことが重要だと思いますか。各項目について、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

- ・不法投棄を許さない社会づくりのための重要事項は「行政の監視体制の強化」が63.4%、「排出事業者が不適正処理防止に取り組む廃棄物対策の取組」が61.2%と高くなっている。



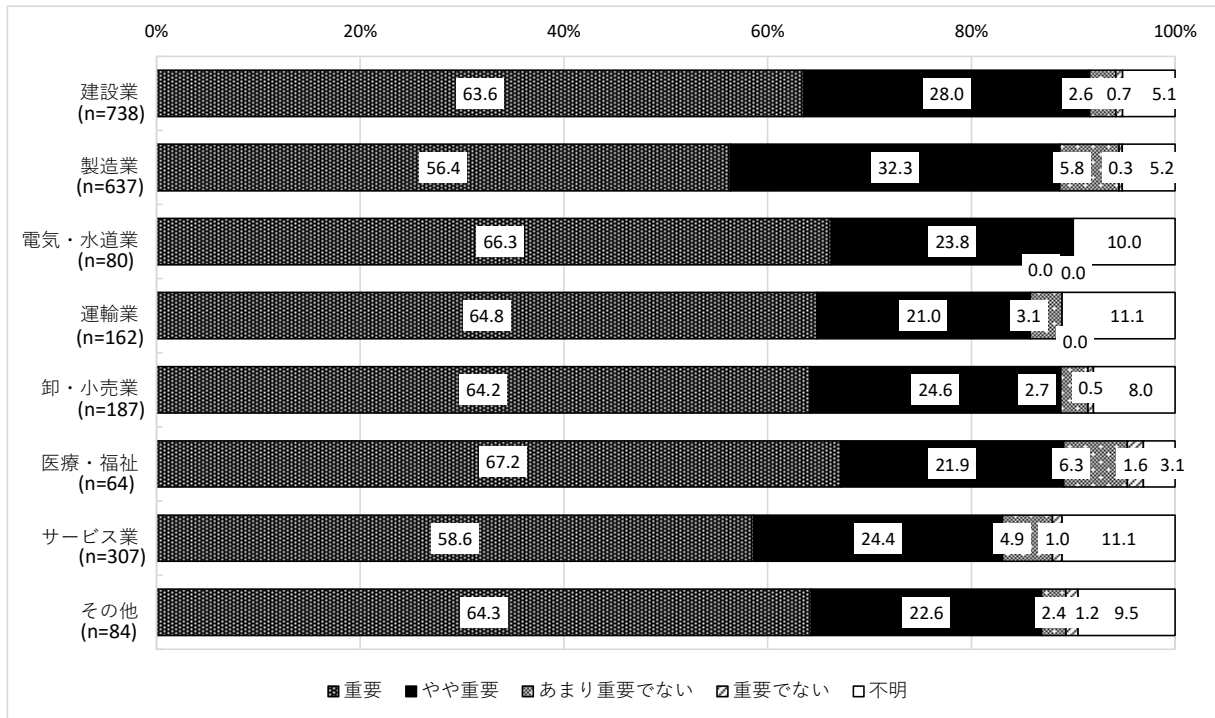
○適正処理について普及啓発

- ・「適正処理について普及啓発」が重要と回答したのは「その他」が67.9%、「医療・福祉」が62.5%と高い割合となっている。



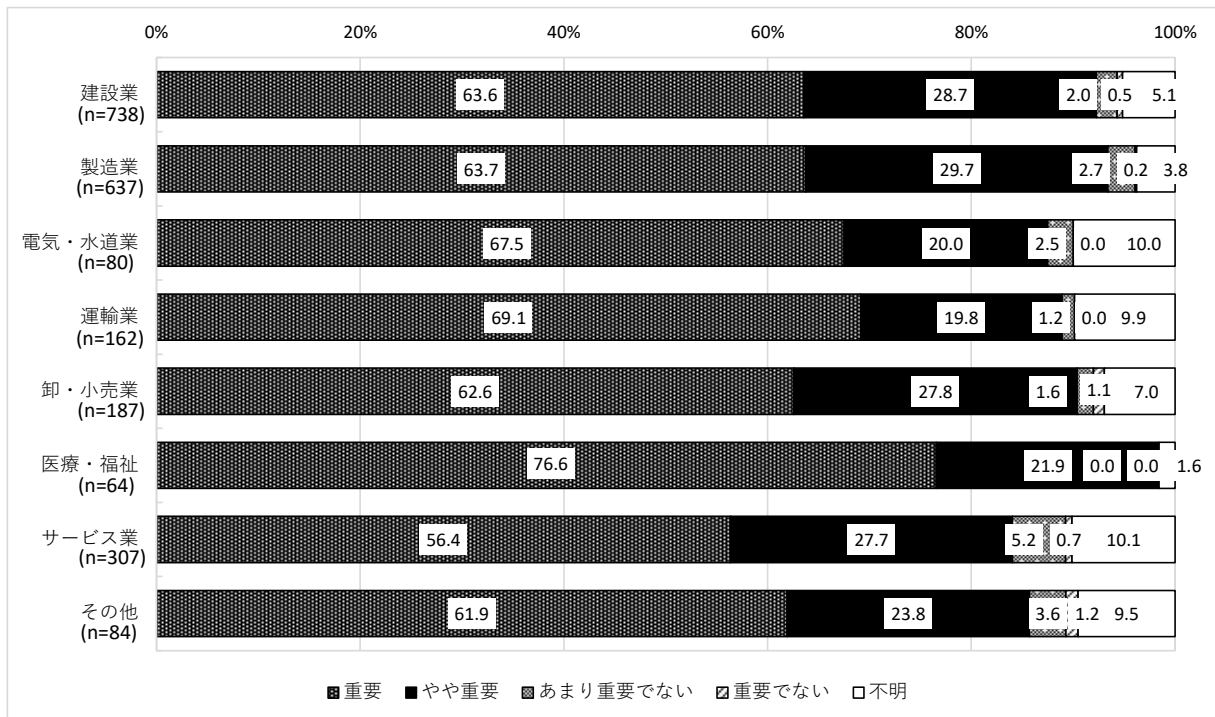
○排出事業者が不適正処理防止に取り組む

- ・「排出事業者が不適正処理防止に取り組む」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 67.2%、「電気・水道業」が 66.3%と高い割合となっている。



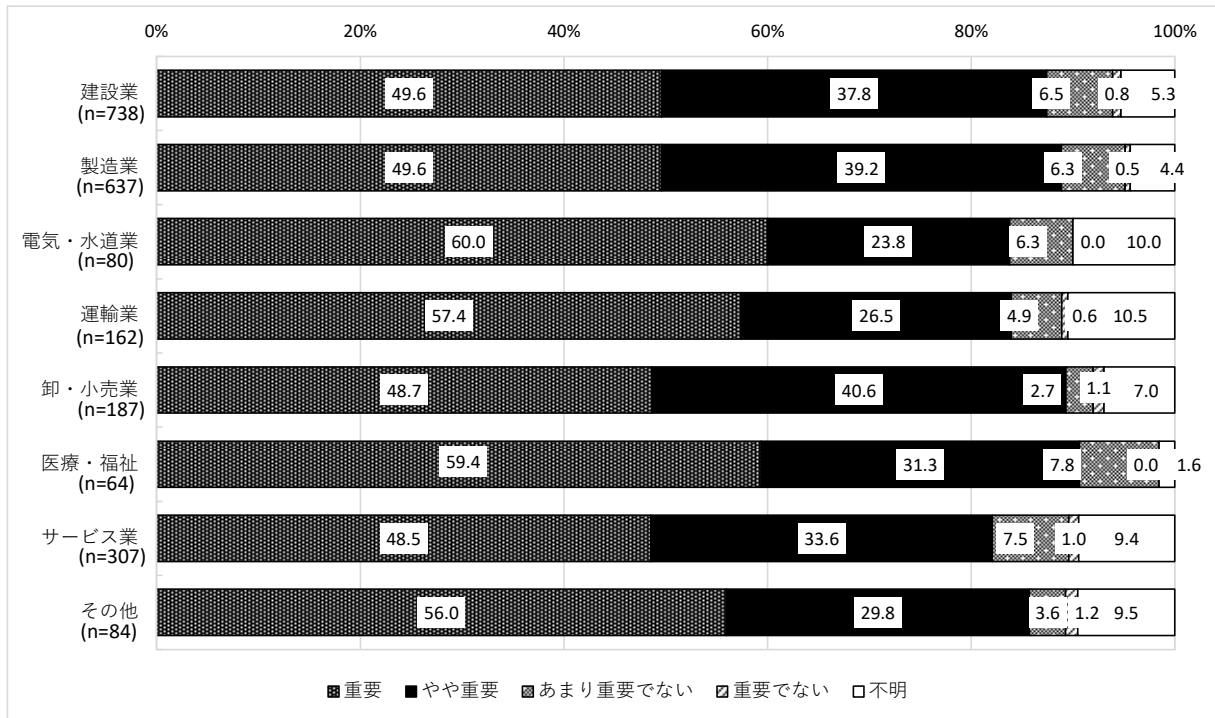
○行政の監視体制の強化

- ・「行政の監視体制の強化」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 76.6%、「運輸業」が 69.1%と高い割合となっている。



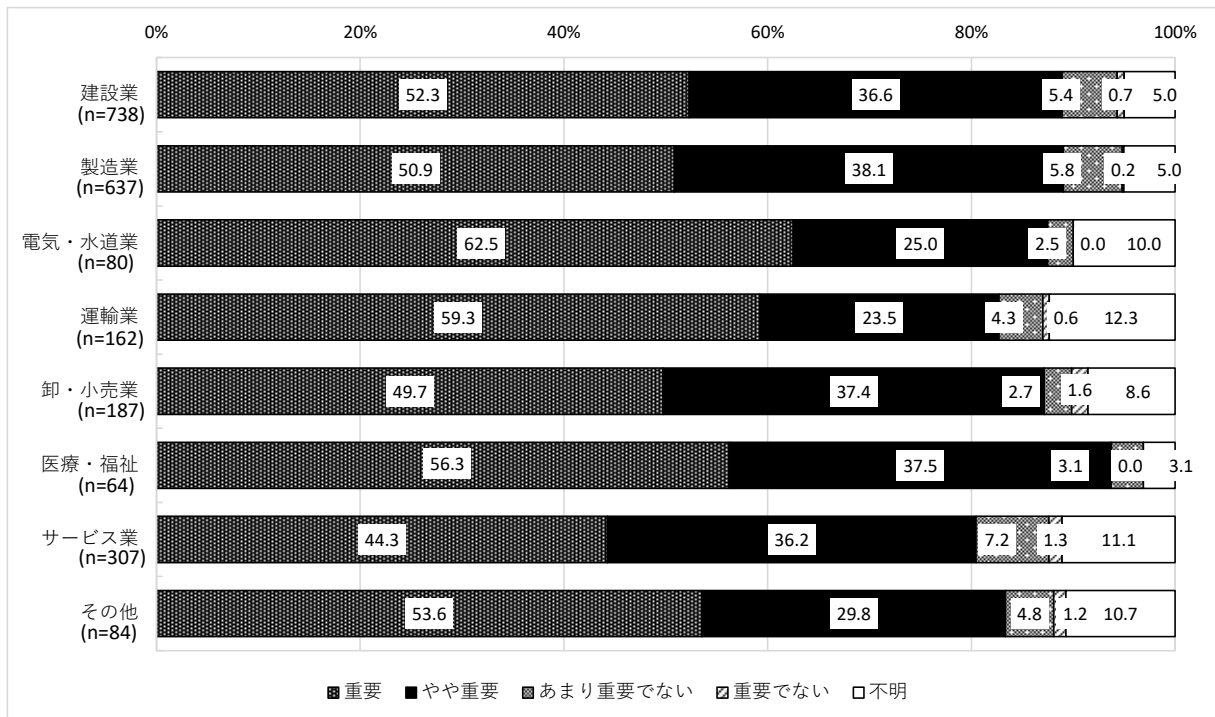
○廃棄物110番など県民からの通報窓口

- ・「廃棄物110番など県民からの通報窓口」が重要と回答したのは「電気・水道業」が60.0%、「医療・福祉」が59.4%と高い割合となっている。



○関係者が連携し早期に発見できる体制づくり

- ・「関係者が連携し早期に発見できる体制づくり」が重要と回答したのは「電気・水道業」が62.5%、「運輸業」が59.3%と高い割合となっている。



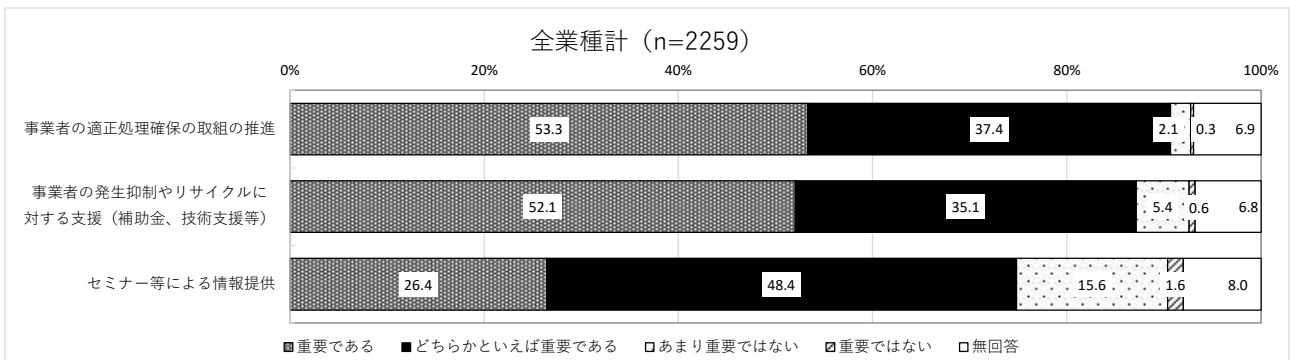
5 三重県の廃棄物関連施策

(1) 県が行うべき廃棄物施策

5- (1) 今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ県が実施する必要性としてあてはまるものに○を付けてください。

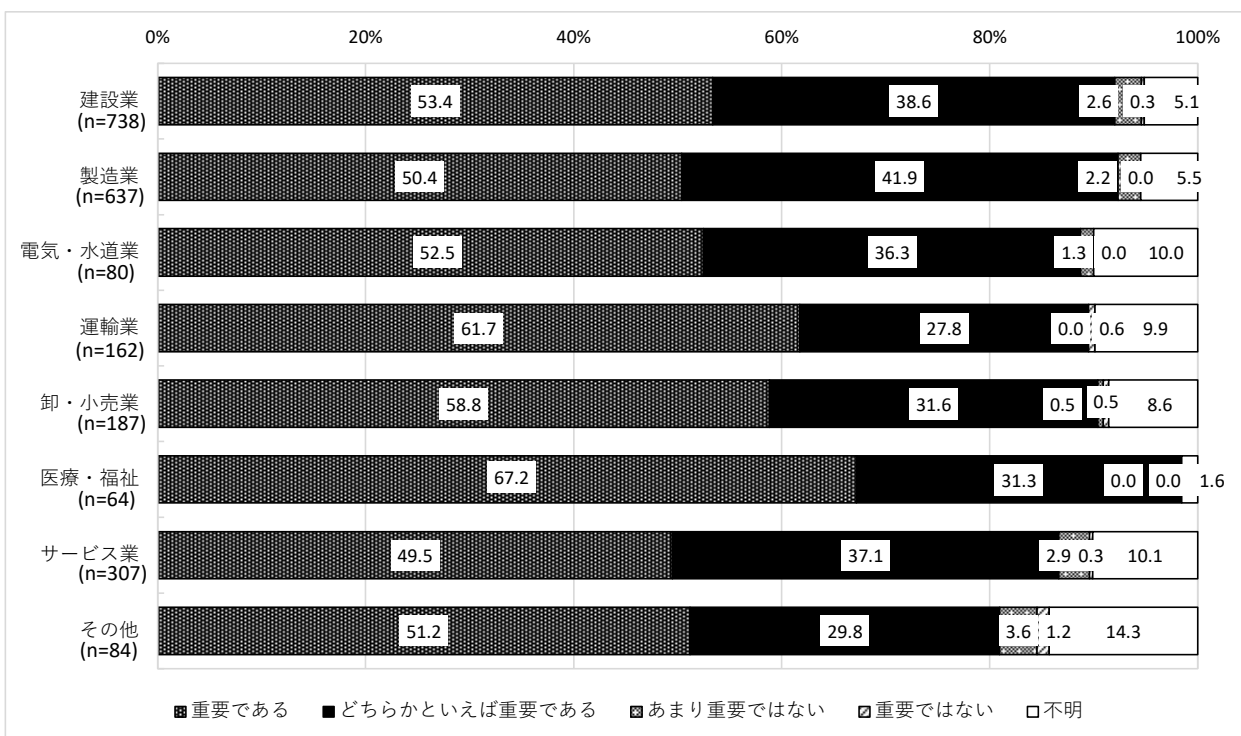
<事業者>

- ・県が行うべき廃棄物施策は「事業者の適正処理確保の取組の推進」が53.3%、「事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援（補助金、技術支援等）」が52.1%と高くなっている。



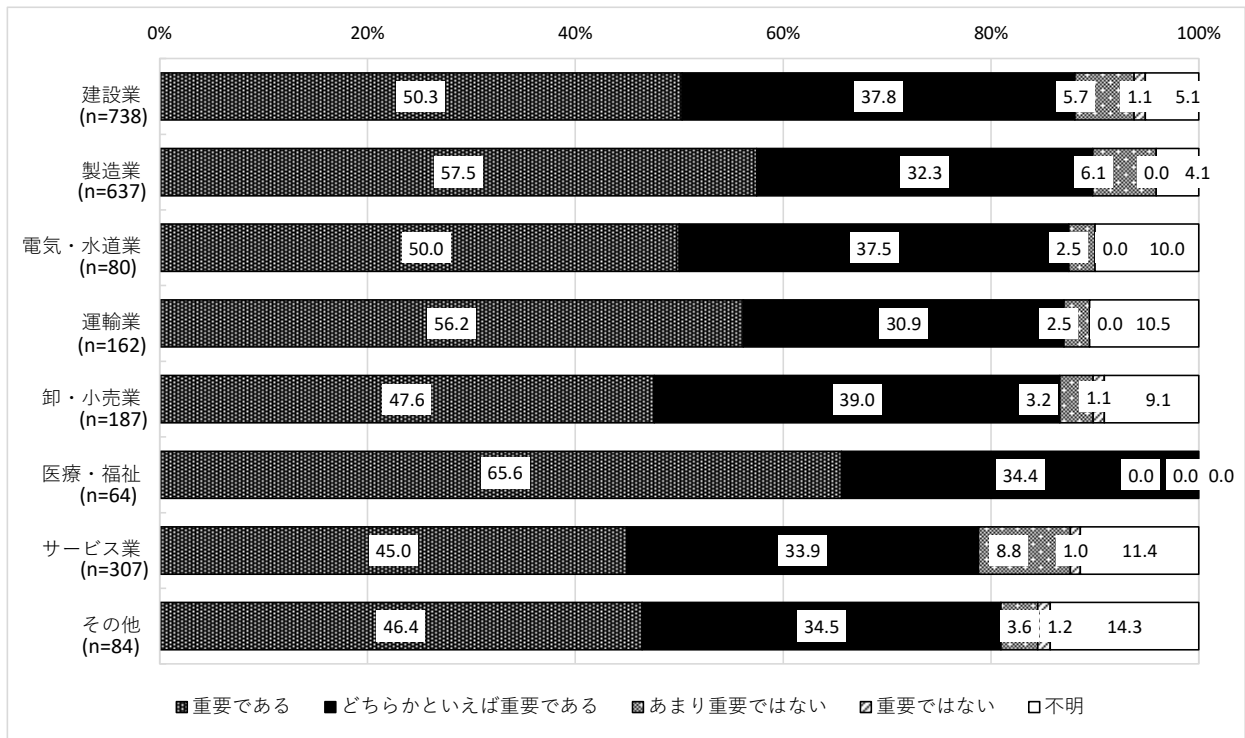
○事業者の適正処理確保の取組の推進

- ・「事業者の適正処理確保の取組の推進」が重要と回答したのは「医療・福祉」が67.2%、「運輸業」が61.7%と高い割合となっている。



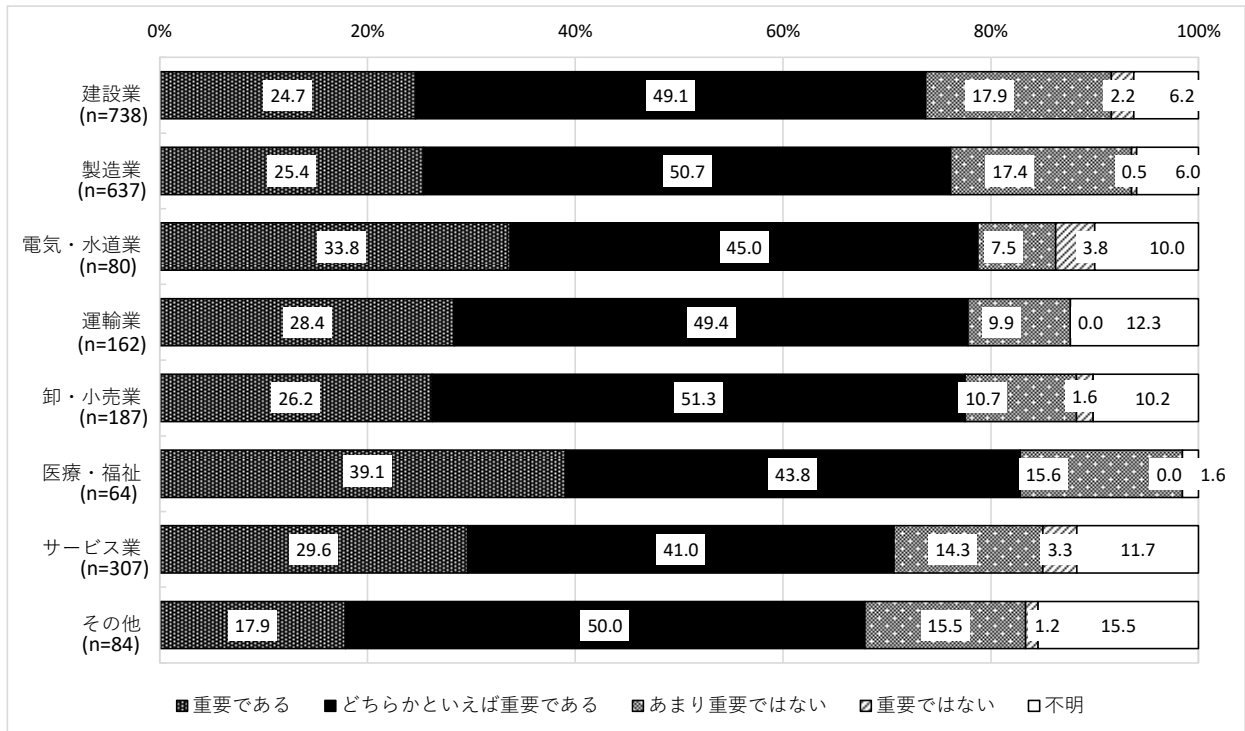
○事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援（補助金、技術支援等）

- ・「事業者の発生抑制やリサイクルに対する支援（補助金、技術支援等）」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 65.6%、「製造業」が 57.5%と高い割合となっている。



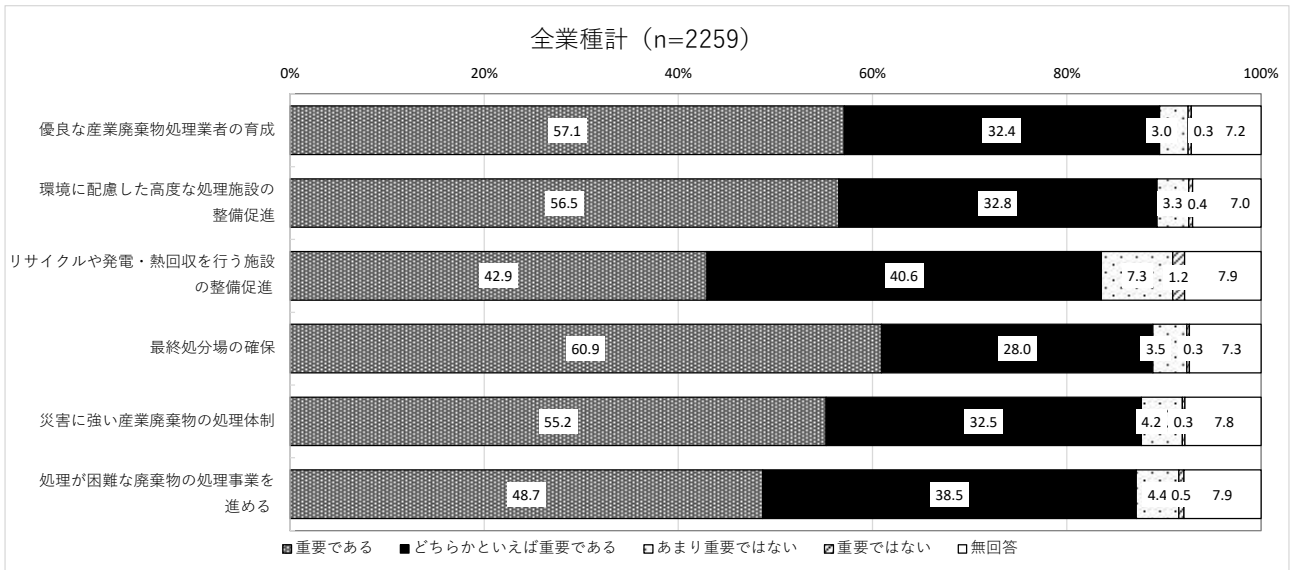
○セミナー等による情報提供

- ・「セミナー等による情報提供」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 39.1%、「電気・水道業」が 33.8%と高い割合となっている。



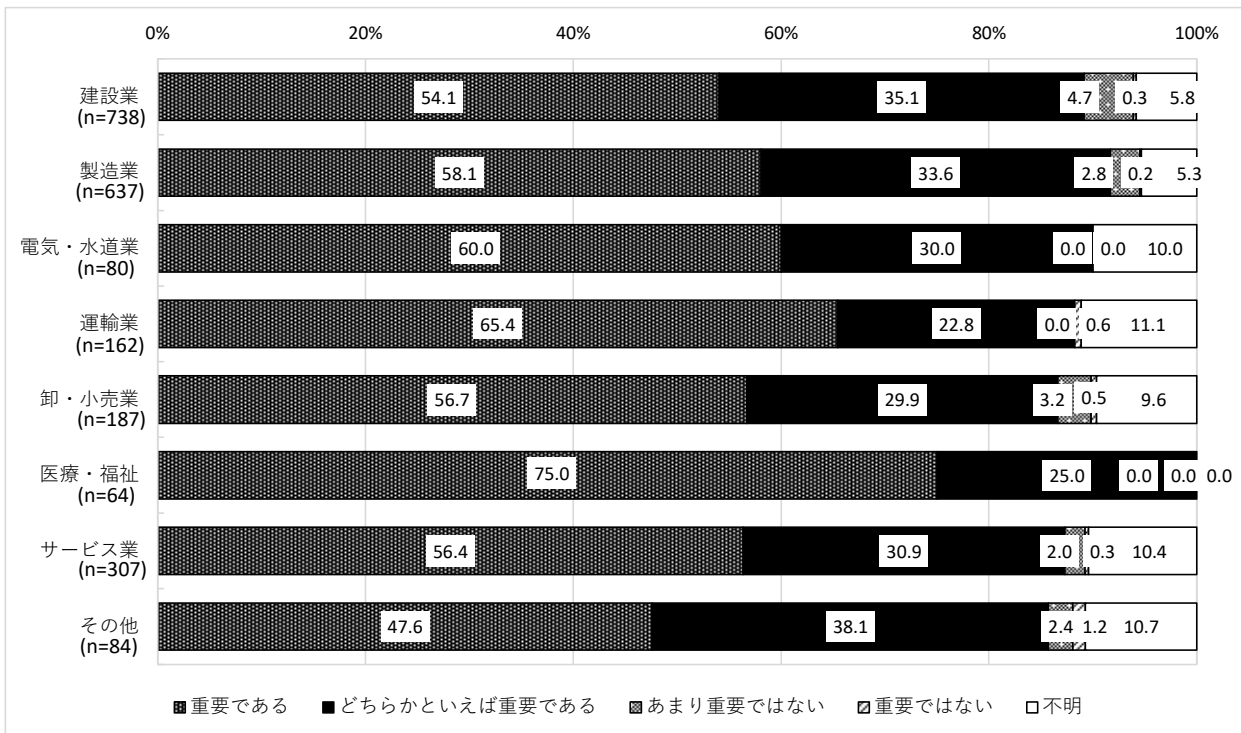
<処理体制>

- ・県が行うべき廃棄物施策は「最終処分場」が60.9%、「優良な産業廃棄物処理業者の育成」が57.1%と高くなっている。



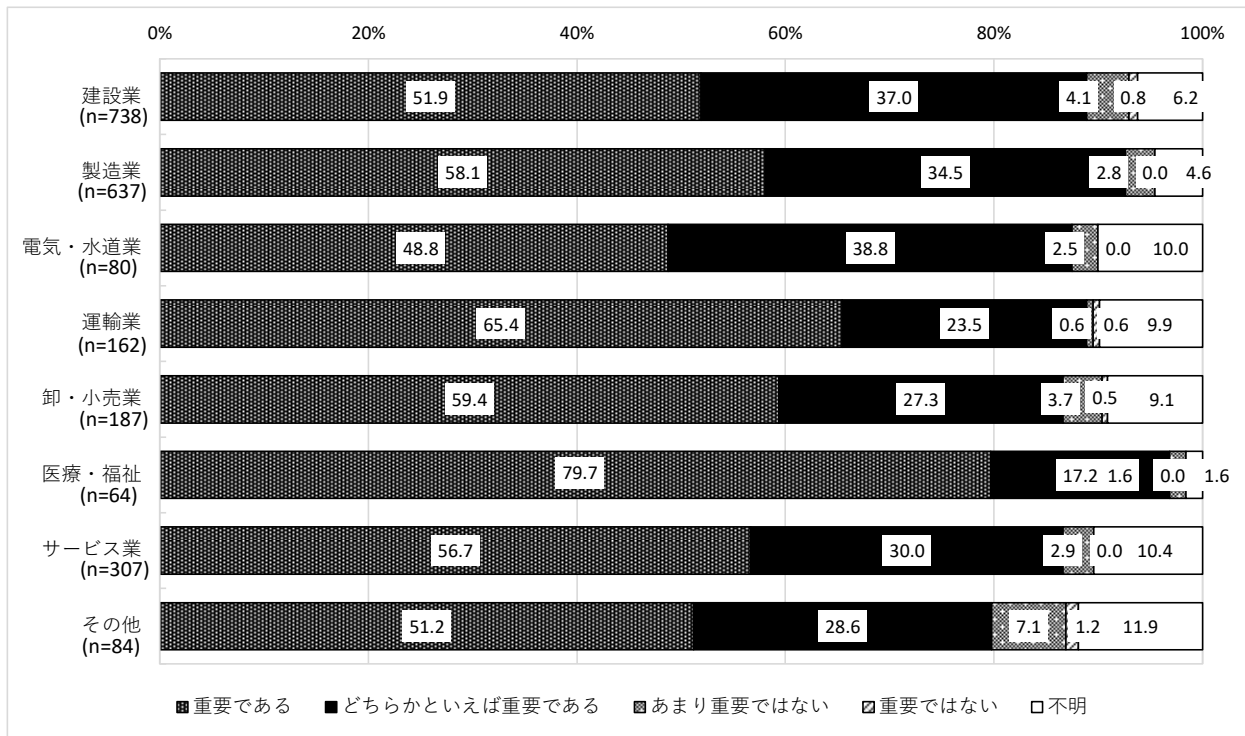
○優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・「優良な産業廃棄物処理業者の育成」が重要と回答したのは「医療・福祉」が75.0%、「運輸業」が65.4%と高い割合となっている。



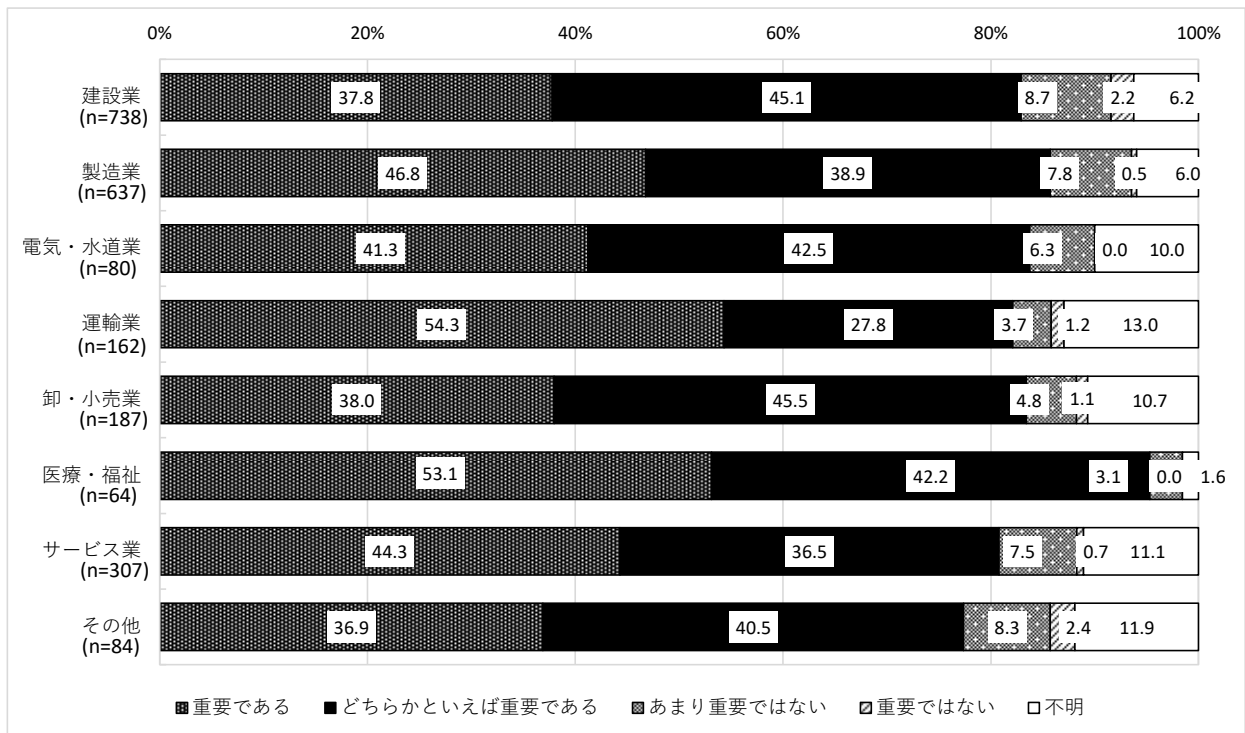
○環境に配慮した高度な処理施設の整備促進

- ・「環境に配慮した高度な処理施設の整備促進」が重要と回答したのは「医療・福祉」が79.7%、「運輸業」が65.4%と高い割合となっている。



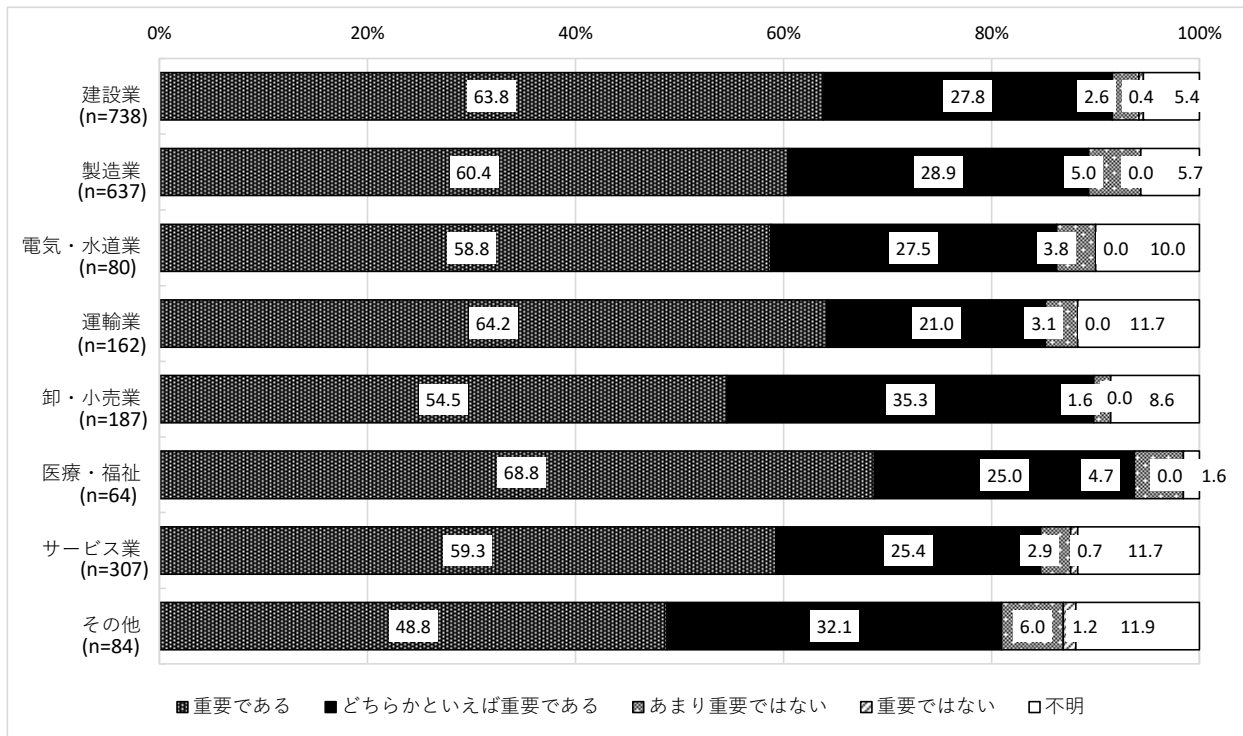
○リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進

- ・「リサイクルや発電・熱回収を行う施設の整備促進」が重要と回答したのは「運輸業」が54.3%、「医療・福祉」が53.1%と高い割合となっている。



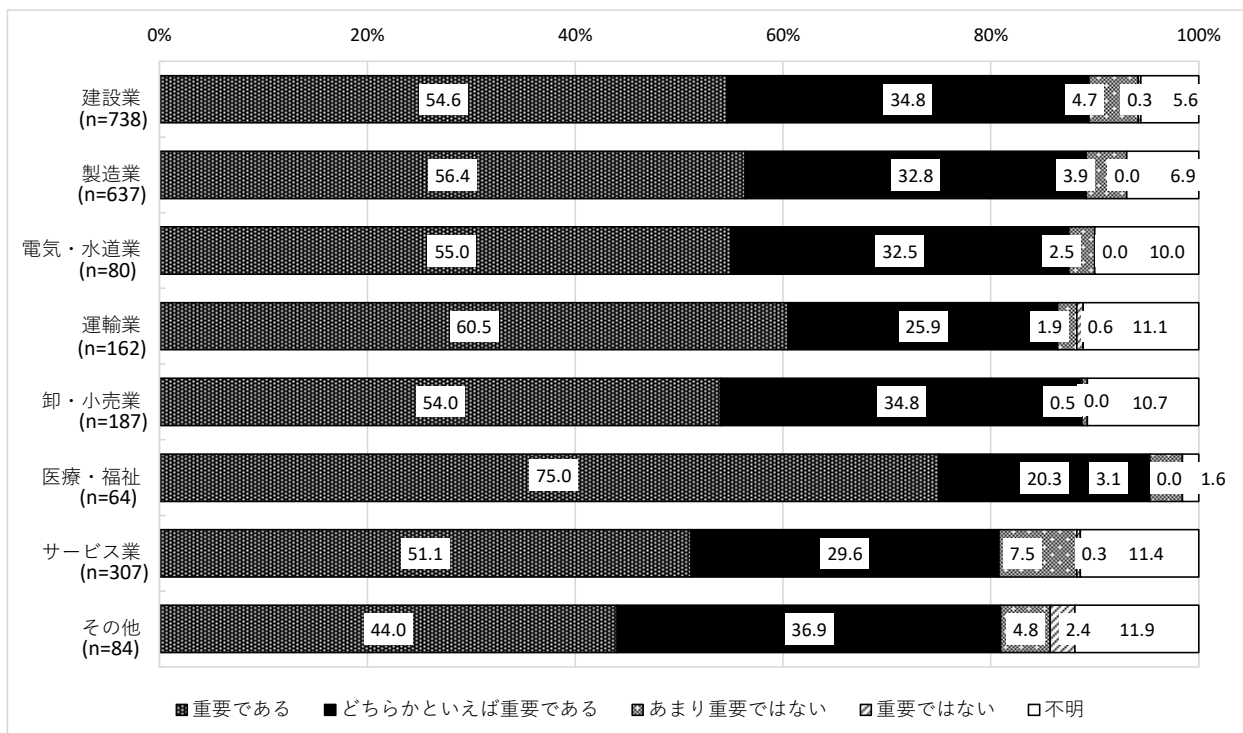
○最終処分場の確保

- ・「最終処分場の確保」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 68.8%、「運輸業」が 64.2%と高い割合となっている。



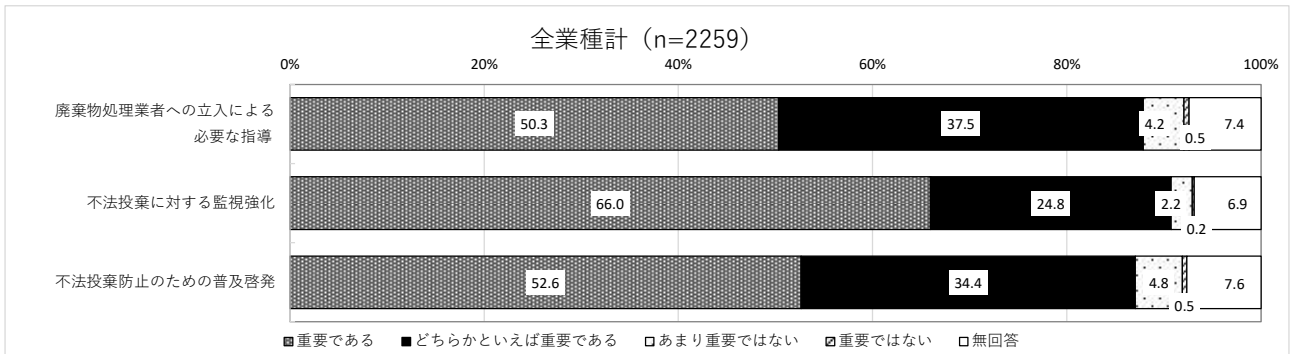
○災害に強い産業廃棄物の処理体制

- ・「災害に強い産業廃棄物の処理体制」が重要と回答したのは「医療・福祉」が 75.0%、「運輸業」が 60.5%と高い割合となっている。



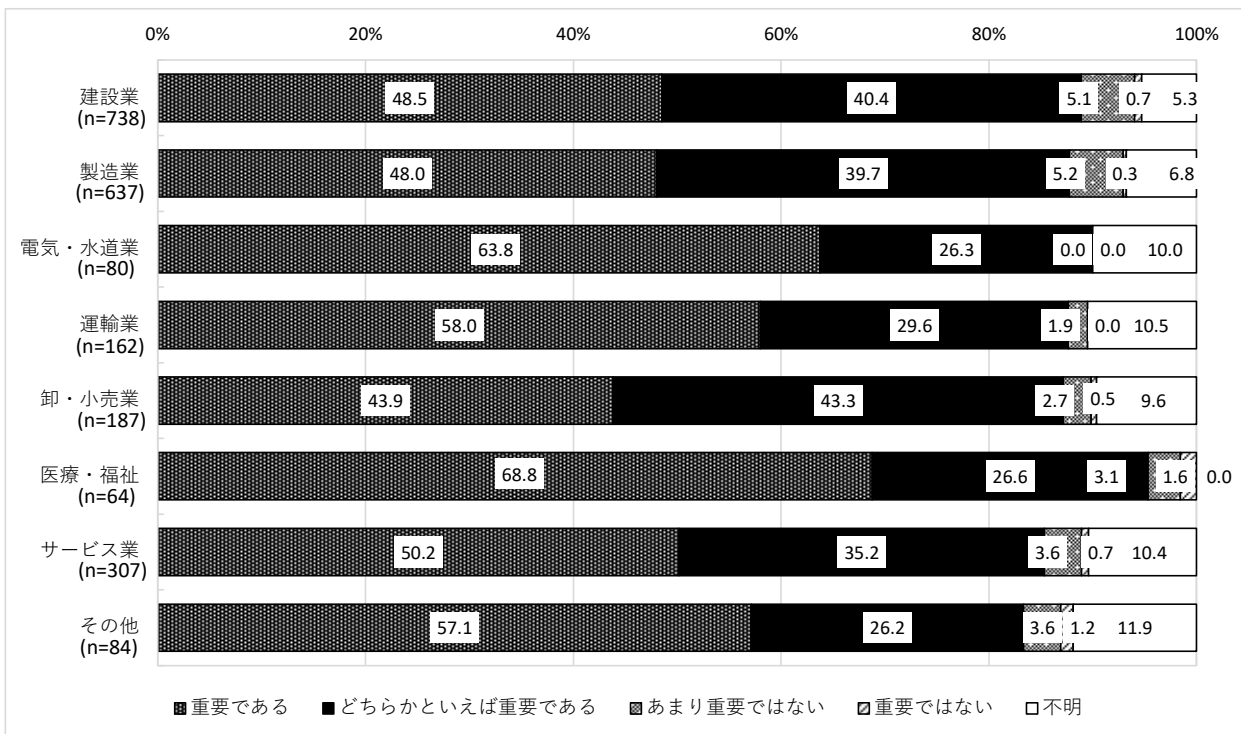
<監視指導>

- ・県が行うべき廃棄物施策は「不法投棄に対する監視強化」が66.0%、「不法投棄防止のための普及啓発」が52.6%と高くなっている。



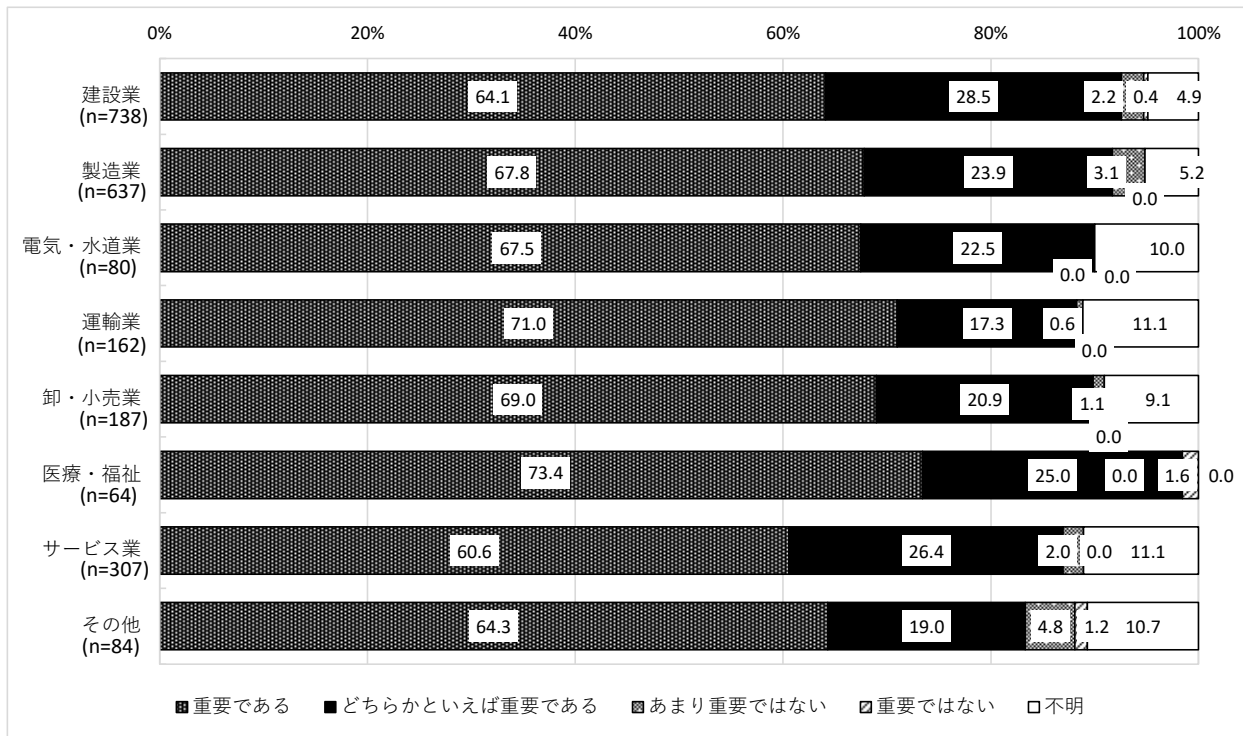
○廃棄物処理業者への立入による必要な指導

- ・「廃棄物処理業者への立入による必要な指導」が重要と回答したのは「医療・福祉」が68.8%、「電気・水道業」が63.8%と高い割合となっている。



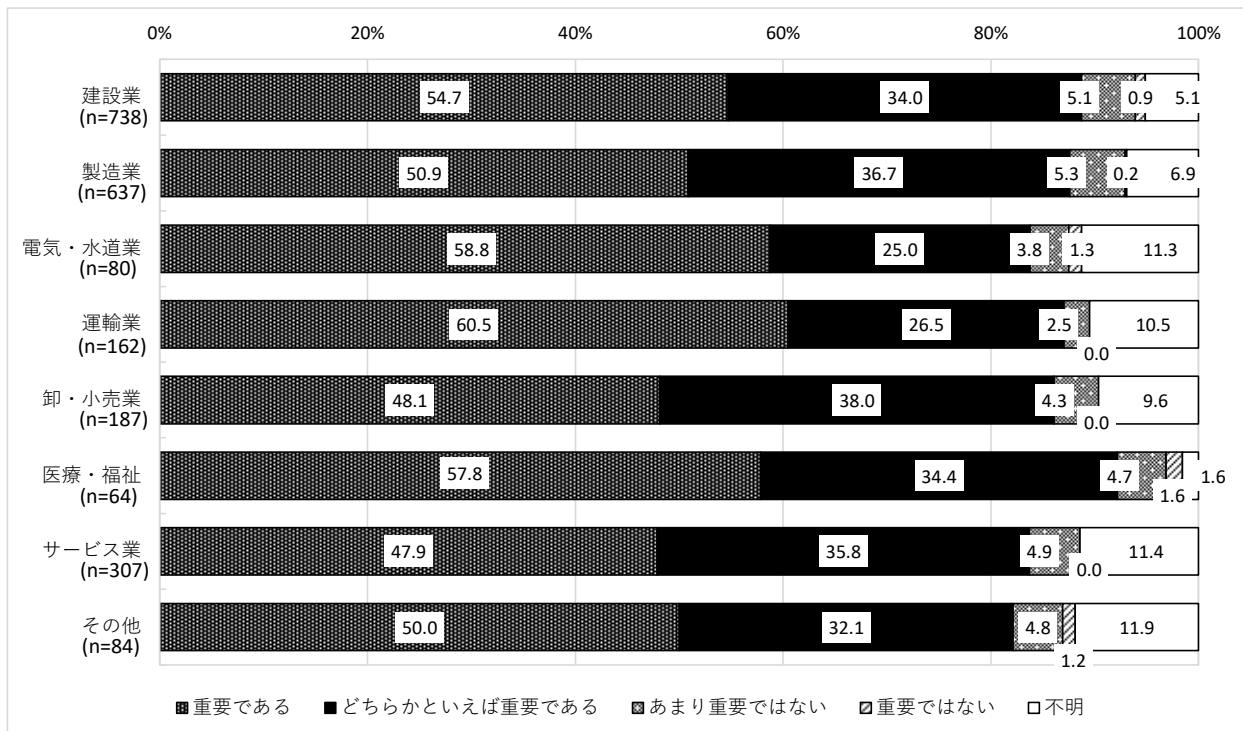
○不法投棄に対する監視強化

- ・「不法投棄に対する監視強化」が重要と回答したのは「医療・福祉」が73.4%、「運輸業」が71.0%と高い割合となっている。



○不法投棄防止のための普及啓発

- ・「不法投棄防止のための普及啓発」が重要と回答したのは「運輸業」が60.5%、「電気・水道業」が58.8%と高い割合となっている。

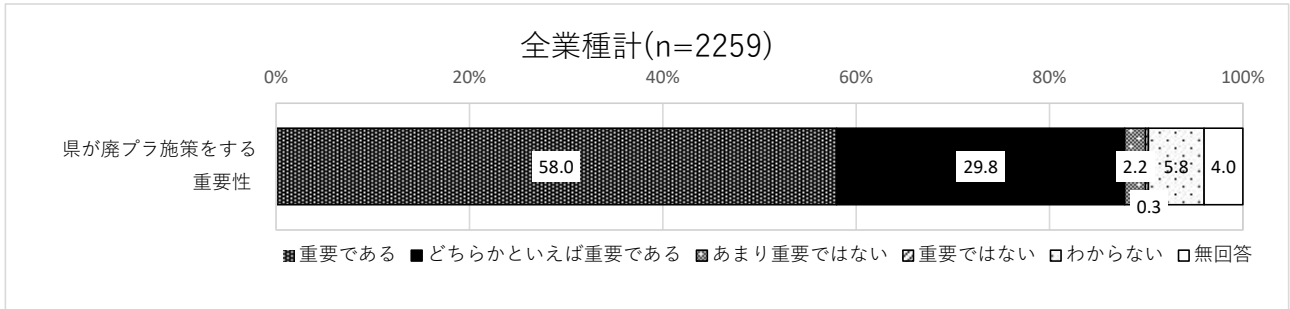


(2) 県が廃プラスチック類の施策をする重要性について

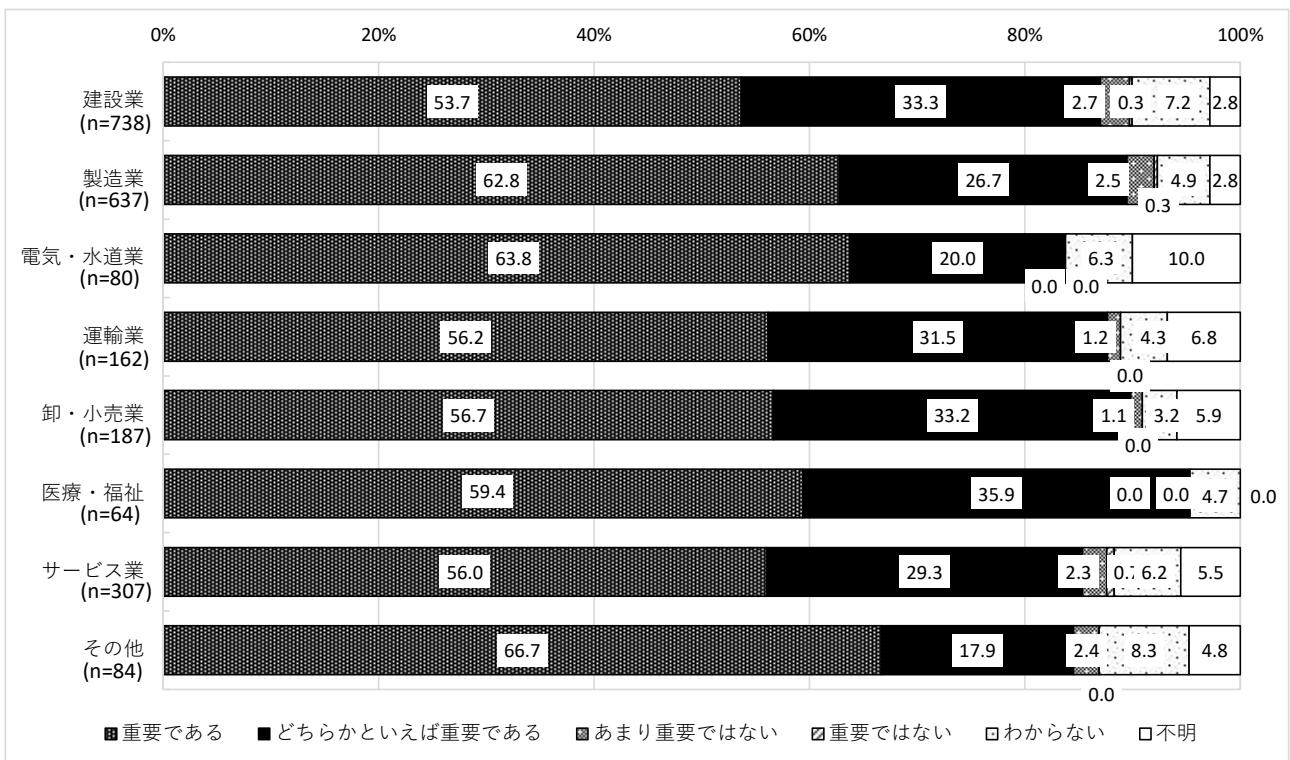
5-(2) 近年、アジア諸国における廃棄物の禁輸措置等の影響により、国内の廃プラスチック類の適正処理が懸念されているところです。

三重県として、廃プラスチック類の排出抑制やリサイクルに対する支援や取り組みを行うことについて、あてはまるものに○を付けてください。

- ・ 県が廃プラスチック類の施策をする重要性については「重要である」が 58.0%、「どちらかといえば重要である」が 29.8%と高くなっている。



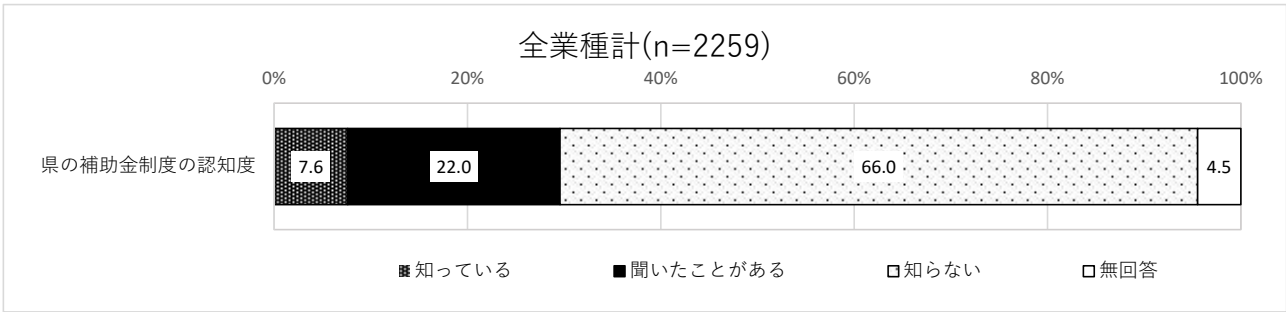
- ・ 「重要である」が最も高い業種は「その他」が 66.7%、「電気・水道業」が 63.8%と高くなっている。



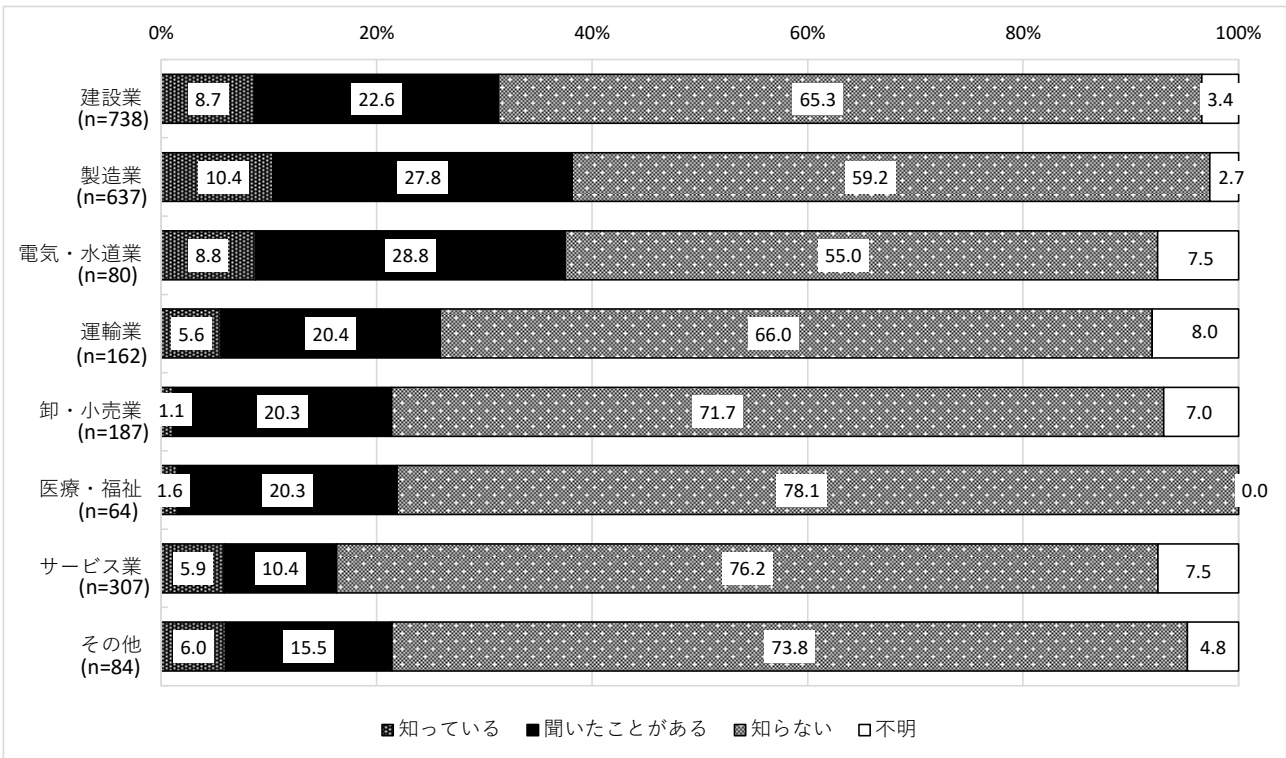
(3) 「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度について

5-(3) 本県では、産業廃棄物税制度を導入し得られた財源の一部を活用して、排出事業者を対象に「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度を設けています。本制度をご存じですか。

- ・「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度については「知らない」が66.0%、「聞いたことがある」が22.0%と高くなっている。



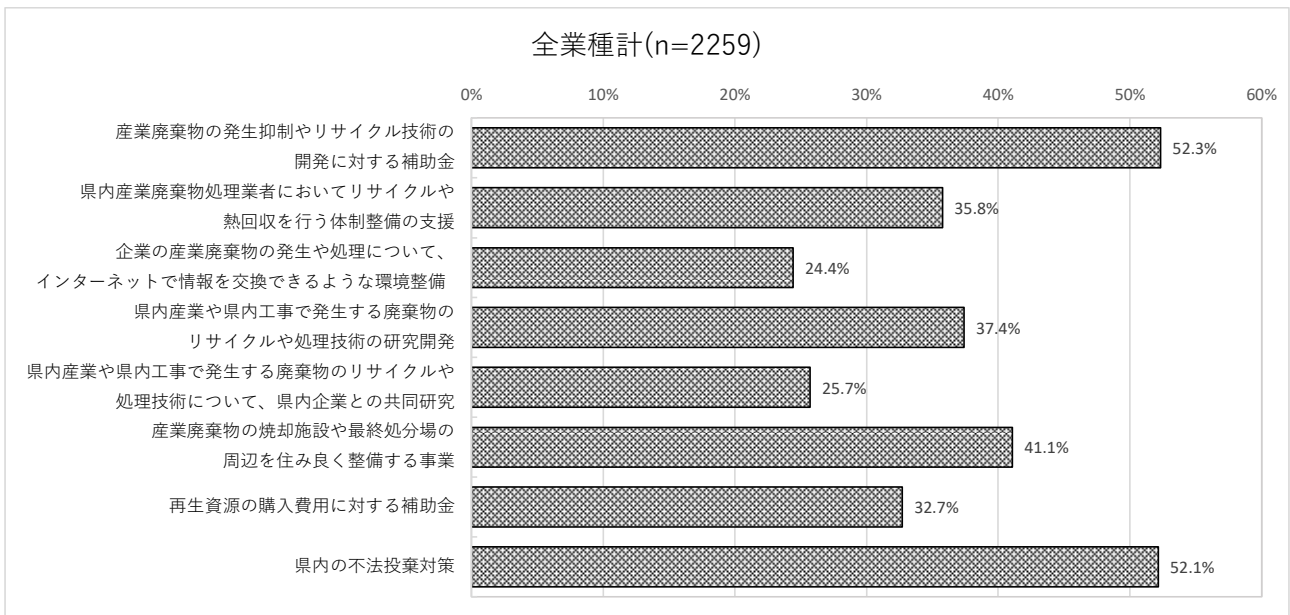
- ・「知らない」が最も高い業種は「医療・福祉」が78.1%、「サービス業」が76.2%と高くなっている。



(4) 産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業

5-(4) 産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業は何ですか。以下の項目から、あてはまるもの全てに○を付けてください。

- 産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業については「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」が52.3%、「県内の不法投棄対策」が52.1%と高くなっている。
- 「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」と回答した業種は「医療・福祉」が68.8%で最も高くなっている。



業種別	合計	産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	県内産業廃棄物や熱回収を行う体制整備の支援	企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	再生資源の購入費用に対する補助金	県内の不法投棄対策	無回答
全体	2259 100.0	1182 52.3	808 35.8	552 24.4	845 37.4	581 25.7	928 41.1	739 32.7	1178 52.1	211 9.3
建設業	738 100.0	379 51.4	233 31.6	185 25.1	278 37.7	201 27.2	333 45.1	272 36.9	398 53.9	48 6.5
製造業	637 100.0	355 55.7	284 44.6	153 24.0	269 42.2	164 25.7	251 39.4	201 31.6	308 48.4	43 6.8
電気・水道業	80 100.0	37 46.3	24 30.0	23 28.8	30 37.5	24 30.0	35 43.8	25 31.3	53 66.3	9 11.3
運輸業	162 100.0	72 44.4	59 36.4	49 30.2	50 30.9	36 22.2	63 38.9	51 31.5	88 54.3	24 14.8
卸・小売業	187 100.0	113 60.4	47 25.1	36 19.3	55 29.4	35 18.7	81 43.3	57 30.5	92 49.2	23 12.3
医療・福祉	64 100.0	44 68.8	24 37.5	17 26.6	23 35.9	21 32.8	27 42.2	20 31.3	38 59.4	4 6.3
サービス業	307 100.0	143 46.6	103 33.6	68 22.1	105 34.2	74 24.1	106 34.5	87 28.3	162 52.8	47 15.3
その他	84 100.0	39 46.4	34 40.5	21 25.0	35 41.7	26 31.0	32 38.1	26 31.0	39 46.4	13 15.5

第6章 産業廃棄物に関する意識調査の結果(処理業者対象)

「産業廃棄物実態調査」に併せて行った、廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物に関する意識調査の結果概要を次に記す。

第1節 調査概要

設問は、下記の5項目について調査した。

1. 産業廃棄物の処理に関する許可の種類
2. 今後の廃棄物処理事業
3. 産業廃棄物の適正処理に係る取組
4. 災害、事故等に備えた措置
5. 三重県の廃棄物関連施策

※調査に関する注意事項

調査項目によっては複数選択可能な設問もあり、割合の合計が100%を超える場合がある。

また、単一選択項目でも四捨五入の関係より100%を超えることもある。

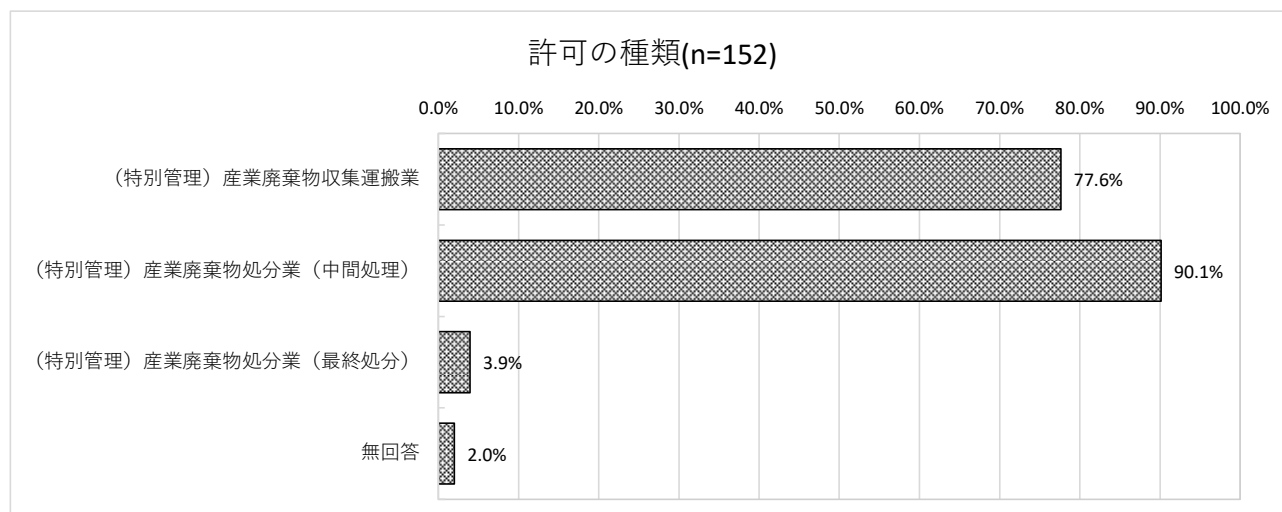
第2節 意識調査回答の概要

本調査は発送数が246通、回答数が152通、有効回答数が152通、回答率は62.3%となっている。

第3節 意識調査の集計結果

1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類

1 貴社が三重県で取得している許可について、あてはまる全てに○を付けてください。

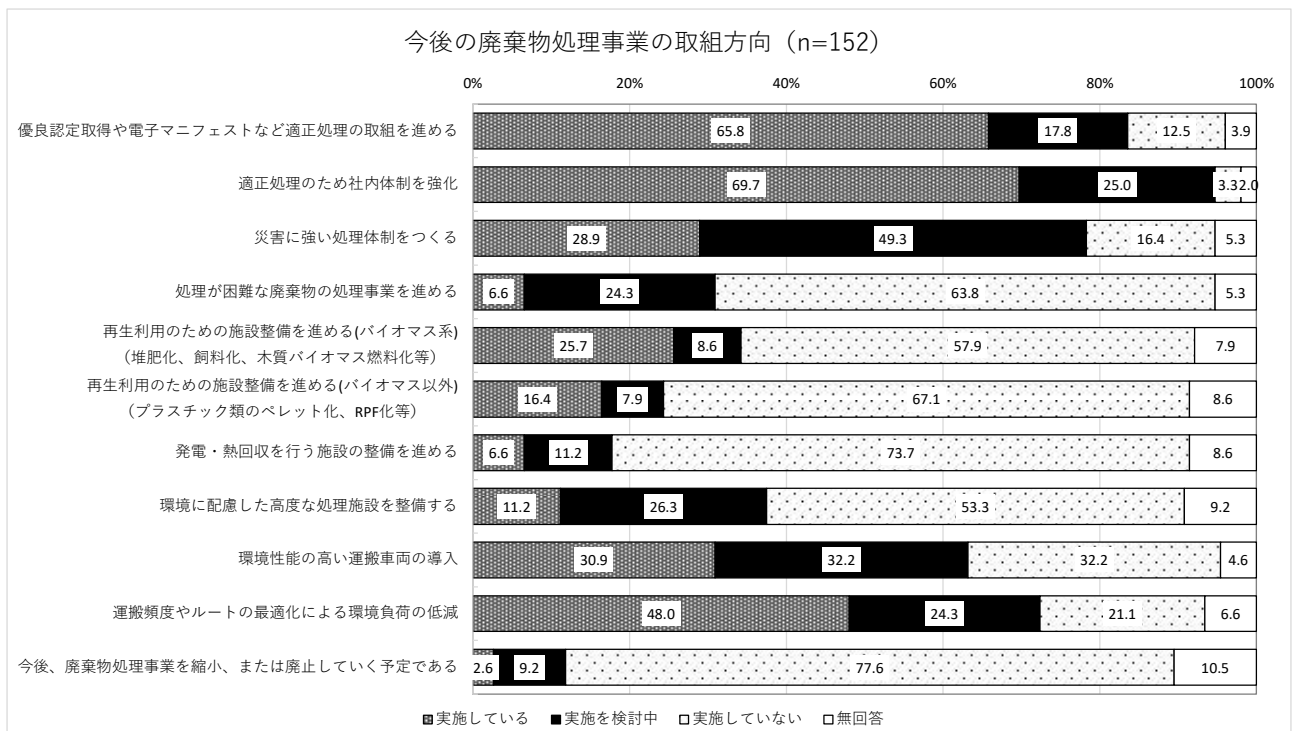


2 今後の廃棄物処理事業

(1) 取組の方向

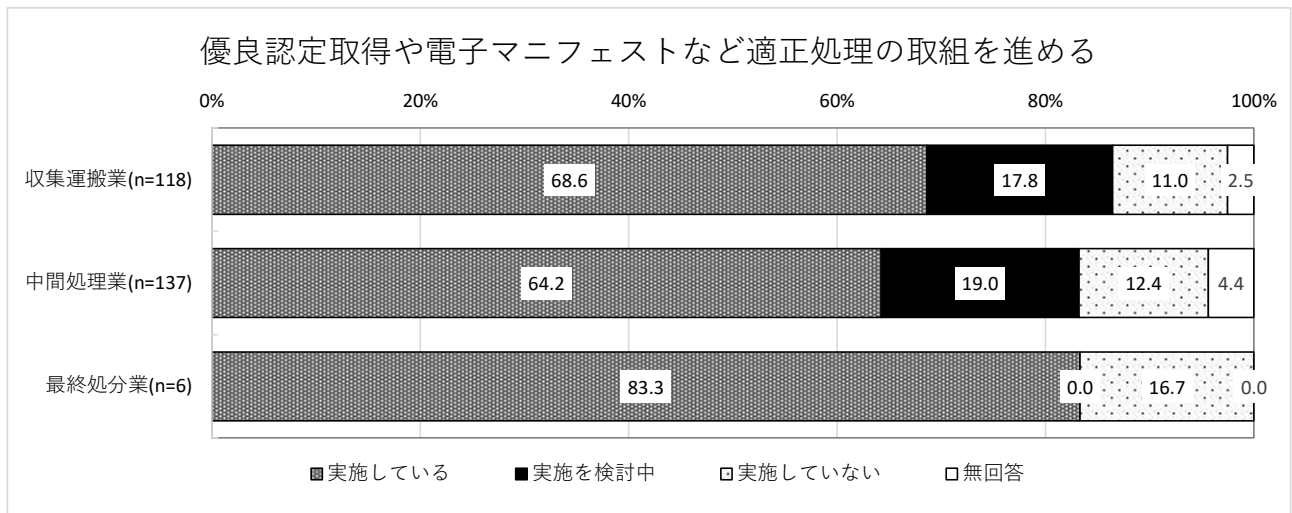
2-(1) 貴社における廃棄物処理事業の取組実施状況について、以下の項目のうち、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

- ・多く取り組まれている事項は「適正処理のため社内体制を強化」、「優良認定取得や電子マニフェストなど適正処理の取組を進める」でそれぞれ69.7%、65.8%となっている。
- ・「実施を検討中」が最も多い事項は「災害に強い処理体制をつくる」が49.3%となっている。

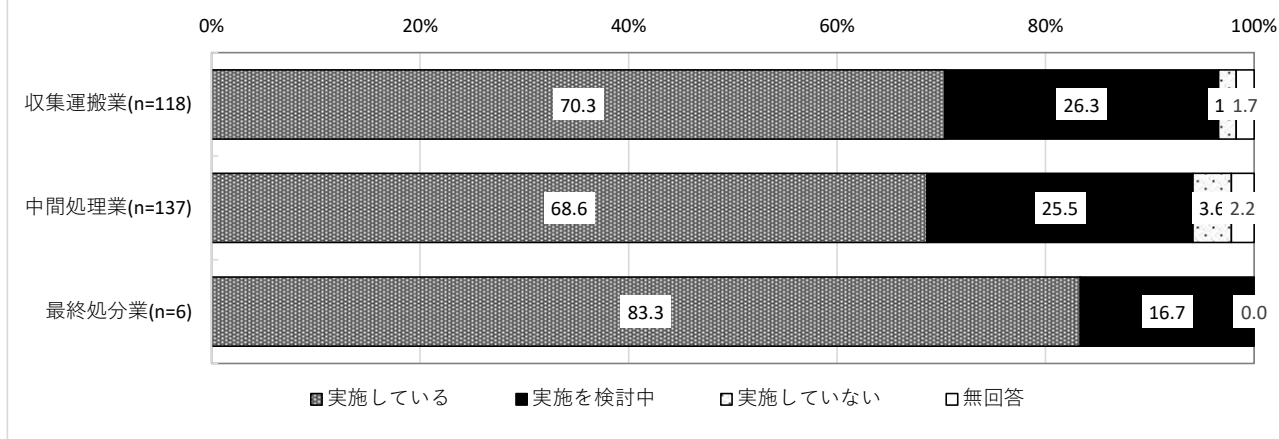


<許可の種類別：総合的事項>

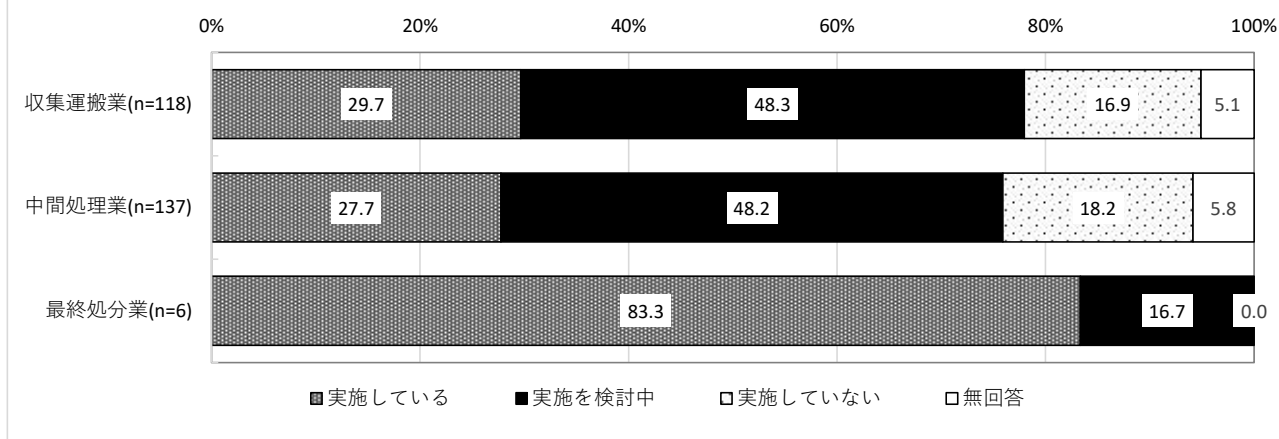
- ・概ね最終処分業の実施している割合が非常に高くなっている。



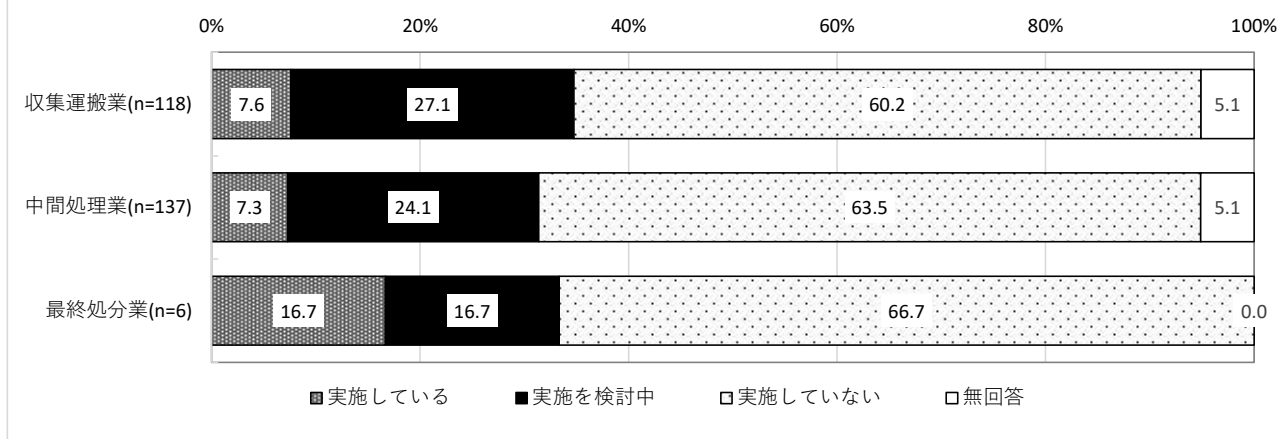
適正処理のため社内体制を強化



災害に強い処理体制をつくる

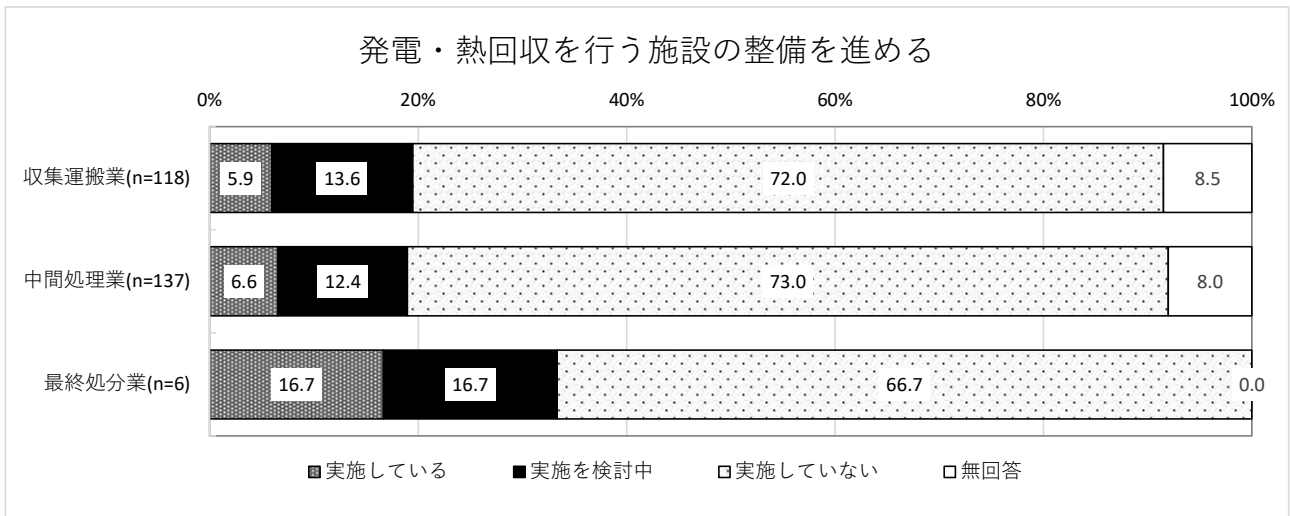
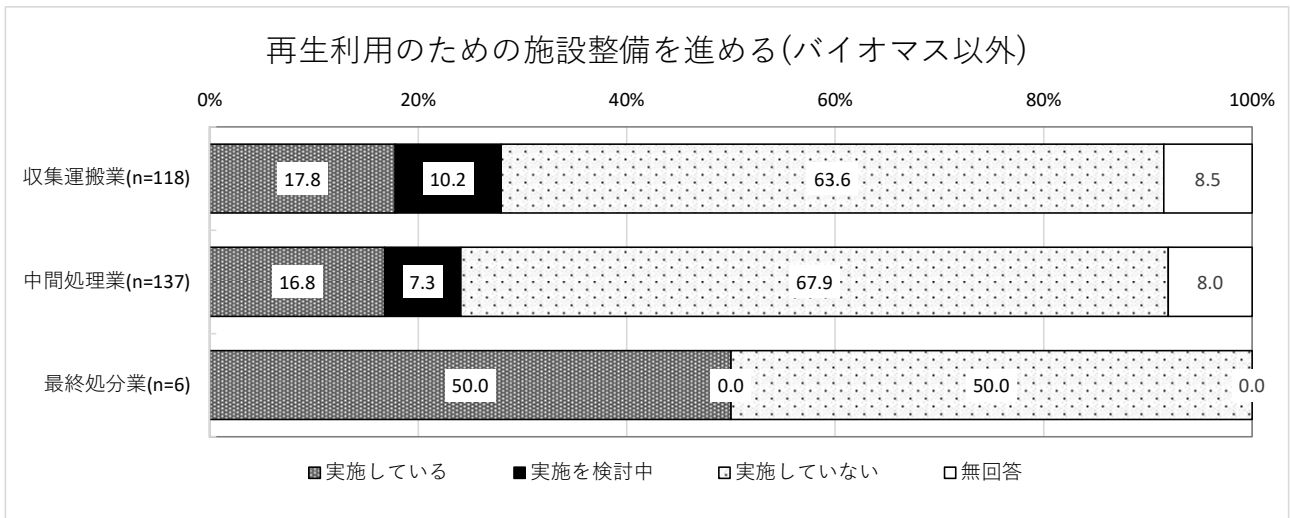
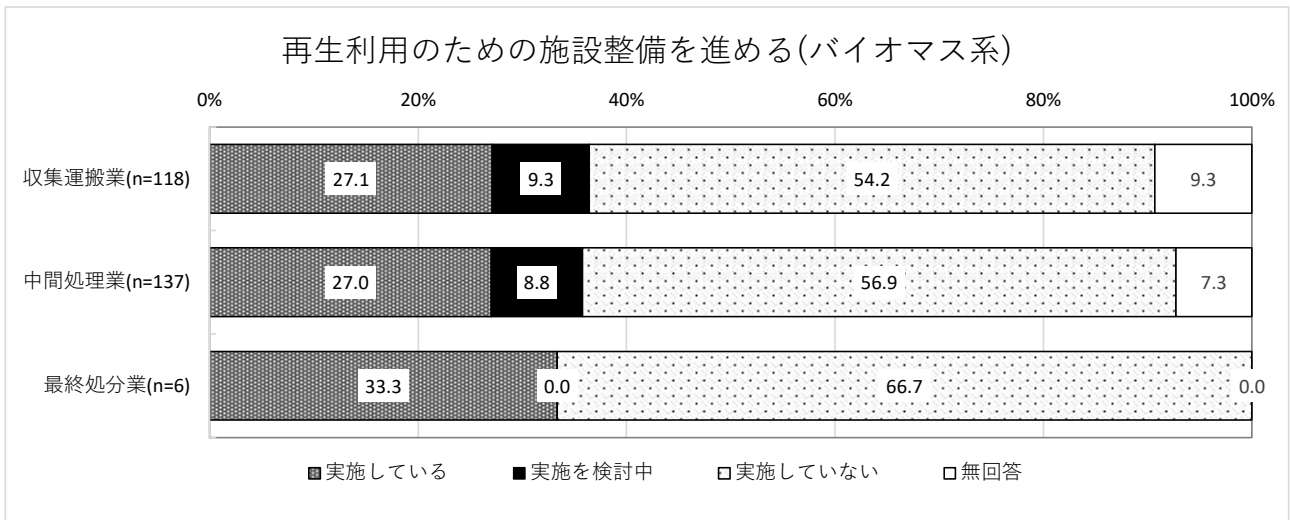


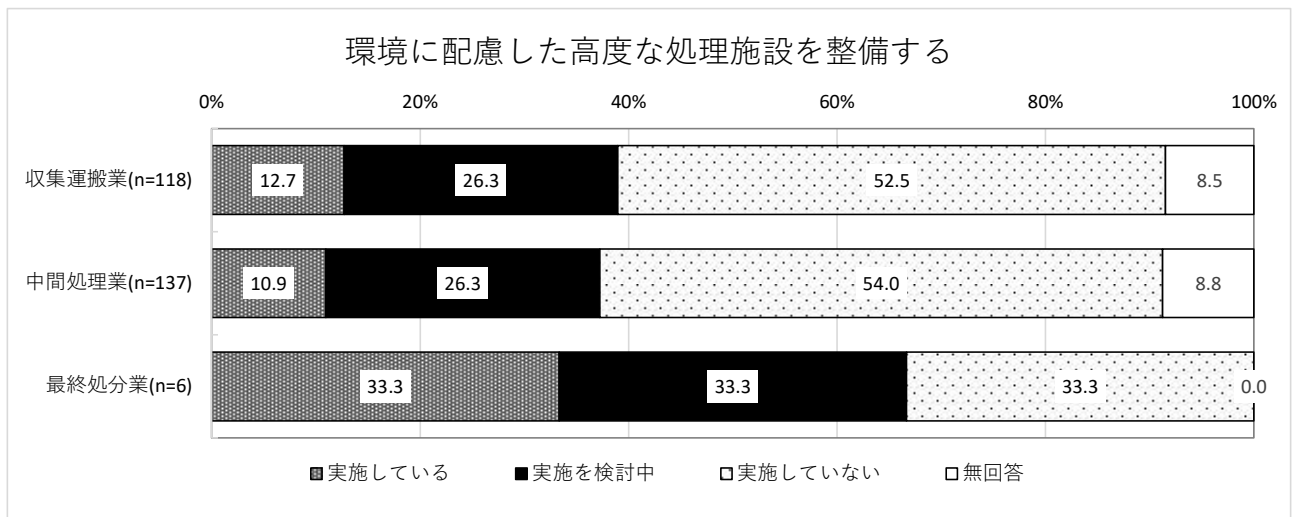
処理が困難な廃棄物の処理事業を進める



<許可の種類別：処理事項>

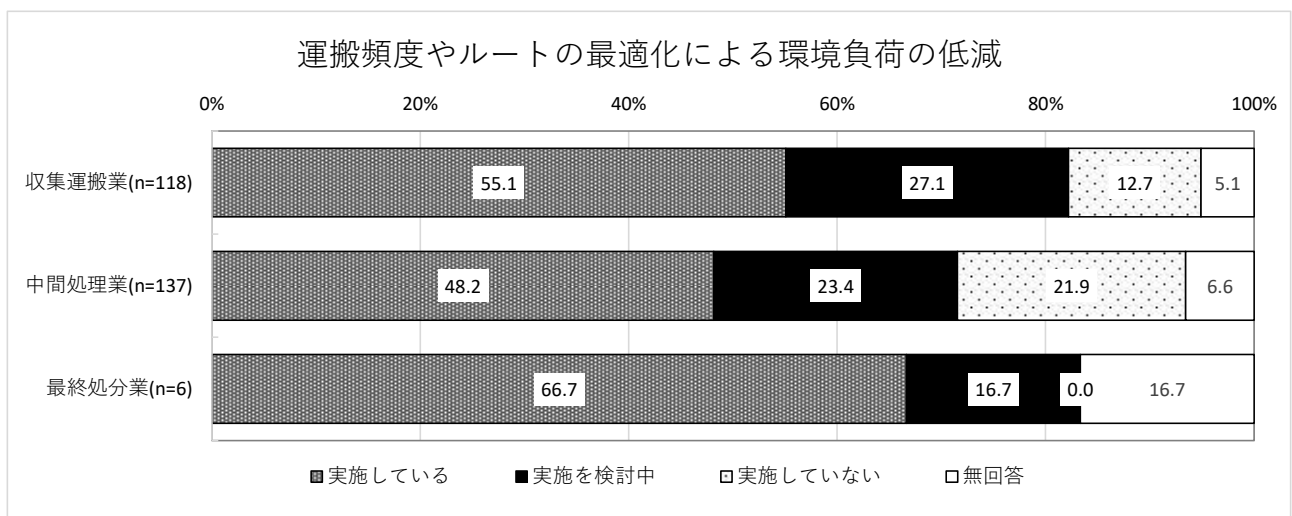
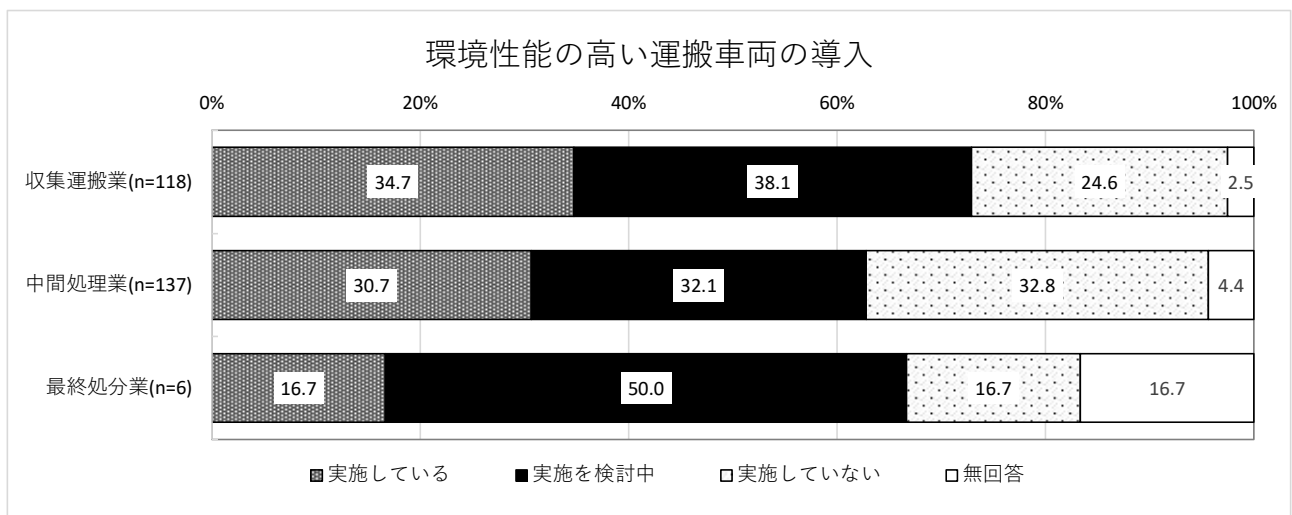
- ・「再生利用のための施設整備を進める（バイオマス以外）」は、最終処分業ですでに実施している割合が高く 50.0%となっている。





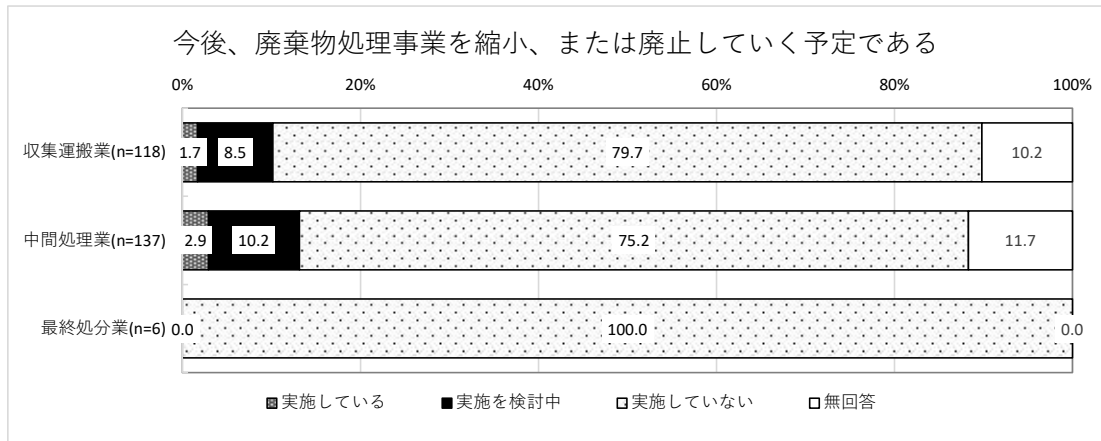
<許可の種類別：運搬事項>

- 「環境性能の高い運搬車両の導入」を実施している事業所が最も高い許可種類は「収集運搬業」で34.7%となっている。



<許可の種類別：その他事項>

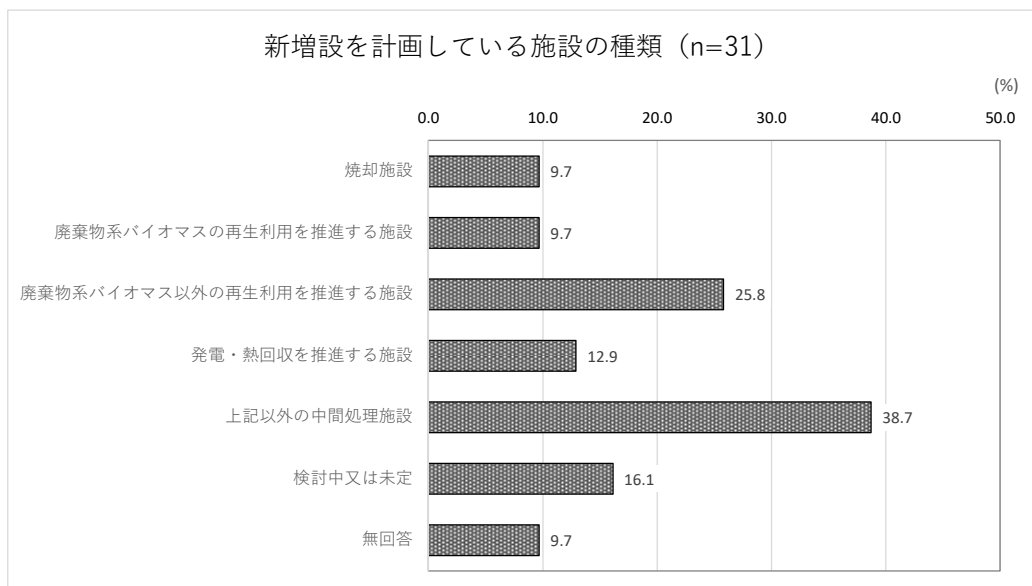
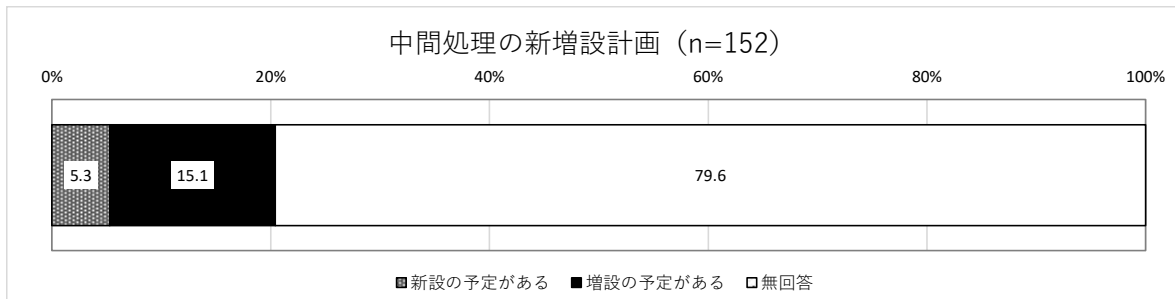
- ・最終処分業では、今後の事業縮小・廃止を検討している事業者はない。



(2) 中間処理施設の新增設

2-(2) 今後10年程度の間に、中間処理施設の新增設を行う計画がある場合は、該当する項目に○を付け、必要事項を記入してください。

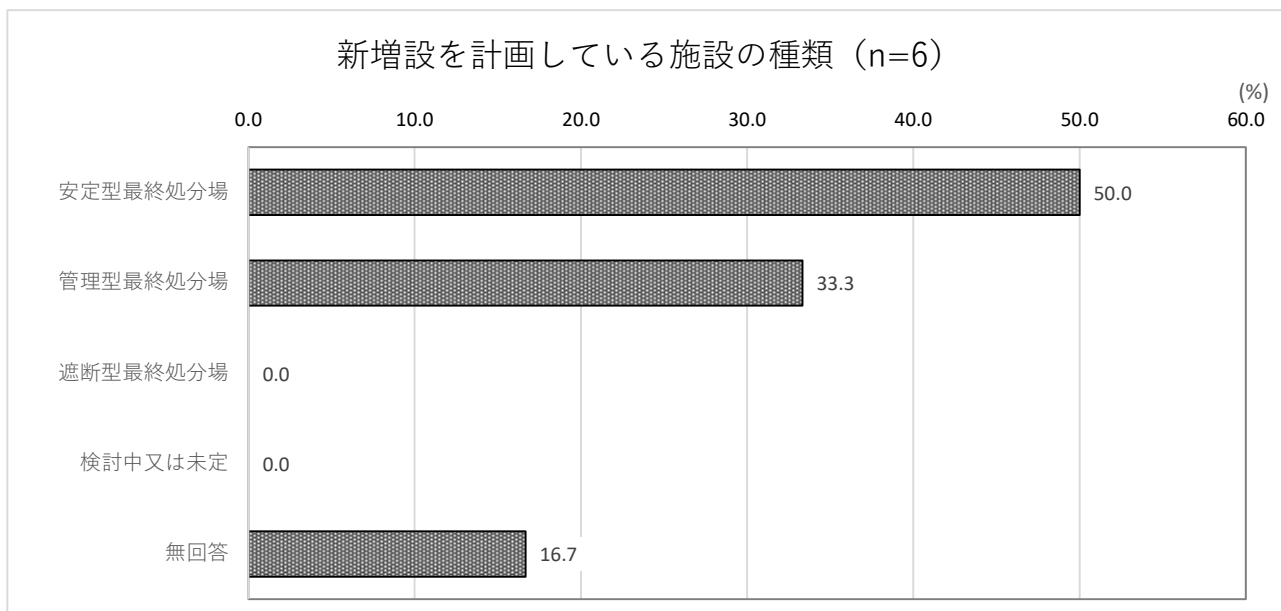
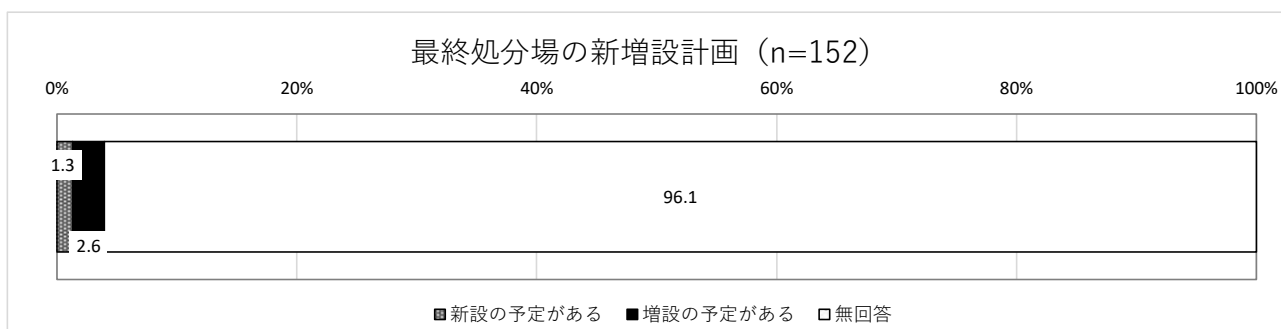
- ・中間処理施設の新設予定は5.3%、増設予定は15.1%となっている。
- ・新增設を計画している施設の種類は「上記以外の中間処理施設」が最も高く38.7%となっている。



(3) 最終処分場の新增設

2-(3) 今後10年程度の間に、最終処分場の新增設を行う計画がある場合は、該当する項目に○を付け、必要事項を記入してください。

- ・最終処分場の新設予定は1.3%、増設予定は2.6%となっている。
- ・新增設を計画している処分場の種類は「安定型最終処分場」が最も高く50.0%となっている。



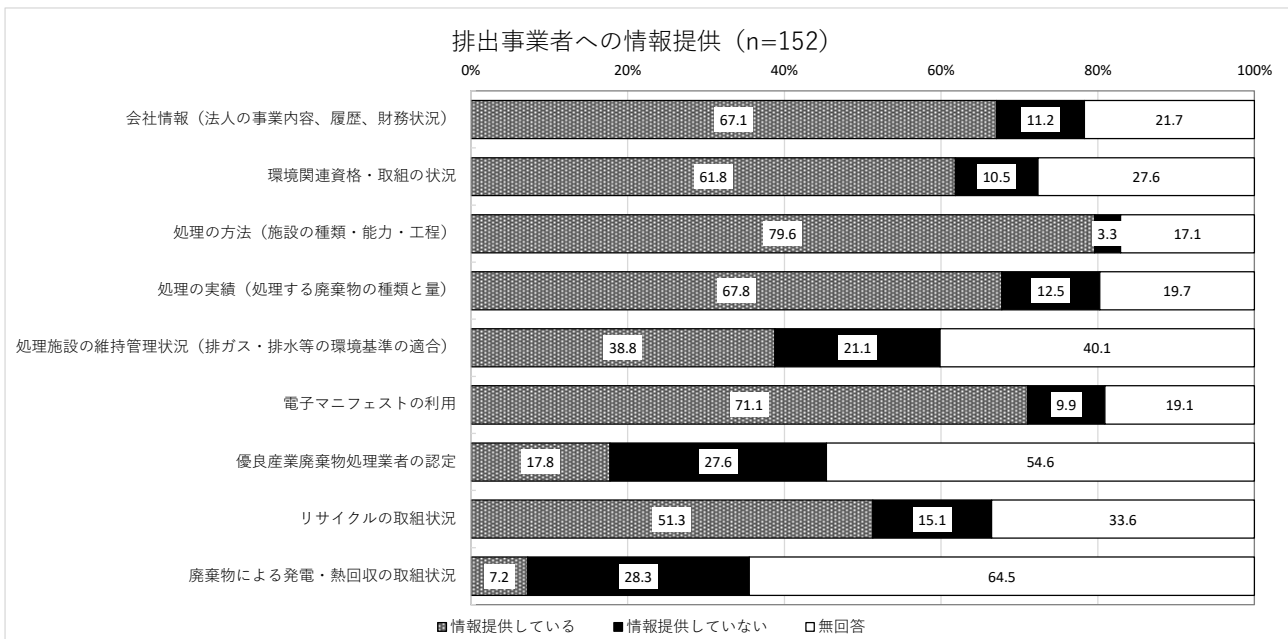
3 産業廃棄物の適正処理に係る取組

(1) 事業内容等に関する情報提供

3 - (1) 産業廃棄物の排出事業者や、貴社の事業の周辺地域住民に、どのような情報を提供しているか、該当する事項に、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

< 排出事業者への情報提供 >

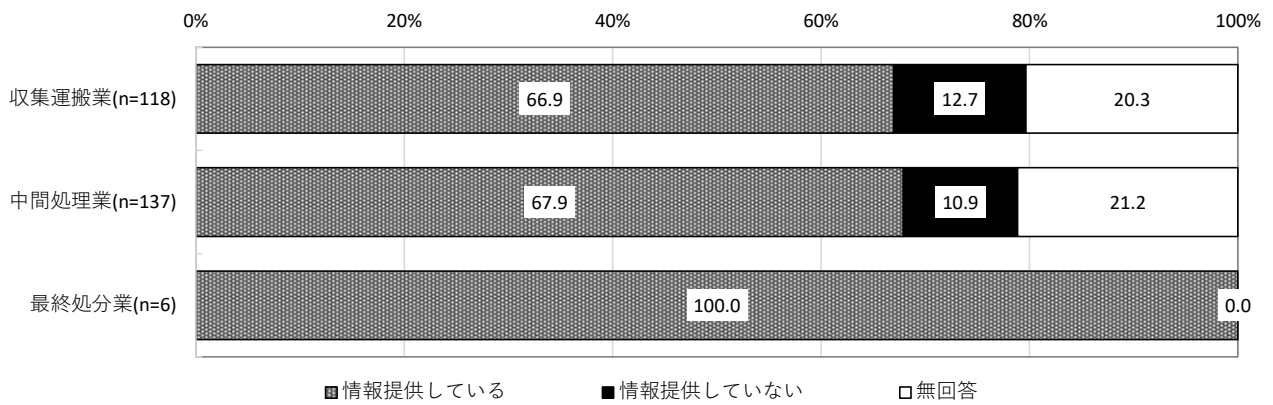
- 排出事業者へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目は「処理の方法（施設の種類・能力・工程）」で79.6%となっている。



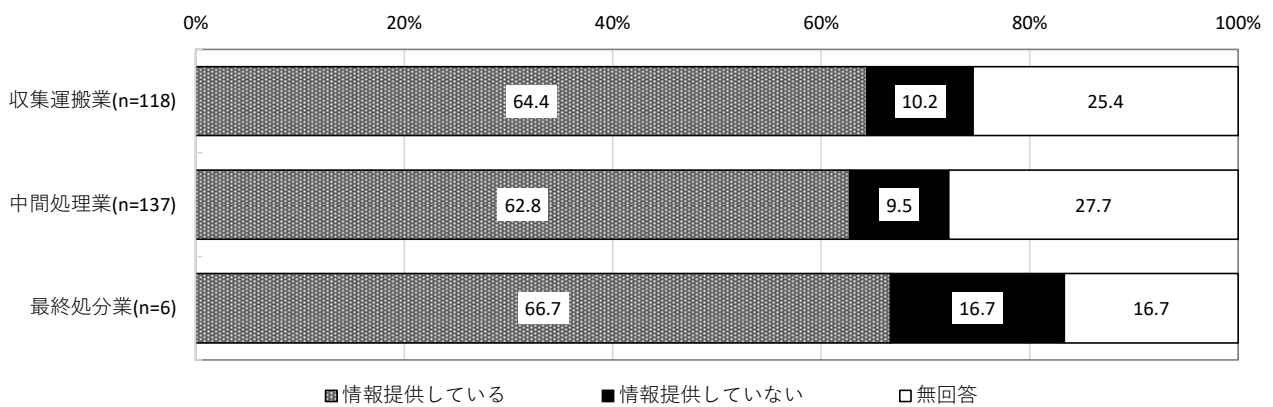
< 許可種類別：排出事業者への情報提供 >

- 許可種類毎に排出事業者へ事業内容等を情報提供している割合をみると、収集運搬業と中間処理業では大きな差異は見られないが、最終処分業では、会社情報、処理施設の維持管理情報、優良産業廃棄物処理業者の認定の項目で情報提供している割合が高くなっている。

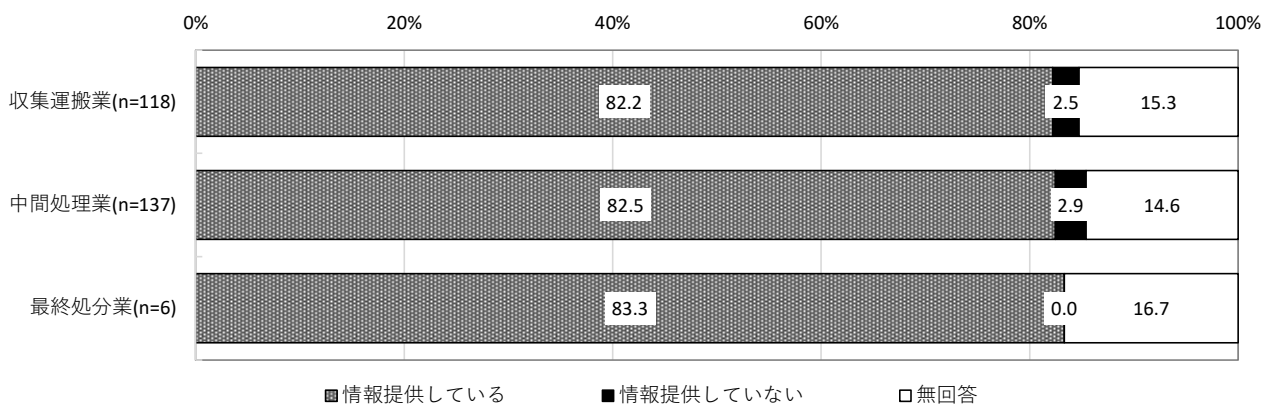
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）



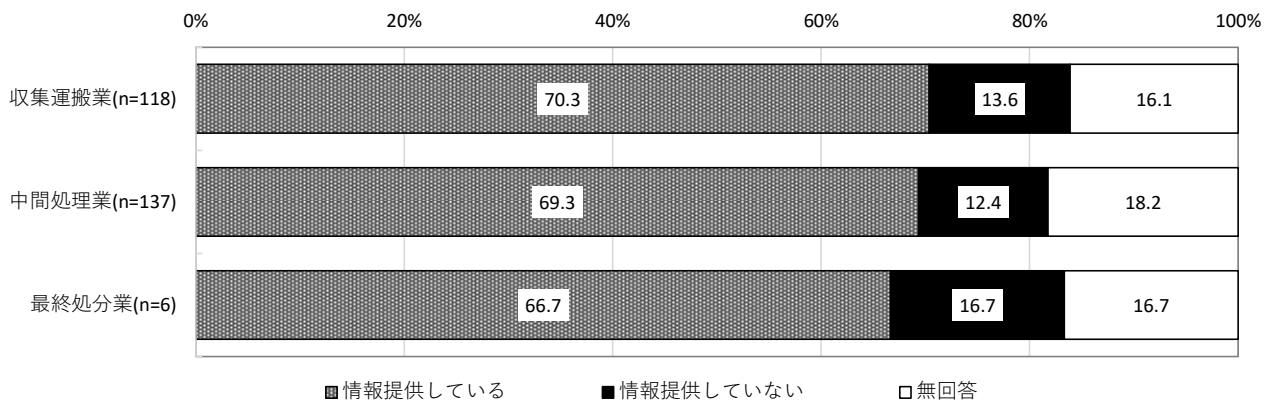
環境関連資格・取組の状況



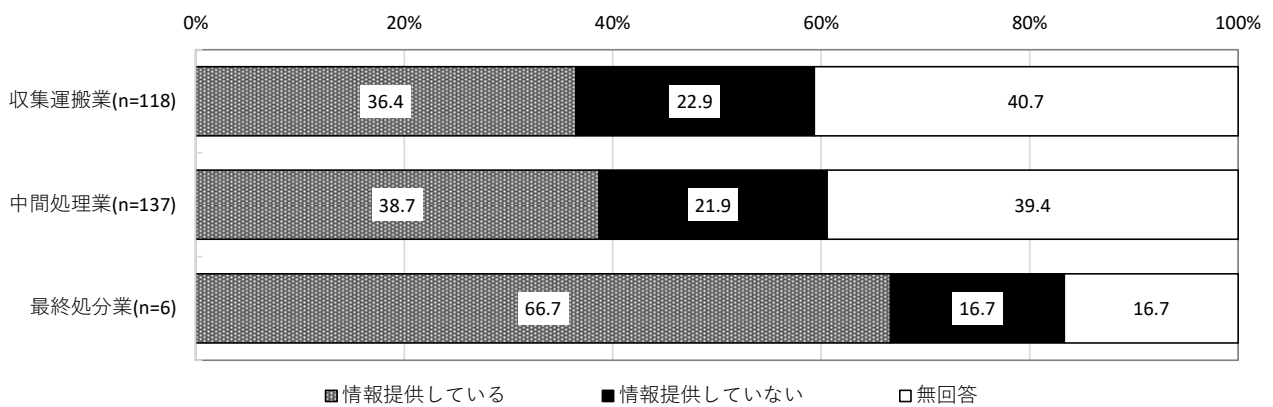
処理の方法（施設の種類・能力・工程）



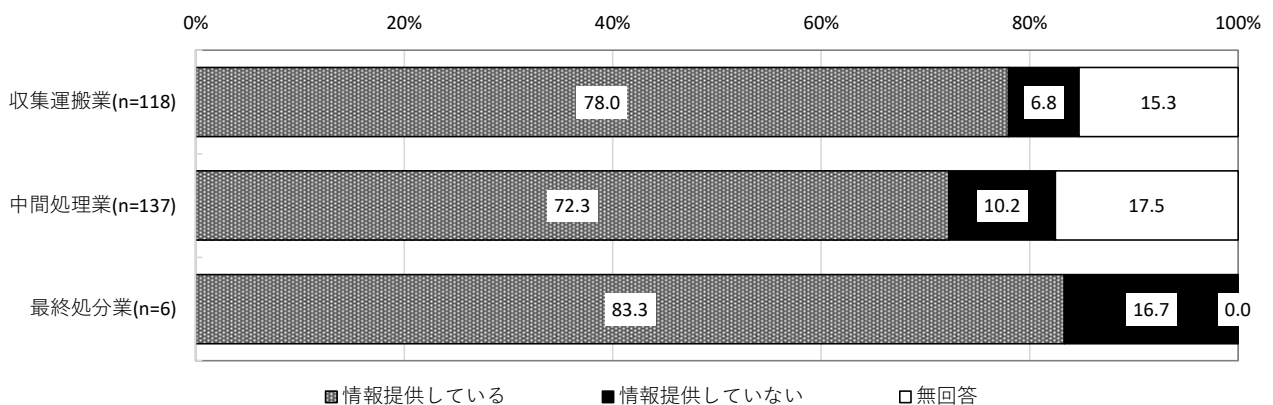
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）



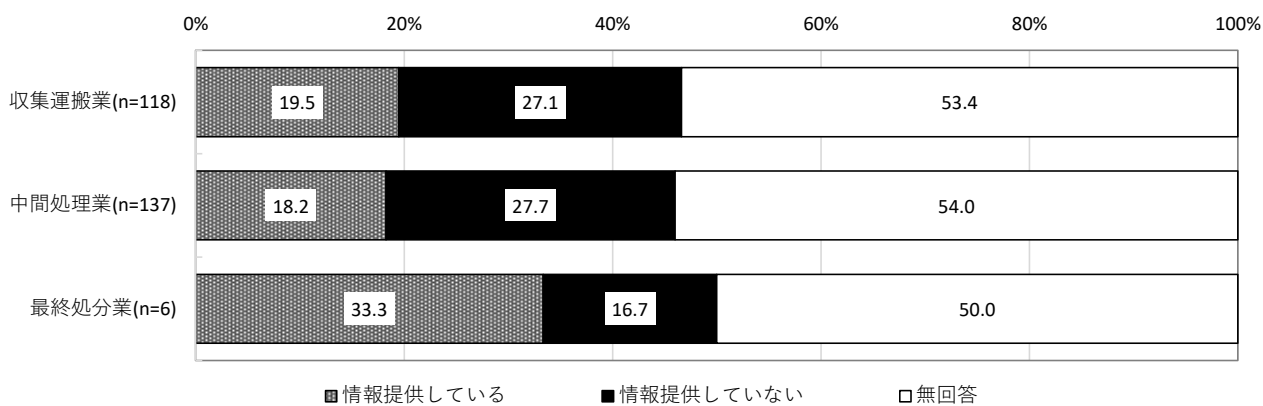
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）



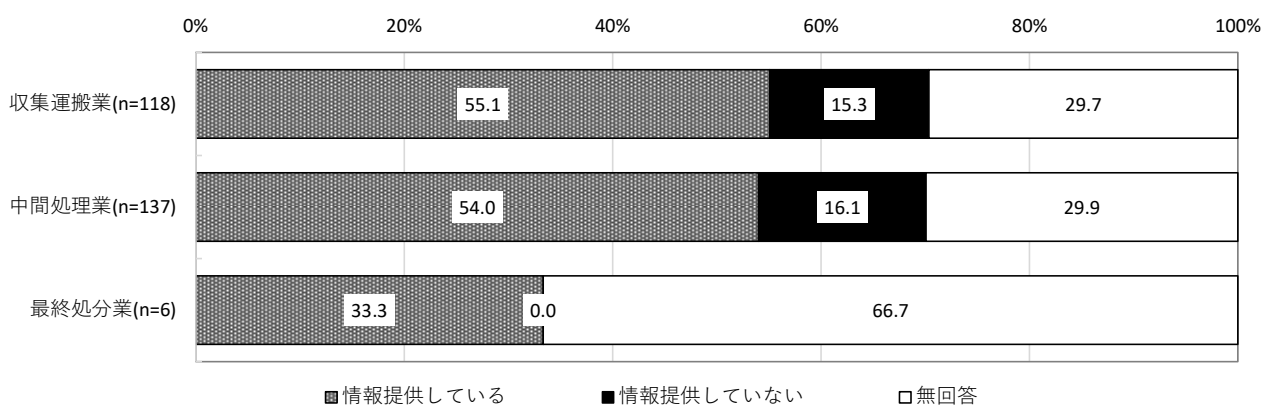
電子マニフェストの利用



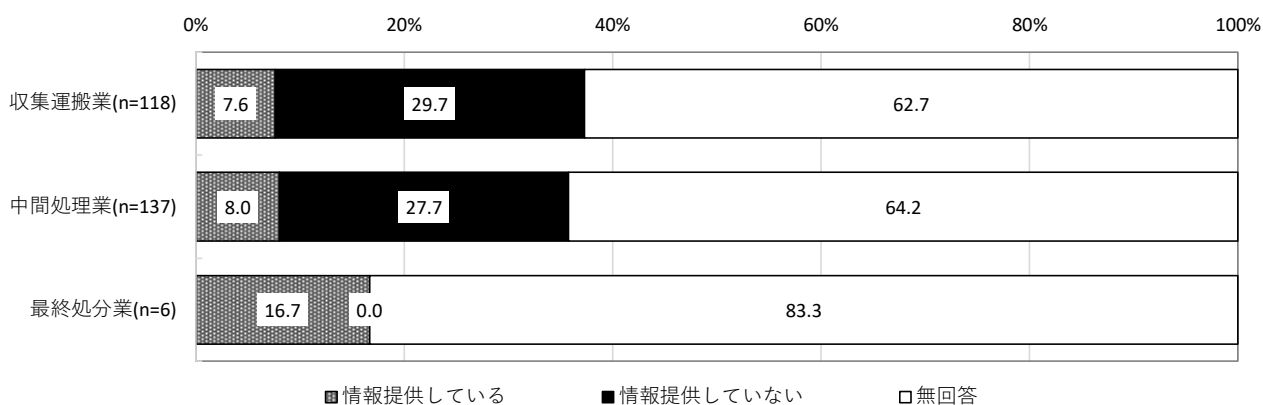
優良産業廃棄物処理業者の認定



リサイクルの取組状況

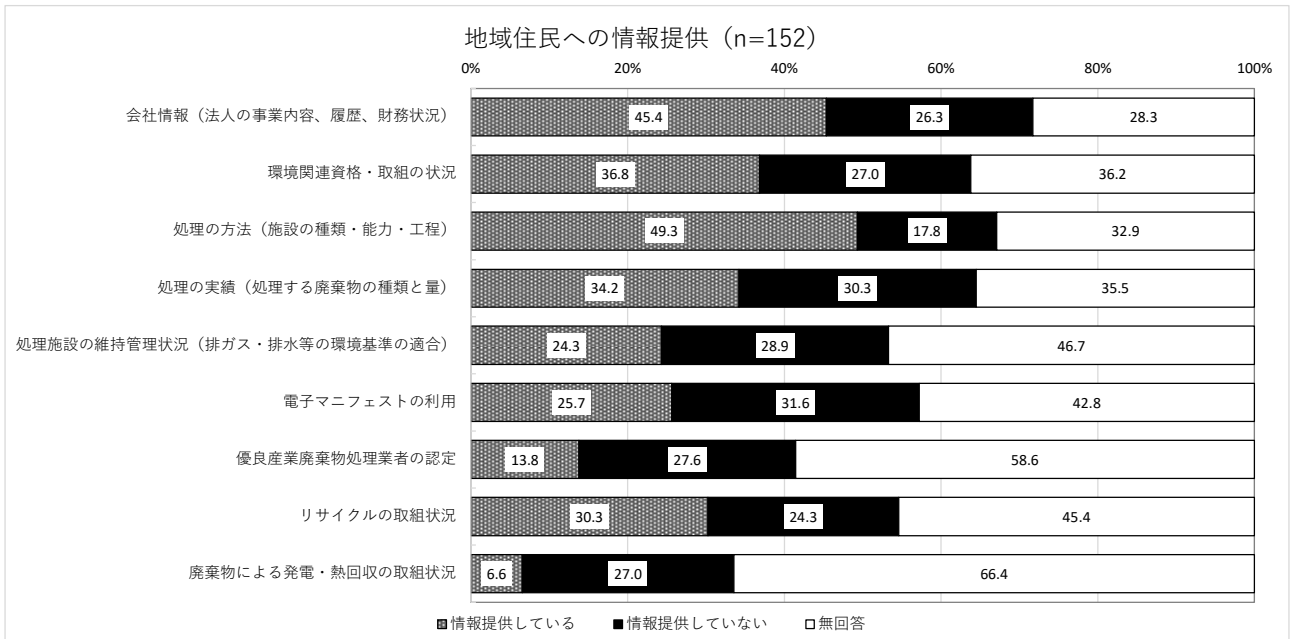


廃棄物による発電・熱回収の取組状況



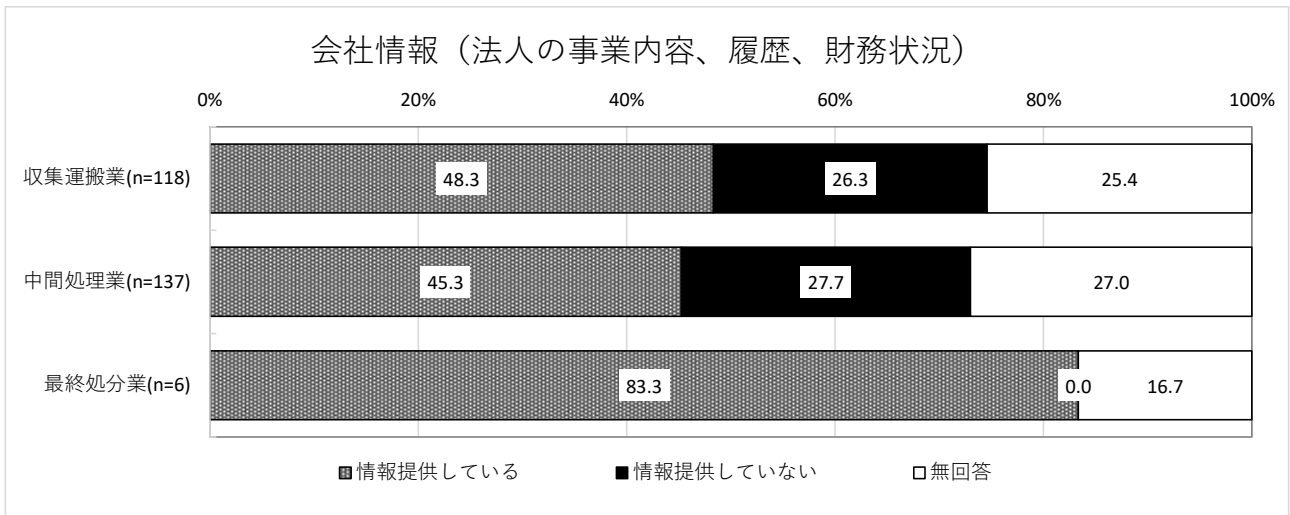
<地域住民への情報提供>

- ・地域住民へ、事業内容等を情報提供している割合が最も高い項目は「処理の方法（施設の種類・能力・工程）」で49.3%となっている。

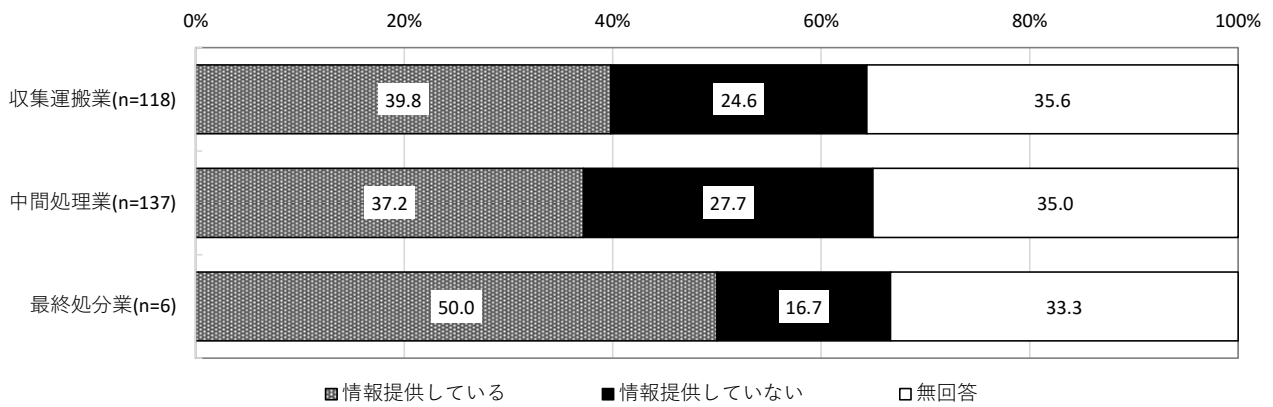


<許可種類別：地域住民への情報提供>

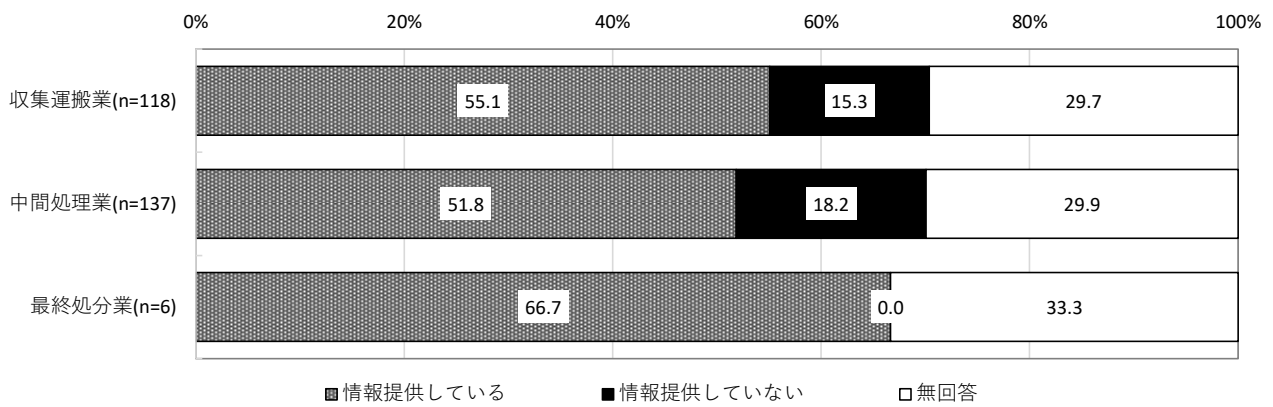
- ・許可種類毎に地域住民へ事業内容等を情報提供している割合をみると、全体的に最終処分業で割合が高くなっている。



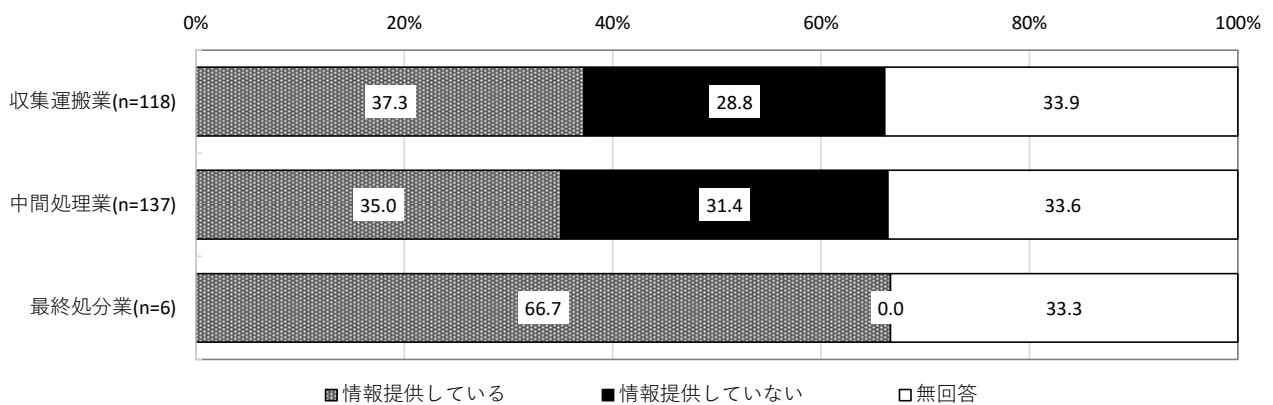
環境関連資格・取組の状況



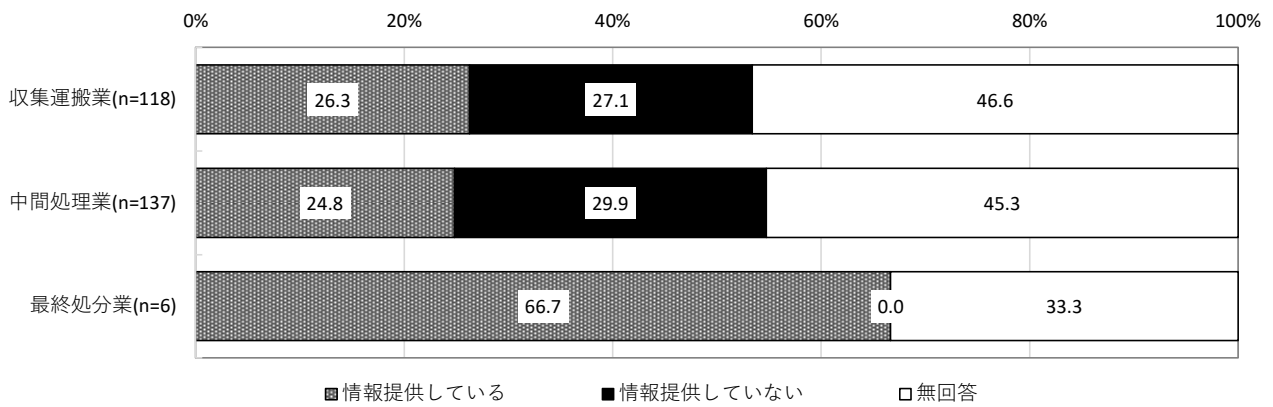
処理の方法（施設の種類・能力・工程）



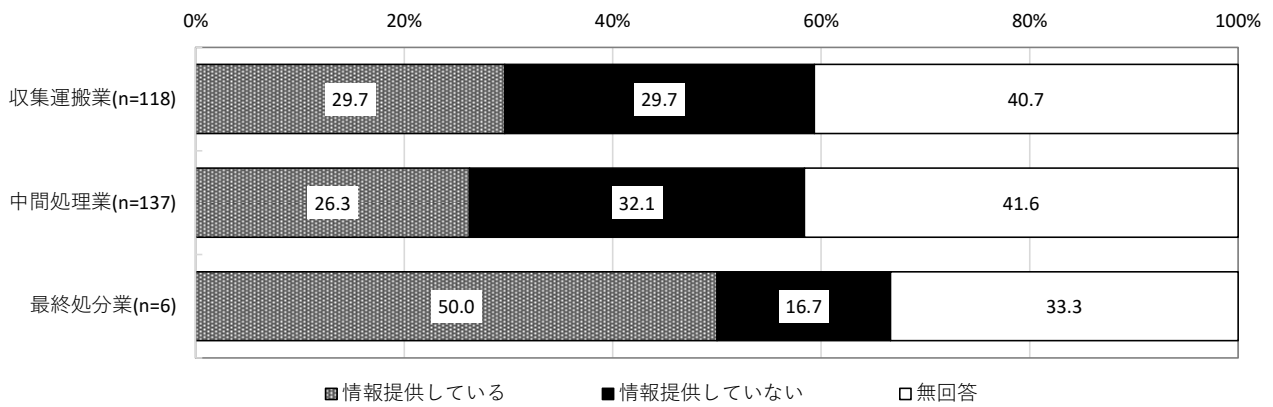
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）



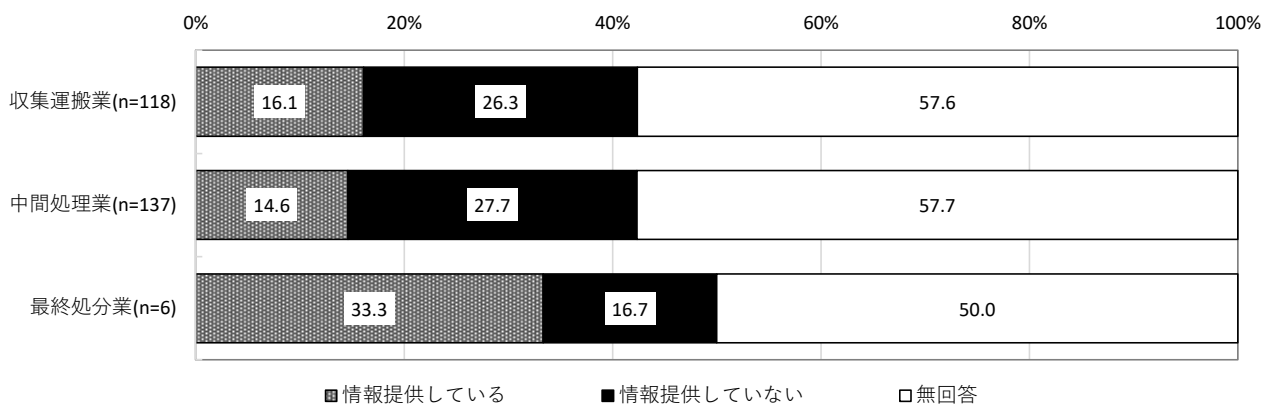
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）



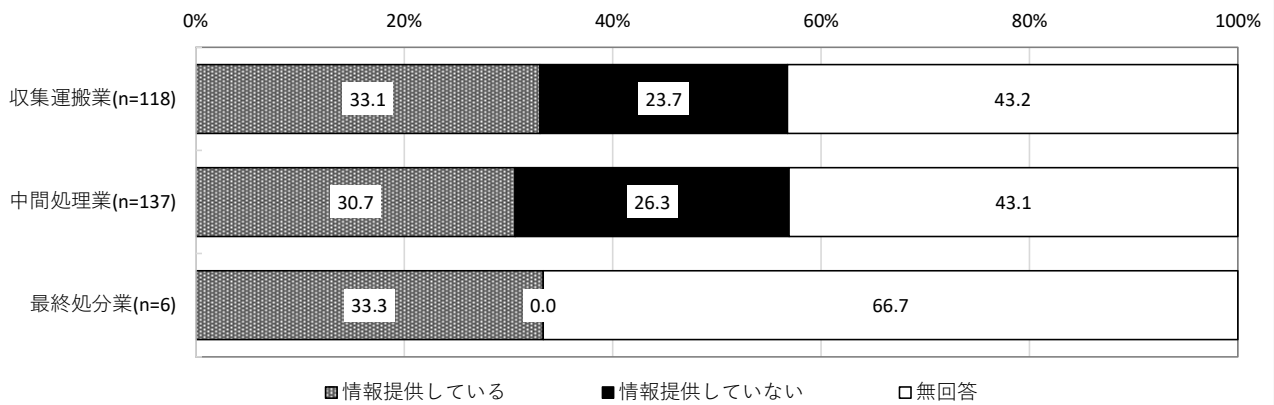
電子 manifests の利用



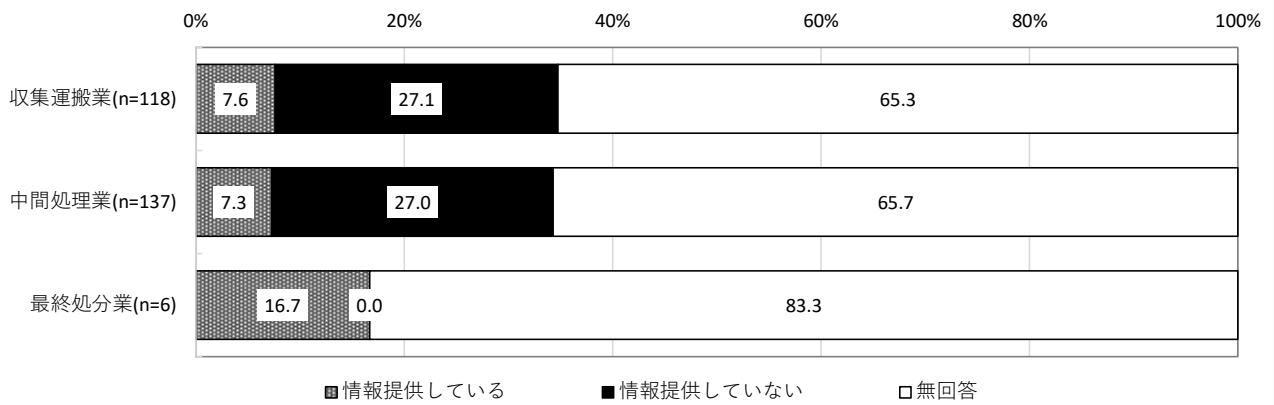
優良産業廃棄物処理業者の認定



リサイクルの取組状況



廃棄物による発電・熱回収の取組状況

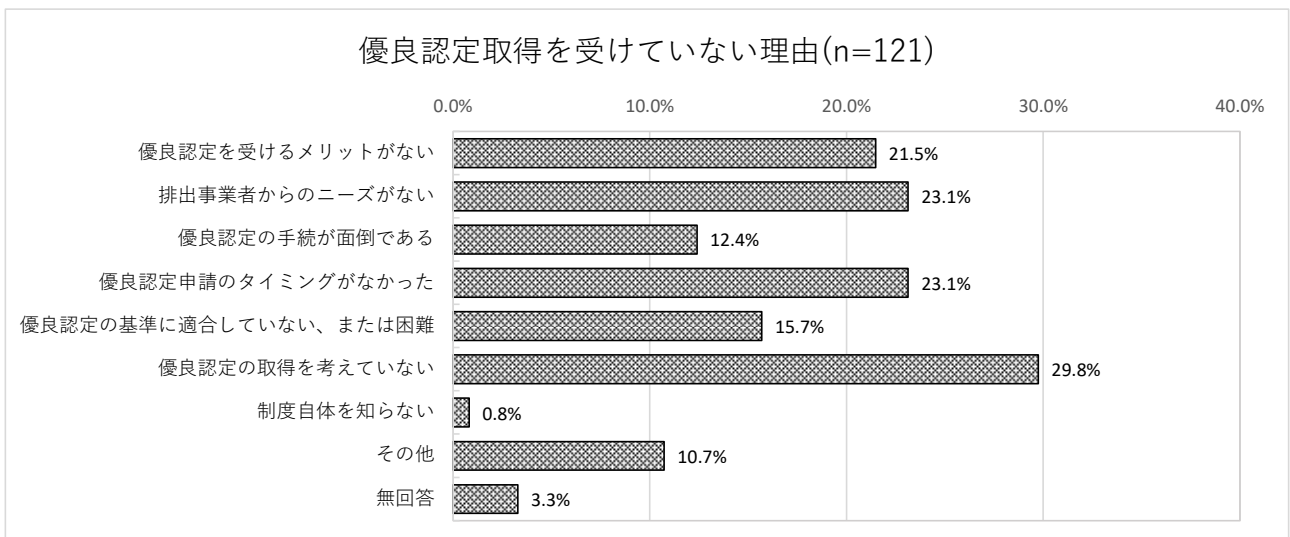
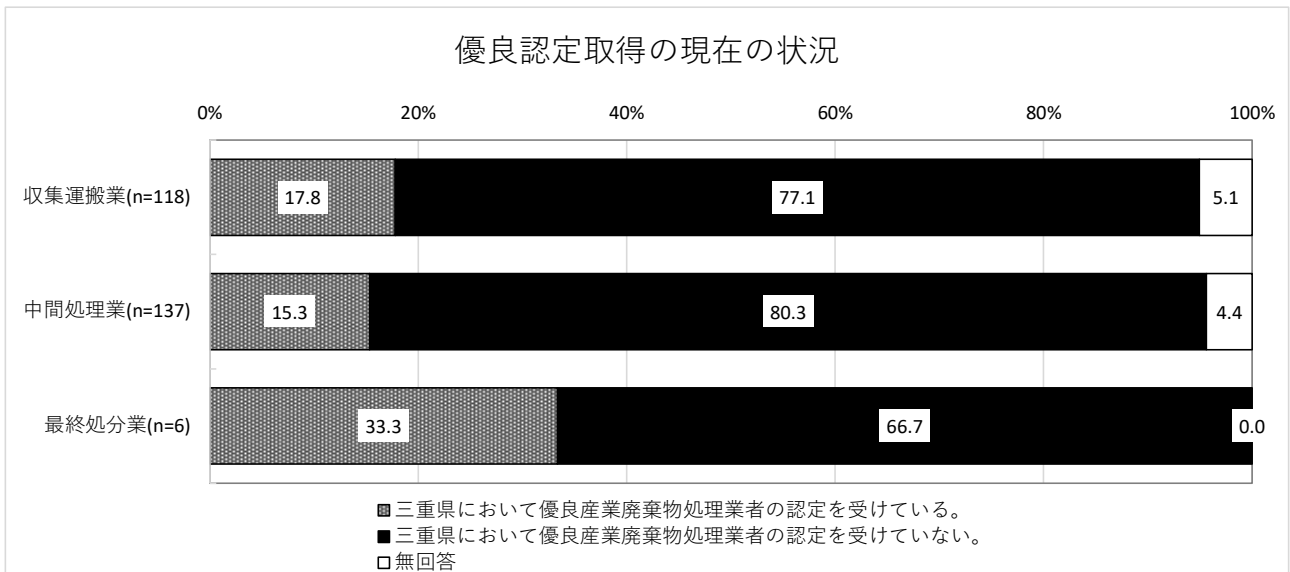


(2) 優良産業廃棄物処理業者認定に関する取組

3-(2) 優良産業廃棄物処理業者認定に関して、現在と今後の取組について、あてはまるものに○を付けてください。

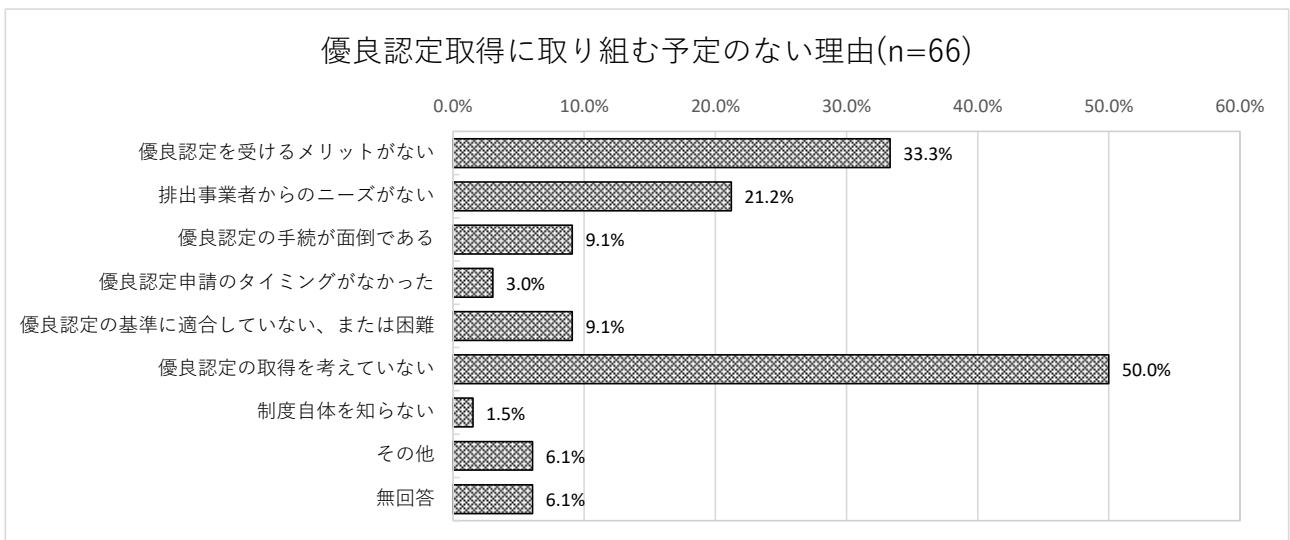
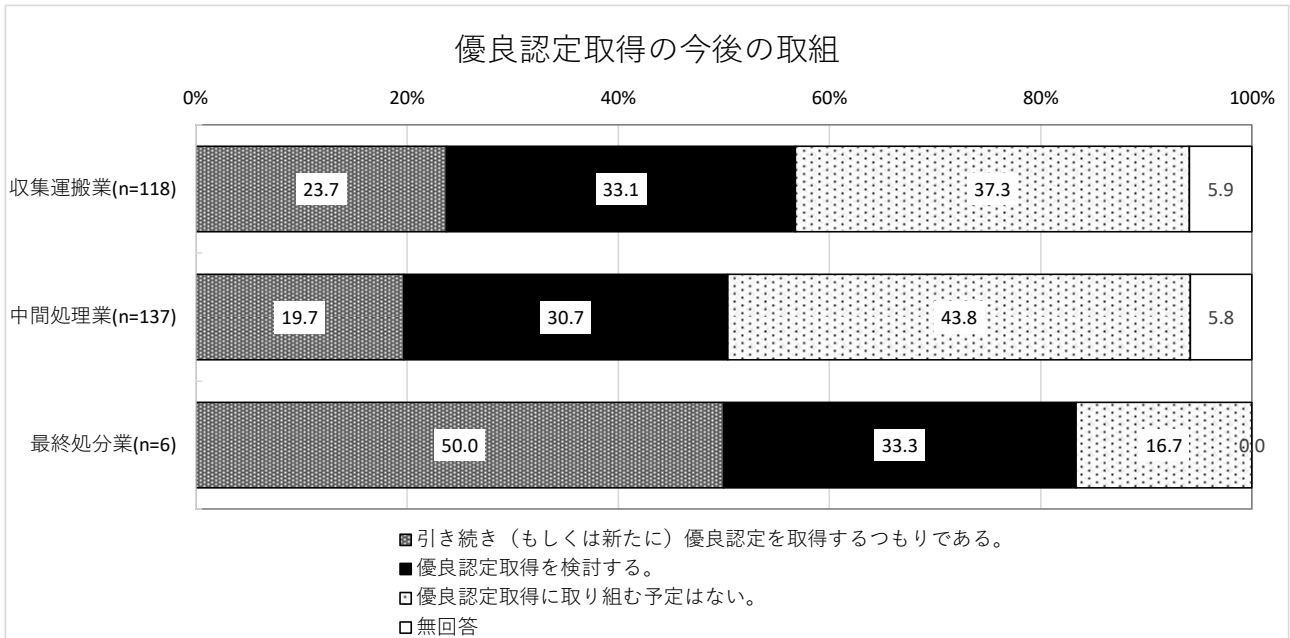
<現在の取組>

- ・現在、優良認定を受けている許可種類では、「収集運搬業」で17.8%、「中間処理業」で15.3%、「最終処分業」で33.3%となっている。
- ・優良認定を受けていない理由で最も高い項目は「優良認定の取得を考えていない」で29.8%となっている。



<今後の取組>

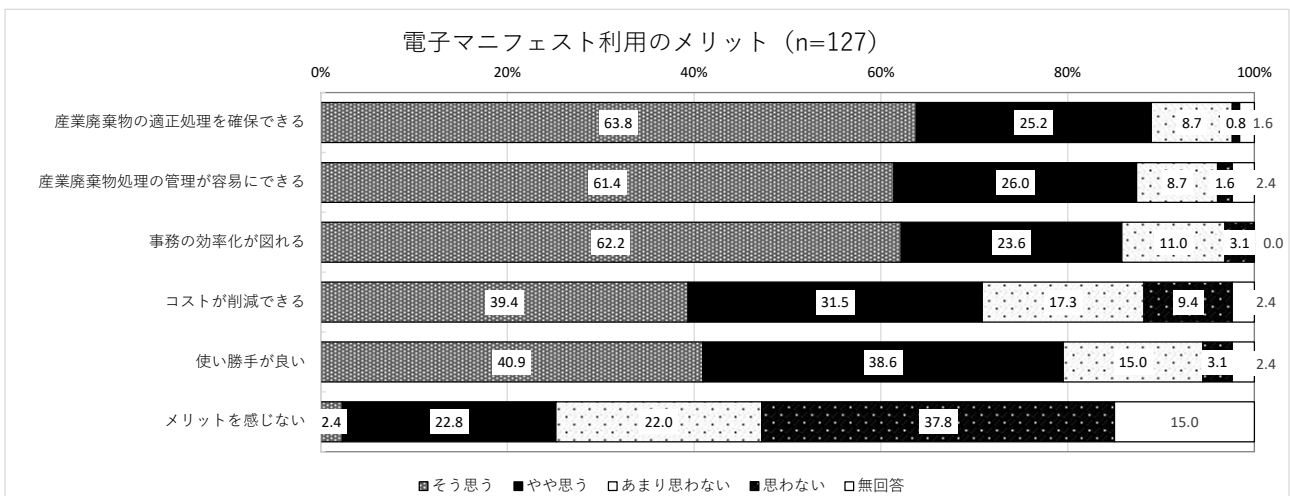
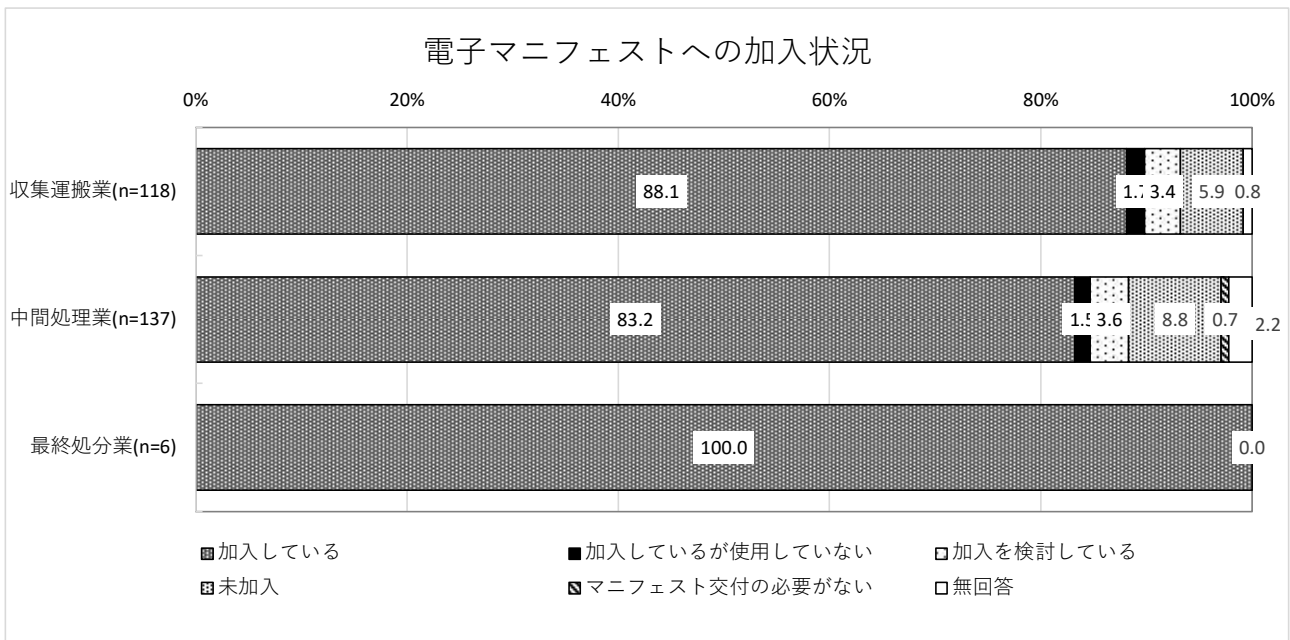
- ・引き続き（もしくは新たに）優良認定を取得する予定の許可種類では、「収集運搬業」で23.7%、「中間処理業」で19.7%、「最終処分業」で50.0%となっている。
- ・今後も優良認定を受ける予定のない理由で最も高い項目は「優良認定の取得を考えていない」で50.0%となっている。



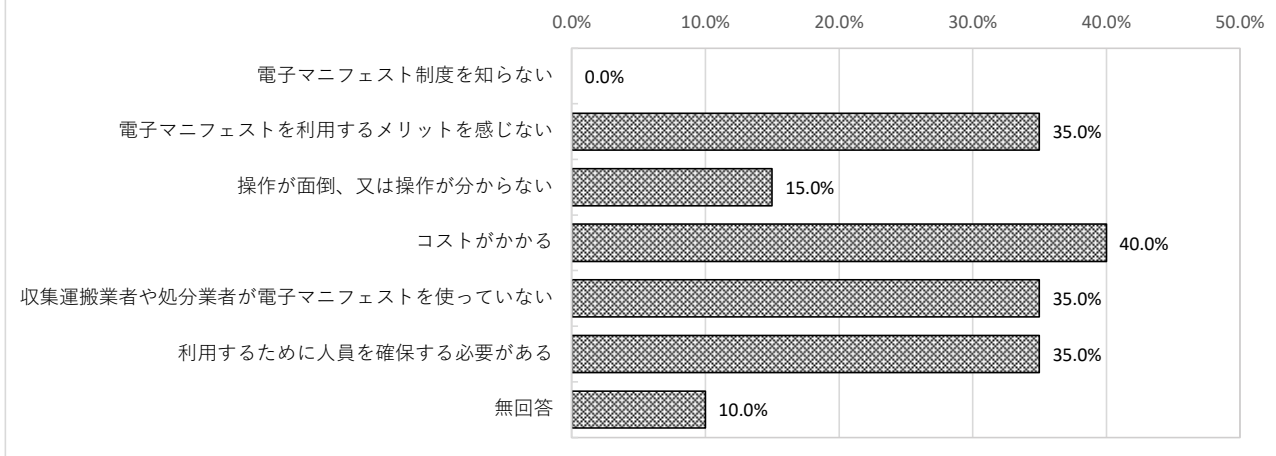
(3) 電子Manifestの加入状況

3-(3) 県では、産業廃棄物の適正処理を確保するため、電子Manifestの普及促進を図っているところですが、貴事業所における電子Manifestの加入状況などをお教えてください。

- ・ 現在、電子Manifestに加入している事業者は概ね8割を超えており、最終処分業では100%となっている。
- ・ 電子Manifest加入へのメリットとして、「産業廃棄物の適正処理を確保できる」、「産業廃棄物処理の管理が容易にできる」、「事務の効率化が図れる」の項目でそう思う割合が高く6割を超えている。
- ・ 一方、加入していない理由では、「コストがかかる」の項目が最も高く40.0%となっている。



電子Manifestoに加入・使用していない理由(n=34)

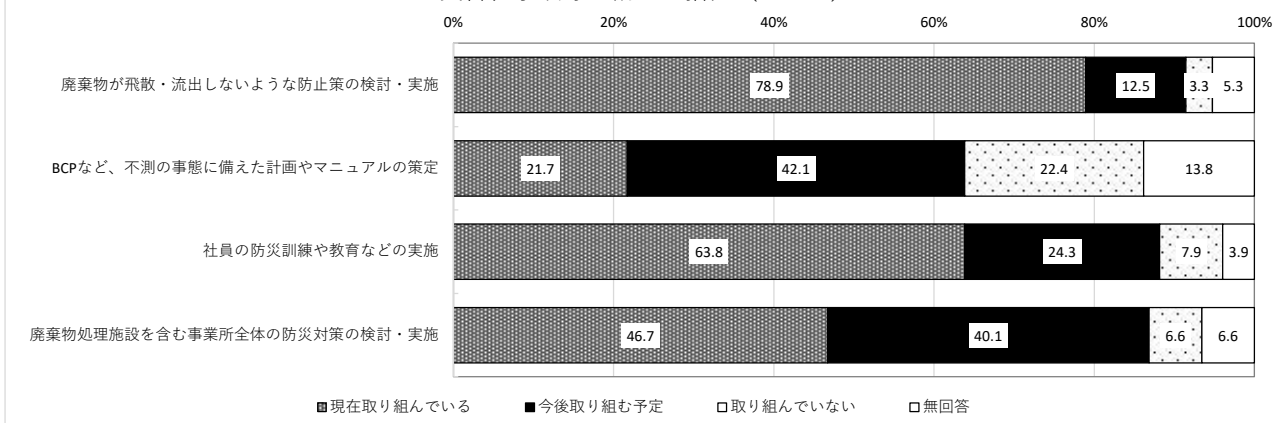


4 災害、事故等に備えた措置

4 現状の取組内容と今後の取組方向について該当する事項に、あてはまる全てに○を付け、その他の措置がある場合は具体的に記載して下さい。

- ・災害、事故等に備えた措置で現在取り組んでいる項目は「廃棄物が飛散・流出しないような防止策の検討・実施」、「社員の防災訓練や教育などの実施」で6割を超える高い割合となっている。
- ・今後取り組む予定の項目は、「BCPなど、不測の事態に備えた計画やマニュアルの策定」、「廃棄物処理施設を含む事業所全体の防災対策の検討・実施」で4割を超える割合となっている。

災害、事故等に備えた措置 (n=152)



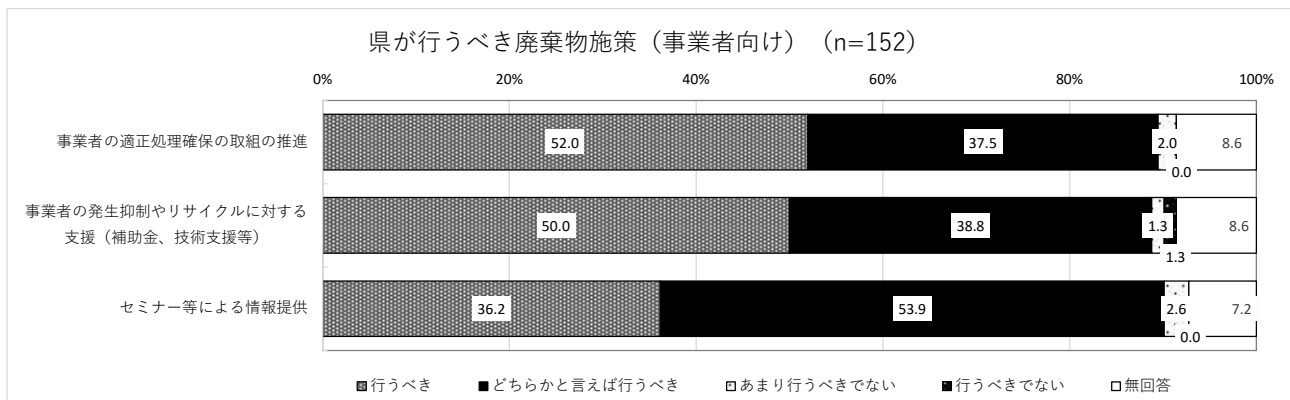
5 三重県の廃棄物関連施策

(1) 県が行うべき廃棄物施策

5-(1) 今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ県が実施する必要性としてあてはまるものに○を付けてください。

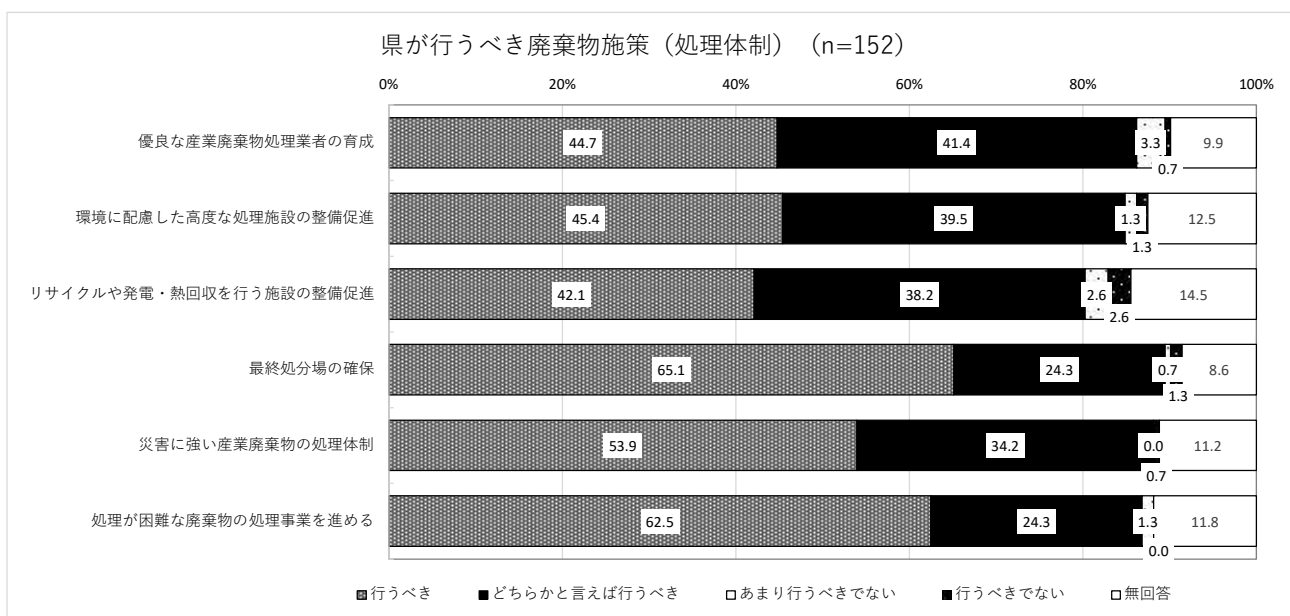
<事業者>

- ・ 県が事業者に対して、廃棄物関連施策で行うべき（行うべき+どちらかと言えば行うべき）施策は概ね9割と高くなっており、その中で最も高い項目は「セミナー等による情報提供」で90.1%となっている。



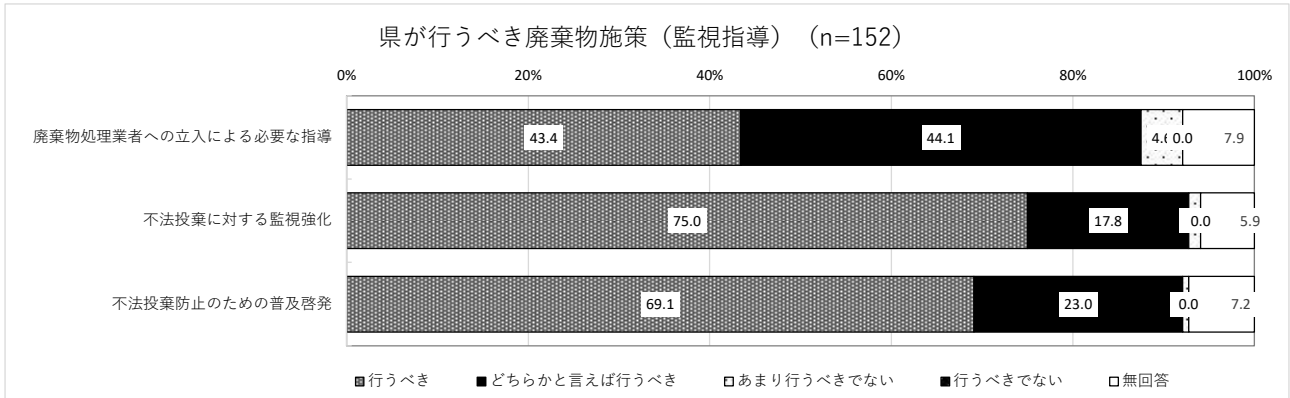
<処理体制>

- ・ 処理体制について、県が廃棄物関連施策で行うべき（行うべき+どちらかと言えば行うべき）施策は概ね8割以上と高くなっており、その中で最も高い項目は「最終処分場の確保」で89.5%となっている。



<監視指導>

- 監視指導について、県が廃棄物関連施策で行うべき（行うべき+どちらかと言えば行うべき）施策は概ね9割と高くなっており、その中で最も高い項目は「不法投棄に対する監視強化」で92.8%となっている。

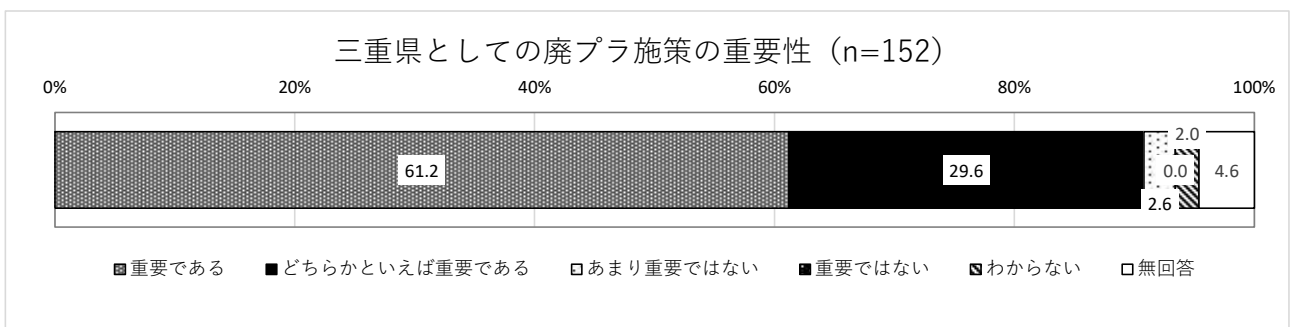


（2）県が行う廃プラスチック類施策の重要性

5－（2） 近年、アジア諸国における廃棄物の禁輸措置等の影響により、国内の廃プラスチック類の適正処理が懸念されているところです。

三重県として、廃プラスチック類の排出抑制やリサイクルに対する支援や取り組みを行うことについて、あてはまるものに○を付けてください。

- 三重県として、廃プラスチック類の排出抑制やリサイクルに対する支援・取組みを行うことについての重要性は、「重要である」が61.2%、「どちらかといえば重要である」が29.6%となっており、合わせて9割の事業所が重要であると考えている。



(3) 産業廃棄物税によって県が実施すべき事業

5-(3) 産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○を付け(複数回答可)、その他実施すべきだと考える事業があれば具体的に記載してください。

- 産業廃棄物税の用途について、最も要望が高かった項目は「県内の不法投棄対策」で54.6%となっており、次いで「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」が53.9%となっている。

